●農工銀行法第七條ノ規定ニ依リ同法第六條ノ二ノ貸付制限額ヲ超過シ得ル地方ヲ指定スルノ件

（昭和十六年四月十九日勅令第四百六十一號）

於農工銀行法第七條ノ規定ニ依リ同法第六條ノ二ノ貸付制限額ヲ超過シ得ル地方ヲ指定スルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

農工銀行法第七條ノ規定ニ依リ同法第六條ノ二ノ貸付制限額ヲ超過シテ掃込資本金額、積立金總高及農工債券發行額ノ三分ノ二迄增加シ得ル地方ヲ定ムルコト左ノ如シ

神奈川縣　愛知縣

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年勅令第百三十二號ハ之ヲ廢止ス

●北海道拓殖銀行法

（明治三十二年三月二十二日法律第七十六號）

【沿革】

明治三十八年三月法律第五〇號、同四十年四月同第三九號、同四十二年三月同第一〇號、同年四月同第三四號、同四十三年四月同第三七號、同四十四年三月同第二九號、同四十五年四月同第一七號、大正四年六月同第二一號、同五年三月同第二四號、同六年七月同第一九號、同九年七月同第二〇號、同十一年四月同第六九號、同十二年三月同第四號、同十五年三月同第三號、昭和二年三月同第二三號、同六年三月同第二三號、同年四月同第六二號、同八年三月同第三一號、同十一年五月同第一一號、同十四年三月同第二六號、同年四月同第六八號、同十六年三月同第四一號、同十七年二月同第一四號改正

於帝國議會ノ協賛ヲ經タル北海道拓殖銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

北海道拓殖銀行法

第一章　總則

第一條　北海道拓殖銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

第二條　北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第三條　北海道拓殖銀行ハ資本金ハ三百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重役

第四條　北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第五條　取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第六條　取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ

得ス但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　營業

第七條　北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　五十箇年以内ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

二　五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産、漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスル貸付但シ山林ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

三　北海道樺太ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ買トスル貸付及其ノ社債券ノ應募、引受

四　爲替、荷爲替及北海道樺太ノ產物ヲ擔保トスル貸付

五　預リ金及保護預リ

六　手形ノ割引

七　擔保附社債ニ關スル信託事業

八　他銀行ノ業務代理

九　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道樺太ノ產物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫內ニ貯藏スル產業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

漁業權又ハ漁船ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動產ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

法律ノ規定ニ依リ一箇ノ物ト看做サルル財團ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ不動產ト看做ス

第七條ノ二　北海道拓殖銀行ハ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トスル債券（抵當證券ヲ含ム）ヲ賣トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

第七條ノ三　北海道拓殖銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

第八條　北海道、北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ割賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ割賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

五人以上ノ農業者、林業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以內ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

左ノ各號ノ一ニ該當スル法人中農林業、畜產業、水產業、工業又ハ不動產ニ關スル事業ヲ行フモノニシテ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ對シテハ割賦又ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

一　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人

二　法令ニ依リ組織セラレタル組合又ハ其ノ聯合會

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ割賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ二　北海道拓殖銀行ハ前四條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三　貸付金ノ割賦償還ニ付テハ五箇年以內ニ於テ据置期間ヲ定ムルコトヲ得

割賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以內ニ於テ更ニ据置期間ヲ定ムルコトヲ得

第九條　北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

第十條　北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ樺太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第十一條ノ二　無擔保ニテ借入ヲ爲シタル北海道市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ割賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ北海道拓殖銀行ハ北海道ニ對シテハ內務大臣ニ、市町村其ノ他ノ公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ市町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滯金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ

第四章　北海道拓殖債券

第十二條　北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ割賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第二百九十六條及第二百九十八條ノ規定ヲ適用セス

北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第十二條ノ二　北海道拓殖銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商法第三百一條第二項第一號及第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第三百五條第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第三百一條第二項第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條ノ三　北海道拓殖銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第三百一條第二項第一號乃至第五號、第七號及第八號ニ揭ケタル事項ヲ公告スヘシ

第十三條　北海道拓殖銀行ハ割賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

第十四條　北海道拓殖銀行ハ割賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第十五條　北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第十五條ノ二　北海道拓殖債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第五章　準備金

第十六條　北海道拓殖銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章　政府ノ監督及補助

第十七條　政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條　北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條　北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　北海道拓殖銀行ハ割賦償還貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十一條ノ二　主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ニ對シ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條　政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條　北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條　政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十六條　前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

第七章　罰則

第二十七條　北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二　第十二條又ハ第十二條ノ三ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニアラス

三　第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

四　本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第二十八條　北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條　北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

附　則

第三十條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設置ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十一條　設立委員ハ定款ヲ作リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十二條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ禀請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十三條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ

第三十四條　北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

附　則（大正九年七月法律第二〇號）

本法施行前ニ發行シタル北海道拓殖銀行ノ債券ニ關シテハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附　則（昭和二年三月法律第二三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二年十一月勅令第三二六號ヲ以テ昭和三年一月一日ヨリ施行）

附　則（昭和六年三月法律第二三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年七月勅令第一八七號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行）

第三章　保險業

●保險業法（昭和十四年三月二十九日法律第四十一號）

沿革　昭和一五年三月法律第五九號、一八年三月第四二號、二〇年二月第一一號、二二年一二月第二二三號、二三年七月第一九三號改正

旧帝國議會ノ協賛ヲ經タル保險業法改正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

保險業法

第一章　總則

第一條　保險事業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　定款

二　事業方法書

三　普通保險約款

四　保險料及責任準備金算出方法書

五　財產利用方法書

第二條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ免許ヲ申請シタル者ヲシテ相當ノ金額ヲ供託セシムルコトヲ得

前項ノ供託金ハ主務大臣ノ認許シタル有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三條　保險事業ハ資本又ハ基金ノ總額十萬圓以上ノ株式會社又ハ相互會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第四條　保險會社ハ其ノ商號又ハ名稱中ニ其ノ營ム主タル保險事業ノ種類ヲ示スコトヲ要ス

保險會社ニ非ザルモノハ其ノ商號又ハ名稱中ニ保險事業者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五條　保險會社ハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ但シ生命保險事業ヲ營ム會社ハ信託業法ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ支拂フ保險金ニ付信託ノ引受ヲ爲ス業務ヲ營ムコトヲ得

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第五條ノ二　信託業法第九條及第十條ノ規定ハ保險會社ガ前條第一項但書ノ規定ニ依リ信託業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ三　信託業務ヲ營ム保險會社ハ其ノ信託業務ニ付テハ租稅ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス

第六條　保險會社ノ常務ニ從事スル取締役若ハ監査役又ハ支配人ガ他ノ

會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七條　保險會社ハ生命保險事業ト損害保險事業トヲ併セ營ムコトヲ得ズ但シ生命保險事業ヲ營ム會社ハ生命保險ノ再保險事業ヲ營ムコトヲ得

第八條　主務大臣ハ何時ニテモ保險會社ヲシテ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ保險會社ノ營業所、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムルコトヲ要ス

第九條　主務大臣保險會社ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ業務執行ノ方法ノ變更又ハ財產ノ供託ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條　保險會社ガ第一條第二項又ハ第五條第二項ニ揭グル書類ニ定メタル事項ノ變更ヲ爲スニハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

主務大臣保險會社ノ業務若ハ財產ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ變更認可ノ際現ニ存スル保險契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及ブモノト爲スコトヲ得

前項ノ處分アリタルトキハ保險會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條　削除

第十二條　保險會社ガ法令、主務大臣ノ命令若ハ第一條第二項ニ揭グル書類ニ定メタル特ニ重要ナル事項ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ取締役若ハ監査役ノ解任若ハ事業ノ停止ヲ命ジ又ハ事業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二章　株式會社

第十三條　保險事業ヲ營ム株式會社ノ定款ニハ商法第百六十六條第一項ニ揭グル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　保險ノ種類及營業ノ範圍

二　設立費用ノ償却ノ方法

第十四條　株式申込證ニハ前條及商法第百七十五條第二項ニ揭グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第十五條　會社ハ第十三條及商法第百八十八條第二項ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第十六條　會社ハ設立費用及營業費ノ金額ヲ償却シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

商法第二百九十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條　會社ガ資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ決議ノ要旨及貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十八條、第百十二條第二項第三項、第百二十條及第百二十八條第三項ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條　會社ガ資本減少又ハ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得資本減少又ハ合併ニ

依ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第三百七十七條第一項但書ノ期間ニ付亦同ジ

第十九條　保險事業ヲ營ム株式會社ハ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ相互會社ト爲スコトヲ得

前項ノ相互會社ノ基金ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ總額十萬圓ヲ下リ又ハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ損失ノ塡補ニ備フル爲主務大臣ノ必要ト認ムル額ノ準備金ヲ設クルコトヲ要ス

第二十條　組織變更ハ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十一條　會社ガ組織變更ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ決議ノ要旨及貸借對照表ヲ公告シ且株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第百十二條第二項及第三項竝ニ商法第九十九條及第百條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ商法第百條第一項但書中二月トアルハ之ヲ一月トス

第二十二條　會社ガ前條第一項ノ公告ヲ爲シタル日以後保險契約ヲ爲サントスルトキハ保險契約者タラントスル者ニ組織變更ノ手續中ノ旨ヲ通知シ其ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ承諾ヲ爲シタル保險契約者ハ組織變更ノ手續ノ關係ニ於テハ之ヲ保險契約者ニ非ザル者ト看做ス

第二十三條　第二十一條第一項ノ公告ニ對シ第百十二條第二項ノ期間內ニ異議ヲ述ベタル保險契約者ノ數及其ノ保險金額ガ同條第三項ニ定ムル割合ヲ超エザルトキハ取締役ハ商法第百條ノ手續ノ終了後遲滯ナク保險契約者總會ヲ招集スルコトヲ要ス

商法第二百二十四條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ會社ノ保險契約者ニ對スル通知ニ之ヲ準用ス

第二十四條　會社ハ組織變更ノ決議ニ於テ保險契約者總會ニ代ルベキ機關ニ關スル定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ機關ニハ保險契約者總會ニ關スル規定ヲ準用ス

第一項ノ定ヲ爲シタルトキハ其ノ機關ノ構成ノ要領ヲ第二十一條第一項ノ公告ニ記載スルコトヲ要ス

第二十五條　保險契約者總會ニ於テハ保險契約者ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第三十九條第三項及商法第二百三十八條ノ規定ハ保險契約者總會ニ之ヲ準用ス

第二十六條　取締役ハ組織變更ニ關スル事項ヲ保險契約者總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二十七條　保險契約者總會ニ於テハ定款ノ變更其ノ他相互會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

第二十條第一項ノ決議ハ前項ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得但シ會社ノ債權者ノ利益ヲ害スルコトヲ得ズ

前項ノ變更ガ株主ニ損害ヲ及ボスベキトキハ株主總會ノ同意アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二十條第二項ノ規定ヲ準用ス

商法第百八十七條第二項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十八條　組織變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第二十九條　株式會社カ其ノ組織ヲ變更シタルトキハ本店及主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、支店及從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ株式會社ニ付テハ解散ノ登記、相互會社ニ付テハ第四十條第二項ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ第二十條第一項ノ決議、第二十一條第一項ノ公告、第二十七條ノ決議及同意、前條ノ認可、第百十二條第三項ノ異議竝ニ商法第百條ノ手續ノ終了ヲ證スル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十條　株式會社ノ保險契約者ハ組織變更ニ因リ其ノ相互會社ニ入社ス

第三十一條　第百十六條竝ニ商法第二百八條第一項、第二百九條第一項第二項、第三百七十六條第一項及第三百八十條ノ規定ハ組織變更ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ商法第三百八十條第三項中第百三十七條トアルハ之ヲ第百八條トス

第三十二條　生命保險ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ハ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ付會社ノ總財産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一號ニ揭グル先取特權ニ次グ

第三十三條　前條第一項ニ揭グル者ハ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ付會社カ本法ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ供託シタル財産ノ上ニ他ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第三章　相互會社

第一節　設立

第三十四條　相互會社ノ發起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　保險ノ種類及事業ノ範圍
二　名稱
三　事務所ノ所在地
四　基金ノ總額
五　基金ノ醵出者カ有スベキ權利
六　基金及設立費用ノ償却ノ方法
七　剩餘金分配ノ方法
八　會社カ公告ヲ爲ス方法
九　會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産アルトキハ其ノ財産、價格及讓渡人ノ氏名
十　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第三十五條　相互會社ハ其ノ名稱中ニ相互會社ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス

第三十六條　基金ノ拂込ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ズ

商法第百七十一條第二項、第百七十七條第一項及第百八十九條ノ規定ハ基金ノ拂込ニ之ヲ準用ス

第三十七條　相互會社ノ設立ニハ百人以上ノ社員アルコトヲ要ス

第三十八條　發起人ニ非ザル者カ社員タラントスルトキハ入社申込證ニ通ニ保險ノ目的及保險金額ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス但シ會社

ノ成立後社員タラントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ

入社申込證ハ發起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　定款ノ認證ノ年月日及其ノ認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名
二　第三十四條ニ揭グル事項
三　基金ノ醵出者ノ氏名及住所竝ニ其ノ各自カ醵出スル金額
四　發起人ノ氏名及住所
五　發起人カ報酬ヲ受クベキトキハ其ノ報酬ノ額
六　設立ノ際募集セントスル社員ノ數
七　一定ノ時期迄ニ創立總會カ終結セザルトキハ入社ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

民法第九十三條但書ノ規定ハ會社ノ成立前ニ於ケル入社ノ申込ニハ之ヲ適用セズ

第三十九條　基金ノ第一回ノ拂込カ終了シ且社員カ豫定ノ數ニ滿チタルトキハ發起人ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

創立總會ニ於テハ社員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第五十二條竝ニ商法第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條、第二百四十三條、第二百四十四條及第二百四十七條乃至第二百五十三條ノ規定ハ相互會社ノ創立總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第四十條　相互會社ノ設立ノ登記ハ創立總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第三十四條第一號、第二號及第四號乃至第十號ニ揭グル事項
二　事務所
三　取締役及監査役ノ氏名及住所
四　取締役ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名
五　數人ノ取締役カ共同シ又ハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四十一條　社員總會ニ於テ發起人ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ十分ノ一以上ノ社員カ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第五十七條第二項、第五十八條第二項乃至第五項、第五十九條及商法第二百七十七條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條　商法第九條、第十一條乃至第十五條、第十九條乃至第二十一條、第三十條乃至第四十三條、第四十五條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十五條、第五十七條乃至第六十一條、第六十四條第二項、第六十五條乃至第六十七條、第百六十五條、第百六十六條第二項、第百六十七條、第百八十一條乃至第百八十七條、第百九十三條乃至第百九十六條及第百九十八條ノ規定ハ相互會社ニ之ヲ準用ス但シ商法第百九十六條中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第二節　社員ノ權利義務

第四十三條　社員ハ會社ノ債權者ニ對シ直接ニ義務ヲ負フコトナシ

第四十四條　會社ノ債務ニ關スル社員ノ責任ハ保險料ヲ限度トス

第四十五條　社員ハ保險料ノ拂込ニ付相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十六條　會社ハ定款ヲ以テ保險金額ノ削減ニ關スル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

第四十七條　損害保險ヲ目的トスル相互會社ノ社員ガ保險ノ目的ヲ讓渡シタルトキハ讓受人ハ會社ノ承諾ヲ得テ讓渡人ノ權利義務ヲ承繼スルコトヲ得

第四十八條　生命保險ヲ目的トスル相互會社ノ社員ハ會社ノ承諾ヲ得テ他人ヲシテ其ノ權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

第四十九條　社員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社員ノ氏名及住所

二　各社員ノ保險契約ノ種類、保險金額及保險料

第五十條　商法第二百二十四條第一項及第二項ノ規定ハ會社ノ入社申込人又ハ社員ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス但シ保險關係ニ屬スル事項ノ通知又ハ催告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三節　會社ノ機關

第五十一條　會社ハ定款ヲ以テ社員總會ニ代ルベキ機關ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ機關ニハ社員總會ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十二條　社員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條　十分ノ一以上ノ社員ハ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得但シ此ノ權利ノ行使ニ付定款ヲ以テ他ノ標準ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百三十七條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十四條　商法第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項第四項、第二百四十條、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條第一項第四號第二項及第二百四十六條乃至第二百五十三條ノ規定ハ相互會社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百四十五條第一項及第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トシ商法第二百四十五條第二項中第二百六十八條又ハ第二百七十九條トアルハ之ヲ保險業法第五十八條又ハ第六十一條トス

第五十五條　取締役ハ社員總會ノ認許アルニ非ザレバ同種ノ保險ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役又ハ監査役トナルコトヲ得ズ

第五十六條　取締役ハ定款及總會ノ議事錄ヲ各事務所ニ、社員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

社員及會社ノ債權者ハ事業時間內何時ニテモ前項ニ揭グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條　社員總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ會社ハ決議ノ日ヨリ一月內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ニ付テハ社員總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十八條　社員總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ十分ノ一以上ノ社員ガ訴ノ提起ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ請求ノ日ヨリ一月內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス但シ訴提起ノ請求ヲ爲ス者ニ付定款ヲ以テ他ノ標準ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ請求ハ總會終結ノ日ヨリ三月內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ爲シタル社員ノ議決權ノ過半數ノ同意アルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ請求ヲ爲シタル社員ハ監査役ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社カ敗訴シタルトキハ請求ヲ爲シタル社員ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ズ

第五十九條　前條ノ請求ヲ爲シタル社員ハ特ニ會社ノ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第六十條　商法第二百五十四條乃至第二百五十八條、第二百六十條乃至第二百六十二條、第二百六十五條、第二百六十六條及第二百六十九條乃至第二百七十二條ノ規定ハ相互會社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百七十二條第一項中第二百三十七條トアルハ之ヲ保險業法第五十三條トス

第六十一條　社員總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ十分ノ一以上ノ社員ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十七條第二項、第五十八條第一項但書第二項第三項第五項、第五十九條及商法第二百七十七條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第六十二條　商法第二百五十四條、第二百五十六條但書、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十二條乃至第二百七十六條、第二百七十七條第一項及第二百七十八條ノ規定ハ相互會社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百七十二條第一項中第二百三十七條トアルハ之ヲ保險業法第五十三條トス

第四節　會社ノ計算

第六十三條　會社ハ損失ノ塡補ニ備フル爲毎事業年度ノ剩餘金中ヨリ準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ準備金ノ總額及毎年積立ツベキ其ノ最低額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條　會社ハ損失ヲ塡補シタル後ニ非ザレバ基金利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ

基金ノ償却又ハ剩餘金ノ分配ハ設立費用及事業費ノ全額ヲ償却シ且前條ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反シテ基金利息ノ支拂、基金ノ償却又ハ剩餘金ノ分配ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第六十五條　基金ヲ償却スルトキハ其ノ償却スル金額ト同一ノ金額ヲ積立ツルコトヲ要ス

第六十六條　剩餘金ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ各事業年度ノ終ニ於ケル社員ニ之ヲ分配ス

第六十七條　商法第二百八十一條乃至第二百八十五條及第二百九十五條ノ規定ハ相互會社ノ計算ニ之ヲ準用ス

第五節　定款ノ變更

第六十八條　定款ノ變更ヲ爲スニハ社員總會ノ決議アルコトヲ要ス

第三十九條第二項及商法第三百四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六節　社員ノ退社

第六十九條　社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

一　定款ニ定メタル事由ノ發生

二　保險關係ノ消滅

商法第百六十一條ノ規定ハ相互會社ノ社員ガ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十條　退社員ハ定款又ハ保險約款ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ權利ニ屬スル金額ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

退社員ガ會社ニ對シテ負擔シタル債務アルトキハ會社ハ前項ノ金額ノ中ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第七十一條　退社員ノ權利ニ屬スル金額ノ拂戻ハ退社アリタル日ノ屬スル事業年度ノ終ヨリ三月內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

退社員ノ拂戻請求權ハ前項ノ期間經過ノ後二年間之ヲ行ハザルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第七節　解散

第七十二條　會社ガ解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ認可ノ日ヨリ二週間內ニ決議ノ要旨及貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第百十二條第二項乃至第四項、第百十六條及第百二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十三條　商法第五十六條第三項、第九十六條、第九十八條第二項、第九十九條、第百條、第百二條、第百三條、第百四條第一項第三項、第百五條乃至第百十一條、第四百八條第一項第二項、第四百十二條第一項、第四百十三條第一項第二項、第四百十四條第一項及第四百十五條ノ規定ハ相互會社ニ之ヲ準用ス但シ商法第百條第一項但書中二月トアルハ之ヲ一月トシ第四百十四條第一項中第百八十八條トアルハ之ヲ保險業法第四十條トス

第三十九條第二項ノ規定ハ商法第五十六條第三項ノ規定ニ依ル選任ニ之ヲ準用ス

第八節　清算

第七十四條　會社ガ解散シタルトキハ合併及破產ノ場合ヲ除クノ外本節ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第七十五條　清算人ハ左ノ順序ニ從ヒテ會社財產ヲ處分スルコトヲ要ス

一　一般ノ債務ノ辨濟

二　社員ノ保險金額及第百三十四條第二項ノ規定ニ依リテ社員ニ拂戻スベキ金額ノ支拂

三　基金ノ償却

第七十六條　殘餘財產ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ剩餘金ノ分配ト同一ノ割合ヲ以テ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ要ス

第七十七條　第五十三條、第五十六條乃至第五十九條及第六十一條竝ニ商法第百十六條、第百二十三條乃至第百二十五條、第百二十八條ノ規定ハ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

百二十九條第二項、第百三十一條但書、第百三十四條、第二百三十一條、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十五條第一項第四號第二項、第二百四十七條、第二百四十九條、第二百五十四條第二項、第二百五十八條、第二百六十一條、第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十九條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十七條第一項、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第四百十七條乃至第四百二十四條ノ規定ハ相互會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百四十五條第一項及第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トシ商法第二百四十五條第二項中第二百六十八條又ハ第二百七十九條トアルハ之ヲ保險業法第五十八條又ハ第六十一條トシ商法第二百七十二條第一項中第二百三十七條トアルハ之ヲ保險業法第五十三條トス

第九節　補則

第七十八條　商法第二編第四章第七節及第九節第二款ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外相互會社ニ之ヲ準用ス但シ同法第三百八十一條第一項及第四百五十二條第一項中三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ十分ノ一以上ノ社員トス

第七十九條　非訟事件手續法中株式會社ニ關スル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ相互會社ニ之ヲ準用ス

第八十條　相互會社ガ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ營利ヲ目的トセザル社團法人ト同一ノ登錄稅ヲ納ムルコトヲ要ス

第八十一條　相互會社ニハ營業稅ヲ課セズ

第四章　計算

第八十二條　保險會社ハ每年一回一定ノ時期ニ於テ其ノ帳簿ヲ閉鎖シ總會終結ノ後遲滯ナク財產目錄、貸借對照表、事業報告書及損益計算書竝ニ基金ノ償却、基金利息ノ支拂、準備金及利益又ハ剩餘金ノ配當ニ關スル決議書ヲ主務大臣ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ書類ノ樣式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條　保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ハ會社ノ定時總會終結ノ後其ノ事業時間內何時ニテモ前條ニ揭グル書類ノ閱覽ヲ求メ又ハ定款若ハ保險約款ニ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第八十四條　保險會社ノ財產目錄ニ記載スル有價證券中命令ヲ以テ定ムル國債又ハ利拂及償還確實ナリト認メラルル債券ニ付テハ商法第三十四條第一項及第二百八十五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ均等利廻評價ノ方法ニ依ル價額ヲ附スルコトヲ得

第八十五條　保險會社ノ設立費用及初ノ五年度ノ事業費ハ會社成立ノ後十年ヲ超エザル期間內ニ定款ノ定ムル所ニ從ヒ每年其ノ一部ヲ償却スルコトヲ得

商法第二百八十六條ノ規定ハ保險事業ヲ營ム株式會社ニハ之ヲ適用セズ

第八十六條　保險會社ハ財產ノ評價換又ハ資却ニ因リ計上シタル利益ガ之ニ因リ計上シタル損失ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ全部又ハ一部ヲ積立テ

ザルコトヲ得

第八十七條　前條ノ準備金ハ缺損ノ塡補又ハ財産ノ評價換若ハ資却ニ因リ計上シタル損失カ之ニ因リ計上シタル利益ヲ超ユルトキ其ノ差額ノ塡補ニ充ツル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八十八條　保險會社ハ每決算期ニ保險契約ノ種類ニ從ヒ責任準備金ヲ計算シ且之ヲ特ニ設ケタル帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

商法第三十三條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十九條　生命保險會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險計理人ヲ選任シ保險數理ニ關スル事項ヲ擔當セシムルコトヲ要ス

主務大臣保險計理人カ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナルト認ムルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトヲ得

第九十條　保險計理人ハ會社カ本法ニ依リ主務大臣ニ提出スル書類ニ揭ゲル事項中責任準備金其ノ他ノ保險契約ニ關スル準備金、未收保險料及保險約款ノ規定ニ依ル貸付金ノ計算ノ正當ナルコトヲ確認スルコトヲ要ス

保險計理人前條第一項ノ事項ニ付主務大臣ノ諮問ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク答申ヲ爲スコトヲ要ス

第九十一條　保險會社ノ監査役ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每事業年度二回作成シ之ヲ本店又ハ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五章　會社ノ管理

第九十二條　保險會社ハ契約ヲ以テ他ノ保險會社ニ其ノ業務及財産ノ管理ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ契約ハ各會社ニ於テ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條又ハ本法第三十九條第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第九十三條　前條第一項ノ契約ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九十四條　前條ノ認可アリタルトキハ各會社ハ遲滯ナク其ノ旨及契約ノ要旨ヲ公告シ且管理ヲ委託シタル會社ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨竝ニ受託會社ノ商號又ハ名稱及其ノ本店又ハ主タル事務所ヲ登記スルコトヲ要ス

前項ノ登記ハ委託會社ノ本店及支店又ハ各事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十五條　本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外委託會社ト受託會社トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第九十六條　受託會社カ委託會社ノ爲ニ保險契約其ノ他ノ取引ヲ爲スニハ委託會社ノ爲ニスルコトヲ表示スルコトヲ要ス

前項ノ表示ヲ爲サズシテ爲シタル保險契約其ノ他ノ取引ハ之ヲ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做ス

商法第三十八條第一項及第三項ノ規定ハ受託會社ニ之ヲ準用ス

民法第四十四條第一項ノ規定ハ管理ノ委託アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十七條　管理契約ノ解除ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條又ハ本法第三十九條第二項ノ規定ニ

依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第九十三條ノ規定ハ第一項ノ解除ニ之ヲ準用ス

第九十八條　管理契約ノ解除又ハ終了アリタルトキハ各會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第九十九條　主務大臣保險會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ會社ヲシテ合併、業務及財産ノ管理ノ委託又ハ契約ノ移轉ヲ爲サシムルコトヲ適當ト認ムルトキハ會社ニ對シ之ヲ勸告スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務大臣必要ト認ムルトキハ相手會社ヲ指定シ且其ノ會社ニ對シテモ前項ノ事項ヲ勸告スルコトヲ得

第百條　主務大臣保險會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ト認ムルトキ又ハ業務ノ狀況著シク不良ニシテ公益上其ノ事業ノ繼續ヲ不適當ト認ムルトキハ事業ノ停止、業務及財産ノ管理又ハ契約ノ移轉ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第百一條　前條又ハ第百三十七條第一項ノ管理ハ主務大臣ノ選任シタル保險管理人之ヲ爲ス

保險會社ハ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒否スルコトヲ得ズ

保險管理人ハ管理ヲ受クル會社ニ代リ保險契約其ノ他ノ取引竝ニ財産ノ管理及處分ヲ爲ス權限ヲ有ス

主務大臣ハ保險管理人又ハ管理ヲ受クル會社ニ對シ管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ保險管理人ヲ解任スルコトヲ得

第九十六條第一項第二項及第四項竝ニ商法第三十八條第一項及破産法

第百六十三條乃至第百六十六條ノ規定ハ保險管理人ニ之ヲ準用ス但シ破産法中裁判所トアルハ之ヲ主務大臣トス

第百二條　主務大臣管理ノ命令ヲ爲シタルトキハ直ニ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ其ノ旨ヲ通知シ且會社ノ本店及支店又ハ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

登記所カ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百三條　管理ノ命令アリタルトキハ管理ヲ受クル會社ノ事業ハ之ヲ停止ス但シ主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ停止セザルモノト爲スコトヲ得

第百四條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ管理ヲ受クル會社ノ保險契約ニ付計算ノ基礎ノ變更、保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得

管理ヲ受クル會社カ株式會社ナル場合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ株主ノ名義書換ノ禁止ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ノ處分アリタルトキハ會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依リ株主ノ名義書換ノ禁止ノ處分アリタルトキ亦同ジ

第百五條　保險會社保險管理人タルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ管理ヲ受クル會社ニ對シ合併又ハ保險契約ノ移轉ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ得

第百六條　管理ノ必要ナキニ至リタルトキハ主務大臣管理ノ終了ヲ命ズ

第百二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百七條　商法第三百八十一條第一項第三項、第三百八十六條第一項第一號乃至第五號第十號第十一號、同條第二項中此等ニ關係アル部分、第三百八十七條第一項、第三百八十八條乃至第三百九十一條、第三百九十七條及第三百九十八條ノ規定ハ管理ヲ受クル保險會社ニハ之ヲ適用セズ

第六章　解散

第百八條　保險會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生
二　株主總會又ハ社員總會ノ決議
三　會社ノ合併
四　保險契約全部ノ移轉
五　會社ノ破產
六　免許ノ取消
七　解散ヲ命ズル裁判

會社ガ前項第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ直ニ會社ノ本店及支店又ハ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

登記所ガ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百九條　解散、合併及保險契約ノ移轉ニ關スル決議ハ商法第三百四十三條又ハ本法第三十九條第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第百十條　解散ノ決議、合併及保險契約ノ移轉ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第百十一條　保險會社ハ契約ヲ以テ責任準備金算出ノ基礎ヲ同ジクスル保險契約ノ全部ヲ包括シテ他ノ保險會社ニ移轉スルコトヲ得

會社ハ前項ノ契約ヲ以テ會社財產ヲ移轉スベキコトヲ定ムルコトヲ得但シ主務大臣ガ其ノ會社ノ債權者ノ利益ヲ保護スルニ必要ト認ムル財產ヲ留保スルコトヲ要ス

第百十二條　保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ第百九條ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ移轉契約ノ要旨及各會社ノ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

前項ノ公告ニハ移轉セラルベキ保險契約者ニシテ異議アラバ一定ノ期間內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ期間內ニ異議ヲ述ベタル保險契約者ガ移轉セラルベキ保險契約者總數ノ十分ノ一ヲ超エ又ハ其ノ保險金額ガ移轉セラルベキ保險金總額ノ十分ノ一ヲ超ユルトキハ保險契約ノ移轉ヲ爲スコトヲ得ズ

第百十四條ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ異議ヲ述ベタル保險契約者ニシテ其ノ變更ヲ受クベキ者ガ變更ヲ受クベキ保險契約者總數ノ十分ノ一ヲ超エ又ハ其ノ保險金額ガ變更ヲ受クベキ保險契約者ノ保險金總額ノ十分ノ一ヲ超ユルトキ亦同ジ

前二項ノ規定ハ相互會社ガ第五十一條ノ機關ニ依ラズシテ保險契約移轉ノ決議ヲ爲シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第百十三條　保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ移轉セントスル保險契約ト同種ノ保險契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第百十四條　保險契約全部ノ移轉ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ移轉スベキ保險契約ニ付移轉契約ヲ以テ計算ノ基礎ノ變更、保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ定ムルコトヲ得

第百十五條　前條ノ規定ニ依リ保險金額ノ削減ヲ定ムル場合ニ於テハ保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ財產ノ處分ヲ爲シ又ハ債務ヲ負擔スベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會社ノ維持ニ必要ナル費用ヲ支出スル場合又ハ財產ノ保全其ノ他特別ノ必要ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ財產ヲ處分スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

保險契約ノ移轉アリタルトキハ保險契約ニ因リテ生ジタル債權ニシテ前項ノ規定ニ依リ支拂ヲ停止セラレタルモノニ付テハ移轉契約ニ定メタル保險金額削減ノ割合ニ依リ其ノ金額ヲ削減シテ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ其ノ變更ヲ爲サントスル會社亦第一項ニ同ジ但シ保險契約ニ因リテ生ジタル債務ヲ辨濟シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ變更ニ關セザル行爲ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十六條　會社ガ保險契約ノ移轉ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス移轉ヲ爲サザルニ至リタルトキ亦同ジ

第百十七條　保險契約ノ移轉ヲ爲シタル會社ガ其ノ保險契約ニ付有スル權利義務ハ移轉ヲ受ケタル會社之ヲ承繼ス移轉契約ヲ以テ移轉スベキ

決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ移轉セントスル保險契約ト同種ノ保險契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第百十四條　保險契約全部ノ移轉ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ移轉スベキ保險契約ニ付移轉契約ヲ以テ計算ノ基礎ノ變更、保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ定ムルコトヲ得

第百十五條　前條ノ規定ニ依リ保險金額ノ削減ヲ定ムル場合ニ於テハ保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ財產ノ處分ヲ爲シ又ハ債務ヲ負擔スベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會社ノ維持ニ必要ナル費用ヲ支出スル場合又ハ財產ノ保全其ノ他特別ノ必要ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ財產ヲ處分スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

保險契約ノ移轉アリタルトキハ保險契約ニ因リテ生ジタル債權ニシテ前項ノ規定ニ依リ支拂ヲ停止セラレタルモノニ付テハ移轉契約ニ定メタル保險金額削減ノ割合ニ依リ其ノ金額ヲ削減シテ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ其ノ變更ヲ爲サントスル會社亦第一項ニ同ジ但シ保險契約ニ因リテ生ジタル債務ヲ辨濟シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ變更ニ關セザル行爲ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十六條　會社ガ保險契約ノ移轉ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス移轉ヲ爲サザルニ至リタルトキ亦同ジ

第百十七條　保險契約ノ移轉ヲ爲シタル會社ガ其ノ保險契約ニ付有スル權利義務ハ移轉ヲ受ケタル會社之ヲ承繼ス移轉契約ヲ以テ移轉スベキ

保險契約移轉ノ決議ノ後ニ於テ移轉スベキ保險契約ニ付爲シタル收支其ノ他移轉スベキ保險契約又ハ財產ニ付生ジタル變更ハ移轉ヲ受ケタル會社ニ歸ス

第百十八條　保險契約ノ移轉アリタル場合ニ於テ移轉ヲ受ケタル會社ガ相互會社ナルトキハ其ノ保險契約者ハ其ノ會社ニ入社ス

第百十九條　會社ハ解散ノ後ト雖モ三月內ニ限リ保險契約移轉ノ決議ヲ爲スコトヲ得

第百三十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セズ但シ保險契約ノ移轉ヲ爲サザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十條　保險契約ノ移轉ニ因ル解散ノ登記ノ申請書ニハ移轉契約書、各會社ノ株主總會又ハ社員總會ノ決議錄竝ニ第百十二條ノ公告及異議竝ニ保險契約移轉ノ認可ヲ證スル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百二十一條　保險會社第百條又ハ第百三十七條第一項ノ規定ニ依ル契約ノ移轉ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ相手會社ノ指定アルトキハ其ノ會社、指定ナキトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ保險會社ニ對シ契約ノ移轉ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ指定又ハ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ相手會社ニ對シ之ヲ通知ス

第一項ノ協議ハ各會社ニ於テ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第一項ノ協議調ヒタルトキハ各會社ハ遲滯ナク主務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

第百九條ノ規定ハ第三項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第百二十二條　主務大臣ノ命令ニ依リ契約ノ移轉ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ前條第一項ノ協議ヲ以テ移轉スベキ保險契約ニ關スル準備金ノ金額ニ相當スル財産ヲ移轉スベキコトヲ定ムルコトヲ要ス

第百十一條第二項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十四條及第百十五條ノ規定ハ前條第一項ノ協議ニ之ヲ準用ス

第百二十三條　主務大臣契約ノ移轉ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ移轉スベキ保險契約ニ關スル計理ニ付特別ノ計算ヲ爲スベキコトヲ命ジ其ノ他移轉ヲ受クル會社ノ保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第百二十四條　契約ノ移轉ニ關スル協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ契約ノ移轉ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

主務大臣前項ノ決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ各會社ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第百二十五條　主務大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉ハ主務大臣ノ認可又ハ決定ニ依リ其ノ效力ヲ生ズ

前項ノ認可又ハ決定アリタルトキハ會社ハ遲滯ナク其ノ旨及契約ノ移轉ニ關スル協議又ハ決定ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第百二十六條　第百三條、第百四條、第百七條、第百十八條及第百二十條ノ規定ハ主務大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百二十七條　保險會社ハ其ノ會社ニ入社シ株式會社ナルトキハ相互會社ノ社員ハ其ノ地位ヲ失フ但シ保險關係ニ屬スル權利義務ハ合併契約ノ定ムル所ニ從ヒ合併後存續スル株式會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル株式會社之ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ合併後存續スル會社ニ入社スベキ者ハ商法第四百十二條第一項ノ規定ニ依ル社員總會ニ於テ社員ト同一ノ權利ヲ有ス但シ合併契約ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條及第三十九條第二項第三項竝ニ商法第百八十二條、第百八十三條及第百八十七條第二項ノ規定ハ合併ニ因リテ設立スル相互會社ノ創立總會ニ之ヲ準用ス

第七章　清算

第百三十二條　保險會社ガ免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ清算人ヲ選任ス

商法第百二十二條、第百三十八條及第四百十七條第二項ニ定ムル清算人ノ選任ハ主務大臣之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ利害關係人ノ請求ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得

商法第百二十九條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

主務大臣ハ監査役又ハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ請求ニ依リ清算人ヲ解任スルコトヲ得但シ此ノ請求ヲ爲ス社員ニ付定款ヲ以テ他ノ標準ヲ定ムルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ主務大臣ハ前項ノ請求ナクシテ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第百二十八條　保險會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ合併契約ノ要旨及各會社ノ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第百十二條第二項乃至第四項、第百十六條及第百二十條ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リテ爲シタル合併ハ異議ヲ述ベタル保險契約者其ノ他保險契約ニ因リテ生ジタル權利ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第百二十九條　會社ガ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ合併契約ヲ以テ其ノ保險契約ニ關スル計算ノ基礎又ハ契約條項ノ變更ヲ定ムルコトヲ得

第百十三條及第百十五條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ其ノ變更ヲ爲サントスル會社ニ之ヲ準用ス

第百三十條　相互會社ハ他ノ保險會社ト合併ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ相互會社ナルコトヲ要ス但シ合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ株式會社ナルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ株式會社ナルコトヲ得

相互會社ト株式會社トノ合併ノ場合ニ於テハ各本法又ハ商法ノ合併ニ關スル規定ニ從フコトヲ要ス

合併契約書ニ記載スベキ事項其ノ他合併ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十一條　前條ノ合併アリタル場合ニ於テ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ガ相互會社ナルトキハ合併ニ因リテ解散ス

ル會社ノ保險契約者ハ其ノ會社ニ入社シ株式會社ナルトキハ相互會社ノ社員ハ其ノ地位ヲ失フ但シ保險關係ニ屬スル權利義務ハ合併契約ノ定ムル所ニ從ヒ合併後存續スル株式會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル株式會社之ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ合併後存續スル會社ニ入社スベキ者ハ商法第四百十二條第一項ノ規定ニ依ル社員總會ニ於テ社員ト同一ノ權利ヲ有ス但シ合併契約ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條及第三十九條第二項第三項竝ニ商法第百八十二條、第百八十三條及第百八十七條第二項ノ規定ハ合併ニ因リテ設立スル相互會社ノ創立總會ニ之ヲ準用ス

第七章　清算

第百三十二條　保險會社ガ免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ清算人ヲ選任ス

商法第百二十二條、第百三十八條及第四百十七條第二項ニ定ムル清算人ノ選任ハ主務大臣之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ利害關係人ノ請求ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得

商法第百二十九條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

主務大臣ハ監査役又ハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ請求ニ依リ清算人ヲ解任スルコトヲ得但シ此ノ請求ヲ爲ス社員ニ付定款ヲ以テ他ノ標準ヲ定ムルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ主務大臣ハ前項ノ請求ナクシテ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第八章　罰則

第百三十八條　第一條第一項ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ保險事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十九條　保險管理人、保險計理人又ハ相互會社ノ發起人、第七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第五十六條第三項ノ設立委員、取締役、

監査役、第六十條若ハ第六十二條ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他事業ニ關スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ會社ヲ害センコトヲ圖リテ其ノ任務ニ背キ會社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ七年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

相互會社ノ清算人、第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項ノ職務代行者又ハ第七十八條ノ整理委員、監督員若ハ管理人前項ニ揭グル行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第百四十條　第二十四條第一項又ハ第五十一條第一項ノ機關ヲ構成スル者自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ保險契約者若ハ社員ヲ害センコトヲ圖リテ其ノ任務ニ背キ保險契約者若ハ社員ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四十一條　前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百四十二條　第百三十九條第一項ニ揭グル者又ハ相互會社ノ檢査役ハ左ノ場合ニ於テハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　會社ノ設立ノ場合ニ於テ社員ノ數、基金總額ノ引受若ハ基金ノ拂込ニ付又ハ第三十四條第四號乃至第六號第九號若ハ第三十八條第二項第三號第五號ニ揭グル事項ニ付裁判所又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二　何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ會社ノ計算ニ於テ不正ニ其ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

三　法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ基金ノ償却、基金利息ノ支拂又ハ利益若ハ剩餘金ノ配當ヲ爲シタルトキ

四　會社ノ事業ノ範圍外ニ於テ投機取引ノ爲ニ會社財産ヲ處分シタルトキ

第百四十三條　前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第百四十四條　第百三十九條若ハ第百四十條ニ揭グル者又ハ相互會社ノ檢査役若ハ第七十八條ノ監査委員其ノ職務ニ關シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

第百四十五條　左ニ揭グル事項ニ關シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　保險契約者總會、相互會社ノ創立總會又ハ社員總會ニ於ケル發言又ハ議決權ノ行使

二　第二章、第三章及第七章ニ定ムル訴ノ提起又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ權利ノ行使

前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

第百四十六條　第百四十四條第一項又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ犯人ノ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第百四十七條　第百四十四條第二項又ハ第百四十五條第二項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第百四十八條　保險計理人第九十條第一項ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ確認ヲ爲サズ又ハ不正ノ確認ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四十九條　法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第百三十八條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第百五十條　第百三十八條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百五十一條　第百三十九條、第百四十條、第百四十二條又ハ第百四十四條第一項ニ揭グル者ガ法人ナルトキハ本章ノ罰則ハ其ノ行爲ヲ爲シタル取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ニ之ヲ適用ス

第百五十二條　保險會社ノ發起人、設立委員、取締役、監査役、檢査役、清算人、第九十二條第一項ノ管理ノ受託會社、保險管理人、整理委員、監督員、商法第三百九十八條第一項（第七十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ管理人、監査委員、商法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項（第六十條、第六十二條又ハ第七十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ職務代行者又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　第五條ノ規定ニ違反シテ他ノ事業ヲ營ミタルトキ

二　第六條ノ規定ニ違反シテ他ノ會社ノ常務ニ從事シタルトキ

三　本法ニ基キテ爲ス主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

四　本法ニ定ムル檢査又ハ調査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

五　官廳、總會又ハ第二十四條第一項若ハ第五十一條第一項ノ機關ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

六　第十條第一項ノ規定ニ違反シテ第一條第二項ニ揭グル書類ニ定メタル事項ノ變更ヲ爲シタルトキ

七　本法ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八　本法ニ定ムル公告、通知若ハ屆出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告、通知若ハ屆出ヲ爲シタルトキ

九　本法ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

十　第十四條又ハ第三十八條第二項ノ規定ニ違反シテ入社申込證ヲ作ラズ又ハ株式申込證若ハ入社申込證ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十一　第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シテ資本減少ノ手續ヲ爲シタルトキ

十二　第二十條乃至第二十七條ノ規定ニ違反シテ組織變更ノ手續ヲ爲シタルトキ

十三　定款、社員名簿、議事錄、財產目錄、貸借對照表、事業報告書、監査書、事務報告書、決算報告書、第四十二條ニ於テ準用スル商法

第三十二條第一項ノ帳簿、第七十八條ノ調査書、損益計算書又ハ基金ノ償却、基金利息ノ支拂若ハ準備金及剰餘金ノ配當ニ關スル議案ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十四　第五十六條第一項（第七十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第九十一條又ハ第六十七條及第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百八十二條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ備置カザルトキ

十五　第五十四條ニ於テ準用スル商法第二百三十三條又ハ第二百三十四條第一項ノ規定ニ違反シテ社員總會若ハ第五十一條第一項ノ機關ヲ招集シ若ハ招集セズ又ハ定款ニ定メタル地以外ノ地ニ於テ之ヲ招集シタルトキ

十六　本法又ハ定款ニ定メタル取締役、監査役又ハ保險計理人ノ員數ヲ缺クニ至リタル場合ニ於テ其ノ選任手續ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

十七　第十九條第三項、第六十三條、第六十五條、第八十六條又ハ第八十七條ノ規定ニ違反シテ準備金ヲ積立テズ又ハ之ヲ使用シタルトキ

十八　第八十八條第一項ノ規定ニ違反シテ責任準備金ノ計算ヲ爲サズ又ハ之ヲ帳簿ニ記載セザルトキ

十九　第七十二條ノ規定ニ違反シテ解散ノ手續ヲ爲シタルトキ

二十　第七十五條又ハ第七十六條若ハ定款ノ規定ニ違反シテ會社財産ヲ處分シ又ハ殘餘財産ヲ分配シタルトキ

二十一　第七十七條ニ於テ準用スル商法第百二十四條第三項ノ規定ニ違反シテ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ第七十八條ニ於テ準用スル商法第四百三十一條第二項ノ規定ニ違反シテ特別清算開始ノ申立ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二十二　清算ノ結了ヲ遲延セシムル目的ヲ以テ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十一條第一項ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ

二十三　第七十七條又ハ第七十八條ニ於テ準用スル商法第四百二十三條又ハ第四百三十八條ノ規定ニ違反シテ債務ノ辨濟ヲ爲シタルトキ

二十四　第七十八條ニ於テ準用スル商法第四百四十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二十五　第七十八條ニ於テ準用スル商法第三百八十六條、第四百三十二條、第四百三十七條又ハ第四百五十四條第一項ノ規定ニ依ル裁判所ノ財產保全ノ處分ニ違反シタルトキ

二十六　第百一條第二項ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒否シタルトキ

二十七　主務大臣ノ選任シタル保險管理人若ハ清算人又ハ裁判所ノ選任シタル管理人若ハ清算人ニ事務ノ引渡ヲ爲サザルトキ

二十八　第百三條（第百二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ事業ヲ營ミタルトキ

二十九　第百十二條ノ規定ニ違反シテ保險契約移轉ノ手續ヲ爲シタルトキ

三十　第百二十七條ノ規定ニ違反シテ營業ノ讓渡ヲ爲シタルトキ

三十一　第百二十八條第一項第二項、第百三十條第三項又ハ第七十三條ニ於テ準用スル商法第九十九條若ハ第百條ノ規定ニ違反シテ

ノ手續ヲ爲シタルトキ

三十二　第百十三條又ハ第百十五條（第百二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ保險契約、財產ノ處分又ハ債務ヲ負擔スベキ行爲ヲ爲シタルトキ

第百五十三條　保險計理人第九十條第二項ノ規定ニ違反シテ答申ヲ爲サズ又ハ虛僞ノ答申ヲ爲シタルトキハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百五十四條　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第百五十五條　不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ相互會社ノ登記シタル名稱ト同一若ハ類似ノ商號若ハ名稱ヲ使用シ又ハ不正ノ目的ヲ以テ他ノ相互會社ノ事業ナリト誤認セシムベキ商號若ハ名稱ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第百五十六條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ第百五十二條乃至前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

第百五十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十四年十二月勅令第九〇三號ヲ以テ同十五年一月一日ヨリ施行）

第百五十八條　本法ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法施行前ニ生ジタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リテ生ジタル效力ヲ妨ゲズ

第百五十九條　明治三十三年七月一日前設立シタル保險會社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ事業ノ免許ヲ受ケタル保險會社ト看做ス

第百六十條　從前ノ規定ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第百六十一條　商法中改正法律施行法（以下新商法施行法ト稱ス）第四條、第五條、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十七條、第十八條、第十九條第一項第三項、第二十二條第一項第二項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條第一項、第二十九條第一項、第三十條、第三十二條乃至第三十四條、第四十一條乃至第四十五條、第四十八條第一項第二項、第五十條、第五十一條及第五十四條ノ規定ハ相互會社ニ之ヲ準用ス但シ同法第三十三條第一項中新法第百九十七條トアルハ之ヲ保險業法第四十一條トシ第四十三條中新法第二百六十七條トアルハ之ヲ保險業法第五十七條トシ第四十四條中新法第二百六十八條トアルハ之ヲ保險業法第五十八條トス

前項ニ於テ準用スル新商法施行法第十二條第一項、第二十三條第一項又ハ第二十九條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ相互會社ノ取締役ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス同條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ其ノ相互會社ノ清算人及其ノ職務ヲ行フ監査役ニ付亦同シ

第百六十二條　本法施行前ニ會社ガ資本減少ノ決議ヲ爲シ又ハ各會社ガ保險契約移轉若ハ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ資本減少、

保險契約移轉又ハ合併ニ付テハ從前ノ規定ヲ適用ス但シ資本減少又ハ合併ニ付新商法施行法第十八條、第十九條第一項第三項、第六十四條及第六十五條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第百六十三條　本法施行ノ際現ニ保險會社ノ　務ニ從事スル取締役若ハ監査役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限リ第六條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ從事スルコトヲ得

第百六十四條　本法施行ノ際現ニ生命保險會社ニ於テ保險數理ニ關スル事項ヲ擔當スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後三年ヲ限リ之ヲ本法ニ依ル保險計理人ト看做ス

第百六十五條　第百五十五條ノ規定ハ本法施行前ニ商號又ハ名稱ヲ使用シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第百六十六條　本法施行前ニ從前ノ第五章ノ規定ヲ適用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行後ト雖モ其ノ規定ヲ適用ス

本法施行後從前ノ規定ニ依ルベキ場合ニ於テ從前ノ第五章ノ規定ヲ適用スベキ行爲アリタルトキハ第八章ノ規定ヲ適用ス

第百六十七條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ第百六十一條第二項及第三項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第百六十八條　本法ニ依リ署名スベキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

第百六十九條　外國人又ハ外國法人ガ本法施行地内ニ支店、從タル事務所又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ム場合ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百七十條　本法施行ノ際必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●保險業法施行令

（昭和十四年十二月二十九日）
（勅令第九百四號）

沿革　昭和一六年一二月勅令第一〇六號改正

脫保險業法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

保險業法施行令

第一條　非訟事件手續法第百四十條、第百八十七條、第百九十三條ノ二第一項、第百九十三條ノ三第一項、第百九十五條及第百九十五條ノ三ノ規定ハ第二條乃至第七條ノ定ムル所ニ從ヒ相互會社ニ之ヲ準用ス

第二條　各登記所ニ相互保險會社登記簿ヲ備フ

第三條　相互會社ノ設立ノ登記ハ總取締役及總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　定款

二　社員名簿

三　社員ヲ募集シタル場合ニ於テハ各社員ノ入社申込證

四　取締役及監査役又ハ檢査役ノ調査報告書及其ノ附屬書類

五　創立總會ノ議事錄

第四條　相互會社ガ合併ニ因ル變更ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　合併契約書

二　非訟事件手續法第百八十二條第二項ニ揭グル書類

三　合併ニ關スル社員總會又ハ之ニ代ルベキ機關ノ議事錄

第五條　相互會社ガ合併ニ因ル設立ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　第三條第二項第一號及第五號ニ揭グル書類

二　前條第一號及第二號ニ揭グル書類

三　設立委員ノ資格ヲ證スル書面

第六條　相互會社ガ保險業法第二十九條第一項ノ規定ニ依ル設立ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ事由ヲ記載シ同條第二項ニ揭グル書類ノ外定款ヲ併セ添附スルコトヲ要ス

第七條　相互會社ノ解散又ハ其ノ合併ニ因ル變更若ハ設立ノ登記又ハ保險業法第二十九條第一項ノ規定ニ依ル相互會社ノ設立ノ登記ハ總取締役及總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第八條　非訟事件手續法第百三十九條、第百四十二條乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十八條、第百七十二條乃至第百七十八條、第百八十八條乃至第百八十八條ノ三、第百九十三條及第百九十五條ノ四ノ規定ハ相互會社ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

第九條　非訟事件手續法第百二十六條第一項第二項、第百二十七條、第百二十九條ノ三、第百三十一條、第百三十二條、第百三十二條ノ四乃至第百三十二條ノ六、第百三十四條乃至第百三十五條ノ八、第百三十五條ノ二十四乃至第百三十五條ノ三十九、第百三十五條ノ四十一、第百三十五條ノ四十二、第百三十五條ノ四十七乃至第百三十五條ノ六十四、第百三十六條第二項、第百三十六條ノ二乃至第百三十八條及第百三十八條ノ三乃至第百三十八條ノ十五ノ規定ハ相互會社ニ之ヲ準用ス

第十條　保險業法第九十四條ノ規定ニ依ル登記ハ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ、支店又ハ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條　前條ノ登記ハ委託會社ノ總取締役及總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　管理契約書

二　管理ニ關スル株主總會又ハ社員總會若ハ之ニ代ルベキ機關ノ議事錄

第十二條　大藏大臣保險業法第百二十四條ノ決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ各會社ニ意見書提出ノ機會ヲ與フルコトヲ要ス

第十三條　決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

決定書ノ謄本ハ之ヲ各會社ニ交付スルコトヲ要ス

第十四條　決定ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

附　則

本令ハ昭和十四年法律第四十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十五年一月一日ヨリ施行）

昭和十四年法律第七十九號附則第二項及第三項ノ規定ハ相互會社ニ之ヲ準用ス

●保險業法施行規則

（大正元年十二月二十七日）
（農商務省令第二十九號）

沿革　大正六年九月農商務省令第一九號、一四年八月商工省令第六號、一五年四月第一號、昭和二年一二月第一一號、八年六月第四號、一四年一二月第七八號、一五年一二月第九九號、一六年一二月大藏省令第七一號、一七年一〇月第七一號、一二月第八二號改正

保險業法施行規則左ノ通改正ス

保險業法施行規則

第一章　總則

第一條　保險業法又ハ本則ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ申請書ニハ理由書ヲ添附スルコトヲ要ス

認可申請ヲ爲スベキ事項ニシテ總會又ハ之ニ代ルベキ機關ノ決議ヲ經

ベキモノナルトキハ申請書ニ其ノ議事錄ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條　保險業法又ハ本則ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ書類ニシテ特別ノ事由ニ因リ日本語ヲ以テ認メザルモノアルトキハ之ニ其ノ譯文ヲ添附スルコトヲ要ス

第三條　保險業法又ハ本則ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ書類中外國ノ貨幣ヲ以テ金額ヲ表示スル項目アルトキハ日本ノ貨幣ニ換算シタル金額及其ノ換算ニ用ヒタル標準ヲ附記スルコトヲ要ス

第四條　保險業法第二條、第九條又ハ第百三十六條ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタル者ハ供託物受入ノ記載アル供託書ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ供託書ハ大藏大臣之ヲ保管シ其ノ保管ニ付大藏大臣ハ保管證書ヲ前項ニ揭グル者ニ交付ス

第一項ニ揭グル者供託物ノ全部ノ下戻ヲ受ケントスルトキハ供託書返還申請書ニ保管證書ヲ添附スルコトヲ要ス其ノ一部ノ下戻ヲ受ケントスルトキハ保管證書ノ外其ノ金額、物件ノ品名及數量又ハ有價證券ノ種類、額面、數量及番記號、記名式ノ證券ナルトキハ其ノ氏名若ハ名稱ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前三項ノ規定ハ供託物ノ變更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條　保險業法第二條第二項ノ規定ニ依リ供託金ニ代用スルコトヲ得ベキ有價證券ハ國債トス

前項ノ國債ノ代用價格ハ其ノ債權金額ニ依ル但シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ノ代用價格ニ付テハ明治四十一年勅令第二百八十七號第二項及昭和十四年大藏省令第二十六號ノ規定ヲ準用ス

前項ノ債權金額ニシテ外國ノ貨幣ヲ以テ表示シタルモノニ付テハ左ノ標準ニ依リ日本ノ貨幣ニ之ヲ換算ス

英貨一磅　九圓七十六錢三厘
佛貨一法　三十八錢七厘
米貨一弗　二圓六厘

第六條　保險業法第六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス但シ常務ニ從事セントスル他ノ會社ガ保險事業ヲ營ムコトヲ免許セラレタル保險會社ナルトキハ第三號及第四號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一　履歷書
二　保險會社及常務ニ從事セントスル他ノ會社ニ於ケル常務ノ處理方法ヲ記載シタル書面
三　常務ニ從事セントスル他ノ會社ノ定款、株主名簿、財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他最近ニ於ケル業務、財產及損益ノ狀況ヲ知ルニ足ル書面
四　保險會社ト常務ニ從事セントスル他ノ會社トノ資本、取引其ノ他ノ關係ヲ記載シタル書面

第七條　保險業法第八條ノ證票ハ別記樣式ニ依ル

第八條　保險業法第十條第四項ノ規定ニ依ル公告ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル方法ニ依リ遲滯ナク之ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　保險業法第十一條第一項ノ規定ニ依リ屆出ヅベキ統制協定ノ種類ハ大藏大臣之ヲ指定ス

保險業法第十一條第一項ノ規定ニ依ル屆出書ニハ協定事項及統制ノ組織ヲ記載シ加盟會社連署ノ上協定成立ノ日若ハ前項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ變更若ハ廢止ノ日ヨリ二週間內ニ之ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス

第二章　事業免許及基礎書類

第十條　保險業法第一條第一項ノ免許ノ申請ハ總取締役及總監査役ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ保險業法第一條第二項ニ揭グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　事業計畫書
二　非訟事件手續法第百八十七條第二號乃至第七號又ハ保險業法施行令第三條第二項第二號乃至第五號ニ定ムル書類
三　免許申請前日ニ於ケル日計表
四　商法第百八十九條第一項（保險業法第三十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル拂込金保管者ノ證明書

前項第一號ノ事業計畫書ニハ事業開始後三年間ノ保險契約者募集計畫及收支豫算竝ニ其ノ基礎ニ關スル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第十一條　事業方法書ニハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一　事業經營ノ地域、被保險者又ハ保險ノ目的ノ範圍及保險種類ノ細別
二　支店又ハ從タル事務所、出張所及代理店ノ權限ニ關スル事項
三　保險金額及保險期間ノ制限
四　被保險者又ハ保險ノ目的ノ選擇及保險契約締結ノ手續ニ關スル事項
五　保險料ノ收受、保險金ノ支拂及保險料ノ拂戻其ノ他ノ返戻金ニ關スル事項
六　保險證券、保險契約申込書及之ニ添附スベキ書類ノ樣式
七　再保險ノ授受ニ關スル事項
八　保險契約ノ特約ニ關スル事項
九　保險契約ニ對スル利益又ハ剩餘金ノ配當ニ關スル事項
十　保險約款ノ規定ニ依ル貸付ニ關スル事項
十一　保險金額、保險種類又ハ保險期間ヲ變更スル場合ニ關スル事項
十二　危險ノ分布及保險ノ目的ノ檢查ニ關スル事項

第十二條　普通保險約款ニハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一　保險會社ガ保險金ノ支拂ヲ爲スベキ事由
二　保險契約無效ノ原因
三　保險會社ガ其ノ義務ヲ免ルベキ事由
四　保險會社ノ義務ノ範圍ヲ定ムル方法及其ノ義務履行ノ時期
五　保險契約者又ハ被保險者ガ其ノ義務不履行ノ爲ニ受クベキ損失
六　保險契約ノ全部又ハ一部ノ解除ノ原因及其ノ解除ノ場合ニ於テ當事者ノ有スル權利義務
七　保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ガ利益又ハ剩餘金ノ配當ニ與カル權利ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ範圍

第十三條　生命保險會社ノ保險料及責任準備金算出方法書ニハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一　豫定死亡率、豫定入營率及豫定癈疾率ニ關スル事項
二　利益配當附又ハ剩餘金配當附ノ保險種類ニ在リテハ保險契約ノ脫退殘存率ニ關スル事項
三　豫定利率ニ關スル事項
四　豫定事業費率ニ關スル事項
五　解約返戻金ノ計算ニ關スル事項
六　保險料ノ計算ニ關スル事項
七　責任準備金ノ計算ニ關スル事項
八　保險契約ニ關スル利益又ハ剩餘金ノ配當準備金ノ計算ニ關スル事項

九　未收保險料計上ノ範圍ニ關スル事項
十　保險金額、保險種類又ハ保險期間ヲ變更スル場合ニ於ケル計算ニ關スル事項
十一　其ノ他保險數理上必要ナル事項

第十四條　財產利用方法書ニハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス
一　所有スベキ財產ノ種類及其ノ制限
二　貸付ノ種類及其ノ制限
三　擔保貸付ヲ爲ス場合ニ於ケル擔保物件ノ種類及其ノ制限
四　信託スベキ財產ノ種類及其ノ制限竝ニ信託ノ期間

第三章　保險契約ニ關スル書類

第十五條　（削除）

第十六條　保險證券ニハ保險約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シアル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十七條　生命保險會社ハ第十二條第六號及第七號ニ定ムル權利ノ範圍ニ付當事者ニ拂渡スベキ金額、其ノ標準若ハ第七號書式ニ準ジ其ノ金額ヲ推知スルニ足ルベキ表ヲ保險證券ニ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ保險證券ニ添附スルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ金額ノ算出方法ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
前二項ノ規定ハ生命保險會社ガ將來ノ保險料ノ拂込ヲ免除シテ保險金額、保險種類若ハ保險期間ノ變更ヲ約シ、返戻金若ハ配當金ノ支拂ニ代ヘテ保險料拂濟保險證券ノ發行若ハ保險金額ノ增額ヲ約シ又ハ保險約款ノ規定ニ依リ貸付ヲ爲スベキコトヲ約シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四章　財產ノ利用

第十八條　保險會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ財產ヲ利用スルコトヲ得ズ

一　國債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券、社債又ハ株式ノ所有
二　外國ノ國債、地方債、社債又ハ株式ノ所有
三　前二號ニ揭ゲル有價證券ヲ擔保トスル貸付
四　不動產ノ所有
五　不動產又ハ法令ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル貸付
六　海上保險事業ヲ營ム會社ニ在リテハ船舶ヲ擔保トスル貸付
七　公共團體ニ對スル貸付
八　生命保險會社ニ在リテハ保險約款ノ規定ニ依ル貸付
九　郵便貯金又ハ銀行預金
十　信託會社ニ對スル金錢又ハ有價證券ノ信託
十一　其ノ他大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル方法

第十九條　保險會社ガ其ノ財產ヲ利用スルニハ總資產（未拂込株金又ハ未拂込基金ヲ除ク）ニ對シ左ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　株式ノ所有　十分ノ三
二　不動產ノ所有　十分ノ一
三　同一會社ノ社債及株式ノ所有竝ニ之ヲ擔保トスル貸付　十分ノ一
四　同一人ニ對スル貸付　十分ノ一
五　同一銀行ニ對スル預金又ハ同一信託會社ニ對スル信託　十分ノ一
六　同一物件ヲ擔保トスル貸付　二十分ノ一

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第三號乃至第五號ノ方法ニ依リ利用スル金

額ハ之ヲ通算ス
保險會社ガ所有シ又ハ貸付ノ擔保トシテ受入ルル同一會社ノ株式ハ當該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ事業上ノ必要ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條　保險會社ハ金錢又ハ有價證券ノ信託ヲ爲スコトニ依リ前條ノ制限ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十一條　會社財產ノ價額ノ變動、擔保權ノ實行其ノ他會社ノ意思ニ基カザル事由ニ因リ前三條ノ制限ニ反スルモ之ヲ改ムルコトヲ要セズ但シ其ノ利用ノ方法ヲ變更スルトキハ前三條ノ趣旨ニ從フコトヲ要ス

第二十二條　株式ニ關スル取引ニ付テハ特別ノ帳簿ヲ備ヘ約定ノ狀況ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三條　財產ノ利用ニ關スル帳簿及之ニ記載スベキ取引ノ狀況ヲ知ルニ必要ナル證憑書類其ノ他ノ材料ハ五年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第五章　計算

第二十四條　保險業法第八十二條第一項ノ書類ハ書式第一號乃至第五號ニ準ジ之ヲ作成スルコトヲ要ス

第二十五條　保險會社ハ毎月書式第六號ニ準ジ保險事業成績表ヲ、毎月末日ニ於ケル總勘定元帳ノ殘高ニ依リ貸方借方對照表ヲ作成シ翌月二十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ提出スル貸方借方對照表ニハ書式第八號第一及第二ニ準ジ作成シタル貸方借方對照表附表ヲ添附スルコトヲ要ス
第一項ノ規定ニ依リ提出スル貸方借方對照表ニシテ六月末日及十二月末日ニ於ケル總勘定元帳ノ殘高ニ依リ作成スルモノニハ前項ノ附表ノ外書式第八號第三乃至第十四ニ準ジ作成シタル貸方借方對照表附表ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條　保險會社保險業法第八十六條但書又ハ第八十七條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ商法第二百八十一條ニ揭ゲル書類ヲ添附シ定時總會ノ會日ヨリ二週間前ニ其ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條　保險業法第九十一條ノ規定ニ依ル監查書ハ事業年度ノ前六月及後六月ノ期間ニ於ケル業務及財產ノ狀況ニ關シ書式第九號ニ準ジ之ヲ作成シ夫々期間經過後又ハ定時總會終了後一月內ニ之ヲ本店又ハ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

第二十八條　保險會社ハ毎決算期ニ支拂備金トシテ左ノ金額ヲ積立ツルコトヲ要ス

一　保險金、返戻金又ハ保險契約ニ依ル配當金ノ支拂ヲ爲スベキ場合ニ於テ未ダ其ノ支拂ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ金額
二　既ニ生ジタル事由ニ因リ保險金、返戻金又ハ保險契約ニ依ル配當金ノ支拂ノ義務アリト認ムルトキハ其ノ支拂ヲ爲スニ相當ナル金額
三　保險金、返戻金又ハ保險契約ニ依ル配當金ニ關シ訴訟繫屬中ノモノアルトキハ其ノ金額
第三十七條ノ規定ハ損害保險契約ヲ再保險ニ付シタル場合ニ於ケル支拂備金ノ積立ニ之ヲ準用ス

第二十九條　生命保險會社ハ其ノ生命保險契約ヲ再保險ニ付シタル場合ニ於テモ之ニ對スル責任準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ全部又ハ一部ヲ積立テザルコトヲ得

第三十條　生命保險契約又ハ其ノ再保險契約ニ對スル責任準備金ハ之ヲ保險料積立金及未經過保險料ニ區別スルコトヲ要ス但シ之ヲ區別スルコト能ハザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條　前條ノ保險料積立金ハ純保險料式ニ依リテ計算シタル額ヲ下ルコトヲ得ズ但シ生命保險契約ニシテ契約後五年ヲ經過セズ且保險

料拂込期間内ニ在ルモノニ對スル保險料積立金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

保險會社ハ保險業法第百條ノ規定ニ依ル業務及財產ノ管理又ハ契約ノ移轉ノ命令アリタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險數理上支障ナキ範圍內ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ營業保險料式其ノ他ノ方式ニ依リ保險料積立金ノ計算ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　生命保險會社ガ其ノ保險約款ニ依リ確定金額ノ配當ヲ約シタル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ準ジ其ノ準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ場合ヲ除クノ外生命保險會社ガ其ノ保險契約ニ對シ利益又ハ剩餘金ノ配當ヲ爲サントスル場合（會社ノ利益又ハ剩餘金計上前支出スル場合ヲ含ム）ニ於テハ各保險契約間ノ公平ヲ期スル爲必要ナル準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス

第三十三條　損害保險契約ニ對スル責任準備金ハ事業年度ニ於テ收入シタル保險料（第三十七條ノ保險者ニ支拂ヒタル保險料ヲ控除ス）中ヨリ其ノ年度ニ於テ保險料ヲ收入シタル契約ノ爲ニ支拂ヒタル保險金及保險金以外ノ保險契約ニ依リテ支拂ヒタル金額（第三十七條ノ保險者ヨリ得タル保險金及保險金以外ノ保險契約ニ依リテ得タル金額ヲ控除ス）、其ノ契約ノ爲ニ積立ツベキ支拂備金（第二十八條第二項ノ規定ニ依リ積立ツルコトヲ要セザル支拂備金ヲ控除ス）竝ニ其ノ年度ノ事業費ヲ控除シタル殘額ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十四條　損害保險契約ニ付危險ノ發生セザル場合ニ於テ保險料ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スベキコトヲ約シタルトキハ其ノ事業年度ニ收入シタル保險料中ヨリ先ヅ拂戻ニ充ツベキ部分ヲ控除シ其ノ殘額ニ付前條ノ計算ヲ爲スコトヲ要ス

保險會社ハ保險業法第百條ノ規定ニ依ル業務及財產ノ管理又ハ契約ノ移轉ノ命令アリタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險數理上支障ナキ範圍內ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ營業保險料式其ノ他ノ方式ニ依リ保險料積立金ノ計算ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　前二條ノ規定ニ依リテ計算シタル責任準備金額ガ會社ノ定ムル方法ニ依リテ計算シタル金額ト異ルトキハ會社ハ其ノ多額ナル金額ニ相當スル金額ヲ積立ツルコトヲ要ス

第三十六條　前三條ノ規定ハ生命保險契約ノ再保險契約ニハ之ヲ適用セズ

第三十七條　保險會社ガ損害保險契約ヲ再保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險事業ヲ營ムコトヲ免許セラレタル保險者又ハ大藏大臣ノ指定シタル保險者ニ再保險ヲ付シタル場合ニ限リ其ノ再保險ニ付シタル部分ニ付責任準備金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ハ前項ノ保險者以外ノ保險者トノ再保險取引ニ付大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第三十八條　第二十八條及第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ保險會社ガ法令ノ規定ニ依リ貸借對照表ヲ作成スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條　保險會社ガ保險契約ニ關スル準備金及未收保險料計算ノ爲用ヒタル統計表、計算表其ノ他計算ノ基礎、方法及順序ヲ知ルニ必要ナル材料ハ生命保險會社ニ在リテハ五年間、損害保險會社ニ在リテハ三年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第四十條　生命保險會社ハ保險計理人ヲシテ左ノ事項ヲ擔當セシムルコトヲ要ス

一　第十三條ニ揭グル事項

二　前號ニ揭グルモノヲ除クノ外保險契約ニ關スル準備金及未收保險料ノ計算ニ關スル事項

三　保險約款ノ規定ニ依ル貸付金ノ計算ニ關スル事項

四　前三號ノ計算ノ爲必要ナル諸般ノ統計ニ關スル事項

生命保險會社ハ保險計理人ヲシテ保險外務員ニ對スル給與ニ關スル規程ノ作成、保險契約者ノ募集ニ關スル計畫其ノ他ノ保險數理ニ關係アル事項ニ關與セシムルコトヲ要ス

第四十條ノ二　保險計理人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス

一　大學令ニ依ル大學ニ於テ數學ヲ專攻シ學士ト稱スルコトヲ得ル者ニシテ五年以上生命保險數理ノ實務ニ從事シタル者

二　專門學校令ニ依ル專門學校ニ於テ數學ヲ專攻シ之ヲ卒業シタル者ニシテ八年以上生命保險數理ノ實務ニ從事シタル者

三　前二號ニ揭グル者ヲ除クノ外生命保險數理ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ニシテ大藏大臣ガ保險計理人タル資格アリト認定シタル者

前項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ履歷書及保險計理人タル資格アルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ添附シ大藏大臣ニ申請スベシ

第四十一條　生命保險會社保險計理人ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添附シ其ノ旨大藏大臣ニ屆出ヅルコトヲ要ス

生命保險會社保險計理人ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク事由書ヲ添附シ其ノ旨大藏大臣ニ屆出ヅルコトヲ要ス

保險計理人二人以上アル場合ニ於テハ前二項ノ屆出書ニハ各保險計理人ノ擔任スル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第六章　資本減少及組織變更

第四十二條　保險會社資本減少ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　資本減少ノ方法ヲ記載シタル書類

二　財產目錄及貸借對照表

三　保險業法第十七條及第十八條竝ニ商法ノ規定ニ依ル公告、異議其ノ他ニ關スル手續ノ終了ヲ證スル書類

四　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

第四十三條　保險會社組織變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　組織變更ノ方法ヲ記載シタル書類

二　財產目錄及貸借對照表

三　保險業法第二十條乃至第二十七條及第三十一條ノ規定ニ依ル決議、公告、異議其ノ他ニ關スル手續ノ終了ヲ證スル書類

四　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

前項第一號ノ書類中ニハ特ニ保險業法第十九條第三項ノ準備金、株主ニ支拂フベキ金額其ノ他組織變更ニ要スル諸費用ノ明細及保險業法第二十七條第一項ニ揭グル事項ニ付記載スルコトヲ要ス

第七章　會社ノ管理

第四十四條　保險業法第九十三條ノ認可ノ申請ハ雙方ノ會社連署シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　管理契約書

二　各會社ノ財産目録及貸借對照表

三　管理ヲ委託セントスル業務及財産ノ範圍ヲ記載シタル書類

四　管理事務執行ノ方法及保險業法第九十六條第一項ノ規定ニ依ル表示ノ方法ヲ記載シタル書類

五　管理契約ノ解除又ハ終了ノ事由又ハ時期ヲ記載シタル書類

六　保險業法第九十四條第一項ノ規定ニ依ル公告ノ方法ヲ記載シタル書類

七　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

第四十五條　保險會社保險業法第九十九條ノ規定ニ依ル勸告ヲ受ケタルトキハ大藏大臣ノ指定スル期間内ニ左ノ事項ヲ届出ヅルコトヲ要ス

一　勸告ニ對シ會社ニ於テ執リタル措置

二　勸告ニ對スル意見

三　其ノ他參考トナルベキ事項

第四十六條　大藏大臣保險業法第百一條第一項ノ規定ニ依リ保險管理人ノ選任ヲ爲シタルトキハ管理ヲ受クル會社ニ對シ之ヲ通知ス

第四十七條　保險會社保險管理人ニ選任セラレタルトキハ遲滯ナク取締役ノ互選ヲ以テ管理ニ關スル當務ニ從事スベキ取締役ヲ定メ之ヲ大藏大臣ニ届出デ且管理ヲ受クル會社ニ通知スルコトヲ要ス

第四十八條　保險業法第百四條第三項（同法第百二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル公告ニ付テハ第八條ノ規定ヲ準用ス

第八章　解散

第四十九條　保險會社解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　財産目録及貸借對照表

二　相互會社ガ保險業法第七十二條第二項ノ規定ニ依リ同法第百十二條第二項ノ手續ヲ爲スベキトキハ其ノ方法ヲ記載シタル書類

三　保險契約ノ整理ノ方法ヲ記載シタル書類

四　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

相互會社ガ前項第二號ノ手續ヲ爲シタルトキハ保險業法第百十二條第二項ノ期間經過後遲滯ナク同條第三項ノ異議ニ關スル事項ヲ届出ヅルコトヲ要ス

第五十條　保險業法第百十一條第一項ノ規定ニ依ル保險契約移轉ノ認可申請ハ同法第百十二條第二項ノ期間經過後一月内ニ雙方ノ會社連署シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　保險契約移轉契約書

二　各會社ノ財産目録及貸借對照表

三　移轉スベキ保險契約ノ種類、件數、金額、契約者數及其ノ地方別統計表

四　移轉スベキ保險契約ニ關スル責任準備金其ノ他ノ準備金ノ金額及其ノ算出ノ方法ヲ記載シタル書類

五　移轉スベキ財産ノ總額竝ニ其ノ種類別ニ各財産ノ數量及價額ヲ記載シタル書類

六　各會社ノ保險契約ノ件數、金額、契約者數竝ニ保險契約ノ種類別ノ件數、金額、契約者數及責任準備金ノ金額ヲ記載シタル書類

七　保險業法第百十二條ノ手續ノ終了ヲ證スル書類

八　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

第五十一條　保險契約ノ移轉ヲ爲シタル保險契約ニ付從來用ヒタル事業方法書、普通保險約款竝ニ保險料及責任準備金算出方法書ハ前條第一項ノ認可アリタル時ヨリ移轉ヲ受ケタル會社ニ於テ之ヲ承繼シタルモノト看做ス

保險契約ノ移轉ヲ受ケタル會社ハ移轉ヲ受ケタル財産ニ限リ移轉ヲ爲シタル會社ノ財産利用方法書ニ從ヒ之ヲ利用スルコトヲ得

財産ノ移轉ヲ受ケタル爲第十八條乃至第二十條ノ制限ニ反スルモ之ヲ改ムルコトヲ要セズ

財産ノ利用方法ヲ變更スルトキハ第十八條乃至第二十條ノ制限及會社ノ財産利用方法書ノ趣旨ニ從フコトヲ要ス

第五十二條　保險業法第百十條ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ保險契約ノ移轉ヲ受ケタル會社ハ一月内ニ移轉セラレタル保險契約ノ契約者ニ其ノ旨ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第五十三條　前三條ノ規定ハ大藏大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十四條　保險會社保險業法第百二十四條第一項ノ規定ニ依ル大藏大臣ノ決定ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ定ムル所ニ依リ財産ノ引渡其ノ他契約ノ移轉ニ必要ナル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第五十五條　合併ノ認可申請ハ保險業法第百十二條第二項ノ期間經過後一月内ニ雙方ノ會社連署シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　合併契約書

二　合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ定款

三　各會社ノ財産目録及貸借對照表

四　各會社ノ保險契約ノ件數、金額、契約者數及其ノ地方別統計表

五　保險業法第十八條又ハ第七十三條、第百十二條第二項乃至第四項及第百二十八條第一項竝ニ商法ノ規定ニ依ル公告、異議其ノ他ニ關スル手續ノ終了ヲ證スル書類

六　其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載シタル書類

第五十六條　合併後存續スル會社ガ相互會社ナル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　存續スル會社ガ其ノ社員總會ニ於ケル社員ノ議決權ヲ增加スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ數

二　合併ニ因リテ消滅スル會社ノ保險契約者又ハ社員ガ商法第四百十二條第一項ノ規定ニ依ル社員總會其ノ他ノ存續スル會社ノ社員總會ニ於テ有スベキ權利ニ關スル事項

三　合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株主又ハ基金醵出者若ハ社員ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　各會社ニ於テ合併ノ決議ヲ爲スベキ株主總會又ハ社員總會ノ期日
五　合併ヲ爲スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第五十七條　株式會社ト相互會社トノ合併ノ場合ニ於テ合併後存續スル會社ガ株式會社ナルトキハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　存續スル會社ガ資本ヲ增加スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ額
二　前號ノ場合ニ於テハ存續スル會社ノ發行スベキ新株ノ種類、數及拂込金額竝ニ新株ノ割當ニ關スル事項
三　前條第三號乃至第五號ニ揭グル事項

第五十八條　合併ニ因リテ設立スル會社ガ相互會社ナル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　合併ニ因リテ設立スル會社ニ關スル保險業法第三十四條第二號及第四號乃至第七號ニ揭グル事項竝ニ主タル事務所ノ所在地
二　合併ニ因リテ設立スル會社ノ社員總會ニ於ケル議決權ノ數及各會社ノ保險契約者又ハ社員ニ對スル議決權ノ割當ニ關スル事項
三　各會社ノ株主又ハ基金醵出者若ハ社員ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
四　第五十六條第四號及第五號ニ揭グル事項

第五十九條　株式會社ト相互會社トノ合併ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ設立スル會社ガ株式會社ナル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　商法第四百十條第一號ニ揭グル事項
二　合併ニ因リテ設立スル會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額竝ニ株式ノ割當ニ關スル事項
四　各會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項
五　合併ヲ爲スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第六十條　商法第百二十二條、第百三十八條及第四百十七條第二項ノ規定ニ依リ保險會社ノ利害關係人ガ清算人ノ選任ヲ請求スルニハ其ノ申請書ニ利害關係人タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十一條　保險業法第百三十二條第四項ノ規定ニ依リ株主又ハ社員ガ清算人ノ解任ヲ請求スルニハ其ノ申請書ニ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主タルコト又ハ社員ノ十分ノ一以上ニ當ル社員タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

定款ヲ以テ前項ノ請求ヲ爲ス社員ニ付他ノ標準ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ標準ニ適合スルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十二條　保險業法第百三十三條ノ規定ニ依リ定メタル報酬額ハ大藏大臣必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第六十三條　保險會社ノ清算人ハ每月ノ清算狀況ヲ翌月二十日迄ニ大藏大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス但シ重要ナル事項ニ付テハ其ノ都度遲滯ナク之ヲ届出ヅルコトヲ要ス

第六十四條　保險會社ノ清算人ハ商法第二百八十三條第一項、第四百十九條第一項又ハ第四百二十七條第一項ノ規定ニ依リ總會ニ於テ財産目錄、貸借對照表、事務報告書又ハ決算報告書ノ承認ヲ得タルトキハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス

第六十五條　保險會社ノ清算人ハ商法第四百二十九條ノ規定ニ依ル保存者ノ選任アリタルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ遲滯ナク大藏大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス

第十章　附則

第六十六條　本則ハ明治四十五年法律第十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正二年二月一日ヨリ施行）

第六十七條　本則ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ其ノ施行前ニ生シタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リテ生シタル效力ヲ妨ケス

第六十八條　保險會社ニシテ明治四十五年法律第十八號附則第三條第一項ノ規定ニ依リ保險業法第五條第五號ノ書類ニ定ムヘキ事項ニ付キ認可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク認可ノ時ニ於ケル財産ノ利用現狀ヲ農商務大臣ニ届出ツルコトヲ要ス

第六十九條　本則施行後六箇月間ニ限リ第八條第三項ニ規定スル事項ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第七十條　本則施行ノ當時現ニ利用スル會社ノ財産ニシテ第十六條ノ規定ニ違反スルモノヲ改ムルコトヲ要セス但シ本則施行ノ後其ノ利用方法ヲ變更スルトキハ第十六條ノ制限ノ趣旨ニ從フコトヲ要ス

第七十一條　第十八條、第十九條及第二十一條ノ規定ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス

付テハ本則施行ノ際既ニ開始セル事業年度ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第七十二條　本則施行ノ際保險事業ヲ營ムコトヲ認許セラレサル保險者ト現ニ再保險ノ取引ヲ爲セル保險會社カ本則施行後引續キ其ノ保險者ニ再保險ヲ附セントスルトキハ本則施行後六箇月內ニ第三十二條第二項ノ認可申請ヲ爲シタル場合ニ限リ其ノ處分ヲ受クルニ至ル迄其ノ保險者トノ再保險取引ニ付キ第三十二條第二項ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行後五年ヲ限リ第十八條乃至第二十條及前項ノ規定ニ拘ラズ本令施行後總資產（未拂込株金又ハ未拂込基金ヲ除ク）ノ增加ナキ場合ニ於テハ本令施行ノ日ニ於ケル所有株式ノ額、本令施行後總資產（未拂込株金又ハ未拂込基金ヲ除ク）ノ增加アリタル場合ニ於テハ本令施行ノ日ニ於ケル所有株式ノ額ニ增加額ノ十分ノ三ヲ加ヘタル額ヲ限度トシ株式ヲ所有スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則（大正十五年商工省令第一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保險業法第五條第二號ノ書類ニ本令施行ノ際現ニ定ムル保險種類ニ屬スル契約ニ對スル保險料積立金ノ計算ニ付テハ第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得新ナル保險種類ニシテ本令施行ノ際現ニ保險業法第五條第二號ノ書類ノ變更認可申請中ニ係ルモノニ屬スル契約ニ對スル保險料積立金ノ計算ニ付キ亦同シ

附　則（昭和二年商工省令第十一號）

本令ハ昭和二年法律第五十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二年十二月十五日ヨリ施行）

附　則（昭和十四年商工省令第七十八號）

本令ハ昭和十四年法律第四十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十五年一月一日ヨリ施行）但シ第十三條及第三十二條第二項ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年農商務省令第十一號ハ之ヲ廢止ス

本令ノ規定ハ本令施行前ニ生ジタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リテ生ジタル効力ヲ妨ゲズ

本令施行ノ際現ニ利用スル會社ノ財産ニシテ第十八條乃至第二十條ノ制限ニ反スルモ本令施行後五年ヲ限リ之ヲ改ムルコトヲ要セズ但シ其ノ利用ノ方法ヲ變更スルトキハ第十八條乃至第二十條ノ制限ノ趣旨ニ從フコトヲ要ス

本令施行後五年ヲ限リ第十八條乃至第二十條及前項ノ規定ニ拘ラズ本令施行後總資產（未拂込株金又ハ未拂込基金ヲ除ク）ノ增加ナキ場合ニ於テハ本令施行ノ日ニ於ケル所有株式ノ額、本令施行後總資產（未拂込株金又ハ未拂込基金ヲ除ク）ノ增加アリタル場合ニ於テハ本令施行ノ日ニ於ケル所有株式ノ額ニ增加額ノ十分ノ三ヲ加ヘタル額ヲ限度トシ株式ヲ所有スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

生命保險會社ハ本令施行後一月內ニ本令施行ノ際現ニ其ノ會社ニ於テ保險數理ニ關スル事項ヲ擔當スル者ノ氏名及其ノ擔當スル事項ヲ商工大臣ニ屆出ヅルコトヲ要ス

附　則（昭和十五年商工省令第九十九號）

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月三十一日以前ニ終了スル事業年度ニ於ケル保險會社ノ業務及財產ニ關スル保險業法第八十二條第一項ノ書類ハ書式第一號乃至第五號ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ書式ニ準ジ之ヲ作成スルコトヲ得

●外國保險會社ニ關スル件

（明治三十三年九月二十七日）
（勅令第三百八十號）

沿革　大正元年十二月勅令第五七號、昭和八年六月第一六〇號、一四年一二月第九〇五號、一六年九月第八六一號、一二月第一一〇六號、二〇年一一月大藏省令第一〇一號改正

狀襍密顧問ノ諮詢ヲ經テ外國保險會社ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　外國人又ハ外國會社ハ日本ニ支店、事務所又ハ代理店ヲ設ケ大藏大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ保險事業ヲ營ムコトヲ得ス

第一條ノ二　外國會社カ日本ニ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ムトキハ日本ニ於ケル代理者ヲ定ムルコトヲ要ス

商法第七十八條ノ規定ハ前項ノ代理者ニ之ヲ準用ス

第二條　外國會社ハ其日本ニ於ケル事業ノ本據及ヒ代表者ノ氏名、住所ヲ大藏大臣ニ屆出ツルコトヲ要ス

前條第一項ノ代表者ニ付キ前項ノ屆出アリタルトキハ大藏大臣ハ其氏名、住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第二條ノ二　外國會社ノ代表者ハ退任ノ後ト雖之ニ代ハルヘキ代表者ノ氏名、住所ニ基キ商法第四百七十九條ノ登記及ヒ公告又ハ前條第二項ノ公告アル迄仍代表者ノ權利義務ヲ有ス

第三條　外國會社カ免許ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　定款

二　日本ニ於ケル事業ノ方法書

三　普通保險約款

四　保險料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類

五　最終ノ財產目錄、貸借對照表及ヒ損益計算書

六　財產ノ利用方法ヲ記載シタル書類

保險業法第十條ノ規定ハ前項第一號乃至第四號及ヒ第六號ニ揭ケタル書類ニ定メタル事項ノ變更ニ之ヲ準用ス

第三條ノ二　外國會社カ解散シ又ハ日本ニ於ケル事業ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ屆出ツルコトヲ要ス

第四條　外國會社カ大藏大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ大藏大臣ハ其日本ニ於ケル事業ノ停止若クハ代表者ノ改任ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

第五條　保險業法第二條ノ規定ハ外國人又ハ外國會社カ日本ニ支店、事務所又ハ代理店ヲ設ケ保險事業ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

保險業法第三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　削除

第七條　削除

スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ供託金額ノ增加其他供託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

外國會社ハ大藏大臣ノ認許シタル有價證券ヲ以テ前三項ノ供託金ニ代フルコトヲ得

第六條　日本ニ於ケル保險契約者、被保險者、保險金額ヲ受取ルヘキ者又ハ外國相互會社ノ社員ハ供託物ノ上ニ優先權ヲ有ス

日本ニ於ケル一般ノ債權者ハ外國ニ於ケル保險契約者、被保險者、保險金額ヲ受取ルヘキ者、外國相互會社ノ社員及ヒ一般ノ債權者ニ對シ供託物ノ上ニ優先權ヲ有ス

第七條　外國相互會社ノ日本ニ於ケル一般ノ債權者ハ日本ニ於ケル社員竝ニ其爲シタル契約ニ因ル被保險者及ヒ保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ對シ供託物ノ上ニ優先權ヲ有ス

第七條ノ二　外國會社ハ契約ヲ以テ責任準備金算出ノ基礎ヲ同クスル日本ニ於ケル保險契約ノ全部ヲ包括シテ日本ニ於テ事業ヲ營ム他ノ保險會社ニ移轉スルコトヲ得

保險業法第百九條、第百十條、第百十一條第二項、第百十二條第一項乃至第三項及ヒ第百十三條乃至第百十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但第百十二條第一項中第百九條ノ決議ノ日トアルハ移轉契約書作成ノ日、第百十三條及ヒ第百十五條第一項中株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時トアルハ移轉契約書作成ノ時トス

第七條ノ三　外國會社カ日本ニ於ケル保險契約全部ノ移轉ヲ爲シタルトキハ其事業ヲ廢止シタルモノト看做ス

第七條ノ四　大藏大臣外國會社ノ業務若クハ財產ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ其日本ニ於ケル事業ノ繼續ヲ困難又ハ不適當ト認ムルトキハ日本ニ於ケル事業ノ停止、日本ニ於ケル業務及ヒ財產ノ管理又ハ保險業法第百一條乃至第百三條、第百四條第一項第三項、第百五條及ヒ第百六條ノ規定ハ前項ノ業務及ヒ財產ノ管理ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第八條　外國會社ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ其日本ニ於ケル事業ノ報告書ヲ作リ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス

外國會社ハ前項ノ時期ニ於テ日本ニ於ケル保險契約ニ付キ其種類ニ從ヒ責任準備金ヲ計算シ且之ヲ特ニ設ケタル帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第九條　外國會社ノ本國ニ於テ作リタル財產目錄、貸借對照表、事業報告書及ヒ損益計算書ハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ提出スルコトヲ要ス

前項ニ揭ケタル規定中總會ノ決議ニ關スル規定ハ外國會社ニ付テハ之ヲ準用セス

第十條　外國會社ノ代表者ハ定款、日本ニ於ケル社員ノ名簿及ヒ前二條ニ揭ケタル書類、帳簿ヲ日本ニ於ケル事業ノ本據ニ備フルコトヲ要ス

日本ニ於ケル保險契約者、被保險者、保險金額ヲ受取ルヘキ者又ハ一般ノ債權者ハ前二條ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求メ又ハ其謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但定款又ハ保險約款ノ定ムル處ニ依リ其謄本又ハ抄本ノ交付ニ付キ手數料ヲ拂フコトヲ要ス

第十條ノ二　外國會社ノ交付スル保險證券ニハ保險約款ヲ記載シ又ハ之ニ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ保險證券及ヒ保險約款ハ別段ノ請求ナキトキハ日本語ヲ以テ之ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ運送保險、海上保險又ハ再保險ノ契約ニハ之ヲ適用セス

第十條ノ三　外國會社ガ其事業ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ大藏大臣ハ必要ト認ムルトキハ殘務ノ取扱ニ付キ代表者ヲ選任又ハ改任スルコトヲ得

第一條ノ二第二項及ヒ保險業法第百三十三條ノ規定ハ前項ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第十條ノ四　外國會社カ其事業ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ日本ニ於ケル保險契約者又ハ社員ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ解除アリタルトキハ損害保險ヲ目的トスル會社ニ在リテハ未タ經過セサル期間ニ對スル保險料、生命保險ヲ目的トスル會社ニ在リテハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ拂戻スコトヲ要ス

第十條ノ五　外國會社カ其事業ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條　外國會社カ其事業ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リテ優先權ヲ有スル者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供スルニ非サレハ供託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第十二條　大藏大臣カ日本ニ支店又ハ事務所ヲ設ケタル外國會社ノ免許ヲ取消シタルトキハ其處分確定ノ後遲滯ナク其旨ヲ支店又ハ事務所ノ所在地ノ登記所ニ通知スルコトヲ要ス

登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ支店又ハ事務所ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第十三條　大藏大臣ノ免許ヲ受ケスシテ保險事業ヲ營ムモノハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

第十三條ノ二　大藏大臣ノ免許ヲ受ケサル外國人又ハ外國會社ノ爲ニ保險契約者若クハ社員ヲ募集シ又ハ募集セシメタル者ハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

第十四條　外國人、外國人若クハ外國會社ノ代表者、保險管理人若クハ支配人又ハ外國會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

一　保險事業ニ非サル事業ヲ爲シタルトキ

二　本令ニ基キテ爲ス主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

三　本令ニ定メタル檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタルトキ

四　官廳ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五　本令ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

六　本令ニ定メタル公告若クハ屆出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告

若クハ屆出ヲ爲シタルトキ

七　本令ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閱覽又ハ其謄本若クハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

七ノ二　第三條第二項ニ於テ準用スル保險業法第十條第一項ノ規定ニ違反シテ第三條第一項第一號乃至第四號及ヒ第六號ニ揭ケタル書類ニ定メタル事項ノ變更ヲ爲シタルトキ

八　第五條第一項ノ供託ヲ爲サスシテ事業ヲ開始シタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル供託ヲ爲ササリシトキ

九　第七條ノ二ノ規定ニ違反シテ保險契約移轉ノ手續ヲ爲シ又ハ保險契約、財產ノ處分又ハ債務ヲ負擔スヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

九ノ二　第七條ノ四第二項ニ於テ準用スル保險業法第百三十六條ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒否シタルトキ

九ノ三　大藏大臣ノ選任シタル保險管理人ニ事務ノ引渡ヲ爲ササルトキ

九ノ四　第七條ノ四第二項ニ於テ準用スル保險業法第百三條ノ規定ニ違反シテ事業ヲ營ミタルトキ

九ノ五　第七條ノ四第二項ニ於テ準用スル同法第百十五條ノ規定ニ違反シテ財產ノ處分又ハ債務ヲ負擔スヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

十　第八條第二項ノ規定ニ違反シテ責任準備金ノ計算ヲ爲サス又ハ之ヲ帳簿ニ記載セサルトキ

十一　第八條第一項又ハ第九條ニ揭ケタル書類ヲ備ヘ置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十二　第十條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキ

十三　第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ營業ノ讓渡ヲ爲シタルトキ

十四　第十六條ノ二第一項又ハ第十七條ニ於テ準用スル商法第四百八十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第十五條　不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ外國相互會社ノ登記シタル名稱ト同一若クハ類似ノ商號若クハ名稱ヲ使用シ又ハ不正ノ目的ヲ以テ他ノ外國相互會社ノ事業ナリト誤認セシムヘキ商號若クハ名稱ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第十六條　保險業法第五條、第七條乃至第九條、第十一條及ヒ第百二十七條ノ規定ハ外國會社ニ之ヲ準用ス

保險業法第百三十六條ノ規定ハ事業ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタル外國會社カ殘務ノ取扱ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ二　商法第四百八十四條及ヒ第四百八十五條第一項第二項ノ規定ハ外國會社カ日本ニ代理店ヲ設ケタル場合ニ之ヲ準用ス

非訟事件手續法第百二十六條第三項及ヒ第百三十五條ノ九第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條　商法第九條、第十一條乃至第十五條、第十九條乃至第二十一條、第三十條乃至第四十三條、第四十五條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條、第六十一條、第四百七十九條乃至第四百八十二條、第四百八十四條及ヒ第四百八十五條第一項第二項並ニ保險業法第八十條及ヒ第八十一條ノ規定ハ外國相互會社ニ之ヲ準用ス

第十八條　各登記所ニ外國相互保險會社登記簿ヲ備フ

第十九條　外國相互會社カ日本ニ事務所ヲ設ケタル場合ニ於テ其登記ヲ

申請スルトキハ會社ノ代表者ハ申請書ニ其日本ニ於ケル事業ノ本據及ヒ代表者ノ氏名、住所ヲ記載シ且之ニ左ノ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

一　主タル事務所ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面

二　代表者タル資格ヲ證スル書面

三　會社ノ定款又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

四　日本ニ於ケル社員ノ名簿

前項第一號乃至第三號ノ書面ハ會社ノ本國ノ管轄官廳又ハ日本ニ在ル領事ノ認證ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第二十條　削除

第二十一條　非訟事件手續法第百二十六條第三項、第百三十五條ノ九第三項、第百三十八條ノ十六、第百三十九條、第百四十二條乃至第百四十九條、第百五十條ノ二、第百五十一條乃至第百五十一條ノ四、第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十八條、第百七十二條乃至第百七十五條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條及ヒ第二百三條乃至第二百五條ノ規定ハ外國相互會社ニ之ヲ準用ス

第二十二條　第一條ノ二乃至第六條、第七條ノ二乃至第十一條及ヒ第十六條ノ規定ハ外國人ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ二　商法第四百八十四條ノ規定ハ外國人カ日本ニ事務所又ハ代理店ヲ設ケタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ事務所又ハ代理店ノ閉鎖ヲ命セラレタルトキハ免許ヲ取消サレタルモノト看做ス

第十六條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

第二十三條　本令ハ明治三十三年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條　本令施行前ニ日本ニ支店、事務所又ハ代理店ヲ設ケタル外國人又ハ外國會社ハ其施行ノ日ヨリ六箇月內ニ其日本ニ於ケル事業ノ本據ヲ大藏大臣ニ屆出ツルコトヲ要ス

附　則（大正元年勅令第五十七號）

第一條　本令ハ明治四十五年法律第十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　本令施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外從前ノ規定ヲ適用ス

第三條　本令施行前ニ免許ヲ受ケタル外國會社ニシテ命令ヲ以テ第三條第一項第二號ニ掲ケタル書類ニ定ムヘキコトヲ規定スル事項及ヒ同條第一項第六號ニ掲ケタル書類ニ定ムヘキ事項ニ付キ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行後一年內ニ其認可ヲ申請スルコトヲ要ス

第四條　本令施行前ニ免許ノ申請ヲ爲シタル外國人又ハ外國會社ハ命令ヲ以テ第三條第一項第二號ニ掲ケタル書類ニ定ムヘキコトヲ規定スル事項及ヒ第三條第一項第六號ニ掲ケタル書類ヲ補充スルニ非サレハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

第五條　外國會社カ從前ノ規定ニ依リ供託シタル金額ハ本令ニ依リ供託シタルモノト看做ス

商工大臣ハ外國會社カ本令ノ施行ニ依リ最初ニ供託スヘキ金額ニ付キ供託ノ期限、方法其他必要ナル事項ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ニ依リ未タ供託スルコトヲ要セサル金額ハ第五條第二項ノ差額ノ算出ニ付テハ之ヲ供託シタルモノト看做ス

第六條　本令施行前ニ免許ヲ受ケタル外國會社ハ日本ニ於テ用ウル保險證券ノ樣式及ヒ普通保險約款ニシテ未タ認可ヲ受ケサルモノニ付キ本令施行後一年內ニ其認可ヲ申請スルコトヲ要ス

附　則

第十條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル迄其會社ニ付キ之ヲ適用セス

附　則（昭和十四年勅令第九百五號）

本令ハ昭和十四年法律第四十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十五年一月一日ヨリ施行）

保險業法第百六十條、第百六十一條第一項、第百六十五條及第百六十八條並ニ昭和十四年法律第七十九號附則第二項及第三項ノ規定ハ外國人又ハ外國會社ニ之ヲ準用ス

●外國保險會社ニ關スル件

（大正元年十二月二十七日）
（農商務省令第三十號）

沿革　昭和一四年一二月商工省令第七九號、一五年一二月第一〇〇號、一六年九月第八〇號、一二月大藏省令第七一號、一七年一二月第八二號、二〇年一一月第一〇二號改正

明治三十三年農商務省令第十九號外國保險會社ニ關スル件左ノ通改正ス

第一條　外國會社ノ保險事業ノ免許ノ申請ハ日本ニ於ケル代表者ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニハ明治三十三年勅令第三百八十號第三條ニ掲ケタル書類ノ外本店又ハ主タル事務所ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

明治三十三年勅令第三百八十號第三條第一項第三號ニ掲ケタル書類ハ日本ニ於テ會社カ用ユル各國語別ニ記載シ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第二條　外國會社カ明治三十三年勅令第三百八十號第三條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲ケタル書類ノ變更ノ認可申請ヲ爲スニハ申請書ニ理由書ヲ添附スルコトヲ要ス

第三條　外國會社カ合併又ハ組織變更ヲ爲シタルトキハ運滯ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ屆出ツルコトヲ要ス

第四條　保險業法施行規則第十一條及第十二條ノ規定ハ明治三十三年勅令第三百八十號第三條第一項第二號及第三號ニ掲ケタル書類ニ之ヲ準用ス

第五條　削除

第六條　明治三十三年勅令第三百八十號第十六條第一項及第二十二條ニ於テ準用スル保險業法第八條ノ證票ハ別記樣式ニ依ル

第七條　保險業法施行規則第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ外國會社カ保險契約ノ移轉ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二　保險業法施行規則第四十六條及第四十七條ノ規定ハ大藏大臣ノ命令ニ依ル外國會社ノ日本ニ於ケル業務及財產ノ管理ノ場合ニ、同則第五十條乃至第五十二條及第五十四條ノ規定ハ大藏大臣ノ命令ニ依ル外國會社ノ日本ニ於ケル保險契約ノ移轉ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條　明治三十三年勅令第三百八十號第八條ノ報告書ハ第一號書式ニ準シテ之ヲ作成シ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

前項ノ報告書ニハ生命保險ニ付テハ第二號書式ニ、損害保險ニ付テハ保險業法施行規則書式第三號附錄第十一ニ準シテ作成シタル日本ニ於ケル事業ニ對スル責任準備金明細表ヲ添附スルコトヲ要ス

第九條　外國會社ハ第三號書式ニ準シテ每月其ノ事業ノ狀況報告書ヲ作成シ翌月二十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ差出スコトヲ要ス

第十條　保險業法施行規則第六十二條及第六十三條ノ規定ハ外國會社ノ殘務ノ取扱ヲ爲ス代表者ニ之ヲ準用ス

第十一條　明治三十三年勅令第三百八十號第三條第二項ニ於テ準用スル保險業法第十條第四項、同令第七條ノ四第二項ニ於テ準用スル保險業法第百四條第三項及同令第十條ノ五ノ公告ハ大藏大臣ノ指定シタル方法ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條　保險業法施行規則第二條及第三條ノ規定ハ外國會社ニ之ヲ準用ス

第十三條　保險業法施行規則第九條、第十七條及第二十八條乃至第三十九條ノ規定ハ外國會社ノ日本ニ於ケル事業ニ之ヲ準用ス

第十四條　外國會社ノ殘務カ結了シタルトキハ代表者ハ其ノ結了シタルコトヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ大藏大臣ニ差出スコトヲ要ス

第十五條　第一條、第二條、第四條乃至第十四條ノ規定ハ外國人ニ之ヲ準用ス

附　則

第十六條　本令ハ大正元年勅令第五十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條　本令施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外從前ノ規定ヲ適用ス

第十八條　第五條ノ規定ハ大正元年勅令第五十七號附則第五條ノ規定ニ依ル供託ニ之ヲ準用ス

第十九條　第八條ノ規定ニ該當スル事項ニ付テハ本令施行後二年間第九條ノ規定ニ該當スル事項ニ付テハ六箇月間ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附　則（昭和十四年商工省令第七十九號）

本令ハ昭和十四年法律第四十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十五年一月一日ヨリ施行）

本令施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

附　則（昭和十五年商工省令第百號）

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月三十一日以前ニ終了スル事業年度ニ於ケル外國保險會社ノ日本ニ於ケル事業ニ關スル明治三十三年勅令第三百八十號第八條ノ報告書ハ第一號書式ノ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ書式ニ準シ之ヲ作成スルコトヲ得

（書式略ス）

第四章　取引所、市場

●證券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五號）

沿革　昭和二十三年七月法律第一〇三號改正

證券取引法を改正する法律をここに公布する。

證券取引法目次

第一章　總則
第二章　有價證券の募集又は賣出に關する届出
第三章　證券業者
第四章　證券業協會
第五章　證券取引所
　第一節　設立及び組織
　第二節　會員
　第三節　管理
　第四節　有價證券市場における賣買取引
　第五節　有價證券市場における賣買取引の受託
　第六節　解散
　第七節　登記
　第八節　監督
第六章　仲介
第七章　證券取引委員會
第八章　雜則
第九章　罰則

證券取引法

第一章　總則

第一條　この法律は、國民經濟の適切な運營及び投資者の保護に資するため、有價證券の發行及び賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有價證券の流通を圓滑ならしめることを目的とする。

第二條　この法律において有價證券とは、左に掲げるものをいう。

一　國債證券

二　地方債證券

三　特別の法律により法人の發行する債券

四　擔保附又は無擔保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の發行する出資證券

六　株券又は新株の引受權を表示する證書

七　投資信託の受益證券

八　外國又は外國法人の發行する證券又は證書で前各號の證券又は證書の性質を有するもの

九　その他證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定める證券又は證書

前項各號に掲げる有價證券に表示されるべき權利は、これについて當該有價證券が發行されていない場合においても、これを當該有價證券とみなす。

この法律において有價證券の募集とは、不特定且つ多數の者に對し均一の條件で、あらたに發行される有價證券の取得の申込を勸誘することをいう。

この法律において有價證券の賣出とは、不特定且つ多數の者に對し均一の條件で、既に發行された有價證券の賣付の申込をし、又はその賣付の申込を勸誘することをいう。

この法律において發行者とは、有價證券を發行し、又は發行しようとする者をいう。

この法律において引受人とは、有價證券の發行に際し、これを賣り出す目的を以て當該有價證券の發行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に當該有價證券を取得する者がない場合にその殘部を取得する契約をする者又は發行者のために當該有價證券の募集若しくは賣出の取扱をする者その他直接又は間接に有價證券の募集又は賣出を分擔する者で、通常有價證券の賣捌人に支拂われる手數料を超える額の手數料、報酬その他の對價を受けるものをいう。

この法律において有價證券届出書とは、第五條第一項の規定による届出書及び同條第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。

この法律において證券業とは、銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關以外の者が左に掲げる行爲の一をなす營業をいう。

一　有價證券の賣買

二　有價證券の賣買の媒介、取次又は代理

三　有價證券市場における賣買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有價證券の引受

五　有價證券の賣出

六　有價證券の募集又は賣出の取扱

この法律において證券業者とは、この法律により證券業を營むことができることとなつた者をいう。

この法律において目論見書とは、有價證券の募集又は賣出のために、公衆に提供する當該有價證券の發行者の事業に關する説明を記載した文書をいう。但し、有價證券の銘柄、價格、數、引受人の名稱、募集若しくは賣出の取扱をする者の名稱又は第十三條の規定による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

この法律において證券取引所とは、有價證券の賣買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

この法律において有價證券市場とは、有價證券の賣買取引のために證券取引所の開設する市場をいう。

第二章　有價證券の募集又は賣出に關する届出

第三條　本章の規定は、前條第一項第一號乃至第三號及び第五號に掲げる有價證券については、これを適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價證券のうち前項に掲げる有價證券の性質を有するもの及び同項第九號に掲げる有價證券のうち別に證券取引委員會規則で定めるものについても、また、前項と同樣とする。

第四條　有價證券の募集又は賣出は、發行者が當該有價證券に關し證券取引委員會に届け出で、且つ、その届出の效力が生じているものでなければ、これをすることができない。

前項の規定は、證券取引委員會が當該有價證券の募集若しくは賣出券面總額が僅少であること又はその公衆に提供される範圍が限定されていることにより前項の規定による届出が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて證券取引委員會規則で定める有價證券については、これを適用しない。但し、募集又は賣出券面總額が五百萬圓を超える有價證券については、この限りでない。

第一項の規定の適用を除外される有價證券の目論見書には、證券取引委員會規則で定める樣式により、當該有價證券が同項の規定の適用を除外されている旨を記載しなければならない。

第五條　前條第一項の規定による届出をしようとする發行者は、その者が會社である場合（當該有價證券の發行により會社を設立する場合を含む。）においては、證券取引委員會規則で定める樣式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を證券取引委員會に提出しなければならない。

一　目的、商號及び資本又は出資に關する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名稱及び所在の場所

三　事業

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する當該會社の發行する株式の種類及び數又はその者が當該會社に對してなした出資の額

五　發起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び數

六　當該有價證券の引受人の氏名又は名稱及び住所

七　自己又は他人（假設人を含む。）の名義を以て資本金額（出資總額、株金總額又は出資總額及び株金總額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相當する當該會社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名稱及び住所並びに當該株主の有する株式の種類及び數又は當該出資者の出資の額

八　當該有價證券の銘柄、券面額及び發行數株式については、數種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び數、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支拂の方法及び期限並びに擔保の種類、目的物及び順位、先順位の擔保を附けた債權の金額その他擔保の目的物に關し擔保權者に對抗する權利

九　當該有價證券の募集又は募集の委託の條件

十　當該有價證券の引受人に支拂う手數料、報酬その他の對價その他發行に關し會社が負擔すべき費用の概算額

十一　當該有價證券の發行價額の總額から前號の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買收に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　當該會社の發行した有價證券（第八號に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、發行數及び最近三事業年度末における價格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に對し届出前一年内において支拂つた報酬の總額及び同期間内において合計二十萬圓を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　當該會社から十萬圓を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　發起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名
十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その價額及びこれに對して與え又は與えた株式の種類及び數
十七　會社の成立後に讓り受けることを約した財産の種類、その價額及び讓渡人の氏名
十八　營業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は經營の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　前各號に揭げるもの外目論見書に記載しようとする事項

前項の届出書は、發起人又は役員（外國會社については、商法第四百七十九條第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

第一項の規定による届出書には、左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　定款
二　株式申込證又は社債申込證
三　目論見書
四　届出前九十日以内の日の現在における貸借對照表
五　最近三事業年度の損益計算書
六　第一項第十八號に揭げる契約書の寫

外國會社が提出せる届出書については、證券取引委員會規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

第六條　第四條第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手數料を納めなければならない。

前項の手數料は、募集又は賣出券面總額の萬分の十に相當する金額とし、その額が五百圓未滿の場合においては、これを五百圓とする。

第一項の手數料は、前條に規定する届出書のうち一通に、手數料の金額に相當する額の收入印紙をはつて、これを納めなければならない。

第七條　第五條第一項又は第三項の規定による届出書類のうちに、訂正を必要とするものがあるときは、届出者（會社成立後は、その會社）は訂正届出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の規定による訂正届出書に、これを準用する。

第八條　第四條第一項の規定による届出は、證券取引委員會が第五條第一項の規定による届出書を受理した日から三十日を經過した日に、その效力を生ずる。

前項の期間内に前條の規定による訂正届出書の提出があつた場合においては、證券取引委員會がこれを受理した日に、第五條第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。

證券取引委員會は、第五條第一項第三項又は前條の規定による届出書類の記載によつて當該有價證券の内容が公衆に容易に理解されると認める場合においては、第一項に規定する期間に滿たない期間を指定することができる。この場合においては、第四條第一項の規定による届出は、その期間を經過した日に、その效力を生ずる。

第二項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合に、これ

を準用する。

第九條　證券取引委員會は、第五條第一項第三項又は第七條の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し訂正届出書の提出を命ずることができる。

前項の規定による處分があつた場合においては、第四條第一項の規定による届出は、前條の規定にかかわらず、證券取引委員會が指定する期間を經過した日に、その效力を生ずる。

前條第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第一項の規定による處分は、第四條第一項の規定による届出がその效力を生ずることとなつた日以後は、これをなすことができない。

第十條　證券取引委員會は、有價證券届出書のうちに重要な事項について虚僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が欠けていることを發見したときは、何時でも、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の效力の停止を命ずることができる。

前條第二項及び第三項の規定は、第四條第一項の規定による届出がその效力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合に、これを準用する。

第一項の規定による停止命令があつた場合において、同項の規定による訂正届出書が提出され、且つ、證券取引委員會がこれを適當と認めたときは、證券取引委員會は、同項の規定による停止命令を解除するものとする。

第十一條　第五條第二項の規定は、前二條の訂正届出書に、これを準用する。

第十二條　第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた日以後において提出される第七條の規定による訂正届出書については、證券取引委員會がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合においては、證券取引委員會が指定する日に、訂正の效力を生ずる。

第十三條　第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の發行者は、當該有價證券の募集又は賣出に際し、目論見書を作成しなければならない。

前項の目論見書は、有價證券届出書のうち第五條第一項に揭げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要でないと認めて證券取引委員會規則で定めるものは、これを省略することができる。

證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定める事項については、これに關する内容を目論見書に記載しなければならない。

何人も、有價證券の募集又は賣出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示

をしてはならない。

前項の規定は、第二條第十項但書に掲げる事項のみを表示することを妨げるものではない。

第十四條　有價證券に關し第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日から一年を經過した後において使用された當該有價證券に關する目論見書に記載されるべき內容については、前條第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、當該目論見書に記載されるべき內容は、その使用前一年以內の日の現在の事實に合致したものでなければならない。

前條第三項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十五條　何人も、有價證券に關し第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じているのでなければ、當該有價證券を取得させ若しくはその取得の申込をし、又は賣付若しくは賣付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

何人も、第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた有價證券についてはは、第十三條の規定に適合する目論見書を豫め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ、又は賣付のためにこれを交付してはならない。

前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

一　有價證券の發行者、賣出をなす者、引受人又は證券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有價證券の發行者又はその賣出をなす者が募集又は賣出によらないでなす場合

三　證券業者又は當該有價證券の引受人であつた者がなす場合で、左の各號に該當する以外のもの

イ　當該有價證券に關し第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日以後一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、當該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以內においてなす場合

ロ　有價證券の募集又は賣出を分擔する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四　證券業者が顧客の委託に基いてなす場合　但し、その委託が當該證券業者の勸誘に基く場合は、この限りでない。

第十六條　第四條第一項又は前條の規定に違反して有價證券を取得させた者は、これを取得した者に對し當該違反行爲に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

第十七條　重要な事項について虛僞の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の表示が缺けている目論見書その他の表示を使用して有價證券を取得させた者は、表示が虛僞であり、又は缺けていることを知らないで當該有價證券を取得した者が受けた損害を賠償する責に任ずる。但し、賠償の責に任ずべき者が、表示が虛僞であり、又は缺けていることを知らず、且つ、相當な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを證明したときは、この限りでない。

第十八條　有價證券屆出書のうちに、重要な事項について虛僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要

な重要な事實の記載が缺けているときは、左の各號に掲げる者は、當該有價證券を取得した者に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虛僞であり、又は缺けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　有價證券屆出書の屆出者

二　有價證券屆出書に署名又は記名押印した者

三　當該發行者である會社の役員（役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者

四　技術者、鑑定人その他の專門家（以下專門家という。）であつて、有價證券屆出書の作成に關して使用される資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有價證券屆出書の記載の一部が眞實であることを保證したものとしてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者　但し、自己の提供し、又は保證した部分についてのみ、その責に任ずる。

五　當該有價證券の引受人（但し、第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日以後に當該有價證券の引受人となつた場合においては、有價證券屆出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてのみ、その責に任ずる。

當該有價證券の發行者が第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日（その日が會社成立の日以前であるときは、會社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に當該有價證券を取得した者は、その者が有價證券屆出書のうち重要な事項についての虛僞の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていることを知らないで當該有價證券を取得した者に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虛僞であり、又は缺けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　有價證券屆出書の屆出者

二　有價證券屆出書に署名又は記名押印した者

三　當該發行者である會社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者

四　技術者、鑑定人その他の專門家（以下專門家という。）であつて、有價證券屆出書の作成に關して使用される資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有價證券屆出書の記載の一部が眞實であることを保證したものとしてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者　但し、自己の提供し、又は保證した部分についてのみ、その責に任ずる。

五　當該有價證券の引受人（但し、第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日以後に當該有價證券の引受人となつた場合においては、有價證券屆出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてのみ、その責に任ずる。

當該有價證券の發行者が第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日（その日が會社成立の日以前であるときは、會社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に當該有價證券を取得した者は、その者が有價證券屆出書のうち重要な事項についての虛僞の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていることを知らないで當該有價證券を取得した者に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虛僞であり、又は缺けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　有價證券屆出書の屆出者

二　有價證券屆出書に署名又は記名押印した者

三　當該發行者である會社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者

四　技術者、鑑定人その他の專門家（以下專門家という。）であつて、有價證券屆出書の作成に關して使用される資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有價證券屆出書の記載の一部が眞實であることを保證したものとしてその氏名がその者の同意を得て有價證券屆出書に記載された者　但し、自己の提供し、又は保證した部分についてのみ、その責に任ずる。

五　當該有價證券の引受人（但し、第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日以後に當該有價證券の引受人となつた場合においては、有價證券屆出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてのみ、その責に任ずる。

當該有價證券の發行者が第四條第一項の規定による屆出がその效力を生じた日（その日が會社成立の日以前であるときは、會社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に當該有價證券を取得した者は、その者が有價證券屆出書のうち重要な事項についての虛僞の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていることを知らないで當該有價證券を取得した者に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、當該有價證券を取得した者がその取得の申込の際記載が虛僞であり、又は缺けていることを知つていたときは、この限りでない。

上、その記載が眞實であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四　專門家が、有價證券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について眞實であることを保證した部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が眞實であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかつたこと

五　その者が、有價證券届出書のうちその者以外の專門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の專門家がその記載について眞實であることを保證した部分について、虚僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていたこと、又、その部分がその者以外の專門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六　その者が、有價證券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることができる時から一年間、これを行わないときは、消滅する。當該有價證券に關し第四條第一項の規定による届出がなされた時から三年間

異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

第二十條　第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき額は、請求權者が當該有價證券の取得について支拂つた額（當該有價證券の募集價格又は賣出價格に取得した有價證券の數を乘じた額を超えないものとする。）から左の各號の一に掲げる額を控除した額とする。

一　當該有價證券の事實審の口頭辯論終結の時における市場價額（市場價額がないときは、その時における處分推定價額）

二　前號の時前に當該有價證券を處分した場合においては、その處分價額

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、當該請求權者が受けた損害の額の全部又は一部が有價證券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について虚僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていたことに因つて生ずべき當該有價證券の値下り以外の事情に因り生じたことを證明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責に任じない。

第二十一條　第十八條第一項の規定による賠償の請求權は、請求權者が有價證券届出書のうち重要な事項について虚僞の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることができる時から一年間、これを行わないときは、消滅する。當該有價證券に關し第四條第一項の規定による届出がなされた時から三年間

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定による報告書について、これを準用する。

第二十五條　有價證券届出書及び前條の規定による報告書は、證券取引委員會規則で定めるところにより、證券取引委員會にこれを備え置き、公衆の縱覽に供しなければならない。

有價證券の發行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縱覽に供しないことを證券取引委員會に申請し、證券取引委員會が當該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縱覽に供しないものとする。

何人も、命令の定める額の手數料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。但し、前項の規定により公衆の縱覽に供しない部分については、この限りでない。

第二十六條　證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、有價證券届出書の届出者若しくは有價證券の引受人その他の關係者に對し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

第二十七條　第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條の規定は、發行者が會社以外の者である場合に、これを準用する。この場合において、必要な事項は、證券取引委員會規則で、これを定める。

第三章　證券業者

第二十八條　證券業は、證券取引委員會に備える證券業者登錄原簿に登錄された者でなければ、これを營んではならない。

（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、當該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）、これを行わないときも、また、同樣とする。

第二十二條　第十八條第一項各號に掲げる者の名義の株式の實質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同條同項各號に掲げる者と連帶して同條の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事實があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを證明したときは、この限りでない。

前項の場合においては、第十八條第一項各號に掲げる者を支配する者は、これを同條同項各號に掲げる者とみなす。

第二十三條　何人も、有價證券に關し第四條第一項の規定による届出があり、且つ、その効力が生じたこと、又は第十條第一項の規定による停止命令が解除されたことを以て、證券取引委員會が當該届出に係る有價證券届出書の記載が眞實且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が缺けていないことを認定し、又は當該有價證券の價値を保證若しくは承認したものであるとみなすことができない。

何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十四條　第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有價證券の發行者は、事業年度ごとに、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定める樣式により、當該有價證券に關する報告書を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを證券取引委員會に提出しなければならない。

證券業を營もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登錄申請書を證券取引委員會に提出しなければならない。

一　商號

二　本店その他の營業所又は代理店の名稱及び所在の場所

三　會社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

前項の登錄申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　會社であるときは、定款、會社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名稱及びその有する株式の數又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歷書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一號、第二號及び第四號の規定に該當しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借對照表及び損益計算書並びに證券取引委員會規則で定める樣式により作成した營業用純資本額に關する調書（以下營業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歷書、戸籍謄本及び第三十一條第一號、第二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面並びに營業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の寫

前項第一號又は第二號の營業用純資本額調書は、登錄申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

第二十九條　前條の規定による登錄の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登錄を拒否する場合の外、證券取引委員會は、登錄申請書を受理した日から三十日を經過した日又は證券取引委員會が三十日に滿たない期間を定めて當該登錄申請者に通知した場合にはその期間を經過した日において、證券業者登錄原簿に左に掲げる事項を登錄する。

一　商號

二　本店その他の營業所又は代理店の名稱及び所在の場所

三　會社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

五　登錄年月日

第三十條　證券取引委員會は、前條の規定による登錄をした場合においては、遲滯なくその旨を登錄申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登錄手數料を納め、且つ、營業保證金を供託しなければならない。

登錄申請者は、營業保證金の供託をしたときは、遲滯なく供託受領證の寫を添附して、その旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

登錄申請者は、登錄手數料を納め、且つ、營業保證金を供託した後でなければ、證券業を營んではならない。

第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、證券取引委員會は、その者に通知して審問を行つた後、その登錄を取り消すことができる。

第三十一條　證券取引委員會は、登錄申請者が左の各號の一に該當するとき、又は登錄申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚僞の記載があり若しくは重要な事實の記載が欠けているときは、登錄申請者に通知して審問を行つた後、その登錄を拒否しなければならない。

一　破産者で復權を得ないもの

二　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に處せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を經過するまでの者

三　この法律の規定により登錄を取り消され、取消の日から五年を經過するまでの者

四　第百八十七條の規定による裁判所の命令を受けた後一年を經過するまでの者

五　營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各號の一に該當するもの

六　會社でその役員のうちに第一號乃至第四號の一に該當する者のあるもの

七　他の證券業者が現に使用する商號と同一の商號を當該證券業者の許諾を得ないで使用しようとする者

第三十二條　證券業者は、第二十八條第二項各號に掲げる事項について變更があつたときは、遲滯なくその旨の變更届出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前項の場合においては、その變更を證する書面を變更届出書に添附しなければならない。但し、その變更が本店及び支店以外の營業所又は代理店の名稱又は所在の場所に關するものであるときは、この限りでない。

第一項の規定による變更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、當該役員の履歷書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第二號、第二號及び第四號の規定に該當しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、當該代理店契約書の寫を變更届出書に添附しなければならない。

第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第一項の規定による變更の届出について、これを準用する。

第三十三條　證券業者は、あらたに支店その他の營業所を設置した場合において、證券取引委員會から變更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、當該營業所についての營業保證金を供託しなければならない。

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

第三十四條　證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率は、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて二十倍の限度内において證券取引委員會規則で定める率を超えてはならない。

前項の規定において、營業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債總額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一　資産

イ　現金

ロ　預け金

ハ　所有有價證券（借入金の擔保に供している國債證券及び地方債證券を除く。）
ニ　貸付有價證券
ホ　預け有價證券
ヘ　保管有價證券
ト　營業保證金、會員信認金その他の保證金
チ　有價證券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に對する貸殘高
リ　貸付金
ヌ　未收入金
ル　その他土地、建物、備品器具、營業權その他の固定資產を除き證券取引委員會規則で定める資產

二　負債

イ　借入金（土地、建物その他の固定資產、國債證券又は地方債證券を擔保とするものを除く。）
ロ　借入有價證券
ハ　預り有價證券
ニ　有價證券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に對する借殘高
ホ　預り金
ヘ　未拂金
ト　その他證券取引委員會規則で定める負債

前項の資產及び負債の評價基準は、證券取引委員會規則で、これを定める。

第三十五條　證券取引委員會は、登錄申請者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率が前條第一項の規定により證券取引委員會規則で定める率を超える場合においては、登錄申請者に通知して審問を行つた後、その登錄を拒否しなければならない。

第三十六條　證券取引委員會は、第三十一條又は前條の規定により登錄を拒否した場合においては、遲滯なく理由を示しその旨を登錄申請者に通知しなければならない。

第三十七條　證券業者は、營業を開始したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に屆け出なければならない。

第三十八條　證券取引委員會は、證券業者が證券業を營むことができることとなつた日から三箇月以内に營業を開始しないとき、又は引續き三箇月以上その營業を休止したときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登錄を取り消すことができる。

第三十九條　證券取引委員會は、證券業者が第三十一條第一號、第二號又は第四號乃至第七號の一に該當することとなつたとき、又は登錄當時同條各號の一に該當していたことが發見されたときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登錄を取り消さなければならない。

證券取引委員會は、不正の手段により第二十九條の規定による登錄を受けた者のあることを發見したときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、その登錄を取り消すことができる。

第四十條　證券取引委員會は、證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により證券取引委員會規則で定める率を超えることとなつたときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその營業の停止を命じなければならない。

前項の場合において、當該證券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、證券取引委員會は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

第一項の場合において、當該證券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとならないときは、證券取引委員會は、當該證券業者に通知して審問を行つた後、當該證券業者の登錄を取り消さなければならない。

第四十一條　第三十條第二項に規定する營業保證金の額は、當該證券業者の本店については十萬圓、支店その他の營業所については營業所ごとに五萬圓とする。

營業保證金は、證券取引委員會規則で定めるところにより、國債證券を以て、これに充てることができる。

營業保證金の供託は、當該證券業者の本店の所在地を管轄する司法事務局に、これをしなければならない。

證券業者と證券業に關し取引をした者は、その取引に因り生じた債權に關し、營業保證金について、他の債權者に先だち辨濟を受ける權利がある。

第四十二條　證券業者又はその代理店は、營業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、證券取引委員會規則で定める標識を掲げなければならない。

第四十三條　證券業者が同一の商號により證券業以外の營業を營もうとするときは、證券取引委員會の承認を受けなければならない。

前項の場合において、證券取引委員會は、當該證券業者が證券業以外の營業を營むことに因りその支拂能力が薄弱となりその他投資者の保護に欠けることとなる虞があると認めるときは、當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

第四十四條　證券業者は、その代理店がその證券業者のためなした有價證券の賣買その他の取引の取扱につき損害を與えた者に對し、その損害を賠償する責に任じなければならない。

第四十五條　證券業者は、社債募集の受託會社となることができない。

證券業者は、他の法律の規定にかかわらず、すべて引受人となることができる。

第四十六條　證券業者は、顧客から有價證券の取引に關する注文を受けたときは、豫めその者に對し自己がその相手方となつて當該賣買を成立せしめるか、又は媒介し、取次し、若しくは代理して當該賣買を成立せしめるかの別を明かにしなければならない。

第四十七條　證券業者は、有價證券に關する同一の賣買について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができない。

第四十八條　證券業者は、有價證券の賣買その他の取引が成立したときは、遲滯なく、證券取引委員會規則で定める樣式により、賣買報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。

第四十九條　證券業者が有價證券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することができる信用の額は、當該取引に係る有價證券の時價に證券取引委員會の申出により大藏大臣の定める率を乘じた額を超えてはならない。

前項の規定により大藏大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

前二項に規定するものの外、信用の供與に關して必要な事項は、證券取引委員會規則で、これを定める。

第五十條　前條の規定により有價證券の賣買その他の取引について信用を供與する者は、大藏大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて定めるところにより、信用供與に關する報告書を大藏大臣に提出しなければならない。

前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大藏大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は當該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

第五十一條　證券業者は、證券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けないで、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價證券をその他の者の有價證券と混同して擔保に供してはならない。

證券業者は、顧客に對する債權の擔保として占有している有價證券を當該債權の額を超える額の債務の擔保に供してはならない。

證券業者は、證券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けないで、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價證券を他人に貸付してはならない。

第五十二條　證券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

第五十三條　證券業者は、營業年度ごとに、證券取引委員會規則で定める樣式により、營業報告書を作成し、每營業年度經過後二箇月以內に、これを證券取引委員會に提出しなければならない。

證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券業者に對し、證券取引委員會の指示するところに從い前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第五十四條　證券業者は、左の各號の一に該當する場合においては、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

一　定款又は組織を變更したとき

二　本店その他の營業所の營業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての營業を休止し若しくは再開したとき

三　證券業以外の營業を廢止したとき

四　代理店契約の變更があつたとき

五　第三十一條第一號、第二號又は第四號乃至第六號の一に該當することとなつたとき

六　負債總額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により證券取引委員會規則で定める率を超えたとき

前項第一號の場合においては總會の議事錄の謄本又は社員の同意があつたことを知るに足る書面を、第四號の場合においては代理店契約書の寫を、届出に際して證券取引委員會に提出しなければならない。

第五十五條　證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當

であると認めるときは、證券業者に對しその營業若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をして當該證券業者の營業若しくは財産の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

第五十六條　證券業者は、その使用人を、自己の營業所以外の場所において有價證券の募集若しくは賣買又は有價證券市場における賣買取引の委託の勸誘に從事させようとするときは、その使用人（以下有價證券外務員という。）について、左に揭げる事項を證券取引委員會に届け出なければならない。

一　氏名及び生年月日

二　住所

三　有價證券外務員の業務に從事したことの有無。從事したことのある者については、その所屬した證券業者の氏名又は名稱及び從事した期間

證券業者は、前項第一號及び第二號に揭げる事項について變更があつた場合においては、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

證券業者は、その有價證券外務員との雇傭關係が消滅したとき、又はその有價證券外務員をその業務に從事させなくなつたときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第五十七條　證券取引委員會は、證券業者の營業又は財産經理の狀況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、

當該證券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登錄を取り消し、又は六箇月以內の期間を定めてその營業の停止を命ずることができる。

第五十八條　何人も、左の各號の一に揭げる行爲をしてはならない。

一　有價證券の賣買その他の取引について、不正の手段、計畫又は技巧をなすこと

二　有價證券の賣買その他の取引について、重要な事項について虛僞の表示があり、又は誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金錢その他の財産を取得すること

三　有價證券の賣買その他の取引を誘引する目的を以て、虛僞の相場を利用すること

第五十九條　證券取引委員會は、證券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の處分に違反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登錄を取り消し、又は六箇月以內の期間を定めてその營業の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

第六十條　第三十六條の規定は、證券取引委員會が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は前條の規定により登錄を取り消した場合に、これを準用する。

第六十一條　有價證券の引受人となつた證券業者は、當該有價證券を賣却する場合において、引受人となつた日から六箇月を經過する日までは、その買主に對し買入代金につき貸付その他信用の借與をしてはならな

い。

第六十二條　證券業者が左の各號の一に揭げる場合に該當することとなつたときは、當該各號に揭げる者は、遲滯なくその旨を證券取引委員會に屆け出なければならない。

一　會社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二　會社が合併又は破產以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　個人が死亡した場合においては、その相續人

四　證券業を廢止した場合においては、證券業者であつた個人又は證券業者であつた會社の業務を執行する役員

第六十三條　證券取引委員會は、左の各號に揭げる場合においては、證券業者登錄原簿につき、當該證券業者に關する登錄を抹消する。

一　第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により證券業者の登錄を取り消した場合

二　前條の規定による屆出があつた場合

三　證券取引委員會が前條各號に揭げる場合に該當するものと認めて、當該各號に揭げる者に通知して審問を行つた後、その事實を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三號に規定する事由に因り登錄を抹消した場合に、これを準用する。

第六十四條　第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により證券業者の登錄が取り消された場合及び前條第一項第二號又は第三號に規定する事由に因り證券業者の登錄が抹消された場合においては、當該證券業者であつた者又はその一般承繼人は、當該證券業者がなした有價證券の賣買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、當該證券業者であつた者又はその一般承繼人は、その賣買その他の取引の結了の目的の範圍内において、なおこれを證券業者とみなす。

前項の規定は、證券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第百八十七條の規定により營業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

第六十五條　銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關は、第二條第八項各號に揭げる行爲をなすことを營業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價證券の賣買をなし、又は銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有價證券の賣買をなすのは、この限りでない。

前項の規定は、國債證券、地方債證券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保證している社債券その他の債券については、これを適用しない。

第六十六條　何人も、證券取引委員會規則で定めるところに違反して、割賦販賣の方法により有價證券を賣付け、又は顧客から豫め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有價證券を賣付けることを營業としてはならない。但し、當該資金を顧客のために信託會社に信託

する場合は、この限りでない。

第四章　證券業協會

第六十七條　證券業者が有價證券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以て團體を組織したときは、當該團體は證券取引委員會に備える證券業協會登錄原簿に登錄を受けることができる。

前項の登錄を受けようとするときは、當該團體の代表者は、左に揭げる事項を記載した登錄申請書を證券取引委員會に提出しなければならない。

一　名稱

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協會員の氏名又は名稱

四　登錄年月日

前項の登錄申請書には、當該團體の定款その他の規則を添附しなければならない。

第六十八條　前條の規定による登錄の申請があつた場合においては、第六十九條の規定により登錄を拒否する場合の外、證券取引委員會は、登錄申請書を受理した日から三十日を經過した日又は證券取引委員會が三十日に滿たない期間を定めて當該登錄申請者に通知した場合にはその期間を經過した日において、證券業協會登錄原簿に左に揭げる事項を登錄する。

一　名稱

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協會員の氏名又は名稱

四　登錄年月日

證券取引委員會は、前項の規定による登錄をした場合においては、遲滯なくその旨を登錄申請者に通知しなければならない。

第六十九條　證券取引委員會は、第六十七條の規定による登錄の申請があつた場合において、左の各號の一に該當するものがあると認めるとき、又は登錄申請書のうちに重要な事項について虛僞の記載があり若しくは重要な事實の記載が欠けているときは、登錄申請者に通知して審問を行つた後、その登錄を拒否しなければならない。

一　當該團體の定款その他の規則の規定が法令に違反し、又は有價證券の賣買その他の取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二　役員のうちに第三十一條第一號乃至第五號の一に該當する者のあるとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登錄の拒否について、これを準用する。

第七十條　證券業協會の代表者は、第六十七條第二項各號に揭げる事項について變更があつたときは、遲滯なくその旨の變更屆出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前二條の規定は、前項の規定による變更の屆出について、これを準用

する。

第七十一條　證券業協會の定款には、左に揭げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有價證券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資すること

二　詐欺行爲、相場を操縱する行爲又は不當な手數料若しくは費用の徵收その他の不當な利得行爲を防止して、取引の信義則を助長すること

三　證券業者の地理的條件又は業務の種類に關する特別の事由により、證券取引委員會の承認を受けて協會員の加入を制限する場合の外、證券業者は何人も協會員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官廳の處分若しくは證券業協會若しくは證券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行爲をなして有價證券の賣買その他の取引の停止を命ぜられ、又は證券業協會若しくは證券取引所から除名の處分を受けたことのある者については、その者が協會員として加入することを拒否し、又はその者が協會員である場合においては、これを除名することができること

五　協會員が法令、法令に基く行政官廳の處分若しくは當該證券業協會の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の變更、役員の選任その他の重要な事項に關する協會員の議決權を保障するものであること

七　經費は、これを協會員に公正に分擔させること

第七十二條　證券業協會の定款の變更又はその他の規則の作成、變更若しくは廢止があつた場合においては、證券業協會の代表者は、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第七十三條　證券取引委員會は、證券業協會が證券業者に對し協會員として加入することを拒否し、又は協會員に對し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職權により又は當該證券業者若しくは當該協會員の申請により、當該處分を審査することができる。

前項の規定による申請は、當該處分があつた日から六十日以內において、これをしなければならない。但し、證券取引委員會規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間內において、これをなすことができる。

證券取引委員會は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の關係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による處分を承認し、又はその變更若しくは取消を命じなければならない。

證券取引委員會は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を當該證券業協會に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による處分がある日まで證券業協會の第一項の規定による處分の効力は停止せられるものとする。

第七十四條　證券取引委員會は、證券業協會の定款その他の規則について、證券業協會に對し通知して審問を行つた後、理由を示し有價證券の賣買その他の取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ

適當であると認める變更を命ずることができる。

第七十五條　證券取引委員會は、左の各號の一に該當する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券業協會に通知して審問を行つた後、理由を示し當該各號に揭げる處分をすることができる。

一　證券業協會が法令又は法令に基く行政官廳の處分に違反した場合においては、その登錄を取り消し、又は一年以內の期間を定めてその業務の停止を命ずること

二　證券業協會の協會員が法令又は法令に基く行政官廳の處分に違反した場合においては、當該協會員を除名すべき旨を當該證券業協會に命ずること

三　證券業協會の役員が當該證券業協會の定款その他の規則の實施を怠り、又はその職權を濫用した場合においては、當該役員を解任すべき旨を當該證券業協會に命ずること

第七十六條　證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券業協會に對しその業務若しくは財產に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をして當該證券業協會の業務若しくは財產の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

第七十七條　證券業協會が解散したときは、その代表者であつた者は、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第七十八條　證券取引委員會は、證券業協會の登錄を取り消した場合又は前條の規定による届出があつた場合においては、證券業協會登錄原簿につき、當該證券業協會に關する登錄を抹消する。

第七十九條　證券業協會が共同の目的を以て團體を組織したときは、當該團體は證券取引委員會に備える證券業協會連合會登錄原簿に登錄を受けることができる。

前項の登錄を受けた團體は、その名稱のうちに證券業協會連合會という文字を用いなければならない。

第一項の登錄を受けた團體以外の者は、その名稱のうちに證券業協會連合會と同一の文字を用いてはならない。

第六十七條第二項第三項及び第六十八條乃至前條の規定は、證券業協會連合會に、これを準用する。

第五章　證券取引所

第一節　設立及び組織

第八十條　證券取引所は、法人とする。

證券取引所は、會員組織とする。

第八十一條　證券取引所は、證券業者でなければ、これを設立することができない。

證券業者は、證券取引所を設立しようとするときは、證券取引委員會に備える證券取引所登錄原簿に登錄を受けなければならない。

第八十二條　前條第二項の登錄を受けようとする者は、左に揭げる事項を記載した登錄申請書を證券取引委員會に提出しなければならない。

一　名稱

二　事務所及びその開設する有價證券市場の所在の場所

三　役員及び會員の氏名又は名稱

前項の登錄申請書には、左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　定款、業務規程及び受託契約準則

二　役員の履歷書、戶籍謄本及びその者が第三十一條第一號、第二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面

三　會員の氏名又は名稱、本店その他の營業所又は代理店の名稱及び所在の場所を記載した書面並びに登錄申請日前三十日以內の日の現在における營業用純資本額調書

第八十三條　前條の規定による登錄の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登錄を拒否する場合の外、證券取引委員會は、登錄申請書を受理した日から三十日を經過した日又は證券取引委員會が三十日に滿たない期間を定めて當該登錄申請者に通知した場合にはその期間を經過した日において、證券取引所登錄原簿に左に揭げる事項を登錄する。

一　名稱

二　事務所及びその開設する有價證券市場の所在の場所

三　役員及び會員の氏名又は名稱

四　登錄年月日

證券取引委員會は、前項の規定による登錄をした場合においては、遲滯なくその旨を登錄申請者に通知しなければならない。

第八十四條　證券取引所は、第八十二條第一項各號に揭げる事項について變更があつたときは、遲滯なくその旨の變更届出書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前項の規定による變更の届出があらたに會員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名稱、本店その他の營業所又は代理店の名稱及び所在の場所を記載した書面並びにその者が會員となつた日の現在における營業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、當該役員の履歷書、戶籍謄本並びにその者が第三十一條第一號、第二號、第四號及び第五號の規定に該當しないことを誓約する書面を變更届出書に添附しなければならない。

前條及び第八十五條の規定は、第一項の規定による變更の届出について、これを準用する。

第八十五條　證券取引委員會は、第八十二條の規定による登錄の申請があつた場合において、左の各號の一に該當するものがあると認めるとき、又は登錄申請書のうちに重要な事項について虛僞の記載があり若しくは重要な事實の記載が欠けているときは、登錄申請者に通知して審問を行つた後、その登錄を拒否しなければならない。

一　定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に違反し、又は有價證券市場における賣買取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二　役員のうちに第三十一條第一號乃至第五號の一に該當する者のあるとき

三　當該證券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登錄の拒否について、これを準用する。

第八十六條　證券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これを營むことができない。

第八十七條　證券取引所は、二以上の有價證券市場を開設してはならない。

第八十八條　證券取引所の定款には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名稱

三　事務所の所在地及び有價證券市場を開設する地

四　基本金及び出資に關する事項

五　會員に關する事項

六　會員信認金に關する事項

七　經費の分擔に關する事項

八　役員に關する事項

九　會議に關する事項

十　業務の執行に關する事項

十一　上場有價證券に關する事項

十二　會計に關する事項

十三　公告の方法

證券取引所は、その定款を變更したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第八十九條　民法第三十八條第一項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十七條、第六十條乃至第六十六條及び非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、證券取引所に、これを準用する。

第二節　會員

第九十條　證券取引所の會員は、證券業者に限る。

第九十一條　證券取引所は、その定款において、會員の營業用純資本額の最低額を定めることができる。

會員の營業用純資本額が前項の規定により證券取引所の定める額を下ることとなつたときは、證券取引所は、その者の有價證券市場における賣買取引を停止し、且つ、その旨を證券取引委員會に通知しなければならない。

前項の場合において、當該會員の營業用純資本額が六箇月以內に第一項の規定により證券取引所の定める額以上に回復したときは、證券取引所は、前項の規定による賣買取引の停止を解除しなければならない。

第二項の場合において、會員の營業用純資本額が六箇月以內に第一項の規定により證券取引所の定める額以上に回復しないときは、證券取引所は、當該會員を除名しなければならない。

第三十四條第二項及び第三項の規定は、前四項の營業用純資本額に、これを準用する。

第九十二條　會員は、定款の定めるところにより、出資をしなければならない。

會員の證券取引所に對する責任は、定款の定める經費負擔の外、その出資額を限度とする。

第九十三條　會員の持分は、定款の定めるところにより、證券取引所の承認を受け、當該會員が脫退しようとするときに限り、これを讓り渡すことができる。

第九十四條　會員は、定款の定めるところにより、證券取引所の承認を受けて脫退することができる。

第九十五條　前條に規定する場合の外、會員は、左の事由によつて脫退する。

一　會員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

第九十六條　會員が脫退したときは、證券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂い戻さなければならない。

第九十七條　會員は、定款の定めるところにより、證券取引所に對し、會員信認金を預託しなければならない。

會員信認金は、國債證券、地方債證券又は當該證券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち證券取引所が證券取引委員會の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

前項の有價證券の代用價額は、證券取引委員會規則で定めるところにより算出した價額を超えてはならない。

會員に對して有價證券市場における賣買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債權に關し、當該會員の會員信認金について、他の債權者に先だち辨濟を受ける權利がある。

第九十八條　證券取引所は、その定款において、法令、法令に基いてする行政官廳の處分若しくは當該證券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行爲をなした會員に對し、千万圓以下の過怠金を課し、その者の有價證券市場における賣買取引の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九條　會員が脫退した場合においては、證券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承繼人又は他の會員をして、その有價證券市場においてなした賣買取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承繼人は、その賣買取引の結了の目的の範圍内において、なおこれを會員とみなす。

前項の規定により證券取引所が他の會員をしてその賣買取引を結了させるときは、本人又はその一般承繼人と他の會員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第三節　管理

第百條　證券取引所に、左の役員を置く。

理事長　一人

理事　二人以上

監事　二人以上

役員は、定款の定めるところにより、會員が、これを選擧する。

第三十一條第一號乃至第五號の規定に該當する者は、役員となることができない。

第百一條　理事長は、證券取引所を代表し、その事務を總理する。

理事は、定款の定めるところにより、證券取引所を代表し、理事長を補佐して證券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長缺員のときはその職務を行う。

監事は、證券取引所の事務を監査する。

第百二條　役員が第三十一條第一號乃至第五號の一に該當することとなつたときは、その職を失う。

役員は、二以上の證券取引所の役員の地位を占めてはならない。

第百三條　證券取引委員會は、不正の手段により役員となつた者のあることを發見したとき、又は役員が法令若しくは法令に基く行政官廳の處分に違反したときは、當該役員に通知して審問を行つた後、證券取引所に對し理由を示し當該役員の解任を命じなければならない。

第百四條　證券取引委員會は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、假理事又は假監事を選任することができる。

第百五條　證券取引所は、左の方法による外、會員信認金として預託を受けたものを運用することができない。

一　國債又は地方債の買入

二　銀行への預け金又は郵便貯金

三　證券取引委員會規則で定めるところによる信託會社へなす金錢信託

第百六條　證券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した祕密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四節　有價證券市場における賣買取引

第百七條　有價證券市場における賣買取引は、當該有價證券市場を開設する證券取引所の會員に限り、これをなすことができる。

第百八條　證券取引所は、その業務規程において、左に揭げる事項に關する細則を定めなければならない。

一　賣買取引の種類及び期限

二　立會の開閉

三　立會の停止

四　賣買取引の契約の締結の方法

五　受渡その他の決濟方法

六　前各號に揭げる事項の外賣買取引に關し必要な事項

證券取引所は、その業務規程を變更したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に屆け出なければならない。

第百九條　證券取引所は、臨時に立會を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に屆け出なければならない。

第百十條　證券取引所は、第百十三條に規定する場合の外、有價證券の發行者の申請により當該證券取引所に登錄した有價證券に限り、これを賣買取引のため上場することができる。

第百十一條　有價證券の發行者が、前條の規定による申請をしようとするときは、左に揭げる事項を記載した登錄申請書を當該證券取引所に提出するとともに、その寫を證券取引委員會に提出しなければならない。

一　目的及び名稱

二　資本又は出資に關する事項

三　事業

四　當該有價證券及びその者の發行するその他の有價證券の銘柄、券面額及び發行數

五　當該有價證券及びその者の發行するその他の有價證券の登錄申請日

前三箇年以內における募集又は賣出の條件

六　役員、主要株主及び當該有價證券の引受人が所有する當該有價證券の數

七　當該有價證券の分布狀況

八　役員その他の者（使用人を除く。）に對し申請日前一箇年間において支拂つた報酬の總額及び同期間內において合計二十萬圓を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

前項第七號に揭げる事項は、證券取引委員會規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

第一項の規定による登錄申請書には、左に揭げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借對照表

三　最近三事業年度の損益計算書

證券取引委員會は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登錄申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを證券取引委員會規則で定めることができる。

第百十二條　證券取引所は、前條の規定による登錄申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適當と認めるものについて登錄しようとするときは、その旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

證券取引所は、前項の規定により證券取引委員會に届け出た有價證券については、證券取引委員會が當該届出を受理した日から三十日を經過した日又は證券取引委員會が三十日に滿たない期間を定めて當該證券取引所に通知した場合にはその期間を經過した日において、これを登錄しなければならない。

前項の規定による登錄は、當該證券取引所に備える上場有價證券登錄原簿に當該有價證券の發行者の名稱、當該有價證券の銘柄及び登錄年月日を記載して、これを行う。

第百十三條　證券取引所は、左の各號の一に該當する有價證券について、證券取引委員會に申請しその承認を受けた場合においては、前條第三項の規定による登錄をしないで、これを賣買取引のため上場することができる。

一　當該證券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の證券取引所に前條第三項の規定により登錄されているもの

二　當該有價證券について第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているもの　但し、第二十四條の規定による報告書が引き續き提出されている場合に限る。

證券取引委員會は、前項の規定による申請を受けた場合において、當該證券取引所の所在する地方において當該有價證券が廣く分布され、且つ、その賣買その他の取引が繁盛に行われて、これを當該證券取引所に賣買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、當該證券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

證券取引所は、第一項第一號に規定する有價證券について、前條第三項の規定による登錄がすべて抹消された日以後においては、その上場を廢止しなければならない。

第百十四條　證券取引所又は當該證券取引所に上場されている有價證券の發行者は、上場有價證券の上場の廢止については、證券取引委員會に申請してその承認を受けなければならない。

證券取引委員會は、前項の規定による申請を受けた場合において、當該有價證券の上場を繼續することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、當該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

證券取引所に上場されている有價證券の發行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廢止を當該證券取引所に請求することができる。この場合においては、證券取引所はその上場を廢止しなければならない。

第百十五條　證券取引所は、第百十二條第三項の規定による登錄をした場合、第百十三條第一項の規定による承認を受けた場合又は同條第三項若しくは前條の規定により上場を廢止した場合においては、遲滯なくその旨を當該有價證券の發行者に通知しなければならない。

第百十六條　證券取引所は、第百十二條第三項の規定による登錄をした有價證券の上場を廢止したときは、その備える上場有價證券登錄原簿につき、當該有價證券に關する登錄を抹消しなければならない。

第百十七條　證券取引所は、その上場する有價證券について、その賣買取引を停止し、又は停止を解除したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第百十八條　證券取引所が第百十二條第三項の規定による登錄をした有價證券の發行者は、事業年度ごとに、當該證券取引所の定める樣式により、當該有價證券に關する報告書を作成し、每事業年度經過後二箇月以內に、これを當該證券取引所に提出するとともに、その寫を證券取引委員會に提出しなければならない。

第百十九條　證券取引委員會は、證券取引所が第百十二條第三項の規定による登錄をした有價證券の發行者がこの法律、この法律に基く命令又は證券取引委員會規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、當該發行者に通知して審問を行つた後、當該證券取引所に對し、理由を示し當該有價證券の賣買取引を停止し、又は上場を廢止することを命ずることができる。

第百二十條　第百十條乃至前條の規定は、國債證券、地方債證券又は別に證券取引委員會規則で定める有價證券については、これを適用しない。

第百二十一條　會員が有價證券市場における賣買取引に基く債務の不履行に因り他の會員に對し損害を與えたときは、その損害を受けた會員は、その損害を與えた會員の會員信認金について、他の債權者に先だち辨濟を受ける權利がある。

第九十七條第四項の規定による有價證券市場における賣買取引の委託者の優先權は、前項の優先權に對し、優先の効力を有する。

第百二十二條　證券取引所は、その開設する有價證券市場における每日の總賣買取引高及びその上場する有價證券の銘柄別に每日の賣買取引の成立價格を當該有價證券市場に揭示しなければならない。

證券取引所は、その上場する有價證券の銘柄別に每日の最高、最低及

び最終價格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第百二十三條　證券取引所は、證券取引委員會規則で定めるところにより、毎日及び毎月の當該證券取引所の開設する有價證券市場における相場及び賣買取引高報告書を作成し、これを證券取引委員會に提出しなければならない。

第百二十四條　第九十九條の規定は、會員の有價證券市場における賣買取引がこの法律又は證券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に、これを準用する。

第百二十五條　何人も、他人をして證券取引所に上場する有價證券の賣買取引が繁盛に行われていると誤解させる等當該有價證券の賣買取引の狀況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に揭げる行爲をしてはならない。

一　當該有價證券について、その權利の移轉を目的としない假裝の賣買取引をなすこと

二　自己のなす賣付と同時期に、それと同價格において、他人が當該有價證券を買付けることを豫めその者と通謀の上、當該賣付をなすこと

三　自己のなす買付と同時期に、それと同價格において、他人が當該有價證券を賣付けることを豫めその者と通謀の上、當該買付をなすこと

四　前各號に揭げる行爲の委託又は受託をなすこと

何人も、有價證券市場における有價證券の賣買取引を誘引する目的を以て、左に揭げる行爲をしてはならない。

一　單獨で又は他人と共同して、當該有價證券の賣買取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を變動させるべき一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をすること

二　當該有價證券の相場が自己又は他人の市場操作によつて變動するべき旨を流布すること

三　當該有價證券の賣買取引をなすにつき、重要な事項について虛僞であり、又は誤解を生ぜしむべき表示を故意になすこと

何人も、單獨で又は他人と共同して、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところに違反して、有價證券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價證券市場における一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第百二十六條　前條の規定に違反した者は、當該違反行爲に因り形成せられた價格により有價證券市場における當該有價證券の賣買取引又はその委託をなした者が當該賣買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求權は、請求權者が前條の規定に違反する行爲があつたことを知つた時から一年間又は當該行爲があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第百二十七條　證券取引委員會は、會員が自己の計算において若しくは顧客から有價證券の賣買取引について賣買の別、銘柄、數及び價格の決定を一任されてその者の計算において行う賣買取引を制限し、又は會員のなす適當な數量の賣買取引であつて有價證券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項を證券取引委員會規則で定めることができる。

第五節　有價證券市場における賣買取引の受託

第百二十八條　會員は、本店若しくは支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價證券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としてはならない。

本店以外の營業所又は代理店を有價證券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としようとするときは、會員は、その所屬する證券取引所の承認を受けなければならない。

證券取引所は、前項の承認をしたときは、遲滯なくその旨を公告しなければならない。

第百二十九條　有價證券市場における賣買取引の委託を受けた會員又は會員に對する賣買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを引き受けた者は、有價證券市場において賣付若しくは買付をせず、又は會員に對しその媒介、取次若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、賣買を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、證券取引所は、當該會員に對し十萬圓以下の過怠金を課し、その者の有價證券市場における賣買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第百三十條　會員は、有價證券市場における賣買取引の受託については、その所屬する證券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

證券取引所は、その受託契約準則において、左に揭げる事項に關する細則を定めなければならない。

一　賣買取引の受託の條件

二　受渡その他の決濟方法

三　賣買取引の受託についての信用の供與に關する事項

四　委託手數料の料率及び徵收の方法

五　前各號に揭げる事項の外賣買取引の受託に關し必要な事項

證券取引所は、その受託契約準則を變更したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第百三十一條　會員は、有價證券市場における賣買取引の受託について、委託者から證券取引所の定める委託手數料を徵しなければならない。

第百三十二條　會員は、委託を受けた有價證券市場における賣買取引が成立したときは、證券取引委員會規則で定める樣式により、賣買報告書を作成し、賣買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は發送しなければならない。

第百三十三條　何人も、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところに違反して、左に揭げる行爲をしてはならない。

一　有價證券を有しないでその賣付をなすこと

二　有價證券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付をなし、又は有價證券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその賣付をなすべき旨の委託をなすこと

第六節　解散

第百三十四條　證券取引所は、左の事由に因り解散する。

一　定款に定めた事由の發生

二　總會の決議
三　會員の數が五人以下となつたとき
四　破產
五　證券取引所の登錄の取消

前項の場合においては、證券取引委員會は、證券取引所登錄原簿につき、當該證券取引所に關する登錄を抹消する。

第百三十五條　殘餘財產は、定款又は總會の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを會員に分配しなければならない。

第百三十六條　民法第六十九條、第七十條、第七十三條乃至第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條、商法第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條、第百二十九條、第百三十一條、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項第三項、第百三十六條、第百三十七條及び第百三十八條の規定は、證券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十條及び第七十四條中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と讀み替えるものとする。

民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、證券取引所の清算人に、これを準用する。

第七節　登記

第百三十七條　證券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。

前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第百三十八條　設立の登記は、第八十三條第二項の規定による證券取引委員會の通知があつた日から二週間以內に、これをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的
二　名稱
三　事務所
四　證券取引委員會の備える證券取引所登錄原簿に登錄された年月日
五　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
六　基本金及び拂い込んだ出資金額
七　出資一口の金額及びその拂込方法
八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所
九　理事に代表權を與えたときは、その代表權の範圍
十　公告の方法

證券取引所は、設立の登記をした後二週間以內に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第百三十九條　證券取引所の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以內に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以內に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間內にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域內において、あらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記すべき者の氏名

三　數人の清算人が共同して證券取引所を代表すべき定があるときは、その定

第百四十一條第一項の規定は、前項の登記に、これを準用する。

第百四十四條　證券取引所の清算が結了したときは、清算人は、第百三十六條第一項において準用する商法第四百二十七條の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以內に、清算終了の登記をしなければならない。

第百四十五條　證券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、證券取引所登記簿を備える。

第百四十六條　證券取引所の設立の登記は、役員の全員の申請によつて、これをする。

前項に規定する設立の登記の申請書には、定款並びに出資の拂込及び役員の選任があつたことを證する書面を添附しなければならない。

第百四十七條　第百三十八條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつて、これをする。

第百四十八條　證券取引所の從たる事務所の新設、主たる事務所又は從たる事務所の移轉その他第百三十八條第二項に掲げる事項の變更の登記は、理事長又は清算人の申請によつて、これをする。

前項に規定する登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

第百四十九條　證券取引所の解散の登記は、破產の場合及び第三項に規定

を設けたことを登記することを以て足りる。

第百四十條　證券取引所が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては二週間以內に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以內に第百三十八條第二項に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以內に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以內に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄區域內において、主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第百四十一條　第百三十八條第二項に掲げる事項中に變更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以內に、變更の登記をしなければならない。

第百三十八條第二項第六號に規定する事項の變更の登記は、前項の規定にかかわらず、每事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間、從たる事務所の所在地においては五週間以內に、これをすることができる。

第百四十二條　證券取引所が解散したときは、破產の場合の外、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以內に、解散の登記をしなければならない。

第百四十三條　證券取引所は、清算人の就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以內に、左の事項を登記しなければならない。

一　清算人の氏名及び住所
二　清算人で證券取引所を代表しない者があるときは、證券取引所を代

する場合の外、清算人の申請によつてこれをする。

前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を證する書面及び理事長又は理事が清算人でない場合においては、清算人の資格を證する書面を添附しなければならない。

證券取引所が證券取引委員會の登錄の取消の處分により解散する場合における解散の登記は、證券取引委員會の囑託によつて、これをする。

第百五十條　第百四十三條の規定による登記は、清算人の申請によつて、これをする。

同條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、申請人の資格を證する書面を添附しなければならない。

同條第二項の規定による變更の登記の申請書には、登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

第百五十一條　第百四十四條の規定による登記の申請書には、清算人が第百三十六條第一項において準用する商法第四百二十七條の承認を得たことを證する書面を添附しなければならない。

第百五十二條　登記した事項は、司法事務局において、遲滯なくこれを公告しなければならない。

第百五十三條　非訟事件手續法第百四十二條乃至第百五十一條ノ六及び第百五十四條乃至第百五十七條の規定は、この法律による登記に、これを準用する。

第八節　監督

第百五十四條　證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券取引所に對しその業務若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該官吏をして當該證券取引所の業務若しくは財産の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

第百五十五條　證券取引委員會は、證券取引所が左の各號の一に該當する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當該證券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し當該各號に揭げる處分をすることができる。

一　法令若しくは法令に基いてする行政官廳の處分に違反し、又は會員若しくは當該證券取引所に上場されている有價證券の發行者がこの法律、この法律に基く命令若しくは證券取引委員會規則又は當該證券取引所の定款に違反した場合において、これらの者に對し法令又は定款を遵守させるために當該證券取引所がこの法律、この法律に基く命令若しくは證券取引委員會規則又は定款により認められた權能を行使せずその他必要な措置をなすことを怠つたときは、その登錄を取り消し、又は一年以內の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止若しくはその業務の一部の禁止を命ずること

二　證券取引所の行爲又はその開設する有價證券市場における賣買取引の狀況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるときは、十日以內の期間を定めて賣買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は內閣の議を經て、三箇月以內の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること

第百五十六條　證券取引委員會は、證券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、證券取引所に對し通知して審問を行つた後、理由を示し有價證券市場における賣買取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める變更その他の處分を命ずることができる。

第六章　仲介

第百五十七條　證券取引委員會は、證券業者のなす有價證券の賣買その他の取引又は會員のなす有價證券市場における賣買取引に關する爭について、當事者の申立があつたときは、その爭の解決を圖るため仲介をしなければならない。

第百五十八條　前條の規定による申立は、左に揭げる事項を記載した書面を證券取引委員會に提出して、これをしなければならない。

一　申立人の氏名又は名稱、職業及び住所

二　爭の相手方の氏名又は名稱、職業及び住所

三　申立の趣旨

四　爭の實情

五　參考となる書類の表示

六　申立の年月日

第百五十九條　證券取引委員會は、前條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

前項の出頭を求められた當事者は、自身で出頭しなければならない。但し、已むを得ない事由がある場合においては、證券取引委員會の承認を受けて、代理人をして出頭させることができる。

第百六十條　證券取引委員會は、仲介に基く協定案を作成し、爭の當事者に示し、その受諾を勸告する。

第百六十一條　當事者は、前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これを證券取引委員會に提出しなければならない。

第百六十二條　當事者が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず、その一方が協定を履行しないときは、その相手方はその旨を證券取引委員會に報告するものとする。

第百六十三條　證券業者又は會員が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず協定を履行しないときは、證券取引委員會は、當該證券業者又は會員に對し、通知して審問を行つた後、六箇月以內の營業の停止又は有價證券市場における賣買取引の停止を命ずることができる。

第百六十四條　證券取引委員會は、當事者の一方又は双方が第百六十條の規定による協定案を受諾することを拒否した場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當事者の祕密を除き仲介の經過及び協定案を理由を示し公表することができる。

第七章　證券取引委員會

第百六十五條　この法律の目的を達成するため、證券取引委員會を置く。

證券取引委員會は、大藏大臣の所轄に屬する。

第百六十六條　證券取引委員會は、委員三人を以て、これを組織する。

委員は、學識經驗のある者のうちから、內閣總理大臣が、これを命ずる。

委員は、これを一級の官吏とする。

第百六十七條　委員の任期は、五年とする。但し、前任者の任期滿了前に補欠任命を受けた委員は、前任者の殘任期間在任するものとする。

委員は、再任されることができる。

第百六十八條　委員は、左の各號の一に該當する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の處分を受けた場合

三　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に處せられた場合

四　心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に關して不當な行爲をなしたと內閣總理大臣が認めた場合

第百六十九條　前條第一號、第三號及び第四號の場合においては、內閣總理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第百七十條　證券取引委員會に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。

委員長は、證券取引委員會の會務を總理し、證券取引委員會を代表する。

證券取引委員會は、豫め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第百七十一條　證券取引委員會の事務を處理させるため、證券取引委員會に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。

事務局の職員の任免及び俸級は、一級及び二級のものについては、內閣總理大臣の推薦により證券取引委員會がこれを行い、三級のものについては、證券取引委員會がこれを行う。

第百七十二條　委員の報酬は、別にこれを定める。

委員の報酬は、その意に反してこれを減額することができない。

第百七十三條　證券取引委員會は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、專門家をその囑託として任命することができる。

前項の囑託の報酬は、證券取引委員會が、これを定める。

第百七十四條　證券取引委員會は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に關する事務の一部を掌らしめることができる。

第百七十五條　委員及び證券取引委員會規則で定める證券取引委員會の職員は、左の各號の一に該當する行爲をなすことができない。

一　國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　內閣總理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に從事すること

三　商業を營みその他金錢上の利益を目的とする業務を行うこと

第百七十六條　委員、證券取引委員會の職員若しくは第百七十四條の規定によりこの法律の施行に關する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に關して知得した秘密を他に漏らし、又は盜用してはならない。

第百七十七條　證券取引委員會は、公益會を開いて一般の意見を求めることができる。

第百七十八條　證券取引委員會は、この法律の適正な運用を圖るため、有價證券に關する調査を公表することができる。

第百七十九條　證券取引委員會は、大藏大臣を經由して、國會に對し、每年この法律の施行の狀況を報告しなければならない。

證券取引委員會は、大藏大臣を經由して、國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第百八十條　證券取引委員會は、この法律の施行のため必要な豫算の作成に關與し、必要がある場合は、この意見を內閣に提出することができる。

第百八十一條　證券取引委員會は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行爲を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項について、證券取引委員會規則を定め、改正し、又は廢止することができる。

證券取引委員會規則は、官報を以て公布する。

第八章　雜則

第百八十二條　證券取引委員會は、この法律の規定により審問しようとする場合においては、審問される者が正當の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで當該規定に定める處分をすることができる。

證券取引委員會が審問しようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければならない。

審問は、すべてこれを公開しなければならない。但し、審問される者の業務に關する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審問は、證券取引委員會事務局の內部組織は、證券取引委員會が、これを定める。

第百八十三條　證券取引委員會の委員又は證券取引委員會が指定する證券取引委員會の職員が、これを行う。

證券取引委員會は、この法律の施行のため必要な調査をすることができる。

第百八十四條　證券業者、證券業協會又は證券取引所若しくはその會員は、この法律の他の規定において定める場合の外、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類を作成し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならない。

證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當該官吏をして、前項の書類について、證券取引委員會、

る場合においては、公益會を開いて一般の意見を求めることができる。

第百七十八條　證券取引委員會は、この法律の適正な運用を圖るため、有價證券に關する調査を公表することができる。

第百七十九條　證券取引委員會は、大藏大臣を經由して、國會に對し、每年この法律の施行の狀況を報告しなければならない。

證券取引委員會は、大藏大臣を經由して、國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第百八十條　證券取引委員會は、この法律の施行のため必要な豫算の作成に關與し、必要がある場合は、この意見を內閣に提出することができる。

第百八十一條　證券取引委員會は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行爲を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項について、證券取引委員會規則を定め、改正し、又は廢止することができる。

證券取引委員會規則は、官報を以て公布する。

第八章　雜則

第百八十二條　證券取引委員會は、この法律の規定により審問しようとする場合においては、審問される者が正當の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで當該規定に定める處分をすることができる。

證券取引委員會が審問しようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければならない。

審問は、すべてこれを公開しなければならない。但し、審問される者の業務に關する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審問は、證券取引委員會事務局の內部組織は、證券取引委員會が、これを定める。

第百八十三條　證券取引委員會の委員又は證券取引委員會が指定する證券取引委員會の職員が、これを行う。

證券取引委員會は、この法律の施行のため必要な調査をすることができる。

第百八十四條　證券業者、證券業協會又は證券取引所若しくはその會員は、この法律の他の規定において定める場合の外、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類を作成し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならない。

證券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、當該官吏をして、前項の書類について、證券取引委員會、

規則で定めるところにより、定時又は臨時に檢査をさせることができる。

第百八十五條　第二十六條、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條において準用する場合を含む。）、第百五十四條、第百八十三條第四號又は前條第二項の規定により、當該官吏をして檢査させる場合においては、これにその身分を示す證票を携帶させなければならない。

當該官吏は、檢査に際し、その携帶する證票を檢査の相手方に示さなければならない。

第百八十六條　第百八十三條第一號又は第二號の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた參考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費、日當その他の費用を請求することができる。

第百八十七條　裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、證券取引委員會の申立により、この法律、この法律に基く命令又は證券取引委員會規則に違反する行爲をなし、又はなそうとする者に對し、その行爲の禁止又は停止を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定により發した命令を取り消し、又は變更することができる。

前二項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手續法により、これを行う。

第百八十八條　證券取引所に上場されている株式の發行會社の役員及び主要株主は、證券取引所が第百十二條第三項の規定による登錄をする時の現在においてその有する當該會社の株式の種類及び數に關する報告書を、登錄があつた日の後十日以内に證券取引委員會に提出しなければならない。

第百十二條第三項の規定による登錄があつた日の後において會社の役員又は主要株主となつた者は、役員又は主要株主となつた日の現在において有する株式の種類及び數に關する報告書を、その日の後十日以内に證券取引委員會に提出しなければならない。

會社の役員又は主要株主は、前二項の規定により報告をした株式の數に異動があつた場合においては、その異動に關する報告書を、異動があつた日の屬する月の翌月十日までに證券取引委員會に提出しなければならない。

會社の役員又は主要株主でなくなつた者は、その旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

第一項乃至第三項の規定による報告書は、證券取引委員會規則で定める樣式により、これを作成しなければならない。

第百八十九條　會社の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した祕密を不當に利用することを防止するため、その者が當該會社の株式について、その買付をした後六箇月以内に賣付をし、又は賣付をした後六箇月以内に買付をして利益を得た場合においては、當該會社は、その利益を會社に提供すべきことを請求することができる。

當該會社の株主が會社に對し前項の規定による請求をなすべき旨を要求した日の後六十日以内に會社が前項の規定による請求をしない場合においては、當該株主は、會社に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により會社の役員又は主要株主に對して請求する權利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

前三項の規定は、主要株主が賣付をし若しくは買付をしたいずれか一の時期において主要株主でない場合又は證券取引委員會規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合においては、これを適用しない。

第百九十條　會社の役員又は主要株主は、證券取引所に賣買取引のため上場される當該會社の發行する株式の賣付については、當該株式を有しないでこれをしてはならない。

第百九十一條　何人も、有價證券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により賣買取引をしてはならない。

第百九十二條　證券取引委員會の處分に不服のある者は、管轄裁判所に對しその取消又は變更の訴を提起することができる。

第百九十三條　證券取引委員會は、この法律の規定により提出される貸借對照表、損益計算書その他の財務計算に關する書類が公認會計士の監査證明を受けたものでなければならない旨を證券取引委員會規則で定めることができる。

第百九十四條　何人も、證券取引委員會が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて證券取引委員會規則で定めるところに違反して、證券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に議決權の行使を代理させることを勸誘してはならない。

第百九十五條　この法律施行の際現に效力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵觸する場合においては、この法律の規定が優先する。

第百九十六條　この法律のある規定が無效であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九章　罰則

第百九十七條　左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する。

一　有價證券の募集、賣出若しくは賣買その他の取引のため又は有價證券の相場の變動を圖る目的を以て、風說を流布し、僞計を用い、又は暴行若しくは脅迫した者

二　第五十八條、第百二十五條又は第百九十一條第一項の規定に違反した者

三　第八十一條第二項の規定に違反して證券取引所を設立した者

四　第百八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第百九十八條　左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

一　第四條第一項の規定による届出を必要とする有價證券について、その届出の効力が生じていないのに當該有價證券の募集若しくはその取扱又は賣出若しくはその取扱をした者

二　第十五條第一項又は第百九十一條第二項の規定に違反した者

三　第二十八條第一項の規定による登錄がないのに證券業を營んだ者

四　第四十條第一項、第五十七條又は第五十九條の規定による停止命令に違反した者

第百九十九條　左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その行爲をした金融機關又は取引所の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

一　第六十五條第一項の規定に違反したとき

二　第八十七條の規定に違反したとき

三　第百五十五條の規定による停止又は禁止の處分に違反したとき

第二百條　左の各號の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千圓以下の罰金に處する。

一　第五條の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書（第二十七條において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書（第二十七條において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八條又は第八十二條の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四　第六十六條又は第百二十八條第一項の規定に違反した者

五　有價證券の相場を僞つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有價證券の相場を僞つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　發行者、引受人又は證券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその發行、分擔又は取扱にかかる有價證券に關し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前號に掲げる請託をした者

第二百一條　有價證券市場によらないで、有價證券市場における相場により差金の授受を目的とする行爲をした者は、これを一年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。但し、刑法第百八十六條の規定の適用を妨げない。

第二百二條　前五條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二百三條　證券取引所の役員（假理事及び假監事を含む。）又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを三年以下の懲役に處する。

前項の場合において、收受した賄賂は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徵する。

第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する。

第二百四條　第百六條又は第百七十六條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

第二百五條　左の各號の一に該當する者は、これを一万圓以下の罰金に處する。

一　第十三條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第十四條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第十三條第五項、第十五條第二項、第二十三條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第三十條第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第五十一條、第六十一條、第百二十九條第一項、第百三十三條、第百九十條又は第百九十四條の規定に違反した者

二　第二十四條、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第百八十八條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第五十五條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七條、第五十條第二項、第五十四條第一項又は第百八十四條第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三條第一項の規定に違反して營業を營んだ者

七　第四十八條又は第百三十二條の規定による報告書を交付若しくは發送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは發送した者

八　第五十三條第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六條第一項の規定に違反して從事させた者

十　第五十六條第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は同條の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一條の規定による申請書若しくはその寫若しくは添附書類若しくはその寫を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその寫若しくは添附書類若しくはその寫を提出した者

十二　第百十八條の規定による報告書若しくはその寫を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその寫を提出した者

十三　第百二十七條の規定による證券取引委員會規則に違反した者

十四　第百八十四條第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）、第五十五條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四條、第百八十三條第四號又は第百八十四條第二項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百六條　左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その違反行爲をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、一万圓以下の罰金に處する。

一　第八十四條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき

二　第八十八條第二項、第百八條第二項又は第百三十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三　第百五條、第百十三條第三項又は第百十四條第三項後段の規定に違反したとき

四　第百十條又は第百十三條第一項の規定に違反して上場したとき

五　第百十二條第一項の規定に違反して登錄したとき

六　第百十四條第一項の規定に違反して上場を廢止したとき

七　第百十九條の規定による命令に違反したとき

八　第百五十四條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

第二百七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第百九十七條第二號、第三號、第百九十八條乃至第二百條、第二百五條又は前條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第二百八條　有價證券の發行者、證券業者若しくは代理店主（これらの者が會社であるときは、役員若しくは支配人）、證券業協會若しくは證券業協會連合會の代表者若しくは役員又は證券取引所の役員（假理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千圓以下の過料に處する。

一　第四條第三項の規定に違反したとき

二　第三十條第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十二條、第七十二條、第七十七條、第百九條又は第百十七條の規定に違反して屆出を怠つたとき

三　第四十二條の規定に違反したとき

四　第六十七條第二項の規定による登錄申請書又は第七十條第一項の規定による變更屆出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して財産目錄若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　證券取引所の會員の總會に對し不實の申立をなし、又は事實を隱蔽したとき

八　第百五條の規定に違反したとき

九　第百十五條の規定に違反して通知を怠つたとき

十　第百十六條の規定に違反して登錄の抹消を怠つたとき

十一　第百二十二條の規定に違反して揭示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八條第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八條第三項、第百三十六條において準用する民法第七十九條第一項第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六條において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六條において準用する商法第百三十一條に違反して證券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

第二百九條　左の各號の一に該當する者は、これを三千圓以下の過料に處する。

一　第百八十三條第一號の規定による關係人又は參考人に對する處分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

二　第百八十三條第二號の規定による鑑定人に對する處分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三　第百八十三條第三號の規定による物件の所持者に對する處分に違反して、物件を提出しない者

第二百十條　第六十七條第五項又は第七十九條第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は、千圓以下の過料に處する。

附　則

第一條　この法律は、その成立の日から三十日を經過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五條の規定は、その施行の日から六箇月を經過した日から、これを施行する。

第二條　有價證券業取締法、有價證券引受業法及び有價證券割賦販賣業法は、これを廢止する。

第三條　取引所法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品取引所法

「取引所」を「商品取引所」に、「物件」（第二十八條を除く。）を「商品」に改める。

第二條、第十一條ノ四第二項、第十六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を削る。

第十一條第一項を削り、同條第四項を次のように改める。

合名會社、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

第十一條ノ二第一項中「、第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「、第二項若ハ第四項」を「若ハ第三項」に改め、同條第三項中「第一項、第三項又ハ第四項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。

第十八條中「有價證券ニ在リテハ三箇月、」を削る。

第四條　大藏省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「有價證券」を「政府所有及保管有價證券」に改め、「取引所」の下に「（證券取引所ヲ除ク）」を加える。

第七條第六號を次のように改める。

六　取引所（證券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項

第五條　この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法及び舊有價證券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第六條　舊有價證券業取締法、舊有價證券引受業法、舊有價證券割賦販賣業法又は日本證券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第三

十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により證券業者の登錄を取り消されたものとみなす。

第七條　この法律施行の際現に舊有價證券業取締法により有價證券業を營む者、舊有價證券引受業法により有價證券引受業を營む者若しくは舊有價證券割賦販賣業法により有價證券割賦販賣業を營む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を營む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、證券業者とみなす。

前項に揭げる者が同項の期間内に第二十八條第二項の規定による登錄を申請した場合においては、その申請に對する處分の日までも、また、前項と同樣とする。

第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により證券業者とみなされた者については、これを適用しない。

第八條　證券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第百十條の規定にかかわらず登錄をしない有價證券を賣買取引のため上場し、又は第百十三條の規定にかかわらず證券取引委員會の承認を受けない有價證券を賣買取引のため上場することができる。

第九條　この法律施行の際現に證券取引委員會の委員である者は、この法律の規定により證券取引委員會の委員に任命されたものとする。

この法律施行後最初に證券取引委員會の委員となる者の任期は、第百六十七條の規定にかかわらず、內閣總理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

（昭和二十三年七月二日大藏省令第五十三號）

證券取引法第四十九條第一項の規定により、有價證券の時價に乘ずべき率を次のように定める。

證券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第四十九條第一項の規定により、證券業者が有價證券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することができる信用の額の計算に當り、當該取引に係る有價證券の時價に乘ずべき率は、これを零とする。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

（昭和二十三年七月二日證券取引委員會規則第十二號）

證券業者の信用の供與に關する規則を次のように定める。

證券業者の信用の供與に關する規則

（法第四十九條關係）

第一條　この規則施行の際、現に證券業者が有價證券の賣買その他の取引についてその顧客に信用を供與している場合には、當該信用の額については、法第四十九條第二項の規定は、これを適用しない。

前項の場合において、證券業者は、その顧客に供與している當該信用の額が零になるまでの間は、あらたに當該顧客の當該信用取引勘定又は他の信用取引勘定における買注文を受けてはならない。

第一項の場合において、當該顧客の當該信用取引勘定において持越されている有價證券について賣注文を受けこれを成立せしめたときは、當該顧客に支拂うべき代金は當該顧客に供與している信用の額の減額に充てなければならない。

第二項の規定は、證券業者が當該顧客から買付代金の全額を受渡する勘定における買注文を別に受けることを妨げるものではない。

（法第四十九條關係）

第二條　證券業者は、顧客から有價證券の賣買その他の取引について代用有價證券を受け入れたことを以て、その額について信用の供與がなかつたものとみなすことはできない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●總則、證券業者及び雜則の一部に關する規則

（昭和二十三年五月七日證券取引委員會規則第一號）

沿革　昭和二三年六月規則第七號改正

證券取引法規則を次のように定める。

總則、證券業者及び雜則の一部に關する規則

第一條　この規則において使用する用語であつて、證券取引法（以下法という。）において使用する用語と同一のものは、法において使用する用語と同一の意味において、これを使用するものとする。

前項の規定は、この規則以外のすべての證券取引委員會規則において、これを準用するものとする。

（法第二條關係）

第二條　法第二條第八項に規定する金融機關は、左に揭げる者とする。

一　保險會社、無盡會社、復興金融金庫、庶民金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、地方農業會、農業協同組合、市街地信用組合及び產業組合（產業組合法第一條第二項に揭げる事項のみを目的とするものに限る。）

二　都道府縣水產會、漁業會その他業として預金又は貯金の受入をなすことができる組合

（法第二十八條關係）

第三條　證券業者の營業用純資本額調書は、樣式第一號により、これを

作成しなければならない。

（法第三十四條關係）

第四條　法第三十四條第一項の規定により、證券業者の負債總額のその營業用純資本額に對する比率の限度は、これを二十倍とする。

（法第三十四條關係）

第五條　法第三十四條第二項各號に揭げる資產及び負債以外の資產及び負債を、左に揭げるものとする。

一　資產

イ　受取手形
ロ　代理店へ貸
ハ　前拂金
ニ　雜勘定

二　負債

イ　支拂手形
ロ　代理店より借
ハ　前受金
ニ　預り保證金
ホ　從業員預り金
ヘ　納稅引當金
ト　退職給與引當金
チ　雜勘定

（法第四十一條關係）

第六條　法第四十一條第二項の規定により、營業保證金に充てることがで

きる國債證券の代用價格については、明治四十一年勅令第二百八十七號の規定による。

（法第四十二條關係）

第七條　法第四十二條に規定する證券業者又はその代理店の標識は、樣式第二號による。

（法第四十八條關係）

第八條　法第四十八條に規定する賣買報告書は、樣式第三號により、これを作成しなければならない。

（法第五十一條關係）

第九條　證券業者は、顧客から保護預りを委託されている有價證券については、これを擔保に供し、又は他人に貸付してはならない。

（法第五十一條關係）

第十條　證券業者は、顧客の書面による同意を受けて、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價證券をその他の者の有價證券と混同した擔保に供する場合においては、擔保に供すると同時に又はこれに先立つて、擔保權者に書面を以て、當該有價證券は顧客から預託を受け、又はその計算において自己が占有するものである旨及び當該有價證券を擔保に供することは證券取引委員會規則に違反しないで行われるものである旨を通知しなければならない。但し、當該有價證券を擔保に供すると同一の日に當該擔保に係る債務を辨濟すべきものである場合は、この限りでない。

前項の規定は、證券業者が顧客の書面による同意を受けて、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價證券を他人に貸付する場合に、これを準用する。

（法第五十三條關係）

第十一條　法第五十三條第一項に規定する營業報告書は、樣式第四號により、これを作成しなければならない。

（法第六十五條關係）

第十二條　法第六十五條に規定する金融機關は、第二條各號に揭げる者とする。

（法第百八十四條關係）

第十三條　證券業者又は證券取引所の會員は、左に揭げる帳簿、計算書、傳票その他業務に關する書類を作成しなければならない。

一　注文傳票
二　賣買傳票及び賣付又は買付傳票
三　有價證券賣買日記帳
四　有價證券受渡日記帳
五　受渡計算書
六　仕譯帳
七　總勘定元帳
八　日計表
九　現金出納帳
十　有價證券勘定元帳
十一　顧客勘定元帳
十二　貸付金內譯帳
十三　借入金內譯帳

十四　受取手形記入帳
十五　支拂手形記入帳
十六　貸付有價證券內譯帳
十七　借入有價證券內譯帳
十八　有價證券預り證
十九　預り有價證券內譯帳
二十　受渡有價證券記番號帳
二十一　保護預り有價證券明細簿
二十二　有價證券在高明細表
二十三　有價證券擔保差入帳

前項第一號、第三號、第四號、第十號、第十七號及び第十九號乃至第二十二號に揭げる書類は、樣式第五號により、これを作成しなければならない。

證券業者又は證券取引所の會員は、證券取引委員會の承認を受けた場合においては、第一項各號に揭げる書類について、その一部を作成せず、又は定められた樣式と異なる樣式によりこれを作成することができる。

（法第百八十四條關係）

第十四條　法第百八十四條第二項の規定による檢査は、左の各號に定めるところにより、これを行う。

一　檢査は、證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときに、當該官吏をして行わせるものとする。

二　檢査は、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類について、證券取引委員會規則で定めるものを備えているか、その樣式が證券取引委員會規則で定めるものに適合しているか、記載が正確であるか等について行うものとする。

（法第百八十五條關係）

第十五條　證券取引委員會の官吏が檢査に際し携帶すべき證票は、樣式第六號による。

（法第百八十八條關係）

第十六條　法第百八十八條第一項乃至第三項の規定による報告書は、樣式第七號により、これを作成しなければならない。

第十七條　法第二十八條第二項、第三十條第三項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條第一項、第三十七條、第四十三條第一項、第五十三條第一項、第五十四條、第五十六條又は第六十二條の規定に基いて提出される書類の提出者は、當該書類の寫一通を當該證券業者の本店の所在の場所を管轄する財務局長に提出しなければならない。

法第六十七條第二項、第七十條第一項、第七十二條又は第七十七條（以上第七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基いて提出される書類の提出者は、當該書類の寫一通を當該證券業協會の事務所の所在の場所を管轄する財務局長に提出しなければならない。

法第八十二條、第八十四條、第八十八條第二項、第百八條第二項、第百二十三條又は第百三十條第三項の規定に基いて提出される書類の提出者は、當該書類の寫一通を當該證券取引所の所在の場所を管轄する財務局長に提出しなければならない。

前三項の場合において、當該證券業者、證券業協會又は證券取引所の

本店又は事務所の所在の場所が財務局地方部の設けがある地であるときは、財務局長に對する書類の提出は當該地方部を經由してこれをしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。但し、第十二條の規定は、昭和二十三年十一月七日から、これを施行する。

樣式（略）

●有價證券の募集又は賣出の屆出等に關する規則

（昭和二十三年六月三十日證券取引委員會規則第十號）

沿革　昭和二三年七月規則第一四號改正

有價證券の募集又は賣出の屆出等に關する規則を次のように定める。

有價證券の募集又は賣出の屆出等に關する規則

第一條　法第二章の規定の施行期日に先立つて、有價證券の募集又は賣出を開始した場合においては、法第二章の規定及びこの規則は、これを適用しない。

第二條　法第二章の規定は、左に揭げる有價證券については、これを適用しない。

一　過度經濟力集中排除法第三條の規定による指定を受けた會社又は第二會社が決定指令の定めるところにより發行する有價證券、但し、決定指令の通達を受けた日から六箇月以內に募集又は賣出をする場合に限る。

二　企業再建整備法の規定による特別經理會社又は第二會社が決定整備計畫の定めるところにより發行する有價證券　但し、整備計畫の認可を受けた日から六箇月以內に募集又は賣出をする場合に限る。

三　金融機關が金融機關再建整備法の規定による整備計畫書の定めるところにより發行する有價證券　但し、整備計畫書の認可を受けた日から六箇月以內に募集又は賣出をする場合に限る。

四　有價證券の處分の調整等に關する法律の定めるところにより證券處理調整協議會を通じて處分される場合における有價證券であつて、あらたに發行される以外のもの

五　會社の證券保有制限等に關する件（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第四條又は第五條の規定により處分されるべき場合における株式

前項第一號乃至第三號に揭げる有價證券の發行者は、當該有價證券の募集又は賣出がある場合においては、これに先立つて決定指令、決定整備計畫又は整備計畫書の概要を記載した書面、當該有價證券に關し法第五條第一項各號に揭げる事項を記載した書面及び當該有價證券に關し目論見書が使用される場合には當該目論見書を證券取引委員會に提出しなければならない。

前項の目論見書には第九條及び第十二條の規定を準用する。

第一項第五號に揭げる株式に關する株式處分計畫書の提出者は、株式處分計畫書の承認を受けたときは、遲滯なく當該株式處分計畫書及びその添附書類の寫一通を證券取引委員會に提出しなければならない。

（法第二條關係）

第三條　會社が合併又は資本增加に際して、新株の引受權を株主その他の者に割當てる方法によつて新株の發行を行う場合は、法第二條第三項に規定する有價證券の募集に含まれる。

（法第四條關係）

第四條　法第四條第二項の規定により、同條第一項の規定を適用しない

二　發行に際し募集されなかつた有價證券であつて、發行後賣出される場合にその賣出券面總額が五百萬圓以下であるもの又は當該賣出前一年以內における賣出券面總額と當該賣出に係る賣出券面總額との合計額（第二條の規定によつて法第二章の適用を除外された有價證券の募集又は賣出券面總額を除く。以下本條において同じ。）が五百萬圓以下であるもの

三　募集に際し法第四條第一項の規定の適用を除外された有價證券が賣出される場合に當該賣出前一年以內における募集券面總額と賣出券面總額との合計額が五百萬圓以下であるもの

賣出前一年以內における募集券面總額と賣出券面總額との合計額又は賣出前一年以內における賣出券面總額と當該賣出に係る賣出券面總額との合計額が五百萬圓を超えるべき賣出に際し、法第四條第一項の規定による屆出をしなければならない。

（法第四條關係）

第五條　左に揭げる有價證券については、前條第一項の規定にかかわらず、法第四條第一項の規定は、これを除外しない。

一　投資信託の受益證券

二　法第二條第一項第八號に揭げる有價證券のうち同項第四號、第六號又は第七號に揭げる有價證券の性質を有するもの

三　當該有價證券の發行者又はその者を支配する者が提出する有價證券屆出書に係る有價證券について法第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、當該停止命令が解除されるまでの期間において募集又は賣出がなされるべき當該發行者の發行する他の有價證券

四　發行者、その役員、發起人又は發行者を支配する者が、發行者が當該有價證券に關する通知書（以下有價證券通知書という。）を證券取引委員會に提出しようとする日前五年以內において有價證券の募集、賣出若しくは賣買その他の取引に關し禁錮以上の刑に處せられ、又は發行者が當該有價證券に關し有價證券通知書を證券取引委員會に提出しようとする日前三年以內において有價證券の募集、賣買その他の取引に關し法第百八十七條の規定による裁判所の命令を受けたことのある者である場合においては、當該有價證券

證券取引委員會は、有價證券について有價證券通知書を受理した日後、當該有價證券が前項第四號の規定に該當することを發見した場合においては、何時でも、當該有價證券の發行者に對し遲滯なく法第四條第一項の規定による屆出をなすべき旨を命じなければならない。

（法第四條關係）

第六條　法第四條第一項の規定の適用を除外される有價證券の募集又は賣出が行われる場合においては、當該有價證券の發行者は、當該有價證券に關し、左に揭げる事項を記載した有價證券通知書を樣式第一號により作成し、その三通を證券取引委員會に提出しなければならない。但し、第二條第一項第一號乃至第四號に揭げる有價證券又は募集若しくは賣出券面總額が百萬圓以下である有價證券については、この限りでない。

一　發行者、その役員、發起人及び當該有價證券の引受人の氏名又は名稱及び住所

二　當該有價證券の銘柄、券面額、發行數及び處分計畫

三　有價證券通知書の提出前一年内に當該發行者の發行した他の有價證券の銘柄、券面額及び發行數

四　當該有價證券の募集又は賣出を開始すべき日

五　當該有價證券の募集又は賣出價格

六　當該有價證券の發行による純手取金の概算額及びその使用の目的

前項の規定による通知書には、當該有價證券の募集又は賣出に際し使用される目論見書及び證券取引委員會の指示するその他の參考資料を添附しなければならない。

前二項の規定は、募集又は賣出によらないで有價證券の發行又は賣付が行われる場合であつてその發行又は賣付券面總額が五百萬圓を超える場合にこれを準用する。

前項の場合における有價證券通知書には第一項第四號及び第五號に掲げる事項に代え、當該有價證券の買受人の氏名、買受價格、買受數又は賣付をする者の氏名を記載しなければならない。

（法第四條關係）

第七條　有價證券通知書の提出があつた有價證券については、當該有價證券通知書を證券取引委員會が受理した翌日から五日を經過した後でなければ、その募集又は賣出をすることができない。

（法第四條關係）

第八條　發行者は、有價證券通知書に記載された内容について、當該有價證券通知書に係る有價證券の募集又は賣出の終了前において變更があつた場合においては、遲滯なくその旨の變更通知書を證券取引委員會に提出しなければならない。

（法第四條關係）

第九條　法第四條第一項の規定の適用を除外される有價證券の目論見書は、その表紙又は第一頁に、見易い方法を以て、左に掲げる文言を記載したものでなければならない。

「この有價證券は、證券取引法の規定により、證券取引委員會に對する届出を免除されるべきものであるとされておりますが、届出の免除が有效であるとしてもこれは證券取引委員會がこの有價證券の價値を承認し、又はこの目論見書の記載が正確且つ十分であることを認定したことを意味するものではありません。」

（法第五條關係）

第十條　法第五條第一項の規定による届出書は、樣式第二號により、これを作成しなければならない。

（法第十三條關係）

第十一條　法第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の目論見書に記載されるべき内容は、當該有價證券に關する有價證券届出書のうち法第五條第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の順序で記載される必要はなく、且つ、その記載は要約してこれをすることができる。

（法第十三條關係）

第十二條　法第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の目論見書は、その見易い箇所に、當該目論見書が最初に公衆に提供される豫定の日付及び當該有價證券の募集又は賣出價格を記載したものでなければならない。

有價證券は、左に掲げるものとする。

一　募集券面總額が五百萬圓以下であるもの

（法第十三條關係）

第十三條　法第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の目論見書は、その表紙又は第一頁の見易い箇所に、目論見書の本文において使用されるものよりも大きい活字を以て、左に掲げる文言を記載したものでなければならない。

「この有價證券の發行者は、證券取引法の定めるところにより、有價證券届出書を證券取引委員會に届け出たものでありますが、これは證券取引委員會がこの有價證券の價値を保證又は承認したことを意味するものではありません。

證券取引委員會がこの有價證券に關する有價證券届出書の記載が眞實且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又はこの有價證券の價値を保證若しくは承認したものであるという表示をすることは、證券取引法の規定により處罰されるものであります。」

（法第十三條關係）

第十四條　法第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の目論見書については、有價證券届出書のうち法第五條第一項に掲げる事項について記載された内容であつて同項第十號、第十二號乃至第十四號及び第十八號に關するものの記載は、重要な事項を除き、これを省略することができる。

（法第十三條關係）

第十五條　法第四條第一項の規定による届出がその效力を生じた有價證券の目論見書が當該有價證券に關し有價證券届出書に記載された内容の記載を省略したものである場合においては、當該目論見書は、見易い方法を以て、左に掲げる文言を記載したものでなければならない。

「この目論見書は、證券取引法の定めるところにより、有價證券届出書の記載のうち重要な事項を記載したものであります。」

（法第二十四條關係）

第十六條　法第二十四條第一項の規定による報告書は、樣式第三號により、これを作成しなければならない。

（法第二十五條關係）

第十七條　有價證券届出書及び法第二十四條の規定による報告書は、證券取引委員會に、これを備え置く。

何人も、證券取引委員會の執務時間中において、前項に規定する書類の縱覽を請求することができる。

附　則

この規則は、昭和二十三年七月六日から、これを施行する。

樣式（略）

●證券取引法第二十五條第三項の規定による有價證券届出書等の謄本又は抄本の交付手數料に關する省令

（昭和二十三年七月六日大藏省令第五十五號）

證券取引法第二十五條第三項の規定により、有價證券届出書等の謄本又は抄本の交付手數料に關する省令を次のように定める。

第一條　有價證券届出書又は證券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第二十四條の規定による報告書の謄本又は抄本の交付手數料は、一枚につき、五圓とする。

第二條　前條の規定により手數料は、謄本又は抄本の交付請求書に、手數料の金額に相當する額の收入印紙をはつて、これを納めなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

●證券業者の登錄手數料に關する政令

（昭和二十三年五月六日　政令第百五號）

證券業者の登錄手數料に關する政令をここに公布する。

證券業者の登錄手數料に關する政令

證券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第三十條第二項の規定による證券業者の登錄手數料は、これを三千圓とする。

前項の手數料は、登錄手數料の納付書に、手數料の金額に相當する額の收入印紙をはつて、これを納めなければならない。

附　則

この政令は、昭和二十三年五月七日から、これを施行する。

（昭和二十三年五月七日　證券取引委員會規則第五號）

證券業者の營業保證金の還付又は差換に關する規則を次のように定める。

證券業者の營業保證金の還付又は差換に關する規則

（法第三十條關係）

第一條　證券業者は、左に掲げる場合には證券取引委員會の證明を受けて營業保證金の還付を司法事務局に請求することができる。

一　營業を廢止したとき

二　支店その他の營業所の營業を廢止したとき

（法第三十條關係）

第二條　證券業者は、證券取引委員會の承認を受けて、供託金を國債證券に、供託國債證券を金錢又は他の種類の國債證券に差換えることを司法事務局に請求することができる。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●證券業者の營業保證金に關する規則

（昭和二十三年八月二日　證券取引委員會規則第十七號）

證券業者の營業保證金に關する規則を次のように定める。

證券業者の營業保證金に關する規則

（法第四十一條關係）

證券取引法第三十條第二項の規定による營業保證金は、左に掲げる國債證券を以て、これに充てることができない。

一　不正保有物資等の對價を登錄國債で決濟することに關する法律（昭和二十三年法律第三十五號）第一條の規定により不正保有物資又は過剰物資の對價として交付された登錄國債

二　通信事業特別會計法第五條第一項の規定により發行された公債であつて、電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に關する法律（昭和二十三年法律第五十七號）第二條乃至第四條の規定に基き引き受けられたもの

三　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三號）第四十三條の規定により交付された農地證券

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●資産及び負債の評價基準

（昭和二十三年五月七日　證券取引委員會規則第二號）

沿革　昭和二三年五月規則第六號改正

證券取引法第三十四條第三項の規定による資産及び負債の評價基準を次のように定める。

資産及び負債の評價基準

資産及び負債の評價は、昭和二十二年大藏省告示第二百七號（金融機關再建整備法第七條第二項の規定による金融機關の確定評價基準を定める告示）及び同第二百八號（金融機關再建整備法第七條第二項の規定による金融機關の暫定評價基準を定める告示）に準ずるものとする。但し、株式、社債その他の債券であつて、需給相場のあるものについては、同第二百八號の第一號及び第二號の規定にかかわらず、評價時前一月の平

證券取引法第三十條第二項の規定による證券業者の登錄手數料は、次の樣式による證券業者登錄手數料納付書によつてこれを納めなければならない。

樣式

證券業者登錄手數料納付書

一、登錄番號　第　號

一、商　號

收入印紙

右のとおり證券業者登錄手數料を納付致します。

年　月　日

本店の所在の場所

氏名又は名稱

代表者　　㊞

證券取引委員會殿

（注意）收入印紙には消印をしないこと。

（日本標準規格B 5　182×257粍）

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●證券業者の營業保證金の還付又は差換に關する規則

（昭和二十三年六月三十日　證券取引委員會規則第十一號）

均價格とする。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●有價證券の割賦販賣に關する規則

（昭和二十三年六月三十日
證券取引委員會規則第七號）

有價證券の割賦販賣に關する規則を次のように定める。

有價證券の割賦販賣に關する規則

（法第六十六條關係）

第一條　證券業者は、有價證券の割賦販賣を營もうとするときは、その事業方法書及び割賦販賣契約約款について、證券取引委員會の承認を受けなければならない。事業方法書及び割賦販賣契約約款を變更しようとするときも、また、同樣とする。

前項の場合において、證券取引委員會は、當該事業方法書又は販賣契約約款の內容が公益又は投資者保護のため適當でないと認めるときは、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

（法第六十六條關係）

第二條　事業方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　販賣すべき有價證券の種類

二　賦拂金拂込の時期、回數及び每回の拂込金額

三　有價證券の所有權移轉の時期及びその引渡時期

四　賦拂金取立、拂込及び催告の方法並びに催告の費用の負擔に關する事項

五　顧客に對する利益の分配又は特別利益の提供に關する事項

六　賦拂金拂込に對する保證又は擔保に關する事項

七　勸誘又は集金に要する經費に關する事項

八　顧客から拂込を受けた資金の運用方法に關する事項

（法第六十六條關係）

第三條　販賣契約約款には、前條第三號乃至第六號に掲げる事項の外左に掲げる事項を定めなければならない。

一　賦拂金拂込延滯の場合における違約金又は遲延利息に關する事項

二　販賣契約解除の條件及び効果に關する事項

三　販賣契約に基く權利義務の讓渡に關する事項

（法第六十六條關係）

第四條　證券業者は、賦拂金として顧客から拂込を受けた資金を當該顧客のために信託會社へ金錢信託又は金錢信託以外の金錢の信託の方法により信託しなければならない。

（法第六十六條關係）

第五條　證券業者は、有價證券の割賦販賣を開始し、又はこれを休止若しくは廢止したときは、遲滯なくその旨を證券取引委員會に届け出なければならない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

證券取引委員會規則（昭和二十三年證券取引委員會規則第一號）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

總則、證券業者及び雜則の一部に關する規則

第一條に次の一項を加える。

前項の規定は、この規則以外のすべての證券取引委員會規則において、これを準用するものとする。

●證券取引所に關する規則

（昭和二十三年六月三十日
證券取引委員會規則第八號）

證券取引所に關する規則を次のように定める。

證券取引所に關する規則

（法第九十七條關係）

第一條　法第九十七條第二項の規定により會員信認金に代用することができる有價證券の代用價額は、國債證券については、明治四十一年勅令第二百八十七號の規定を準用し、地方債證券については時價以下において、社債券又は株券については時價の七割以下において證券取引所が定める價額を超えてはならない。

前項の場合において、地方債證券その他の有價證券について、時價が代用價額を下ることとなつたときは、證券取引所は、遲滯なくその代用價額を變更しなければならない。

（法第百五條關係）

第二條　證券取引所は、會員信認金として預託を受けたものについて、信託會社に對し金錢信託をなそうとするときは、左の方法により當該信託會社と契約しなければならない。

一　當該證券取引所を元本及び利益の受益者となすこと

二　元本に損失を生じた場合においては、その損失額の全額に對し補償させること

（法第百十一條關係）

第三條　法第百十一條第二項の規定により、同條第一項第七號に掲げる事項については、樣式第一號により、これを記載するものとする。

（法第百二十條關係）

第四條　法第百二十條の規定により、法第百十條乃至同第百十九條の規定を適用しない有價證券は、法第二條第一項第三號及び第五號に掲げる有價證券並びに同項第八號に掲げる有價證券のうち同項第一號及び第二號に掲げる有價證券の性質を有するものとする。

（法第百二十三條關係）

第五條　證券取引所の相場及び賣買取引高報告書は、樣式第二號により、これを作成しなければならない。

（法第百三十二條關係）

第六條　法第百三十二條に規定する賣買報告書は、樣式第三號により、これを作成しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

樣式（略）

●安定操作に關する規則

（昭和二十三年八月六日
證券取引委員會規則第十八號）

安定操作に關する規則を次のように定める。

安定操作に關する規則

（法第百二十五條關係）

第一條　有價證券の募集又は賣出を容易ならしめるため、有價證券の相場を釘付けし、固定し、又は安定する（以下單に安定するという。）目的を以て有價證券市場における一連の賣買取引又はその委託若しくは受託（以下安定操作という。）をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した安定操作通知書三通を證券取引委員會に提出し、且つ、安定操作を行う有價證券市場を開設する各證券取引所にその寫一通を提出した後でなければ安定操作を行うことができない。

一　安定操作通知書を提出しようとする者の氏名、名稱又は商號及び住所

二　共同して安定操作を行う者の氏名、名稱又は商號及び住所

三　募集又は賣出が行われる有價證券の銘柄、券面額、募集又は賣出の數及び募集又は賣出の價格

四　安定操作が行われる有價證券の銘柄、券面額及び安定しようとする價格

五　安定操作が行われる有價證券市場を開設する各證券取引所の名稱

六　安定操作を開始すべき日

（法第百二十五條關係）

第二條　安定操作を行う者が安定操作が行われている有價證券に關し安定操作を行う有價證券市場において當該安定操作を行う自己若しくは他の者の計算において又は賣買一任勘定において買付をなすときは、左に掲げる行爲をしてはならない。

一　當該有價證券の買付につきその買付の直前の價格を超えてこれをなすこと

二　當該有價證券が賣出される場合においてはその賣出價格を超えてこれをなすこと

（法第百二十五條關係）

第三條　安定操作を行う者が安定操作が行われている有價證券を安定操作が行われている有價證券市場以外において他人に賣付け、又は他人の計算において買付けようとするときは、當該取引に先立つてその他人に對し安定操作が行われている旨を表示しなければならない。

（法第百二十五條關係）

第四條　安定操作を行う者は、當該安定操作が終了した場合においては、遲滯なくその旨を證券取引委員會に屆け出ると共に安定操作が行われた各證券取引所に通知しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●有價證券の賣買一任勘定に關する規則

（昭和二十三年七月二十四日
證券取引委員會規則第十五號）

有價證券の賣買一任勘定に關する規則を次のように定める。

有價證券の賣買一任勘定に關する規則

（法第百二十七條關係）

第一條　證券取引所の會員は、顧客から有價證券の賣買取引について賣買の別、銘柄、數及び價格の決定を一任されている勘定（以下賣買一任勘定という。）において、當該勘定についての委任の本旨又は當該勘定の金額に照らし過當と認められる數量又は頻度の賣買取引を行つてはならない。

（法第百二十七條關係）

第二條　證券取引所の會員は、賣買一任勘定における賣買取引を行つた場合には、當該賣買一任勘定についての契約の内容、當該顧客の氏名、當該有價證券の銘柄、數及び價格並びに當該賣買取引が行われた日付を當該賣買取引が行われた日の屬する月の翌月五日までに當該證券取引所に報告しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●有價證券の空賣に關する規則

（昭和二十三年七月二十四日
證券取引委員會規則第十六號）

有價證券の空賣に關する規則を次のように定める。

有價證券の空賣に關する規則

（法第百三十三條關係）

第一條　證券取引所の會員は、當該證券取引所の開設する有價證券市場において自己又は顧客の計算においてなす賣付について、有價證券を有してこれを行うか又は有價證券を有しないでこれを行うかの別を明らかにしなければならない。

證券取引所の會員は、左の各號の一に該當する場合でなければ、有價證券を有してその賣付を行う旨の表示をすることができない。

一　賣付をなす顧客が賣付ける有價證券を所有しており、且つ、賣付後遲滯なく不當な不便又は費用を要しないで當該有價證券を會員に提供することができる旨を當該會員を豫め知つている場合

二　賣付をなす會員が賣付ける有價證券を所有しており、且つ、賣付後遲滯なく不當な不便又は費用を要しないで當該有價證券を提供することができる場合

三　當該會員が賣付をなす顧客の計算において、當該有價證券を占有し、又は買付けた當該有價證券の受渡を繰延べている場合

四　當該會員が自己又は顧客の計算において、當該有價證券を當該有價證券市場において買付け、その決濟を結了していない場合

（法第百三十三條關係）

第二條　有價證券市場における賣買取引について、自己又は他人の計算において、有價證券を有しないでその賣付をしようとするときは、當該賣付の直前の價格に滿たない價格において、これをしてはならない。

前項の場合において、當該有價證券の配當落又は權利落後に當該賣付が行われる場合には、當該賣付の直前の價格は、配當落又は權利落

前における當該價格より配當又は權利の價格を控除して計算する。

第一項の規定は、左に掲げる場合には、これを適用しない。

一　當該有價證券市場を開設する證券取引所が定める賣買單位に滿たない數の有價證券の賣付をなす場合

二　當該有價證券市場を開設する證券取引所の承認を受けて、當該有價證券市場における有價證券の價格を他の證券取引所が開設する有價證券市場における當該有價證券の價格と平準化するために當該有價證券の賣付をなす場合

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●會社の役員又は主要株主の不當利益返還に關する規則

（昭和二十三年六月三十日　證券取引委員會規則第九號）

會社の役員又は主要株主の不當利益返還に關する規則を次のように定める。

會社の役員又は主要株主の不當利益返還に關する規則

法第百八十九條第一項乃至第三項の規定は、同條の規定施行の日前になされた買付であつて、その買付後六箇月以内に同條の規定施行の日後の賣付を伴うものには、これを適用しない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●上場株式の議決權の代理行使の勸誘に關する規則

（昭和二十三年七月十日　證券取引委員會規則第十三號）

上場株式の議決權の代理行使の勸誘に關する規則を次のように定める。

上場株式の議決權の代理行使の勸誘に關する規則

（法第百九十四條關係）

第一條　證券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者にその議決權の行使を代理させることの勸誘（以下勸誘という。）をしようとする者（以下勸誘者という。）は、勸誘を受ける者（以下被勸誘者という。）に對し、勸誘と同時に又はこれに先立つて、第二條の定めるところにより作成した議決權の代理行使に關し參考となるべき書類（以下參考書類という。）を提供しなければならない。

（法第百九十四條關係）

第二條　參考書類は、左の各號の一に該當する場合においては、當該各號に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　勸誘者が當該株式の發行會社又はその役員である場合においては、その旨

二　勸誘者が當該株式の發行會社又はその役員以外の者である場合においては、その者の氏名又は名稱並びにその者が自己又は他人（假設人を含む。）の名義を以て有する當該會社の發行する株式の種類及び數

三　株主總會の目的たる事項が取締役の選任に關するものである場合

イ　取締役候補者について、氏名、住所、主たる職業、並びにその有する當該會社の發行する株式の種類及び數

ロ　取締役候補者の最近五年間における略歷

ハ　取締役候補者が當該會社との間に有し、又は有していた利害關係の要旨

四　株主總會の目的たる事項が監査役の選任に關するものである場合

イ　監査役候補者の氏名、住所、主たる職業並びにその有する當該會社の發行する株式の種類及び數

ロ　監査役候補者が當該會社との間に有する利害關係の要旨

五　株主總會の目的たる事項が新株又は社債の發行に關するものである場合

イ　當該株式又は社債の銘柄、券面額及び發行數

ロ　當該株式又は社債の發行による純手取金の概算額及びその使用の目的

ハ　最近事業年度末の貸借對照表

ニ　最近事業年度の損益計算書

六　株主總會の目的たる事項が新株の發行以外の定款の變更に關するものである場合においては、變更の趣旨及び目的

七　株主總會の目的たる事項が會社の合併に關するものである場合

イ　合併契約書の內容

ロ　最近事業年度末の貸借對照表

ハ　最近事業年度の損益計算書

八　株主總會の目的たる事項が利益又は利息の配當その他會社の計算の承認に關するものである場合

イ　最近事業年度の營業の狀況

ロ　最近事業年度末の貸借對照表

ハ　最近事業年度の損益計算書

九　株主總會の目的たる事項が商法第二百四十五條第一項第一號乃至第三號に掲げる事項に關するものである場合

イ　當該契約の內容

ロ　當該契約の相手方の事業及び財產に關する事項

十　株主總會の目的たる事項が第三號乃至前號に掲げる事項以外の事項に關するものである場合においては、その事項の要旨

（法第百九十四條關係）

第三條　勸誘者が被勸誘者に對して提供する委任狀の用紙（以下委任狀用紙という。）は、株主總會の目的たる事項の各項目について被勸誘者が贊否を明記することができるようなものでなければならない。

（法第百九十四條關係）

第四條　議決權を代理して行使する者が當該議決權に關して有する權限は、被勸誘者が委任狀用紙に明記したところに從つてその者のために議決權を行使するものに限られる。

（法第百九十四條關係）

第五條　參考書類に記載されるべき內容は、明確に記載され、各項目別に分類され、且つ、各項目は適當な標題をつけたものでなければならない。

同一の事項に關して既に被勸誘者に提供された他の參考書類に記載された内容については、その記載を參考書類から省略することができる。この場合においては、他の參考書類のうち當該内容が記載されている箇所を明瞭に示さなければならない。

（法第百九十四條關係）

第六條　勸誘者は、參考書類及び委任狀用紙の假案三通を、當該書類の確定したものを株主に送付する最初の日十日前に證券取引委員會に提出しなければならない。

（法第百九十四條關係）

第七條　勸誘者は、その作成の時期に照らし、重要な事項について虚僞の記載があり若しくは誤解を生ぜしめる虞があり、又は誤解を生ぜしめないために必要な重要な事實の記載が缺けている參考書類、委任狀用紙その他の書類を利用して、勸誘をなしてはならない。

（法第百九十四條關係）

第八條　株式の發行會社により、又は當該會社のために當該株式について勸誘が行われ又は行われようとする場合において、勸誘の目的たる議案に關し異議のある當該會社の株主は、書面を以て、左に揭げる事項を當該會社に對して請求することができる。

一　勸誘の目的たる議案の說明に必要なる資料を自己に送付すべきこと

二　自己が會社に對して送付した自己の提案に關する委任狀用紙その他勸誘に必要な書類を自己の指定する他の株主に送付すべきこと

三　會社が勸誘に用いるに必要な書類に自己の提案（これに對する賛否の意見がある場合には、その意見を含む。）を附記すべきこと

前項の請求に應ずるために必要とする適正な費用は、當該株主の負擔とする。

第一項の規定による請求がなされ、且つ、前項の費用の前拂がなされた場合には、當該會社はその請求に應じなければならない。但し、第一項第三號の請求については、當該會社が、當該請求の書面を、當該會社が、勸誘に用いるに必要な書類を發送する日の三十日前に受理した場合に限る。

（法第百九十四條關係）

第九條　第一條乃至前條の規定は、左に揭げる場合には、これを適用しない。

一　當該株式の發行會社又はその役員以外の者がなす勸誘であつて、且つ、被勸誘者が十人未滿である場合

二　新聞廣告を通じてなす勸誘であつて、當該廣告が發行會社の名稱、廣告の理由、株主總會の目的たる事項及び參考書類、委任狀用紙その他の書類を提供する場所のみを表示する場合

三　他人の名義により株式を有する者が、その他人に對し當該株式の議決權について勸誘をなす場合

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

●日本證券取引所の解散等に關する法律

（昭和二十二年三月二十七日法律第二十一號）

院は、帝國議會の協賛を經た日本證券取引所の解散等に關する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

第一條　日本證券取引所法は、これを廢止する。

第二條　この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、舊日本證券取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第三條　日本證券取引所は、これを解散する。

日本證券取引所は、清算の目的の範圍内においては、なお存續するものとみなす。この場合において、舊日本證券取引所法は、その範圍内において、なほその効力を有する。

第四條　日本證券取引所の清算人は、日本證券取引所の役員又は役員であつた者以外の者の中から、裁判所がこれを選任する。

第五條　日本證券取引所の清算は、裁判所の監督に屬する。

第六條　日本證券取引所の解散又は清算に關する登記については、勅令の定めるところによる。

前項の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第七條　清算人は、就職の後、遲滯なく日本證券取引所の財産の現況を調査し、財産目錄及び貸借對照表を作成し、これを監事に提出し、その承認を求めなければならない。

清算人は、前項の承認を得た後、遲滯なく財産目錄及び貸借對照表を、裁判所に提出しなければならない。

第八條　清算人は、事業年度ごとに、財産目錄、貸借對照表及び事務報告書を作成し、事業年度經過後二箇月以内に、これを監事に提出し、その承認を求めなければならない。

監事は、前項の書類を承認した後、遲滯なく意見書を、裁判所に提出しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

清算人は、前項の規定により第一項の書類を裁判所に提出した後四箇月間、これを主たる事務所に備え置かなければならない。

商法第二百八十二條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

清算人は、第三項の規定により第一項の書類を裁判所に提出した後、遲滯なく同項の貸借對照表を公告しなければならない。

第九條　前條第一項の書類が裁判所に提出された時から六箇月以内に、出資者がその書類につき日本證券取引所に對し異議を述べなかつたときは、日本證券取引所は、清算人又は監事に對し、その責任を解除したものとみなす。但し、清算人に不正な行爲があつたときは、この限りでない。

第十條　日本證券取引所は、清算の實行上必要があると認めるときは、出資者の半數以上であつて資本金額の半額以上に當る出資者の同意を得て、その財産の一部を出資して、不動産の賃貸を主たる目的とする株式會社を設立することができる。

前項の株式會社の設立については、商法第百六十五條の規定は、これを適用しない。

第十一條　前條の場合においては、殘餘財産は、金錢及び前條第一項の出資によつて得た株式ごとに出資の口數に應じて、これを出資者に分

配する。

前項の場合において、分配に適しない數の株式又は政府、戰時金融金庫若しくはその出資額が日本證券取引所の資本金額の百分の一以上に相當する金額を超える出資者に分配すべき株式については、同項の規定にかかわらず、當該株式を處分して得た代金の交付により、殘余財産の分配を行う。

第十二條　日本證券取引所の財産につき清算が終つたときは清算人は、遲滯なく決算報告書を作成し、これを監事に提出して、その承認を求めなければならない。

第七條第二項、第八條第二項、第四項乃至第六項及び第九條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十三條　商法第百二十四條、第百二十五條、第百二十八條、第百三十一條、第四百十八條、第四百二十一條乃至第四百二十五條及び第四百二十九條並びに非訟事件手續法第百三十五條ノ二十五第二項第三項、第百三十六條第二項及び第百三十七條の規定は、日本證券取引所の清算に、これを準用する。

民法第四十四條及び第五十四條並びに商法第三十九條第二項、第百二十九條第三項、第百五十四條第二項、第二百六十一條第一項、第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十六條第一項、第二百七十七條第一項本文、第二百七十八條及び第四百三十五條、破產法第百六十六條並びに非訟事件手續法第百三十五條ノ六十四の規定は、日本證券取引所の清算人に、これを準用する。

商法第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百七十四條、第二百七十七條第一項本文及び第二百七十八條の規定は、日本證券取引所の監事に、これを準用する。

第十四條　日本證券取引所の清算人又は監事は、左の場合においては、五千圓以下の過料に處する。

一　第六條の規定に基いて發する命令に違反し登記をすることを怠り又は不正の登記をしたとき

二　第七條第二項（第八條第三項又は第十二條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し財產目錄、貸借對照表、事務報告書、決算報告書若しくは意見書を裁判所に提出しなかつたとき又はこれらの書類に不實の記載をしたとき

三　第八條第四項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し書類を備え置かなかつたとき

四　第八條第五項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反し書類の閱覽又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき

五　第八條第六項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）若しくは前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項に定める公告をすることを怠り又は不正の公告をしたとき

六　第十一條又は前條第一項において準用する商法第百三十一條の規定に違反し殘余財產を分配したとき

七　前條第一項において準用する商法第百二十四條第三項の規定に違反し破產宣告の請求をすることを怠つたとき

八　清算の終了を遲延させる目的を以て前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不當に定めたとき

九　前條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反し債務の辨濟をしたとき

十　前條第二項において準用する商法第二百七十四條に定める調査を妨げたとき

附　則

この法律の施行期日は、勅令でこれを定める。

●日本證券取引所の解散等に關する法律の施行に關する勅令

（昭和二十二年四月十四日）
（勅令第百二十七號）

朕は、昭和二十二年法律第二十一號日本證券取引所の解散等に關する法律の施行に關する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

第一條　この勅令による登記は、日本證券取引所登記簿に記載して、これをする。

第二條　大藏大臣は、日本證券取引所の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を囑託しなければならない。

前項の囑託があつたときは、登記所は、遲滯なく、解散の登記をしなければならない。

第三條　清算が結了したときは、清算人は、昭和二十二年法律第二十一號第十二條第二項において準用する同法第九條の規定により清算人の責任が解除された後、遲滯なく、主たる事務所及び從たる事務所の所在地において清算結了の登記をしなければならない。

第四條　商法第百二十三條第二項第三項、非訟事件手續法第百四十二條乃至第百五十條、第百五十條ノ三乃至第百五十一條ノ六、第百五十五條乃至第百五十七條、第百七十六條及び第百七十七條並びに日本證券取引所法施行令第十五條の規定は、この勅令による登記に、これを準用する。

附　則

この勅令は、昭和二十二年法律第二十一號施行の日から、これを施行する。

●昭和二十年勅令第五百四十二號に基く日本證券取引所の有價證券賣買取引事業特別會計に屬する財產に關する件

（昭和二十一年六月十九日）
（大藏省・司法省令第四號）

沿革　昭和二二年三月大、司令第一號改正

昭和二十年勅令第五百四十二號（ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件）に基いて、日本證券取引所の有價證券賣買取引事業特別會計に屬する財產に關し、次のように定める。

第一條　この省令施行の際現に日本證券取引所の有價證券賣買取引事業

特別會計に屬している財産は、この省令施行の日から日本證券取引所に屬しないものとし、これを法人とする。

前項の規定による法人（以下特別財産という。）は、閉鎖機關整理委員會が、これを管理する。

第二條　特別財産に屬する財産の管理及び處分をなす權限は、閉鎖機關整理委員會に專屬する。

特別財産に關する訴については、閉鎖機關整理委員會を以て原告又は被告とする。

第三條　この省令施行の際現に存する日本證券取引所に對する債權で、從前の第二條に規定するものは、この省令施行の日から、特別財産に對する債權となるものとし、日本證券取引所の他の財産については、その辨濟を受けることができないものとする。

前項に規定する特別財産に對する債權は、大藏大臣及び司法大臣の指示に從つて、これを辨濟しなければならない。

第四條　特別財産の管理に關する事務は、大藏大臣の監督に屬する。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令施行前になした行爲に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

●商品取引所法（明治二十六年三月四日法律第五號）

沿革　明治三二年三月法律第五八號、大正三年三月第三三號、一一年四月第六〇號、昭和四年三月第二九號、一四年四月第六八號、一五年三月第五九號、二二年三月第二二號、二三年四月第二五號、七月第一一〇號改正

脫帝國議會ノ協賛ヲ經タル取引所法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

商品取引所法

第一章　商品取引所ノ設立

第一條　賣買取引ノ繁盛ナル地區內ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ本法ニ依リ一種若ハ數種ノ物件（有價證券ヲ除ク以下第二十八條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ）ノ商品取引所ヲ設立スルコトヲ得

第二條　同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ主務大臣之ヲ定ム

第三條　商品取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條　株式會社組織ノ商品取引所ハ他ノ株式會社組織ノ商品取引所ヲ合併スル場合ニ限リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區內ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル商品取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第二章　取引所ノ組織

第五條　商品取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織トス

第六條　會員組織ノ商品取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

株式會社組織ノ商品取引所ニ於テハ其ノ商品取引所ノ會員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條　商品取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

商品取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條　商品取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依ル賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ商品取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條　商品取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　商品取引所ノ會員及取引員

第十條　商品取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第十一條　無能力者、復權セサル家資分散者及破產者並本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス

懲役若ハ【重禁錮】一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章、第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三節第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第四百八十六條乃至第四百九十七條、商法中改正法律施行法第一條ニ於テ謂フ舊法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號商法第三編第九章、同年法律第百一號、有限會社法第七十七條乃至第八十四條、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス前項ニ該當スル者亦同シ

合名會社、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

第十一條ノ二　會員前條第一項又ハ第三項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ商品取引所ヨリ脫退ス

主務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項、若ハ第三項ニ該當スル者ニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ商品取引所ヨリ脫退セシムルコトヲ得

取引員前條第二項又ハ第三項ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

主務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第二項若ハ第三項ニ該當スル者ニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十一條ノ三　取引員商品取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ

第十一條ノ四　會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店、出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス二以上ノ場所ヲ以テ同一商品取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖商品取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス商品取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條　取引員ハ其ノ免許ヲ受クルトキ免許料ヲ納ムヘシ

免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ商品取引所ニ納ムヘシ

第十五條　商品取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ過怠金ヲ課シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得

第十五條ノ二　商品取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三　取引員ハ廢業後ト雖其ノ商品取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ、解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許カ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ商品取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脫退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ商品取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四章　商品取引所ノ役員及商議員會

第十六條　商品取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ選擧シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

商品取引所ノ役員左ノ如シ

理事長　一人
理事　二人以上
監査役　若干人

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選擧スルモ妨ケナシ

第十一條第三項ニ該當スル者ハ商品取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ商品取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル株式會社組織ノ商品取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十六條ノ二　役員前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ取引員ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事他ノ商品取引所ノ理事長又ハ理事タル認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

主務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者若ハ前條ノ規定ニ違反シテ役員トナリタル者アルコトヲ發見シ又ハ役員ニシテ第十七條第二項ノ規定ニ違反スル者アリト認メタルトキハ之ヲ解職スルコトヲ得

第十六條ノ三　主務大臣ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第十七條　株式會社組織ノ商品取引所ノ役員又ハ使用人ハ何人ノ名ヲ以テスルヲ問ハス其ノ商品取引所ノ取引物件ニ付商品取引所ニ於ケル賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ス

株式會社組織ノ商品取引所ノ役員又ハ使用人ハ其ノ商品取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル商品取引所ノ取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ニ非サル者ヲ選擧スルモ妨ケナシ

第十七條ノ二　商品取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ商議員會ヲ置キ商品取引所ニ關スル重要ナル事項ヲ付議スヘシ

第五章　商品取引所ノ賣買取引

第十八條　商品取引所ノ賣買取引ノ期限ハ、來ニ在リテハ三箇月、蠶絲ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條　商品取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　商品取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第二十一條　商品取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第二十二條　商品取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ連約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ商品取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ其ノ連約者ニ要求スルコトヲ得

第二十二條ノ二　株式會社組織ノ商品取引所ハ前條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スルトキハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ

第二十三條　商品取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條　商品取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第二十四條ノ二　商品取引所ノ賣買取引ノ委託者ハ會員又ハ取引員カ委託契約ニ違ヒタル場合ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ違約シタル會員又ハ取引員ノ身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

前條ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ效力ヲ有ス

第二十五條　會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル商品取引所ノ賣買取引ニ付商品取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十六條　商品取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ

商品取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各會員又ハ各取引員ノ賣買高ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ二　差金取引ヲ爲ス商品取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第六章　商品取引所ノ監督

第二十七條　主務大臣ハ商品取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　商品取引所ノ解散

二　商品取引所ノ停止
三　商品取引所一部ノ停止若ハ禁止
四　役員ノ解職
五　會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條　主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ商品取引所ノ業務、帳簿、財產其他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ檢查セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ商品取引所ノ役員會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第二十九條　主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ商品取引所ノ定款ヲ改正セシメ又ハ其ノ決議及處分ヲ停止シ、禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條　商品取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章　罰則

第三十一條　第十七條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ特別ノ利害關係ヲ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條　第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ二　商品取引所ノ役員又ハ商品取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十二條ノ三　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　商品取引所ノ役員又ハ商品取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者
二　商品取引所ニ於ケル相場ヲ僞リテ公示シタル者
三　公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛僞ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者
四　免許ヲ受ケスシテ商品取引所ヲ設立シタル者又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

前項第一號ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十二條ノ四　商品取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛僞ノ風說ヲ流布シ、僞計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ五　商品取引所ニ依ラスシテ商品取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六　會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十二條ノ七　本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

附　則

第三十三條　商品取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　商品取引所ノ資本金、營業保證金、株式、手數料及積立金ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條　本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲サヽルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則（大正一年法律第六十號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年勅令第三百五十二號ヲ以テ大正十一年九月一日ヨリ施行但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ施行）

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得ス

本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條　本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲サヽルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則（大正一年法律第六十號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年勅令第三百五十二號ヲ以テ大正十一年九月一日ヨリ施行但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ施行）

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得ス

本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

取引所令

（太正十一年七月三十一日勅令第三百五十三號）

第四〇六號

沿革　大正一二年六月勅令第三二二號、一三年一二月第四六九號、一四年一〇月第三〇四號、昭和六年六月第一三〇號、七年三月第五二號、一二年五月第二〇二號、一六年一二月第一〇六號改正

第一條　株式會社組織ノ取引所ノ資本金ハ十萬圓以上トス

大藏大臣必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ拂込ヲ命スルコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ半額以上ニシテ少クトモ十萬圓ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス

第二條　會員組織ノ取引所ノ資本金ハ金員ノ醵金ヲ以テ之ニ充ツ

會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ業務ヲ行フコトヲ得ス

第三條　取引員ノ免許料ハ三百圓トス

第四條　身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ額ハ左ノ金額ヲ下ルコトヲ得ス

會員
一萬圓

取引員
其ノ取引所ノ資本金ノ萬分ノ五十（其ノ萬分ノ五十ノ金額カ一萬圓未滿ナルトキハ一萬圓）以上ニシテ大藏大臣ノ指定スル金額

商品ノ實物市場ニ於ケル賣買取引及銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ル商品ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ノミヲ營業トスル者ニ付テハ第一項ノ

額ハ左ノ金額ヲ下ルコトヲ得ス

會　員　三千圓

取引員　其ノ取引所ノ資本金ノ萬分ノ十五（其ノ萬分ノ十五ノ金額カ三千圓未滿ナルトキハ三千圓）以上ニシテ大藏大臣ノ指定スル金額

資本金ノ額カ二千萬圓ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ニ付テハ大藏大臣ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

支所ヲ設クル取引所及取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ大藏大臣ハ本支所及部類毎ニ資本金ヲ區分シテ前三項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スルコトヲ得

身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ從ヒ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

大藏大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得

取引所身元保證金ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ供託スヘシ

第五條　大藏大臣必要ト認ムルトキハ賣買手數料ノ率ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第六條　取引所ハ每日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七條　取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得

第八條　賣買取引ノ期限ハ棉花、棉絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、豆類、馬鈴薯澱粉、砂糖、肥料（餌肥料ヲ除ク）、人造絹絲又ハ乾繭ニ在リテハ六箇月、雜穀（豆類ヲ除ク）又ハ鍊肥料ニ在リテハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條　賣買取引ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及淸算市場ニ於ケル賣買取引ノ二種トス

第十條　實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　有價證券ノ淸算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限リ受渡其ノ他ノ決濟ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以內之カ繰延ヲ爲スコトヲ得

第十二條　取引所ハ淸算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ各銘柄ニ付大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條ノ二　銘柄又ハ等級別ニ淸算市場ニ上場スル商品ノ銘柄及等級ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十三條　大藏大臣必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ賣買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條第六項及第七項ノ規定ハ賣買證據金ニ付之ヲ準用ス

賣買證據金ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ會員又ハ取引員ヲシテ少クトモ其ノ半額迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第十四條　淸算市場ニ於ケル賣買取引ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用ヰルコトヲ得

受渡格付表ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十五條　淸算市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テノ單位ニ關シテハ地方ノ狀況ニ依リ特別ノ必要アル場合及銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ル賣買取引ニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十六條　受渡其ノ他ノ決濟及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

受渡其ノ他ノ決濟及其ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ

受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十七條　取引所ハ業務規程ヲ設ケ賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

業務規程ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏大臣必要ト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十八條　株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託シタル後ニ非サレハ取引所法第二十二條ノ規定ニ依ル業務ヲ行フコトヲ得ス營業保證金ニ不足ヲ生シ大藏大臣ノ指定シタル期間內ニ其ノ不足額ヲ供託セサル場合ニ於テ其ノ期間經過後ニ爲ス賣買取引ニ付亦同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第十九條　取引所ハ商議員會ヲ常置シ左ニ揭クル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス

一　資本金、會員、取引員、商議員會又ハ賣買取引ニ關スル定款ノ變更

二　業務規程ノ變更

三　會員又ハ取引員ノ加入又ハ處分

四　市場ノ臨時開閉又ハ立會停止

五　上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止

六　賣買取引ノ標準物ノ決定又ハ廢止

七　賣買手數料ニ關スル事項

八　賣買證據金ニ關スル事項

九　賣買取引ノ違約ニ關スル事項

十　定款又ハ業務規程ニ於テ特ニ定メタル事項

第二十條　商議員會ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選シタル者及役員ノ互選シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ノ數ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數カ百名ヲ超ユルトキハ其ノ超過員數ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ率ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ商議員ノ數ハ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十一條　支所ヲ設クル取引所及會員又ハ取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ本支所及部類毎ニ之ヲ互選スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ數ハ本支所

及部類毎ニ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十二條　商議員會ニ會長一人及副會長若干人ヲ置ク

會長及副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員中ヨリ之ヲ選擧ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條　商議員會ノ議事ハ議事ニ關與スルコトヲ得ル商議員ノ過半數カ出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ第十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ揭ル事項ニシテ臨時急施ヲ要スルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員ノ互選スル總代ノ過半數及議長タル會長又ハ副會長ノ出席アルヲ以テ足ル

第二十四條　商議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條　役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ其ノ屬スル本支所及部類ニ關係ナキ事項ニ付テハ議事ニ關與スルコトヲ得ス議長トシテ行フ職務ニ付亦同シ

第二十六條　商議員ノ任期、選擧方法及定數其ノ他商議員會ノ組織及會議ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ賣買取引ノ期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得

取引所ハ本令施行後一箇月以內ニ本令ニ依リ業務規程ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際現ニ存スル營業細則ハ前項ノ認可ヲ受クル迄本令ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル業務規程ト看做ス

本令施行ノ際現ニ定期取引市場ニ上場スル有價證券ノ銘柄ハ本令第十二條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

●取引所法施行規則

（大正三年六月二十九日農商務省令第十六號）

沿革　大正一一年七月農商務省令第一五號、一四年四月商工省令第三號、昭和一六年一二月大藏省令第七一號改正

取引所法施行規則左ノ通改正ス

取引所法施行規則

第一條　取引所ヲ設立セムトスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、業務規程及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

一、株式會社組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ引受クヘキ株式ノ數、會員組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ醵金額

二　資本又ハ醵金ノ使用ノ概算及收支ノ見込

三　賣買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル集散ノ狀況及取引所ニ於ケル賣買高ノ見込

四　取引所ノ地區

第二條　發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後、發起人株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會

終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　株主名簿

三　檢査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其ノ決定ノ寫本

四　創立總會ノ決議錄

第三條　發起人會員ノ募集ヲ終リタルトキハ設立總會ヲ開キ總會員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ確定シ且役員ヲ選任スヘシ

前項ニ依リテ選任セラレタル總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　會員ノ氏名又ハ名稱、營業種目及營業所ヲ記載シタル書面

三　各會員ノ醵金額及其ノ拂込額ヲ記載シタル書面

第四條　取引所ヲ設立セムトスル地ニ於テ一年以上引續キ賣買取引スヘキ物件ノ商業ヲ營ム商人各物件毎ニ三十人以上發起人ト爲リタル場合ニ非サレハ取引所發起ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ス

第五條　會員組織ノ取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　目的

二　名稱及所在地

三　會員ノ醵金ニ關スル事項

四　會員ノ入退ニ關スル事項

五　會計ニ關スル事項

六　會議ニ關スル事項

七　役員ノ職務權限、定數、任期及任免ニ關スル事項

八　解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

第六條　設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月內ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

設立ノ免許ヲ受ケタル後一年內ニ業務ヲ開始セサルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條　取引所繼續ヲ出願セムトスルトキハ其ノ免許年限滿了前三月以上六月內ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ願書ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

第七條ノ二　大藏大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條ノ三　大藏大臣ハ會員組織ノ取引所ニ付左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　設立ヲ免許シタルトキハ目的、名稱、所在地及免許ノ年月日

二　役員ノ選任ヲ認可シタルトキハ氏名及認可ノ年月日

三　繼續ヲ免許シタルトキハ免許ノ年月日

四　解散シタルトキハ其ノ年月日及清算人ノ氏名

五　清算カ結了シタルトキハ其ノ年月日

第八條　取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歷書ヲ、其ノ他ノモノニ在リテハ履歷書及資産調書ヲ添附シ取引所ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

取引所其ノ取引員ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ願書ヲ大藏大臣ニ差出スコトヲ得ス

第九條　取引所取引員免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ

前項ノ請書ハ取引所之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

取引員ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日內ニ請書及身元保證金ヲ差出ササルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條　取引員免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所ヲ經由シテ其ノ再下付ヲ申請スヘシ

取引員其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ取引所ヲ經由シテ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ

第十一條　取引員死亡、解散、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ因リ取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十一條ノ二　取引所カ會員又ハ取引員ノ身元保證金及賣買證據金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ノ種類及代用價格ヲ決定シ又ハ變更シタルトキハ其ノ有價證券ノ時價ヲ附記シ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ代用價格ハ國債證券及地方債證券ニ在リテハ時價以下ニ、其ノ他ノ有價證券ニ在リテハ時價ノ九割以下ニ之ヲ定ムヘシ其ノ有價證券ノ時價カ代用價格ヲ下リタルトキハ遲滯ナク之ヲ變更スヘシ

第十二條　役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ但シ再選ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　取引所清算市場ニ於ケル賣買取引ノ標準物ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ一部ヲ大藏大臣ニ差出シ其ノ一部ヲ會員又ハ取引員ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ

前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル賣買取引ノ受渡期日後六箇月ヲ經過スル迄取引所之ヲ保管スヘシ

第十四條　取引所ハ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他財產保管ノ方法ヲ定メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏大臣必要ト認ムルトキハ前項保管方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條　會員又ハ取引員ハ委託手數料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ大藏大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添付スヘシ

大藏大臣必要ト認ムルトキハ委託手數料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條　取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條　取引所法第八條及第二十二條ノ規定ニ依ル業務ニ關スル細則ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八條　賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス

取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ每日市場ニ公示スヘシ

取引所ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セサルコトヲ得

第十九條　取引所、每日相場表ヲ發行スヘシ

第二十條　合會員又ハ各取引員ノ賣買高ハ賣買取引ノ種類、物件若ハ銘柄及受渡期日ノ區別ニ從ヒ賣付及買付ニ別チ每日取引所之ヲ揭示スヘシ

大藏大臣ハ賣買高ノ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ公示ヲ要セサル銘柄若ハ賣買取引ノ種類ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條　取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添附シ左ノ事項ヲ申告スヘシ

一　氏名、住所、職業

二　報酬

三　在職期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間

受渡物件ノ格付ヲ爲ス者退任シタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ申告スヘシ

取引所ハ其ノ物件ヲ取引スル取引所ノ會員又ハ取引員ヲシテ受渡物件ノ格付ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二十二條　取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

一　相場表

二　賣買高表

三　每期ノ財產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書

四　每期末日現在株主及其ノ持株

五　每期末日現在取引員又ハ會員表

前項第一號及第二號ノ書類ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲ス清算市場ニ於ケル賣買取引ニ付テハ每月末日

其ノ他ノ賣買取引ニ付テハ每受渡期日ニ之ヲ作成スヘシ

第二十三條　左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

一　取引所其ノ會員又ハ取引員ニ付取引所法第十一條ノ二第二項若ハ第四項又ハ第十五條ノ二第二項ニ揭ケタル事由アリト認メタルトキ

二　取引所法第十五條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三　賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルトキ

四　臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

五　有價證券ノ賣買取引ノ開始、中止又ハ廢止シタルトキ

六　市場ノ立會ヲ停止シ又ハ會員若ハ取引員ノ賣買取引ヲ差止メタルトキ

七　中裁判斷ヲ爲シタルトキ

八　役員其ノ任期中ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタルトキ但シ解職ノ場合ヲ除ク

九　取引所、役員又ハ會員若ハ取引員カ其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

十　會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタルトキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ

十一　取引所ノ役員、受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ會員若ハ取引員カ犯罪ノ嫌疑ヲ爲メ起訴セラレタルトキ

十二　株式會社組織ノ取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ

十三　會員カ入退シタルトキ

十四　會員又ハ取引員タル會社ノ目的、資本金若ハ無限責任社員、取

締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

十五　商議員就任又ハ退任シタルトキ

十六　商議員會ニ於テ決議ヲ爲シタルトキ

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

附　則

第二十四條　本則ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條　明治三十二年農商務省令第十八號、明治三十五年農商務省令第十一號及明治三十九年農商務省令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

附　則（大正十一年七月農商務省令第一五號）

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ農商務大臣ニ差出シタル仲買人免許ノ願書ハ本令ノ規定ニ依リテ差出シタル取引員免許ノ願書ト看做ス

本令施行ノ際現ニ身元保證金又ハ賣買證據金ノ納入ニ付有價證券ヲ以テ代用セシムル取引所ニ在リテハ其ノ代用價格ハ本令施行後二月内ニ本令ノ規定ニ依リ之ヲ變更スヘシ其ノ變更ヲ爲ス迄仍從前ノ例ニ依ル

會員又ハ取引員ハ本令施行後二月内ニ第十五條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請スヘシ其ノ認可ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依ル

中央卸賣市場法

（大正十二年三月三十一日　法律第三十二號）

沿革　昭和二二年一二月法律第二二三號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル中央卸賣市場法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

中央卸賣市場法

第一條　本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人カ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲主務大臣ノ指定スル都市及其ノ隣接地ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ

中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ揭クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得

第二條　中央卸賣市場ヲ開設セムトスルトキハ業務規程及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ中央卸賣市場ノ分場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

第三條　左ニ揭クル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一　中央卸賣市場ノ取扱品目

二　中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手數料

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ收受スル手數料

第四條　業務規程又ハ事業計畫ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條　主務大臣ハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルトキハ其ノ中央卸賣市場ノ業務ノ開始ニ至ル迄ノ間ニ於テ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得中央卸賣市場ノ取扱品目ヲ追加スルトキ亦同シ

第七條　開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ地方長官ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ九十日内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條　主務大臣ハ開設者ニ對シ命令ノ定ムル設備ニ要スル費用ノ三分ノ一以内ノ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第九條　主務大臣ハ開設者カ法令若ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第十條　地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十一條　前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保證金ヲ納付スヘシ

第十二條　開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手數料ニ關シ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

前項ノ優先權ハ第十三條ノ規定ニ依ル優先權ニ優先ス

第十三條　第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣

ノ委託ヲ爲シタル者ハ販賣又ハ販賣ノ委託ニ因リテ生シタル債權ニ關シ其ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條　中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ難賣ノ方法ニ依ルヘシ

但シ業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對シ賣買價段及取引高ヲ報告スヘシ

第十六條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若ハ千圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ賣買ニ參加スル者ノ入場ヲ停止スルコトヲ得

第十七條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ中央卸賣市場ノ構造、設備、業務規程ノ變更、業務又ハ財產狀況ノ報告其ノ他ニ關シ事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條　主務大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　第二條ノ規定ニ依ル認可ノ取消

二　中央卸賣市場ノ業務ノ停止

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消又ハ業務ノ停止

四　第一條ノ法人ノ役員ノ解任

第十九條　主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及之ニ關スル帳簿、財產其ノ他ノ物件ヲ檢查セシムルコトヲ得

第二十條　中央卸賣市場ノ廢止ハ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條　主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十二條　第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第十五條ノ規定ニ基ク報告ヲ爲サス若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條　第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者ハ其ノ代理人、同居者、雇人其ノ他ノ從業者右命令又ハ義務ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十五條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務ニ違反シタルトキハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第二十六條　第一條ノ法人又ハ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依ル檢查ヲ受クル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者又ハ檢查ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　第一條ノ法人ノ役員其ノ職務ニ付賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處

ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十八條　前條第一項ノ者ニ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十二年十月勅令第四六八號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行）

●中央卸賣市場法施行規則

（大正十二年十月二十九日　農商務省令　臨　第十　號）

中央卸賣市場法施行規則左ノ通定ム

中央卸賣市場法施行規則

第一條　中央卸賣市場ハ一指定區域內ニ於テ一開設者ニ限リ之ヲ開設スルコトヲ得

第二條　中央卸賣市場ヲ開設セムトスル者ハ認可申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ定ムル書類ノ外左ニ揭クル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

一　中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域內ニ於ケル集散及消費ノ狀況

二　中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域內ニ於テ現ニ卸賣ヲ爲ス市場ノ狀況

三　開設者カ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人ナルトキハ其ノ定款又ハ寄附行爲竝役員ノ氏名及其ノ履歷

四　中央卸賣市場法第一條第一項ニ揭クル物品ノ一部ヲ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲サムトスルトキハ之ヲ必要トスル特別ノ事情

第三條　事業計畫ニハ左ニ揭クル事項ヲ定ムヘシ

一　自ラ卸賣ノ業務ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨

二　市場ノ位置及用地ノ面積

三　建物及設備ノ種類及構造

四　市場ノ開設ニ要スル費用竝其ノ財源及償却ニ關スル計畫

事業計畫ニハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル書類、建物及設備ノ配置及坪數ヲ記入シタル圖面竝市場附近ノ見取圖ヲ添附スヘシ

一　市場取扱品目ニ付取扱見込數量

二　市場ノ收支ノ概算

三　工事ノ著手及竣工ノ見込期日

第四條　開設者自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ストキハ業務規程ヲ以テ其ノ取扱品目ヲ定ムヘシ

第五條　開設者分場設置ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ其ノ申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ定ムル書類ノ外分場設置ヲ必要トスル事情及第二條第四號ニ揭クル事情ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ農商務大臣ニ

提出スヘシ

第六條　中央卸賣市場ノ業務ヲ開始セムトスルトキハ開設者ハ業務開始ノ一月前迄ニ其ノ期日ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ期日ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條　中央卸賣市場ノ名稱中ニハ中央卸賣市場ナル文字ヲ用井ルヘシ

中央卸賣市場ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ中央卸賣市場ナル文字又ハ之ニ類似スル文字ヲ用井ルコトヲ得ス

第八條　農商務大臣ハ左ニ揭グル事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　中央卸賣市場ノ區域ヲ指定シタルトキハ其ノ區域及指定ノ年月日

二　中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ヲ認可シタルトキハ開設者、市場ノ名稱、位置、取扱品目及認可ノ年月日

三　中央卸賣市場ノ業務ノ届出アリタルトキハ其ノ旨及開始ノ期日

四　中央卸賣市場ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其ノ旨及認可ノ年月日

五　中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ノ認可ヲ取消シタルトキハ其ノ旨及取消ノ年月日

六　中央卸賣市場ノ業務ノ停止ヲ命シタルトキハ停止シタル業務、停止ノ期間及停止ヲ命シタル年月日

七　中央卸賣市場法第六條ノ規定ニ依リ市場ノ閉鎖ヲ命シタルトキハ市場ノ名稱、位置、區域、取扱品目、閉鎖ノ期日及閉鎖ヲ命シタル年月日

第九條　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ハ左ニ揭グル事項ニ付農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　役員ノ選任及解任

二　收支ノ豫算

三　豫算ニ定メタルモノノ外新ニ義務ヲ負ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲

四　財産ノ保管方法

前項ノ役員選任認可申請書ニハ履歷書ヲ添附シ收支豫算認可申請書ハ事業年度開始ノ一月前迄ニ之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

中央卸賣市場法第二條ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ役員選任ニ付第一項ノ認可アリタルモノト看做ス

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル卸賣ノ業務ヲ爲ス者トナルコトヲ得ス

一　一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

二　中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依リ業務許可ノ取消ヲ受ケ取消ノ日ヨリ三年ヲ經過セサル者

三　破產ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

四　前三號ノ一ニ該當スル者ヲ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員トスル法人

五　信用薄弱ナル者

六　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク

七　社員、株主又ハ組合員中中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者アル法人但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク

前項第六號但書又ハ第七號但書ニ該當スル者ニ對シ地方長官卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　卸賣ノ業務ノ許可ハ本分場及業務規程ヲ以テ定ムル取扱品目ノ部類毎ニ之ヲ爲スモノトス

第十二條　開設者ハ業務規程ヲ以テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十三條　卸賣ノ業務ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ第六條ノ規定ニ依ル業務開始ノ期日前ニ其ノ申請ヲ爲シタルモノニ對シテハ他ノ申請者ニ優先シテ之ヲ爲スモノトス

一　中央卸賣市場ノ開設認可、分場ノ設置認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際當該指定區域内ニ於ケル中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ニ於テ業務許可ノ申請ヲ爲シタル部類ノ取扱品目ニ付引續キ二年以上卸賣ノ業務ヲ爲シタル者

二　前號ニ該當スル者ヲ以テ主タル組織者トナス法人

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第十四條　卸賣ノ業務ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申請書ニ法人ニ在リテハ定款又ハ之ニ準スヘキモノ、貸借對照表、財産目錄、社員、株主又ハ組合員ノ名簿及無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ノ履歷書ヲ、其ノ他ノモノニ在リテハ履歷書及資產調書ヲ添附シ開設者ヲ經由シテ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

開設者ハ前項ノ申請書ニ意見書ヲ添附スヘシ

開設者卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ申請ヲ地方長官ニ提出スルコトヲ得ス

第十五條　地方長官卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキハ開設者ヲ經由シテ其ノ旨ヲ本人ニ通知スヘシ

第十六條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第一號若ハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日内ニ保證金ヲ納付セス若ハ一月内ニ其ノ業務ヲ開始セサルトキハ業務許可ハ其ノ效力ヲ失フ

卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第四號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ引續キ一月以上其ノ業務ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ業務許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條　地方長官ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ付左ニ揭クル事項ヲ告示スヘシ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　業務許可ヲ爲シタルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及許可ノ年月日

二　資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ事由、氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及資格ヲ失ヒタル年月日

三　業務ノ停止アリタルトキハ其ノ事由、停止ノ期間、氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及停止ノ年月日

第十八條　中央卸賣市場法第十一條ノ規定ニ依ル保證金ノ額ハ取扱品目ノ部類毎ニ千圓以上二萬圓以下ノ範圍ニ於テ業務規定ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事由アル者ニ付テハ農商務大臣ハ別段ノ額ヲ指定スル

除ク

コトアルヘシ

開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人保證金ヲ受取リタルトキハ滯ナク之ヲ供託スヘシ

第十九條　保證金ハ開設者ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第二十條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ當該指定區域內ニ於テハ其ノ業務ヲ行フ市場外ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外自己ノ計算ヲ以テ取扱物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ市場內ニ在ル物品ニ非サレハ其ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該指定區域內ニ於テ開設者ノ指定スル場所ニ在ル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル手數料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ關シ報償ヲ受クルコトヲ得ス

第二十四條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ業務ヲ行フ市場ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ賣買ニ參加スルコトヲ得ス

第二十五條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ受託契約ニ關スル準則ヲ定メ開設者ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

開設者前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ準則ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ受託契約ニ關スル準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條　中央卸賣市場法第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ開設者ノ定ムル所ニ依リ卸賣ヲ爲シタル物品ニ付品目、種類及産地ヲ區別シテ遲滯ナク之ヲ爲スヘシ

第二十七條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買ニ參加スル者ヲシテ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得

第十八條第二項及第十九條ノ規定ハ前項ノ保證金ニ付之ヲ準用ス

第二十八條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ仲買人ヲシテ賣買ニ參加セシムルコトヲ得

仲買人ノ資格、員數、處分其ノ他仲買人ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條　中央卸賣市場ハ每日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十條　賣買成立ノ價段ハ金額ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第三十一條　開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ正當ノ事由ナクシテ販賣ノ委託ノ引受又ハ賣買ノ參加ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ賣買ニ參加スル者ノ市場ニ於ケル賣買ヲ差止ムルコトヲ得

第三十三條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ資格ヲ失ヒタルトキ、業務ヲ停止セラレタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ賣買ヲ差止メラレタルトキハ開

設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ニ對シ販賣ノ委託アリタル物品ニ付自ラ卸賣ヲ爲シ又ハ他ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ヲシテ卸賣ヲ爲サシムヘシ

第三十四條　本則ニ定ムルモノノ外販賣ノ委託ヲ爲シタル者ニ對スル通知、賣買ノ仕切其ノ他卸賣ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十五條　開設者業務規程ノ施行ニ關スル細則ヲ定メタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ細則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三十六條　開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ用ヰルヘキ業務ニ關スル帳簿及賣買仕切書ノ樣式ヲ定ムヘシ

卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ前項ノ規定ニ依ル樣式ト異ナル樣式ノ帳簿及賣買仕切書ヲ用ヰルコトヲ得ス

第三十七條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買價段及取引高ヲ每日市場ニ公示スヘシ

第三十八條　開設者ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

一　每月賣買價段表

二　每月取引高表

三　每期收支計算書及事業報告書

開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ社員、株主又ハ組合員ノ每期末日現在名簿ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第三十九條　左ノ場合ニ於テハ開設者ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

一　中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依ル協議調ヒタルトキ

二　中央卸賣市場法第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三　中央卸賣市場法第十八條第三號ノ處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

四　臨時ニ開市シ又ハ休業シタルトキ

五　第三十二條ノ規定ニ依ル賣買ノ差止ヲ爲シタルトキ

六　開設者、開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員、卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者トナリタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

七　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員ニ退任アリタルトキ

八　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員、卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員犯罪ノ嫌疑ヲ爲起訴セラレタルトキ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外屆出ツヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

第四十條　左ノ場合ニ於テハ開設者ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ第二號ノ場合ニ於テハ其ノ屆書ニ履歷書ヲ添附スヘシ

一　卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ社員、株主又ハ組合員ノ每期末日現在名簿ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

二　卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者死亡若ハ解散、廢業又ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル業務許可ノ失效ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキ

四　第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

地方長官ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ外屆出ツヘキ事項ヲ指定スルコトヲ得

第四十一條　左ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ事項ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

一　中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依ル決定ノ求アリタルトキ及其ノ決定ヲ爲シタルトキ

二　卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキ

三　中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

四　第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

五　第四十條第一項第一號乃至第三號ノ屆出アリタルトキ

第四十二條　開設者ヨリ農商務大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ハ第二條及第五條ノ認可申請書竝第三十九條第一項第三號ノ場合ニ於ケル屆書ニ意見書ヲ添附スヘシ

第四十三條　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市場ノ閉鎖命令アリタル日ヨリ起算シ九十日內ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ期間經過前ニ第十四條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ付テハ其ノ期間經過後ト雖卸賣ノ業務ノ許可又ハ不許可ノ處分アリタル日ヨリ起算シ三十日內ハ之ヲ爲スコトヲ得

附　則

本則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル件

（大正十二年十月二十七日勅令第四百六十九號）

朕中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ハ同法第二條ノ規定ニ依ル認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際現ニ當該市場ヲ開設スル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ市場ノ業務又ハ卸賣ノ業務ノ廢止ニ因リ市場ノ閉鎖命令アリタル取扱品目ニ關スル業務上通常受クヘキ損失ニ付之ヲ爲ス但シ市場ノ開設者他ノ業務ヲ兼業スル場合又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者仲買其ノ他ノ義務ヲ兼業スル場合ニ於テハ兼業ニ關スル損失ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ認可アリタル際迄引續キ二年以上當該市場ヲ開設シタルニ非サル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲シタルニ非サル者ニ對シテハ農商務大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クヘキ者カ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル法人ノ社員、株主若ハ組合員ト爲リタルトキハ農商大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

第三條　前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ農商大臣ノ定ムル期間內ニ之ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九章　社債登錄

●社債等登錄法

（昭和十七年二月十八日）
（法律第十一號）

沿革　昭和二〇年二月法律第一〇號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル社債等登錄法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

社債等登錄法

第一條　本法ハ資金ノ蓄積及金融機關ノ資金ノ合理的運用等ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條　社債ノ登錄ハ勅令ヲ以テ定ムル法人（以下登錄機關ト稱ス）ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三條　社債ノ登錄ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

一　社債權者ノ請求アリタルトキ

二　社債ヲ發行スル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ノ會社等臨時措置法第五條ノ二ノ規定ニ依ル請求アリタルトキ

登錄機關ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ社債ノ登錄ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四條　登錄ヲ爲シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ發行セズ

登錄機關債券ヲ發行シタル社債ニ付登錄ヲ爲ストキハ其ノ債券ヲ回收スルコトヲ要ス

第五條　登錄ヲ爲シタル無記名社債ヲ移轉シ若ハ之ヲ以テ擔保權ノ目的ト爲シ又ハ之ヲ信託財產ト爲シタルトキハ其ノ登錄ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ發行シタル會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

登錄ヲ爲シタル記名社債ヲ移轉シ若ハ之ヲ以テ擔保權ノ目的ト爲シタルトキハ之ヲ信託財產ト爲シタルトキハ其ノ登錄ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ發行シタル會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條　法令ニ依リ擔保トシテ社債ヲ供託スル場合ニ於テハ登錄ヲ爲シタル社債ニ付テハ其ノ登錄ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得

第七條　社債權者ハ登錄ヲ爲シタル社債ニ付何時ニテモ登錄ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得但シ第三條第一項第二號ノ規定ニ依リ登錄ヲ爲シタル社債ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　登錄機關ハ社債登錄簿ヲ備置クコトヲ要ス

第九條　主務大臣ハ登錄事務ニ關シ登錄機關ヲ監督ス

第十條　主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ登錄機關ヲシテ登錄事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ登錄事務ヲ檢查シ若ハ社債登錄簿其ノ他ノ書類ヲ檢查セシムルコトヲ得

第十一條　左ノ場合ニ於テハ登錄機關ノ業務ヲ執行スル役員ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

一　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

二　前條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢查ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

第十二條　登錄事務ニ從事スル登錄機關ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

前項ノ職員ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　本法ハ命令ヲ以テ定ムル社債ニハ之ヲ適用セズ

第十四條　本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ

發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

第十五條　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外登錄竝ニ登錄ヲ爲シタル社債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十七年勅令第四百八號ヲ以テ昭和十七年五月一日ヨリ施行）

有價證券移轉稅法第三條中「甲種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ付テノ名義變更」ノ下ニ、「社債等登錄法ニ依リ登錄シタル社債、地方債又ハ外國若ハ外國法人ノ發行スル公債若ハ社債ニ付テノ名義變更」ヲ加フ

●社債等登錄法施行令

（昭和十七年四月十一日勅令第四百九號）

沿革　昭和一八年四月勅令第三八三號、二〇年四月二五日第二四二號、二二年八月二六日政令第一六七號改正

於社債等登錄法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

社債等登錄法施行令

第一章　總則

第一條　社債等登錄法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登錄ヲ取扱フベキ法人（以下登錄機關ト稱ス）ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外日本興業銀行トス

一　主務大臣ノ指定スル會社カ社債ヲ發行シタルトキハ當該社債ニ付テハ其ノ會社

二　前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル會社カ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト爲リタルトキ、社債募集ノ委託ヲ受ケタルトキ又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタルトキハ當該社債ニ付テハ其ノ會社但シ當該社債ニ付擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタル會社トアルトキハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社トシ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社、社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタル會社二以上アルトキハ主務大臣ノ指定スル會社トス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第二條　登錄ヲ爲シタル社債（以下登錄社債ト稱ス）ニ關シ登錄シタル權利ノ順位ハ登錄ノ前後ニ依ル

登錄ノ前後ハ登錄用紙中同一欄ニ爲シタル登錄ニ付テハ順位番號ニ依リ別欄ニ爲シタル登錄ニ付テハ受附番號ニ依ル

第三條　附記登錄ノ順位ハ主登錄ノ順位ニ依リ附記登錄間ノ順位ハ其ノ前後ニ依ル

第四條　社債ノ登錄ハ相續、遺贈、合併、强制執行其ノ他此等ニ準ズベキ事由ニ因リ社債ノ移轉ノ登錄ヲ請求スル場合ヲ除クノ外社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ノ期日前三週間ハ之ヲ請求スルコトヲ得ズ

第五條　登錄機關社債ノ登錄ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク其ノ旨ヲ社債原簿ヲ備フル會社ニ通知スルコトヲ要ス

社債原簿ヲ備フル會社前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ社

債原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六條　社債登錄簿ノ調製其ノ他登錄ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第七條　社債登錄簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタル場合ニ於テ其ノ再製又ハ登錄ノ回復ニ關スル手續ハ主務大臣之ヲ定ム

第八條　社債登錄簿及其ノ附屬書類滅失スル虞アルトキハ主務大臣ハ必要ナル處分ヲ命ズルコトヲ得

第九條　登錄社債權者其ノ他ノ利害關係人ハ社債登錄簿及其ノ附屬書類ノ閱覽又ハ社債登錄簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十條　登錄機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ社債ノ登錄、社債登錄簿及其ノ附屬書類ノ閱覽又ハ社債登錄簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ニ付手數料ヲ徵スルコトヲ得

登錄機關前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條　主務大臣社債等登錄法第十條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ登錄事務ヲ檢查シ又ハ社債登錄簿其ノ他ノ書類ヲ檢查セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムルコトヲ要ス

第十二條　本令ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス但シ地方債ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ、產業債券、更生債券　住宅債券及農地開發債券ノ登錄ヲ取扱フベキ法人ハ日本勸業銀行トス

第一條　第二項ノ規定ノ適用ハ前項但書ノ指定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二章　登錄手續

第一節　通則

第十三條　登錄ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當事者ノ請求又ハ官廳若ハ公署ノ囑託アルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

請求ニ因ル登錄ニ關スル規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外囑託ニ因ル登錄ニ之ヲ準用ス

第十四條　登錄ハ登錄權利者及登錄義務者又ハ其ノ代理人之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ請求書ニ登錄義務者ノ承諾書ヲ添附シタルトキハ登錄權利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十五條　判決又ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル登錄ハ登錄權利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條　登錄名義人ノ表示ノ變更ノ登錄ハ登錄名義人ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十七條　社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ノ變更ノ登錄ハ登錄社債權者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ登錄上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十八條　登錄社債ヲ差押ヘタルトキハ執行裁判所ハ遲滯ナク囑託書ニ差押命令ノ正本又ハ謄本ヲ添附シテ差押ノ登錄ヲ登錄機關ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ登錄社債ニ付假差押、假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條　前條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ官廳又ハ公署ハ登錄名義人又ハ其ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ代リ登錄名義人ノ表示ノ變更又ハ相

續其ノ他ノ一般承繼ニ因リ權利移轉ノ登錄ヲ登錄機關ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十八條及第三十二條第二項ノ規定ハ前項ノ登錄ニ之ヲ準用ス

第二十條　登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

一　請求書

二　登錄義務者ノ權利ニ關スル登錄濟證

三　登錄原因ニ付第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面

四　代理人ニ依リテ登錄ヲ請求スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面

第二十一條　請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　社債ヲ發行シタル會社ノ商號、社債ノ種類及社債ノ總額ガ數回ニ分チ發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回數（以下社債ノ名稱ト稱ス）

二　請求者ノ氏名及住所

三　代理人ニ依リテ登錄ヲ請求スルトキハ其ノ氏名及住所

四　登錄原因及其ノ日附

五　登錄ノ目的

六　登錄機關ノ表示

七　年月日

第二十二條　登錄原因ニ登錄ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項ノ定アルトキハ請求書ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三條　登錄權利者ガ多數ナル場合ニ於テ登錄原因ニ持分ノ定アルトキハ請求書ニ其ノ持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條　判決ニ因リ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ判決ノ正本又ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二十條第二號及第三號ノ書面ハ之ヲ提出スルコトヲ要セズ

第二十五條　左ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ事實ヲ證スル戸籍若ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本又ハ此等ニ準ズベキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

一　登錄原因ガ相續其ノ他ノ一般承繼ナルトキ

二　請求者ガ登錄權利者又ハ登錄義務者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ナルトキ

三　登錄名義人ノ表示ノ變更ノ登錄ヲ請求スルトキ

第二十六條　登錄ヲ請求スル場合ニ於テ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要スルトキハ其ノ第三者ヲシテ請求書ニ記名捺印セシメ其ノ書面ノ提出ニ代フルコトヲ得

第二十七條　同一ノ登錄機關ノ取扱フベキ同一名稱ノ數口ノ社債ニ關スル登錄ハ登錄原因及登錄ノ目的ガ同一ナルトキニ限リ同一ノ請求書ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條　債權者ガ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ債權者及債務者ノ氏名及住所竝ニ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十九條　左ノ場合ニ於テハ登錄機關ハ登錄ヲ爲スコトヲ得ズ

一　請求事項ガ當該登錄機關ノ取扱フベキ社債ニ關スルモノニ非ザルトキ

二　請求事項ガ登錄スベキモノニ非ザルトキ

三　請求書ガ方式ニ適合セザルトキ

四　請求書ニ揭グル登錄社債又ハ登錄ノ目的タル權利ノ表示ガ社債登錄簿ト符合セザルトキ

五　第二十五條第二號ニ規定スル書面ヲ添附スル場合ヲ除クノ外請求書ニ揭グル登錄義務者ノ表示ガ社債登錄簿ト符合セザルトキ

六　請求書ニ揭グル事項ガ第二十四條前段又ハ第二十五條ノ書面ト符合セザルトキ

七　必要ナル書面ヲ提出又ハ添附セザルトキ

請求者ガ登錄ノ手數料ヲ納付セザル場合ニ於テハ登錄機關ハ登錄ヲ爲サザルコトヲ得

第三十條　權利ノ變更ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テ登錄上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附シタルトキニ限リ附記ニ依リテ其ノ登錄ヲ爲ス

第三十一條　登錄機關登錄ヲ完了シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ登錄濟證ヲ交付スルコトヲ要ス

登錄濟證ヲ喪失シタル者ハ登錄機關ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ登錄濟證ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條　登錄機關登錄ヲ完了シタル後其ノ登錄ニ付錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ登錄權利者及登錄義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ハ第二十八條ノ場合ニ於テハ債權者ニ對シテモ亦之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル通知ハ登錄權利者、登錄義務者又ハ社權者ガ多數ナルトキハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第三十三條　前條ノ場合ニ於テ登錄ノ錯誤又ハ遺漏ガ登錄機關ノミノ過誤ニ出デタルトキハ登錄機關ハ登錄上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除クノ外遲滯ナク其ノ登錄ノ更正ヲ爲シ其ノ旨ヲ登錄權利者及登錄義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條　第三十條ノ規定ハ登錄ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條　抹消シタル登錄ノ回復ヲ請求スル場合ニ於テ登錄上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第二節　社債ニ關スル登錄手續

第三十六條　社債權者未登錄ノ社債ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シ且債券及支拂期ノ未ダ到來セザル利札ヲ添附スルコトヲ要ス

一　登錄スベキ各社債ノ金額

二　債券ノ番號及數

三　支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ數及支拂期

四　社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所

未ダ債券ヲ發行セザル社債ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ前項第一號及第四號ニ揭グル事項ノ外各社債ノ拂込金額及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ記載シ且當該事實ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル通知ハ登錄權利者、登錄義務者又ハ社權者ガ多數ナ

前二項ノ場合ニ於テハ請求書ニ登錄原因及其ノ日附ヲ記載シ又ハ第二十條第二號及第三號ノ書面ヲ提出スルコトヲ要セズ

第三十七條　社債ノ應募又ハ引受ノ際豫メ社債ノ登錄ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ニ前條第一項第一號及第四號ニ揭グル事項ノ外社債ヲ發行スル會社（社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社）ノ商號ヲ記載シ之ヲ當該會社ニ提出スルコトヲ要ス

社債ヲ發行スル會社（社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社）ハ前項ノ請求書ニ各社債ノ金額、拂込金額、口數及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ附記シ之ヲ登錄機關ニ送付スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ二　社債ヲ發行スル會社（社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社）ガ會社等臨時措置法第五條ノ二ノ規定ニ依リ社債權者ノ爲ニ社債ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債權者ノ氏名及住所

二　登錄スベキ各社債ノ金額、拂込金額及口數

三　社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所

前項第二號及第三號ニ揭グル事項ハ社債權者每ニ區分シテ之ヲ表示スルコトヲ要ス

第三十六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條　登錄社債ノ移轉ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ移轉ヲ受ケタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號竝ニ當該社債ノ移轉ヲ受ケタル者ガ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ヲ記載シ一部移轉ノ場合ニ於テハ其ノ部分ヲ表示スルコトヲ要ス

第三節　擔保權ニ關スル登錄手續

第三十九條　質權（轉質ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ノ設定ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　質權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號

二　債權額

三　登錄原因ニ付辨濟期、利息、違約金若ハ賠償額ニ關スル定若ハ民法第三百四十六條但書ノ規定ニ依ル定アルトキ又ハ債權ニ條件ヲ附シタルトキハ其ノ事項

四　質權設定者ガ債務者ニ非ザルトキハ債務者ノ氏名及住所

一定ノ金額ヲ目的トセザル債權ノ擔保タル質權ノ設定ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ債權ノ價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條　質權ノ移轉ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ質權ガ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヤヲ記載スルコトヲ要ス

債權ノ一部讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル質權ノ移轉ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十一條　質權ノ移轉及轉質ノ登錄ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第四十二條　社債等登錄法第六條ノ規定ニ依リ擔保權ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　擔保權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號

二　供託スベキ法令ノ條項

三　擔保權者ノ表示

前項ノ登錄ハ供託ヲ爲スベキ者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

前二條ノ規定ハ第一項ノ擔保權ノ移轉ノ登錄ニ之ヲ準用ス

第四節　信託ニ關スル登錄手續

第四十三條　社債ノ信託ノ登錄ニ付テハ受託者ヲ登錄權利者トシ委託者ヲ登錄義務者トス

第四十四條　左ニ揭グル社債ノ信託ノ登錄ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

一　信託財產ニ屬スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財產ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登錄

二　信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財產ニ屬スル社債ノ信託ノ登錄

三　信託法第二十七條ノ規定ニ基キ復舊スル社債ノ信託ノ登錄

第四十五條　受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登錄ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登錄ノ請求ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ登錄スベキ社債ガ信託財產ナルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十六條　社債ノ信託ノ登錄ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル當該社債ノ移轉ノ登錄ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前條第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登錄ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條第一號ノ社債ノ信託ノ登錄ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル當該社債ノ登錄ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財產ニ屬スル社債ノ信託ノ登錄ノ請求ニ之ヲ準用ス

第四十七條　受託者更迭ノ場合ニ於テ登錄社債ノ移轉ノ登錄ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ更迭ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ爲スベキ變更ノ登錄ニ之ヲ準用ス

第四十八條　受託者ノ任務ガ死亡、破產、禁治產、準禁治產又ハ裁判所若ハ主務官廳ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前條ノ登錄ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ

第四十九條　社債ノ信託ノ登錄ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

一　委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所

二　信託ノ目的

三　信託財產ノ管理方法

四　信託終了ノ事由

五　其ノ他信託ノ條項

前項ノ書面ニハ請求者記名捺印スルコトヲ要ス

第五十條　前條ノ規定ニ依リ請求書ニ添附シタル書面ハ之ヲ信託原簿トス

信託原簿ハ之ヲ社債登錄簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登錄ト看做ス

第五十一條　裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遲滯ナク

信託原簿ノ記載ヲ登錄機關ニ囑託スルコトヲ要ス主務官廳ガ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官廳ガ受託者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　前條第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財產ノ管理方法ヲ變更シ又ハ主務官廳ガ信託ノ條項ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條　第四十七條又ハ第四十八條ノ場合ニ於テ登錄ヲ爲シタルトキハ登錄機關ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條　第四十七條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外第四十九條第一項ニ揭グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ受託者ハ遲滯ナク其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シテ信託原簿ノ記載ヲ請求スルコトヲ要ス

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル請求ニ之ヲ準用ス

第五十五條　登錄機關第五十一條第二項ノ規定ニ依リ信託原簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ職權ヲ以テ社債登錄簿ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第五節　抹消ニ關スル登錄手續

第五十六條　社債權者第三十六條第一項第二項又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル社債ノ登錄ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ登錄ヲ抹消スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ヲ記載シ且當該社債權者ノ權利ニ關スル登錄濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條　登錄權利者ガ登錄義務者ノ行方ノ知レザルニ因リ登錄ノ抹消

ヲ請求スルコト能ハザルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ請求書ニ其ノ正本又ハ謄本ヲ添附シ登錄權利者ノミニテ登錄ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ請求書ニ債權證書又ハ登錄セラレタル債務ノ辨濟證書ヲ添附シタルトキハ登錄權利者ノミニテ質權ニ關スル登錄ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條　信託財產ニ屬スル登錄社債ガ移轉ニ因リ信託財產ニ屬セザルニ至リタル場合ニ於テ爲スベキ信託ノ登錄ノ抹消ハ移轉ノ登錄ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財產ニ屬スル登錄社債ガ信託ノ終了ニ因リ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十九條　登錄社債ニ對スル强制執行手續ノ完結シタルトキハ執行裁判所ハ遲滯ナク囑託書ニ之ヲ證スル書面ヲ添附シテ差押ノ登錄ノ抹消ヲ登錄機關ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ登錄社債ニ對スル假差押、假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押ノ手續ガ完結シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十條　社債等登錄法第六條ノ規定ニ依リ爲シタル擔保權ノ登錄ハ請求書ニ其ノ擔保ノ事由ノ止ミタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ擔保ヲ供シタル者又ハ其ノ承繼人ノミニテ其ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第六十一條　登錄ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テ登錄上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三章　雜則

第六十二條　登錄ヲ爲シタル無記名社債ノ社債權者ニ關シテハ商法第三百二十條第四項及第三百二十一條第二項竝ニ擔保附社債信託法第五十二條第二項及第九十五條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ登錄濟證ノ供託ヲ以テ債券ノ供託ト看做ス

第六十三條　社債等登錄法ニ依リ報國債券ノ登錄ヲ爲シタルトキハ臨時資金調整法第十四條ノ五ノ規定ノ適用ニ付テハ同條ノ規定ニ依リ保管ヲ委託シタルモノト看做ス

第六十四條　社債ノ登錄ノ抹消アリタルトキハ社債權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルコトヲ得

第六十五條　社債ヲ發行シタル會社登錄社債ノ償還ヲ爲シタルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ニ對シ償還ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外遲滯ナク之ヲ證スル書面ヲ添附シテ其ノ旨ヲ書面ニ依リテ登錄機關ニ通知スルコトヲ要ス擔保附社債信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ガ登錄社債ノ償還ヲ爲シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ登錄社債權者ノ爲ニ社債ノ償還ヲ受ケタル社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ガ當該社債權者ニ對シ當該償還額ノ支拂ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

登錄機關前二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ遲滯ナク其ノ理由ヲ記載シテ當該社債ノ登錄ヲ抹消スルコトヲ要ス

第六十六條　登錄機關必要アリト認ムルトキハ當該登錄機關ニ於テ登錄ヲ取扱フベキ社債ヲ發行シタル會社ニ對シ當該社債ニ付發行セラレタル債券ノ見本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條　社債等登錄法及本令中主務大臣トアルハ大藏大臣及司法大臣トス

第六十八條　郵便官署、大藏省預金部、稅務署又ハ日本勸業銀行ノ請求ニ依リテ爲ス貯蓄債券又ハ報國債券ノ登錄ニ付テハ當分ノ內命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ社債等登錄法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社債等登錄法施行規則

（昭和十七年四月十五日大藏司法省令第一號）

沿革　昭和一九年三月大藏、司法省令第二號、九月第四號、二〇年四月二五日第一號、一〇月一〇日第二號改正

社債等登錄法施行規則左ノ通定ム

社債等登錄法施行規則

第一章　總則

第一條　社債等登錄法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登錄ヲ取扱フベキ法人（以下登錄機關ト稱スル）ノ役員又ハ使用人ニシテ當該事務ニ從事スルモノハ同法第十二條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第二條　社債等登錄法ハ左ニ揭グル社債ニハ之ヲ適用セズ

一　同法ノ施行區域ニ於テ社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ヲ爲サザル社債

二　外國ニ於テ募集シタル社債
三　券面金額五圓未滿ノ報告債券
四　臨時資金調整法第十條ノ五ノ規定ニ基キ日本勸業銀行ノ發行スル福券

第三條　社債等登錄法第十四條ノ外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ハ同法ノ施行區域ニ於テ募集シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノトス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條　登錄機關左ノ各號ニ揭グル登錄ヲ爲シタルトキハ社債等登錄法施行令（以下令ト稱ス）第五條第一項ノ規定ニ依リ社債原簿ヲ備フル會社ニ各其ノ揭グル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

一　未登錄ノ記名社債ノ登錄ヲ爲シタルトキ又ハ登錄ヲ爲シタル記名社債ニ關シ登錄（信託ノ登錄ヲ除ク）ヲ爲シタルトキハ請求書ニ記載シタル事項（令第二十一條第三號、第六號及第七號ニ揭グル事項ヲ除ク）

二　登錄ヲ爲シタル記名社債ニ付信託ノ登錄ヲ爲シタルトキハ前號ニ揭グル事項及信託原簿ニ記載シタル事項

三　未登錄ノ無記名社債ノ登錄ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ抹消ノ登錄ヲ爲シタルトキハ登錄ヲ爲シタル社債ノ名稱（社債ヲ發行シタル會社ノ商號、社債ノ種類及社債ノ總額ガ數回ニ分チ發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回數ヲ謂フ以下同ジ）竝ニ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號

登錄機關社債等登錄法第三條第一項第二號ノ規定ニ依ル登錄ヲ爲シタルトキハ社債原簿ヲ備フル會社ニ其ノ旨ヲ通知スルヲ以テ足ル

第五條　登錄機關令第三十六條第一項ノ規定ニ依ル登錄ノ請求ニ基キ未登錄ノ社債ノ登錄ヲ爲シタルトキハ請求書ニ添附シタル債券及利札ノ之ヲ債券ヲ發行シタル會社ニ送付スルコトヲ要ス

第六條　社債權者令第六十四條ノ規定ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルトキハ社債ノ登錄ノ抹消ノ請求書ニ債券發行ノ請求書ヲ添附スルコトヲ要ス

債券發行ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　社債ノ名稱
二　債券ノ發行ヲ請求スル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
三　請求者ノ氏名及住所
四　代理人ニ依リテ請求スルトキハ其ノ氏名及住所
五　債券ヲ發行スル會社ノ商號
六　年月日

第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ社債ノ登錄ヲ抹消スベキモノト認ムルトキハ登錄機關ハ遲滯ナク債券發行ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記シ之ヲ債券ヲ發行スル會社ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ債券ヲ發行スル會社ハ遲滯ナク發行ノ請求アリタル債券ヲ登錄機關ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ債券ノ送付ヲ受ケタルトキハ登錄機關ハ社債ノ登錄ヲ抹消シ請求者ニ其ノ債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條　社債登錄簿ハ別表第一號樣式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第八條　社債登錄簿ハ社債ノ名稱毎ニ口座ヲ分チ當該社債ニ付債券ニ記載スベキ事項ヲ其ノ裏紙ノ裏面ニ記載ス

第九條　社債登錄簿ハ一社債權者ニ付一用紙ヲ備フ但シ社債權者ノ請求ニ依リ別用紙ヲ備フルコトヲ妨ゲズ

第十條　受附簿ハ別表第二號樣式ニ依リ每年之ヲ調製スルコトヲ要ス

第十一條　登錄ヲ請求スル社債權者又ハ質權者ハ印鑑二葉ヲ登錄機關ニ提出スルコトヲ要ス改印ヲ爲シタルトキ亦同ジ

印鑑ハ別表第三號樣式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

登錄機關ハ第一項ノ規定ニ依リ提出シタル印鑑ノ內一葉ヲ自ラ保存シ他ノ一葉ヲ請求書ニ揭グル社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ送付スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ハ官廳又ハ公署ニハ之ヲ適用セズ

第十二條　社債登錄簿及其ノ附屬書類ハ登錄機關ノ本店（主務大臣ノ指定スル登錄機關ニ在リテハ主務大臣ノ指定スル支店）ニ之ヲ備置クコトヲ要ス但シ戰爭ニ起因スル災害ヲ避クル爲必要アルトキハ之ヲ他ノ適當ナル場所ニ備置クコトヲ得

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第十三條　社債登錄簿ニハ副本ヲ設ケ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場所ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

第十四條　社債登錄簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ登錄機關ハ遲滯ナク主務大臣ニ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス社債登錄簿及其ノ附屬書類ノ滅失スル虞アルトキ亦同ジ

第十五條　社債登錄簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ登錄機關ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ當該副本ノ記載ヲ社債登錄簿ニ轉寫シテ之ヲ再製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登錄用紙中登錄番號欄ニ其ノ口座ニ於ケル登錄ノ順序ニ依リ新ナル番號ヲ記載シ其ノ右側ニ前登錄番號、副本ノ記載ヲ轉寫シタル旨及轉寫ノ年月日ヲ記載シ登錄事務ニ從事スル登錄機關ノ職員（以下取扱者ト稱ス）捺印スルコトヲ要ス

登錄機關社債登錄簿ヲ再製シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スルコトヲ要ス

第十六條　社債登錄簿及其ノ附屬書類ノ閱覽又ハ社債登錄簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ請求書ヲ登錄機關ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ利害ノ關係ヲ疏明スル事由ヲ記載シ又ハ之ニ其ノ關係ヲ疏明スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十七條　社債登錄簿、債券番號簿、共同人名簿、印鑑、信託原簿及社債登錄簿ノ副本ハ登錄ヲ爲シタル社債（以下登錄社債ト稱ス）ノ償還請求權又ハ償還額ノ支拂請求權ガ時效ニ因リテ消滅スベキ時期ノ後五年ヲ經過スル迄之ヲ保存スルコトヲ要ス

請求書其ノ他ノ附屬書類ハ請求書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

受附簿ハ調製シタル年ノ翌年ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十八條　登錄機關正當ノ事由ナクシテ登錄ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ登錄機關ニ對シ登錄ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條　本令ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

第二章　登錄ニ關スル手續

第二十條　請求書ノ提出アリタルトキハ受附簿ニ受附ノ年月日、受附番號

請求者ノ氏名及登錄ノ目的ヲ記載シ請求書ニ受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス但シ請求者ガ多數ナルトキハ請求書ニ揭グル筆頭ノ者ノミノ氏名及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

受附番號ハ毎年之ヲ更新スルコトヲ要ス

第二十一條　登錄ハ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條　登錄番號ハ始メテ登錄ヲ爲ス順序ニ依リ日塵毎ニ之ヲ附ス

第二十三條　登錄ヲ爲シタルトキハ取扱者捺印スルコトヲ要ス

第二十四條　社債及信託ニ關スル事項ヲ登錄スルトキハ請求書ノ受附番號、登錄ノ年月日、登錄權利者ノ氏名及住所、登錄原因及其ノ日附竝ニ登錄ノ目的其ノ他請求書ニ揭グル事項ニシテ登錄スベキ權利ニ關スルモノヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ請求書ノ受附番號ハ摘要欄ニ、其ノ他ノ事項ニシテ相當欄ナキモノハ事由欄ニ記載ス

第二十四條ノ二　社債等登錄法第三條第一項第二號ノ規定ニ依リ社債ノ登錄ヲ爲ストキハ登錄權利者ノ氏名及住所ニ代ヘ社債權者ノ氏名及住所ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十五條　擔保權ニ關スル事項ヲ登錄スルトキハ前條第一項ニ揭グルモノノ外登錄ヲ爲シタル順序ニ依リ順位番號ヲモ記載スルコトヲ要ス

差押、假差押及假處分ニ關スル事項ヲ登錄スルトキハ登錄ノ年月日竝ニ差押ノ命令若ハ處分又ハ假差押若ハ假處分ノ命令ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル登錄ハ豫備欄ニ之ヲ爲ス

第二十六條　債券ノ番號ハ債券番號簿ニ之ヲ記載スルコトヲ得

債券番號簿ノ社債登錄簿ノ一部ト看做ス

債券番號簿ハ別表第四號樣式又ハ別表第五號樣式ニ依リ之ヲ調製シ社債ノ名稱毎ニ口座ニ分ツコトヲ要ス

第二十七條　令第二十八條（令第十九條第二項、第四十五條第二項及第五十四條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登錄ノ請求ニ基キ登錄ヲ爲ストキハ債權者ノ氏名及住所竝ニ代位原因ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十八條　登錄權利者ガ多數ナルトキハ請求書ニ揭グル筆頭ノ者ノミノ氏名及住所竝ニ他ノ人員ヲ登錄用紙ニ記載シ其ノ氏名及住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得登錄義務者ノ氏名及住所ヲ登錄用紙ニ記載スルコトヲ要スル場合ニ於テ登錄義務者ガ多數ナルトキ亦同ジ

共同人名簿ハ別表第六號樣式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

不動產登記法施行細則第五十三條乃至第五十七條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條　附記ニ依ル登錄ノ順位番號ヲ記載スルトキハ主登錄ノ番號ヲ用ヒ其ノ番號ノ右側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ主登錄ノ順位番號ノ右側ニ附記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十條　變更ノ登錄又ハ更正ノ登錄ヲ爲シタルトキハ變更又ハ更正シタル登錄事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

社債權者氏名住所欄又ハ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所欄ニ記載シタル事項ノ變更又ハ更正ノ登錄ハ各其ノ欄ニ之ヲ爲ス

第三十一條　登錄ヲ抹消スルトキハ抹消ノ登錄ヲ爲シタル後抹消スベキ登錄ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係ル權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ關スル登錄アルトキハ相當欄ニ其ノ第三者ノ權利ヲ表示シ何權利ノ登錄ヲ抹消シタルニ因リ抹消スル旨ヲ記載シ其ノ登錄ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第三十二條　登錄ヲ回復スルトキハ回復ノ登錄ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登錄ト同一ノ登錄ヲ爲シ或登錄事項ノミガ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニ其ノ事項ヲ登錄スルコトヲ要ス

第三十三條　未登錄ノ社債ノ登錄ヲ爲ス場合ニ於テ支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ枚數及支拂期ヲ摘要欄ニ記載ス

第三十四條　社債ノ移轉ノ登錄ヲ爲シタルトキハ從前ノ社債權者ノ登錄用紙ニ登錄ヲ爲シタル後新社債權者ノ登錄用紙ニ登錄ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ新社債權者ノ登錄用紙中相當欄ニ移轉シタル社債ニ關スル質權其ノ他ノ登錄ヲ移シ且各用紙ノ摘要欄ニ他ノ用紙ノ登錄番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一用紙ニ登錄シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登錄ヲ爲シタルトキハ從前ノ社債權者ノ登錄用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

一用紙ニ登錄シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登錄ヲ爲ストキハ信託ノ登錄及其ノ抹消ノ登錄ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第九條、第二十四條及前二項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ社債權者ノ登錄用紙中社債權者ノ氏名住所欄ニ新社債權者ノ氏名及住所ヲ記載シタル後從前ノ社債權者ノ氏名及住所ニ關スル登錄事項ヲ朱抹スルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ其ノ欄ニ請求書ノ受附番號、登錄年月日、登錄原因及其ノ日附竝ニ登錄ノ目的ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十條ノ二　前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係ル權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ關スル登錄アルトキハ相當欄ニ其ノ第三者ノ權利ヲ表示シ何權利ノ登錄ヲ抹消シタルニ因リ抹消スル旨ヲ記載シ其ノ登錄ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第三十二條　登錄ヲ回復スルトキハ回復ノ登錄ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登錄ト同一ノ登錄ヲ爲シ或登錄事項ノミガ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニ其ノ事項ヲ登錄スルコトヲ要ス

第三十三條　未登錄ノ社債ノ登錄ヲ爲ス場合ニ於テ支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ枚數及支拂期ヲ摘要欄ニ記載ス

第三十四條　社債ノ移轉ノ登錄ヲ爲シタルトキハ從前ノ社債權者ノ登錄用紙ニ登錄ヲ爲シタル後新社債權者ノ登錄用紙ニ登錄ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ新社債權者ノ登錄用紙中相當欄ニ移轉シタル社債ニ關スル質權其ノ他ノ登錄ヲ移シ且各用紙ノ摘要欄ニ他ノ用紙ノ登錄番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一用紙ニ登錄シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登錄ヲ爲シタルトキハ從前ノ社債權者ノ登錄用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

一用紙ニ登錄シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登錄ヲ爲ストキハ信託ノ登錄及其ノ抹消ノ登錄ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第九條、第二十四條及前二項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ社債權者ノ登錄用紙中社債權者ノ氏名住所欄ニ新社債權者ノ氏名及住所ヲ記載シタル後從前ノ社債權者ノ氏名及住所ニ關スル登錄事項ヲ朱抹スルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ其ノ欄ニ請求書ノ受附番號、登錄年月日、登錄原因及其ノ日附竝ニ登錄ノ目的ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十五條　信託原簿ノ社債登錄簿ノ一部ト看做ス

信託原簿ハ別表第七號樣式ニ依リ之ヲ調製シ社債ノ名稱毎ニ口座ニ分ツコトヲ要ス

第三十六條　信託原簿ノ表紙ニハ請求書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ編綴シ番號ヲ附スルコトヲ要ス

第三十七條　信託原簿ノ表紙ニハ請求書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ番號ハ毎年之ヲ更新スルコトヲ要ス

第三十八條　信託ノ登錄ヲ爲ストキハ摘要欄ノ相當部分ニ信託財產タル旨及信託原簿ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條　信託原簿ノ記載ヲ變更スルトキハ取扱者ハ別表第八號樣式ニ依ル變更欄用紙ヲ編綴シテ契印ヲ爲シ之ニ記載スルコトヲ要ス

第四十條　社債登錄簿及債券番號簿ニ登錄ヲ爲シタルトキ又ハ信託原簿ノ變更欄ニ記載ヲ爲シタルトキハ橫線ヲ劃シテ餘白ト分界スルコトヲ要ス

第四十一條　登錄機關左ニ揭グル登錄ヲ完了シタルトキハ登錄權利者ニ登錄濟證ヲ交付スルコトヲ要ス

一　未登錄ノ社債ノ登錄

二　登錄社債ノ移轉ノ登錄

三　擔保權ノ設定又ハ移轉ノ登錄

前項ノ登錄濟證ニハ登錄番號、登錄ノ年月日、登錄權利者ノ氏名及住所、

社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號其ノ他登錄シタル權利ニ關スル事項、順位番號アルトキハ順位番號竝ニ登錄濟ノ旨ヲ記載シ登錄機關捺印スルコトヲ要ス但シ第三十四條第三項ノ規定ニ依リ前項第二號ニ定ムル登錄ヲ爲シタルトキハ第四十三條ノ規定ニ依リ回收シタル登錄濟證ノ從前ノ登錄權利者ノ氏名及住所ノ記載ヲ抹消シタル後新登錄權利者ノ氏名及住所ヲ記載シ登錄機關之ニ捺印スルヲ以テ足ル

第二十條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

登錄濟證ハ別表第九號乃至第十一號樣式ニ準ジテ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第四十一條ノ二　登錄機關社債等登錄法第三條第一項第二號ノ規定ニ依ル社債ノ登錄ヲ完了シタルトキハ社債權者每ニ登錄濟證ヲ作成シ登錄權利者ニ交付スルコトヲ要ス

前項ノ登錄濟證ニハ登錄權利者ノ氏名及住所ニ代ヘ社債權者ノ氏名及住所ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十二條　令第三十一條第二項ノ規定ニ依リ登錄濟證ノ再交付ヲ請求スルトキハ請求書ニ登錄濟證ヲ喪失シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル登錄濟證ニハ再交付ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十三條　請求書ニ添附シタル登錄濟證ニ記載シタル權利ノ全部ニ付移轉又ハ抹消ノ登錄ヲ爲シタルトキハ登錄機關ハ其ノ登錄濟證ヲ回收スルコトヲ要ス

第四十四條　前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外請求書ニ添附シタル登錄濟證ニハ登錄ヲ爲シタル各社債ノ金額　口數及債券ノ番號　登錄ノ目的竝ニ登錄濟ノ旨ヲ記載シ登錄機關捺印シテ之ヲ登錄義務者ニ還付スルコトヲ要ス但シ登錄名義人ガ多數ナル場合ニ於テ其ノ一部ガ登錄義務者ナルトキハ登錄義務者ノ氏名及住所ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條　登錄濟證ノ所持人ハ登錄濟證ニ記載シタル事項ガ社債登錄簿ニ現ニ存スル記載ト符合セザルニ至リタルトキハ登錄機關ニ對シ其ノ書換ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條　登錄機關登錄ヲ完了シタルトキハ第四十一條第一項ノ規定ニ依リ登錄濟證ヲ交付スル場合ヲ除クノ外登錄權利者ニ對シ登錄濟ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ登錄權利者ガ多數ナルトキハ其ノ一人ニ通知スルヲ以テ足ル

前二項ノ規定ハ令第二十九條ノ規定ニ依リ登錄ヲ爲サザル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條　登錄用紙中或欄ガ登錄ヲ爲スベキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登錄番號欄ニ前用紙ノ登錄番號ヲ轉寫シ其ノ右側ニ其ノ番號ノ第二ナルコト竝ニ前用紙ヲ編綴セル社債登錄簿ノ冊數、頁數及其ノ繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登錄番號ノ右側ニ第一ノ文字竝ニ新用紙ヲ編綴セル社債登錄簿ノ冊數　頁數及之ニ繼續スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前用紙中他ノ欄ニ餘白アルトキハ其ノ欄ニ登錄スベキ事項ニ付テハ仍之ニ登錄ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ備フル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　一用紙ニ登錄シタル社債ノ全部ニ付抹消ノ登錄ヲ爲シタルトキハ其ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第四十九條　登錄用紙ヲ閉鎖スルトキハ登錄番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十條　請求書ニ添附スル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スルトキハ請求者ハ其ノ原本ト共ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

取扱者ガ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スルコトヲ要ス

第三章　雜則

第五十一條　登錄機關社債ノ登錄ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク左ニ揭ゲル事項ヲ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ通知スルコトヲ要ス

一　社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號

二　社債權者ノ氏名及住所

三　償還期日及金額

四　支拂フベキ利息アルトキハ其ノ金額

五　登錄ノ年月日

六　社債ノ償還ヲ受クベキ者ガ社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所

第五十二條　登錄機關社債ヲ發行シタル會社ヨリ登錄社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク左ニ揭ゲル事項ヲ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ通知スルコトヲ要ス擔保附社債信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ヨリ登錄社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同ジ

一　償還ヲ爲スベキ社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號

二　社債權者ノ氏名及住所

三　償還期日及金額

四　支拂フベキ利息アルトキハ其ノ金額

五　登錄ノ年月日

六　社債ノ償還ヲ受クベキ者ガ社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所

第五十三條　令第十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別表第十二號樣式ニ依ル

第五十四條　本令中主務大臣トアルハ大藏大臣及司法大臣トス

附　則

本令ハ社債等登錄法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和十七年五月一日ヨリ施行）

（別表樣式略）

第十章　金融緊急措置

◉金融緊急措置令

（昭和二十一年二月十七日勅令第八十三號）

沿革　昭和二一年一〇月法律第三四號、一二月第五二號、二二年一一月第一三號、二三年七月第一八四號改正

財政ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ金融緊急措置令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

金融緊急措置令

第一條　金融機關ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他金融業務上トノ債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下封鎖預金等ト稱ス）ニ付テハ第三條第二項ノ規定ニ依ルノ外其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ

日本銀行券預入令第四條第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金、貯金及金錢信託ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

第二條　封鎖支拂ニ基キ生ジタル金融機關ノ預金其ノ他金融業務上トノ債務ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

前項ノ封鎖支拂トハ手形、小切手、郵便爲替證書其ノ他之ニ準ズル支拂指圖ヲ以テ爲サルル封鎖預金等ヘノ拂込又ハ振替及金融機關ノ帳簿上ノ振替ノ方法ニ依ル封鎖預金等ノ支拂ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三條　第一條ノ規定ハ左ニ揭グル者ガ金融機關ニ對シ有スル預金其ノ他ノ債權ニ付テハ之ヲ適用セズ

一　國又ハ都道府縣其ノ他地方公共團體

二　金融機關

但シ財産稅法第五十五條ノ規定ニ依リ同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財産稅ヲ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

封鎖預金等ノ支拂ハ命令ノ定ムル所ニ依リ現金ニ依ル支拂、現金以外ノ封鎖支拂ニ非ザル支拂又ハ封鎖支拂ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條　削除

第五條　大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ封鎖預金等ノ債權ヲ讓渡シ又ハ之ヲ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第六條　大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關其ノ他大藏大臣ノ指定スル者ニ對シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第七條　大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ保有方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條　本令ニ於テ金融機關トハ郵便官署、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、國民更生金庫、復興金融金庫、農業協同組合、農業協同組合聯合會、漁業會及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ爲ス組合ヲ謂フ

第九條　封鎖預金等ニ付テハ其ノ債權者ハ第三條第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外支拂禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ハ其ノ支拂ノ請求ヲ爲スノ權利ヲ有セザルモノトス

支拂禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於テ封鎖預金等ニ附スベキ利息ノ債權ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

支拂禁止ノ解除前ニ於テ時效期間ノ滿了スル封鎖預金等ニ付テハ支拂禁止ノ解除後一月以內ハ時效完成セズ

第十條　本令ハ他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ノ適用アル場合ニ於テモ仍之ヲ適用ス但シ他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ガ本令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヨリモ重キトキハ當該法令ヲ適用ス

第十一條　第一條、第三條第二項、第五條若ハ第六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第七條ノ規定ニ依ル命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　法令ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦同條ノ罰金刑ヲ科ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則　（昭和二十三年法律第百八十四號）抄

2　この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、從前の金融緊急措置令第四條及び第十一條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

3　この法律施行の際に存する金融緊急措置令施行規則（昭和二十一年大藏省令第十二號）に定める第一封鎖預金等は、その時において同規則に定める自由預金等となるものとする。この法律施行後同規則第一條の十の規定により第一封鎖預金等となつたものについてもそのなつた時においてまた同じ。

（昭和二十三年二月十三日
大藏省令第十四號）

金融緊急措置令第一條及び第三條の規定に基き次のように定める。

金融機關は、金融緊急措置令施行規則第一條ノ二第三項の規定により第一封鎖預金等となつた第一封鎖預金等を支拂うときは、當分のうち、大藏大臣の許可を受けなければならない。

附　則

この省令は、昭和二十三年二月十二日から、これを適用する。

◉金融緊急措置令施行規則

（昭和二十一年二月十七日
大藏省令第十二號）

沿革　昭和二一年三月大藏省令第二二號、第二四號、第四〇號、第四四號、七月第八二號、八月第九〇號、第九三號、第九六號、九月第一〇〇號、一一月第一一四號、一二月第一三四號、二二年一月第四號、第一〇號、四月第三六號、第四一號、五月第五〇號、八月第七九號、一二月第一二五號、第一二七號、二三年一月第五號、二月第一九號、七月第六四號、第六六號、第六七號改正

金融緊急措置令ニ基キ金融緊急措置令施行規則左ノ通定ム

金融緊急措置令施行規則

第一條　金融緊急措置令（以下令ト稱ス）第一條ニ規定スル令施行ノ際現ニ存スル金融業務上ノ債務ハ左ニ掲クル債務（以下封鎖預金等ト稱ス）トス

一　預金（利息ヲ含ム）

二　貯金（利息ヲ含ム）

三　定期積金給付金

四　金錢信託（受益者配當ヲ含ム）

五　恩給金庫ニ對スル寄託金（利息ヲ含ム）

六　無盡給付金

七　年金

八　其ノ他前各號ノ債務ニ準ズル債務

前項第二號、第三號、第六號及第七號ニ掲グル債務ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

第一條ノ二　封鎖預金等ハ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ノ二種トス

昭和二十一年八月十一日以後封鎖支拂ニ基キ生ジタル封鎖預金等ハ第一封鎖預金等トス但シ大藏大臣ノ指定スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

左ニ掲グル封鎖預金等ハ第一封鎖預金等トナルモノトス

一　金融機關再建整備法第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ金融機關ノ舊勘定（金融機關經理應急措置法第一條第一項ノ規定ニ依リ設ケラレタル舊勘定ヲ謂フ）ヨリ金融機關ノ新勘定（金融機關經理應急措置法第一條第一項ノ規定ニ依リ設ケラレタル新勘定ヲ謂フ）ニ移サレタル第二封鎖預金等

二　金融機關再建整備法第十五條第一項ノ規定ニ依リ舊金融機關（同項ニ定ムル舊金融機關ヲ謂フ）ヨリ新金融機關（同項ニ定ムル新金融機關ヲ謂フ）ニ移サレタル第二封鎖預金等

三　金融機關再建整備法第十八條ノ規定ニ依リ最終處理ヲ完了シタル金融機關ノ第二封鎖預金等

昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ第一條ノ三乃至第一條ノ十ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ニ區分ス

第一條ノ三　昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ中年金以外ノモノニ付テハ左ノ金額ヲ限リ第一封鎖預金等トシ殘餘ノ金額ヲ第二封鎖預金等トス但シ企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊預金及特殊金錢信託並ニ大藏大臣ノ指定スル封鎖預金等ニ付テハ別ニ大藏省令ヲ以テ定ムル所ニ依ルモノトス

一　一口三千圓未滿ノモノニ付テハ其ノ金額

二　一口三千圓以上ニシテ個人ヲ封鎖預金等ノ債權者トスルモノニ付テハ一世帶毎ニ同一金融機關（同一金融機關ノ他ノ營業所又ハ事務所ヲ含ム以下同ジ）毎ニ名寄セヲ爲シ一世帶ニ付(イ)又ハ(ロ)ノ中何レカ多額ナル金額

(イ)世帶主及世帶員各一人ニ付四千圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額但シ三萬二千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ロ)一萬五千圓

三　一口三千圓以上ニシテ法人其ノ他ノ團體ヲ封鎖預金等ノ債權者トスルモノニ移サレタル第二封鎖預金等

二　金融機關再建整備法第十五條第一項ノ規定ニ依リ舊金融機關（同項ニ定ムル舊金融機關ヲ謂フ）ヨリ新金融機關（同項ニ定ムル新金融機關ヲ謂フ）ニ移サレタル第二封鎖預金等

三　金融機關再建整備法第十八條ノ規定ニ依リ最終處理ヲ完了シタル金融機關ノ第二封鎖預金等

昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ第一條ノ三乃至第一條ノ十ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ニ區分ス

第一條ノ三　昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ中年金以外ノモノニ付テハ左ノ金額ヲ限リ第一封鎖預金等トシ殘餘ノ金額ヲ第二封鎖預金等トス但シ企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊預金及特殊金錢信託並ニ大藏大臣ノ指定スル封鎖預金等ニ付テハ別ニ大藏省令ヲ以テ定ムル所ニ依ルモノトス

一　一口三千圓未滿ノモノニ付テハ其ノ金額

二　一口三千圓以上ニシテ個人ヲ封鎖預金等ノ債權者トスルモノニ付テハ一世帶毎ニ同一金融機關（同一金融機關ノ他ノ營業所又ハ事務所ヲ含ム以下同ジ）毎ニ名寄セヲ爲シ一世帶ニ付(イ)又ハ(ロ)ノ中何レカ多額ナル金額

(イ)世帶主及世帶員各一人ニ付四千圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額但シ三萬二千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ロ)一萬五千圓

三　一口三千圓以上ニシテ法人其ノ他ノ團體ヲ封鎖預金等ノ債權者トスルモノニ付テハ一口ニ付一萬五千圓以下ナルトキハ其ノ金額、一萬五千圓ヲ超ユルトキハ一萬五千圓

昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ中年金ニ付テハ一年間ノ年金給付金額ガ一口千圓以下ナルトキハ給付金額ノ金額、千圓ヲ超ユルトキハ給付金額中千圓ヲ第一封鎖預金等トシ殘餘ノ金額ヲ第二封鎖預金等トス

第一項ニ規定スル封鎖預金等ノ中郵便積立貯金、定期積立給付金及無盡給付金ニ付テハ昭和二十一年八月十一日午前零時迄ニ自由支拂以外ノ方法ニ依リ拂込ミタル掛金額ヲ以テ同日同時現ニ存スル封鎖預金等ト看做シテ之ヲ計算ス

第一條ノ四　左ノ金額ハ前條ノ第一封鎖預金等ト爲スベキ金額ニ之ヲ加算ス

一　第五條第一項第一號ノ金額ノ限度迄支拂ヲ受ケザリシ者ニ付テハ昭和二十一年八月分以前ノ未ダ支拂ヲ受ケザリシ金額

二　第五條第一項第二號（前段ノ引揚者ニ限ル）及第五條ノ金額ノ限度迄支拂ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其ノ未ダ支拂ヲ受ケザリシ金額

三　第五條第一項第八號ノ金額ニシテ昭和二十一年八月分ノ限度迄支拂ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其ノ未ダ支拂ヲ受ケザリシ金額

四　慈善團體、教育團體、醫療團體其ノ他專ラ公益ヲ目的トスル團體ニシテ封鎖預金等審査委員會ノ指定スルモノニ付テハ同委員會ノ定ムル金額

前項第四號ノ金額ハ封鎖預金等ノ金額ノ五萬圓ヲ超ユル部分ニ付テハ五割以内トシ且總額ニ於テ三十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ大藏大臣ノ許

可ヲ受ケ總額百萬圓ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ增額スルコトヲ得

封鎖預金等審査委員會ニ關スル規程ハ大藏大臣之ヲ定ム

第一條ノ五　左ニ揭グル封鎖預金等ハ昭和二十一年八月十一日午前零時現ニ存スル封鎖預金等ト看做ス

一　昭和二十一年八月十一日以後舊券ノ預入ニ基キ生ジタル封鎖預金等

二　昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖小切手等（第二條ニ規定スル封鎖小切手等ヲ謂フ以下本條中ニ於テ同ジ）ニ基キ生ジタル封鎖預金等

三　第十三條ノ二第一項第四號ノ二ノ規定ニ依リ戰時補償請求權（戰時補償特別措置法第一條ニ規定スル戰時補償請求權ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ請求權ニ關スル債權務ノ支拂ノ爲振出シ又ハ發行セラレタル封鎖小切手等ニ基キ生ジタル封鎖預金等

前項ノ規定ニ依リ生ズル封鎖預金等ハ昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ口座ニ預入スルコトヲ要ス但シ大藏大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ六　第一條ノ三第一項ノ世帶トハ戶主及之ト同居スル家族又ハ之ニ準ズル者ニシテ生計ヲ同ジクシ且昭和二十一年八月十一日現在ノ個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ニ記載セラレタルモノ（使用人、單ナル同居者其ノ他之ニ準ズル者ヲ除ク）ヲ謂フ

戶主ト同居セザル家族ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者（疎開シテ生活スル者又ハ他ノ世帶ニ屬スル者ヲ含ム）ハ其ノ生計ノ單位毎ニ之ヲ前項ノ世帶ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戶主ト看做ス

世帶ニ於テ戶主ヲ世帶主、世帶主以外ノ者ヲ世帶員ト稱ス

封鎖預金等ノ債權者ニシテ世帶ニ屬セザルモノ又ハ大藏大臣ノ指定スルモノニ對スル第一條ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第一條ノ七　第一條ノ三第一項第二號又ハ第一條ノ四第一項第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ト爲ルベキ封鎖預金等ノ債權者ハ一金融機關毎ニ其ノ種類、金額、第一封鎖預金等ト爲ルベキ金額其ノ他封鎖預金等ニ關スル事項、住所及氏名ヲ記載シタル第一封鎖預金等設定申請書ヲ昭和二十一年八月十一日ヨリ同年九月三十日迄ニ當該封鎖預金等ノ債務者タル金融機關ニ提出スベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ申請書ヲ本文ノ金融機關ニ提出スルコト能ハザルトキハ最寄ノ銀行ニ之ヲ提出スルコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ當該封鎖預金等ヲ證スル書面及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ヲ添附スベシ

第一條ノ八　前條ノ申請アリタル場合ニ於テ金融機關ハ當該申請書ノ記載事項ヲ審査シタル上第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲シ當該封鎖預金等ヲ證スル書面及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ニ第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲シタル金額及取扱年月日ヲ記載シ取扱金融機關ノ記名捺印ヲ爲シ之ヲ申請者ニ返還スベシ但シ前條第一項但書ノ場合ニハ第一封鎖預金等ノ設定ニ代ヘ當該封鎖預金等ノ債務者タル金融機關ニ對シ申請書ト共ニ本文ノ措置ヲ爲シタル旨ノ通知書ヲ送付スベシ

第一條ノ九　第一條ノ四第一項第四號ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲サントスル者ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ申請書ヲ提出スベシ

第一條ノ十　第一條ノ七ノ申請ヲ爲スベキ封鎖預金等ニシテ同條ニ規定スル期間內ニ申請ノ爲サレザリシモノニ付テハ大藏大臣ノ指定スル日ヲ以テ其ノ期間ノ末日ニ於テ第一封鎖預金等ノ設定ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該封鎖預金等ハ其ノ日ニ於テ第一封鎖預金等ニ振替ヘラレタルモノト看做ス

大藏大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ當該封鎖預金等ニ係ル債權者ニ通知スベシ

第一條ノ十一　第一條ノ三第一項ノ世帶主ハ同項ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ設定ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ日ヨリ大藏大臣ノ指定スル日迄ニ當該第一封鎖預金等ニ係ル第一封鎖小切手等ヲ振出シ又ハ發行スルコトヲ得

第一封鎖小切手等ノ振出人、發行者其ノ他之ニ準ズル者ハ金融機關ニ之ヲ呈示シテ其ノ記證ヲ受クベシ

第四條　封鎖小切手等ニ付テハ金融機關ニ對スル預金、貯金若ハ金錢信託ト爲シ又ハ定期積金掛金、無盡掛金、保險料若ハ年金掛金ニ充ツル場合ヲ除クノ外其ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ノ請求ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第四條　封鎖小切手等ノ振出人、發行者其ノ他之ニ準ズル者ハ手形、小切手、郵便爲替證書其ノ他之ニ準ズル書面ノ表面餘白ニ受取人ノ氏名及資金ノ使途ヲ記載シ且「封鎖支拂」ノ表示ヲ爲スベシ電信送金爲替其ノ他書面ニ依ラザルモノナルトキハ支拂ヲ爲スベキ者ニ封鎖支拂ナル旨ヲ通知スベシ

封鎖小切手等ノ振出人、發行者其ノ他之ニ準ズル者ハ金融機關ニ之ヲ呈示シテ其ノ記證ヲ受クベシ

第五條　第一封鎖預金等ノ現金ニ依ル支拂又ハ現金以外ノ封鎖支拂ニ非ザル支拂ハ左ノ各號ノ使途ニ付其ノ合計額ガ同號ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ爲スモノトス

一　世帶主及世帶員ノ自由支拂ノ方法ニ依リ支拂ヲ受ケタル勤勞所得又ハ事業所得（第六號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル金額ヲ合ム）ノ合計額ガ月額八百圓ト世帶主及世帶員各一人ニ對シ二百圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額トノ合計額（本條中法定限度額ト稱ス）ニ滿タザル世帶ニ在リテハ所得ニ付市區町村長ノ證明書ノ提出アリタル場合ニ於テ當該世帶ノ生活費等ニ充ツル爲每月法定限度額ヨリ當該月ノ所得ノ合計額ヲ控除シタル金額但シ世帶員ヲ有セザル學生又ハ生徒ノ世帶ニ在リテハ法定限度額ハ百五十圓トス

二　昭和二十一年二月一日以後外國其ノ他大藏大臣ノ指定スル地域ヨリ引揚ゲタル者又ハ外國其ノ他大藏大臣ノ指定スル地域ヘ引揚グル者ノ爲他ノ法令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帶輸入又ハ携帶輸出ニ付大藏大臣ノ認ムル金額但シ日本銀行券預入令施行規則第八條ノ規定ニ依リ新券ニ依ル支拂ヲ受ケタルトキハ本文ニ規定スル大藏大臣ノ認ムル金額ヨリ其ノ支拂ヲ受ケタル金額ヲ控除シタル殘額ヲ限度トス

三　給與支拂簿其ノ他之ニ準ズル書類ノ呈示アリタル場合ニ於テ每月給料、賃金、手當、賞與其ノ他ノ定期的給與ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

三ノ二　慰勞金、退職金其ノ他臨時的給與ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

四　事業者ニ付其ノ事業ノ目的タル業務ノ遂行上必要ナル通信費、交通費其ノ他ノ事業用雜費ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

五　衣料、家具其ノ他生活必需品ヲ購入スル爲戰災者一人ニ付千圓但シ一世帶ニ付五千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

六　所得ニ付稅務署長ノ發行スル證明書ノ呈示アリタル場合ニ於テ大藏大臣ノ指定スル個人事業主、醫師、辯護士其ノ他之ニ準ズル者ニシテ定期的給與ノ支給ヲ受ケザルモノノ生活費等ニ充ツル爲每月千五百圓ヲ超エザル金額但シ昭和二十二年三月一日以後新ニ生ジタル第一封鎖預金等ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

七　結婚費又ハ葬儀費ノ支拂ノ爲一人ニ付三千圓

八　學生又ハ生徒ノ敎育費ノ支拂ノ爲每月一人ニ付二百五十圓但シ世帶ヲ異ニスルトキハ本文ノ金額ニ百五十圓ヲ加算シタル金額トス

九　削除

十　衆議院議員候補者ニ付其ノ選擧費ノ支拂ノ爲法定選擧費用ノ金額但シ衆議院議員選擧法ニ規定スル支出責任者ハ同法第百六條ノ規定ニ基キ其ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

十一　大藏大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル爲必要ナル金額

前項第一號又ハ第八號ノ金額ノ限度迄第一封鎖預金等ノ支拂ヲ受ケザリシ者ハ其ノ支拂ヲ受ケザリシ金額ノ支拂ヲ翌月以降ニ於テ受クルコトヲ得但シ前項第一號ノ場合ニ在リテハ昭和二十一年二月分、前項第八號ノ場合ニ在リテハ昭和二十一年七月以前ノ月分ニシテ未ダ支拂ヲ受ケザリシ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條ノ二第一項第一號但書ノ規定ニ依リ自由支拂ノ方法ニ依ル支拂ヲ受ケタル者ニ付テハ第一項第一號ノ規定ノ適用ニ關シテハ其ノ支拂ヲ受ケタル金額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ夫々支拂ヲ受ケタル月、其ノ翌月及翌々月ノ勤勞所得ノ金額ト看做ス

第六條　第一封鎖預金等ノ封鎖支拂ニ依ル支拂ハ左ノ各號ノ使途ニ付其ノ合計額ガ同號ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ爲スモノトス

一　削除

二　削除

二ノ二　本令施行後生ジタル金融機關、證券引受會社又ハビルブローカーニ對スル債務（第十三條第一項第一號ノ規定ニ依リ生ジタルモノ及大藏大臣ノ指定スルモノヲ除ク）ノ元本又ハ利息ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

三　郵便積立貯金、定期積金掛金、無盡掛金、保險料又ハ年金掛金ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

四　家賃、地代又ハ事業用若ハ農業用ノ施設ノ賃借料ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

五　左ニ揭グル使途ニ充ツル爲必要ナル費用ニシテ大藏大臣ノ定ムル基準ニ依リ認メラレタル金額但シ當該原材料、施設又ハ運送其ノ他ノ用役ノ必要ニシテ且公認セラレタル價格ニ依ル入手ノ確實ナルコトヲ證スルニ足ル書類ノ呈示アリタル場合ニ限ル

(甲)　事業ノ目的タル業務遂行上必要ナル住宅、農業用建物、工場其ノ他ノ建物ノ修繕又ハ建設ニ要スル建築材料其ノ他ノ材料ノ購入

(乙)　公認セラレタル平和產業ノ業務ノ遂行ノ爲又ハ公認セラレタル平和產業ヘノ轉換ノ爲ニ必要ナル原材料、施設又ハ用役ノ入手

五ノ二　醫師、病院等ノ醫療費又ハ辯護士、計理士等ノ報酬若ハ手數料ノ

支拂請求書ノ呈示アリタル場合ニ於テ當該醫療費又ハ報酬若ハ手數料ノ支拂ノ爲之ニ要スル金額

六　大藏大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル爲必要ナル金額

第七條　第一封鎖預金等ノ支拂ハ國又ハ都道府縣其ノ他地方公共團體ニ對スル公租公課其ノ他之ニ準ズル債務（左ノ各號ニ揭グルモノニ限ル）ノ支拂ニ充ツルトキハ小切手又ハ郵便爲替證書ヲ以テスル封鎖支拂ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

一　昭和二十一年分以前ノ賦課課稅ニ依ル所得稅

二　昭和二十二年四月一日以後ニ於テ所得稅法第三十七條第一項、第三十八條第一項及第四十條乃至第四十二條ノ規定ニ依リ納付スル所得稅並ニ所得稅法附則第五條第二項ノ規定ニ依リ納付スル所得稅ニシテ給與所得、利子所得等ノ所得ニ付支拂ヲ爲ス際封鎖支拂ノ方法ニ依リ徵收シタルモノ

三　財產稅、戰時補償特別稅及非戰災者特別稅

四　地租及家屋稅並ニ此等ノ附加稅

五　左ニ揭グルモノニ付大藏大臣ノ指名シタル金額

(イ)昭和二十二年分以降ノ申告納付ニ係ル所得稅

(ロ)法人稅、特別法人稅、相續稅、贈與稅、通行稅、增加所得稅、酒稅、清涼飮料稅、砂糖消費稅、纖物消費稅、物品稅、有價證券移轉稅、關稅及噸稅其ノ他大藏大臣ノ指定シタル租稅

(ハ)府縣民稅及市町村民稅其ノ他大藏大臣ノ指定シタル租稅

六　公租公課ニ準ズル債務ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノニ付大藏大臣ノ指定シタル金額

第八條　第五條第一項ノ世帶トハ戶主及之ト同居スル家族、傭用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ謂フ

戶主ト同居セザル家族ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ノ其ノ生計ノ單位毎ニ之ヲ前項ノ世帶ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戶主ト看做ス

世帶ニ於テ戶主ヲ世帶主、世帶主以外ノ者ヲ世帶員ト稱ス

第九條　第五條第一項乃至第七條ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支拂ヲ請求スル者ハ其ノ支拂ヲ受クベキ金融機關ノ店舖ニ對シ個人金融通帳其ノ他大藏大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支拂アリタルコトヲ證スル表示ヲ受クベシ

第十條　第一封鎖預金等ハ左ノ各號ニ揭グル場合ニ於テハ金融機關ニ於ケル振替決濟ノ方法ニ依リ之ガ支拂ヲ爲スコトヲ得

一　同一金融機關ノ同一店舖ニ對シ自己名義ノ他ノ種類ノ預金、貯金又ハ金錢信託ト爲ストキ

二　名義人ノ住所變更アリタル場合ニ於テ同一金融機關ノ他ノ店舖ニ對シ自己名義ノ預金、貯金又ハ金錢信託ト爲ストキ

三　金融機關ノ他ノ店舖ニ對シ同店舖ニ現ニ存スル自己名義ノ預金、貯金又ハ金錢信託ニ集中スルトキ

四　大藏大臣ノ指定スルトキ

第十條ノ二　令第三條第一項但書ニ規定スル場合ハ左ニ揭グル場合トス

一　財產稅法第五十五條ノ規定ニ依リ同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財產稅ノ納付ヲ受ケタルトキ

二　大藏大臣ノ指定スルトキ

第十一條　削除

第十二條　第一封鎖預金等ノ債權ハ左ノ各號ニ定ムル使途ニ付同號ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得

一　本令ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ支拂ヲ受ケ得ベキ使途ノ爲其ノ支拂ヲ受ケ得ベキ金額

二　大藏大臣ノ指定スル巳ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル爲必要ナル金額

第十三條　大藏大臣ハ金融機關、證券引受會社又ハピルブローカーニ對シ其ノ資金ノ融通ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、融通シタル資金ニ付回收若ハ擔保權ノ實行ヲ命ジ又ハ當座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十四條　金融機關ハ令第九條第二項ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ニ付左ニ揭グル利息ヲ附ス但シ大藏大臣ノ指定スル封鎖預金等ニ付テハ大藏大臣ノ定ムル利息ヲ附ス

一　約定利息アルモノニ付テハ當該約定利息

二　支拂期限ヲ經過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ對スル寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ附シタル利息ノ割合ニ依ル利息

金融機關ノ第二封鎖預金等ニ附スベキ利息ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十五條　本令ニ於テ金融機關トハ令ニ規定スル金融機關ヲ、證券引受會社トハ有價證券引受業法ノ證券引受會社ヲ、ピルブローカートハ金融機關又ハ證券引受會社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ賣買若ハ其ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第十六條　自由支拂ニ依リ爲サレタル預金其ノ他金融機關ノ金融業務上ノ債務ノ支拂又ハ支拂ノ請求ニ付テハ何等ノ制限ヲ受ケルコトナシ

第十七條　本令ノ適用ヲ受ケル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則　（昭和二十一年大藏省令第四十四號）

本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條第一項第五號ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セズ

昭和二十一年三月ニ於テ舊第五條第一項第一號ノ金額ノ限度迄封鎖預金等ノ支拂ヲ受ケザリシ者ニ對スル同條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同條第一項第一號ノ金額ハ仍從前ノ例ニ依リ世帶主ニ對シ三百圓及世帶員一人ニ對シ百圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額トス

昭和二十一年三月ニ於テ舊第五條第一項第一號ノ金額ノ限度迄封鎖預金等ノ支拂ヲ受ケザリシ個人ノ指定事業者ニ對シテハ第六條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ第五條第二項ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

附　則　（昭和二十一年大藏省令第九十號）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

第一條ノ七の規定に依り第一封鎖預金等設定申請をしなければならない封鎖預金等の債權者は、第一封鎖預金等の設定前に於ても、第五條第一項第一號、第二號、第五號乃至第八號、第六條第一項第三號及第四號竝びに昭和二十一年二大藏省告示第二十七號第三號ノ二、第三號ノ三及第五號の規定に依り當該封鎖預金等の支拂を受けることができる。但し一世帶（第八條の世帶をいふ）について、一萬五千圓を超えてはならない。

前項の規定に依り封鎖預金等の支拂を受けた者は、其の支拂を受けた金額を、第一條ノ三の規定に依り第一封鎖預金等とすることのできる金額より控除するものとする。

第十條ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セズ

附　則　（昭和二十二年大藏省令第四十一號）

この省令は、昭和二十二年五月一日から、これを施行する。

改正前の第五條第一項第一號、第六號及び第八號の金額の限度迄第一封鎖預金等の支拂を受けなかつた者は、この省令施行の日以後においてもその支拂を受けることができる。但し昭和二十二年四月以前の月分迄とする。

附　則　（昭和二十二年大藏省令第五十號）

この省令は、昭和二十二年五月一日から、これを適用する。

昭和二十一年三月三日以後昭和二十二年三月三十一日以前において、昭和二十二年法律第二十七號による改正前の所得稅法第七十二條又は第百六條の規定により徵收した又は徵收すべきであつた分類所得稅又は綜合所得稅については、なお、從前の例による。

附　則　（昭和二十二年大藏省令第百二號）

この省令は公布の日から、これを施行する。但し、第一條ノ二及び第七條の改正規定は、昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

附　則　（昭和二十三年大藏省令第六十六號）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

●伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令及日本銀行券預入令等ノ適用ノ特例ニ關スル件

（昭和二十一年四月十一日大藏省令第五十號）

沿革　昭和二一年四月大藏省令第五四號改正

第一條　伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令及日本銀行券預入令等ノ適用ノ特例ニ關シ左ノ通定ム

第二條　金融緊急措置令及同令施行規則竝ニ日本銀行券預入令及同令施行規則ハ昭和二十一年四月十一日ヨリ之ヲ適用ス但シ大藏大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條　金融緊急措置令施行規則ニ定ムル日ハ夫々左ニ揭グル日トス但シ

この省令施行前に振出し又は發行された封鎖小切手等に基いてこの省令施行後生じた第一封鎖預金等はこの省令施行の日に於て現に存する第一封鎖預金等とみなす。

大藏大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六條　昭和二十一年四月十八日

第七條　昭和二十一年四月十七日

第十三條ノ二第一項第四號　昭和二十一年四月十七日

第十三條ノ二第三項　昭和二十一年四月十六日

第四條　日本銀行券預入令施行規則ニ定ムル日又ハ期間ハ夫々左ニ掲クル日又ハ期間トス但シ大藏大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二條　昭和二十一年四月十日

第三條　昭和二十一年四月十七日

第五條　昭和二十一年四月二十三日迄

第六條第一項　昭和二十一年四月二十三日迄

第六條第一項但書　其ノ日ノ翌日ヨリ十日以内

第十三條　昭和二十一年四月十五日ヨリ昭和二十一年四月十八日迄

第十五條　昭和二十一年四月十六日迄

第五條　金融緊急措置令施行規則第六條ノ二及第六條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に關する件

（昭和二十一年六月二十日閣令第六十一號）

沿革　昭和二十二年四月閣令第二一號、二三年四月遡令第一一號、七月法律第一〇四號改正

金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に關する件を次のように制定する。

金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に關する件

第一條　金融緊急措置令に基いて、封鎖支拂のため振出す郵便爲替は、小爲替及び電信爲替とする。但し、代金引換郵便物の引換代金の封鎖支拂による支拂のため振出す郵便爲替は、通常爲替とする。

第二條　前條の小爲替及び電信爲替の料金は、次のとほりである。

一　小爲替　證書の金額二千圓までのものは一般小爲替の料金により三百圓を超えるものはその超過額千圓までごとに十圓を加へる

二　電信爲替　證書の金額一萬圓までのものは一般電信爲替の料金により一萬圓を超えるものはその超過額五千圓までごとに百圓を加へる

第三條　第一條の小爲替（以下封鎖小爲替と稱する）で、次に掲げるものについては、前條の料金を免除する。

一　振出郵便局を拂渡郵便局に指定したもの

二　振出郵便局と同一行政區域内又は同一郵便集配區域内にある郵便局を拂渡郵便局に指定したもの

封鎖小爲替の差出人が前項により料金の免除を受けようとするときは拂渡局名を申出で小爲替證書にその表示を受けなければならない。

第四條　封鎖小爲替の差出人及び受取人は、第二條第一號に定める爲替料を納付して、拂渡郵便局の指定取消を請求することができる。この場合においては、小爲替證書を郵便局に呈示し、その認可の證印を受けなければならない。

第五條　金融緊急措置令に基いて、銀行又は事業者において發行する封鎖支拂票で、次に掲げるものについては、これを郵便貯金の預入又は郵便振替貯金の拂込に、充用することができる。

一　受入郵便局と同一都道府縣内にある銀行において發行又は認證濟のもの

二　受入郵便局と同一郵便集配區域内にある銀行において發行又は認證濟のもの

附　則

この閣令は、公布の日から、これを施行する。

●金融緊急措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定に基く特殊預金等の措置に關する件

（昭和二十一年十一月十一日大藏省令第百十四號）

沿革　昭和二二年一二月大藏省令第一三二號改正

金融緊急措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定に基く特殊預金等の措置に關して、次のように定める。

金融緊急措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定に基く特殊預金等の措置に關する件

第一條　金融緊急措置令施行規則（以下規則といふ。）第一條ノ三第一項但書の規定に基く、企業整備資金措置法又は臨時資金整備法に規定する特殊預金及び特殊金錢信託並びに大藏大臣の指定する封鎖預金等（以下特殊預金等と總稱する。）の措置に關しては、この命令の定めるところによる。

第二條　この省令の中で、封鎖預金等とは、規則に規定する封鎖預金等を、戰時補償請求權とは、戰時補償特別措置法に規定する戰時補償請求權をいふ。

第三條　規則第一條ノ三第一項但書に規定する特殊預金等で、戰時補償請求權の決濟の爲に設定せられ、且つ戰時補償特別稅の納稅義務者又は代位納付義務者が、戰時補償特別稅を納付した後において存するもの（戰時補償特別措置法第十條乃至第十二條の規定の適用の結果、戰時補償特別稅を納付することを要しない者の有するものを含む）は、その金額を第一封鎖預金等とする。

規則第一條ノ三第一項但書に規定する特殊預金等で、戰時補償請求權の決濟のために設定せられ、且つ昭和二十一年大藏省令第百二十四號第一條第八號乃至第十號の規定により戰時補償特別稅を課せられないものは、その金額を第一封鎖預金等とする。

第四條　前條の規定により第一封鎖預金等となるべき特殊預金等の債權者

は當該特殊預金等について、第一封鎖預金等の種類、金額その他特殊預金等に關する事項、住所及び氏名を記載した特殊預金等最終處理申請書を戰時補償特別措置法第十四條に規定する一般申告期限（以下一般申告期限といふ。）までに同法同條の申告書と共に、當該特殊預金等の債權者たる金融機關に提出しなければならない。但し同法第十二條の規定の適用を受ける場合には、本文の申請書は、戰時補償特別稅の輕減又は免除の決定通知があつた日から三週間以内に、これを提出しなければならない。

前項の申請をしようとする者は、申請書に當該特殊預金等を證する書面及び個人金融通帳（個人について個人金融通帳の交付を受けてゐないときは、米穀通帳又はこれに代るべき書面を含む。以下同じ。）又は事業金融通帳（特殊預金等の債權者が法人その他の團體である場合に限る。）を添附しなければならない。

第五條　前條の申請があつた場合には、金融機關は當該申請書の記載事項を審査し、その正當であることを確認したときは、第一封鎖預金等の設定をなし、個人金融通帳又は事業金融通帳に第一封鎖預金等の設定金額、その戰時補償特別稅の控除、輕減又は免除によることの區別その他參考となるべき事項及び取扱年月日を記載し、且つ取扱金融機關の記名捺印をしなければならない。

第六條　通信、交通その他の狀況により、一般申告期限内に第四條に申請書を提出することができない者の申請については、大藏大臣は別段の定をなすことができる。

第七條　規則第一條ノ三第一項但書に規定する特殊預金等で、第三條に規定するもの以外のものについては、規則第一條ノ三乃至第一條ノ十の規定を適用する。但し規則第一條ノ七第一項の中で昭和二十一年八月十一日より同年九月三十日までとあるのを、一般申告期限と讀み換へる。

特殊預金等で、大藏大臣の指定するものについては、前項の規定にかかはらず、大藏大臣の定めるところによるものとする。

第八條　この省令は、同一の特殊預金等を證する書面に第三條の適用を受けるべき部分と第七條の適用を受けるべき部分を含むときは、各別にこれを適用する。

この省令は、特殊預金等の中で戰時補償特別稅として納付せらるものについては、これを適用しない。

この省令は、昭和二十一年八月十一日以後企業整備資金措置法の廢止等に關する法律施行の日までに設定された特殊預金等についても、これを適用する。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。但し附則第四項の規定は、財産稅法施行の日から、これを施行する。

規則第一條ノ五第一項第二號のうち（第二條ニ規定スル封鎖小切手等ヲ謂フ）を（第二條ニ規定スル封鎖小切手等ヲ謂フ以下本條中ニ於テ同ジ）に改め、同項第二號の次に左の一號を加へる。

三　第十三條ノ二第一項第四號ノ二ノ規定ニ依リ戰時補償請求權（戰時補償特別措置法第一條ニ規定スル戰時補償請求權ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ請求權ニ關スル債務ノ支拂ノ爲拂出シ又ハ發行セラレタル封鎖小切手等ニ基キ生ジタル封鎖預金等

規則第七條ノ二第三號のうちで、「寫衞爲替證書」を削る。

規則第十條の次に、左の一條を加へる。

第十條ノ二　令第三條第一項但書ニ規定スル場合ハ左ニ揭グル場合トス

一　財産稅法第五十五條ノ規定ニ依リ同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財産稅ノ納付ヲ受ケタルトキ

二　大藏大臣ノ指定スルトキ

規則第十三條ノ二第一項第四號の次に、左の一號を加へる。

四ノ二　企業整備資金措置法の廢止等に關する法律施行ノ際現ニ存スル戰時補償請求權其ノ他ノ請求權ニ關スル債務ニシテ企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊決濟制度ニ依ルベキコトヲ定メラレタルモノ

第十一章　金融機關及會社經理應急措置

●金融機關經理應急措置法

（昭和二十一年八月十五日法律第六號）

沿革　昭和二一年一〇月法律第三九號、二三年三月政令第六四號、七月法律第一八四號改正

朕は、帝國議會の協賛を經たる金融機關經理應急措置法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

金融機關經理應急措置法

第一條　金融機關には、この法律により、昭和二十一年八月十一日午前零時（以下指定時といふ。）において、新勘定及び舊勘定が設けられる。

金融機關の資産及び負債は、この法律の定めるところにより、新勘定又は舊勘定に屬する。

第二條　金融機關の指定時における資産及び負債のうち、左に掲げるものは、新勘定に屬する。

一　資産

イ　現金

ロ　國債及び地方債

ハ　國又は地方公共團體に對する金錢債權で國債及び地方債以外のもの

ニ　日本銀行、金融機關又は保險事業を營む組合に對する資産（手形、小切手その他これに準ずる資産で命令で定めるものをいふ。以下同じ。）については、昭和二十一年八月三十一日までに、その債務者（手形及び小切手の支拂人を含む。）に對し、その辨濟の請求をなし又は背面を以てその種類及び金額を通知しなければならない。

第五條　金融機關の指定時における資産及び負債のうち、第二條の規定により新勘定に屬するもの以外のものは、舊勘定に屬する。

第六條　信託會社、保險會社、生命保險中央會、損害保險中央會、地方農業會その他命令で定める金融機關の指定時における資産及び負債の新勘定又は舊勘定への所屬については、命令で第二條及び前條の規定の特例を設けることができる。

第七條　金融機關の指定時における新勘定に屬する負債の總額が新勘定に屬する資産の總額を超えるときは、その超過額は、これを新勘定の舊勘定に對する貸として整理する。

金融機關の指定時における新勘定に屬する負債の總額が新勘定に屬する資産の總額に不足するときは、その不足額は、これを新勘定の舊勘定に對する借として整理する。

第八條　金融機關は、指定時における新勘定に屬する資産について目錄を作成し、命令で定める日までに、公證人の認證を受けなければならない。

公證人法中商法第百六十七條の規定による定款の認證に關する規定（公證人法第六十二條ノ二を除く。）は、前項に規定する目錄の認證について、これを準用する。

第九條　金融機關の舊勘定に屬する資産又は負債に關し指定時後生ずる財産上の權利及び義務は、命令で定めるものを除いては、舊勘定に屬する。

金融機關の指定時後生ずる財産上の權利及び義務のうち、前項の規定により舊勘定に屬するもの以外のものは、新勘定に屬する。

金融機關の舊勘定に屬する資産又は負債に關し指定時後生ずる役員及び職員その他の使用人に對する給與の債務の新勘定又は舊勘定への所屬については、命令の定めるところによる。

第十條　前條第一項の規定により、金融機關の舊勘定に屬する現金（小切手を含む。）は、命令の定めるところにより、これを舊勘定から新勘定に移し、その金額に相當する金額は、これを新勘定の舊勘定に對する借として整理する。

第十一條　金融機關が新勘定の業務を營むため舊勘定に屬する資産を使用し又は消費したときは、命令の定めるところにより、その對價に相當する金額を、新勘定の舊勘定に對する借として整理する。

第十二條　第九條第三項に規定する給與の支出金額は、命令の定めるところにより、これを新勘定の舊勘定に對する貸として整理する。

第十三條　金融機關は、第十六條但書の規定に基いて舊勘定に屬する債務の辨濟をなす場合においては、命令で特別の定をなす場合を除いては、その辨濟に必要な資金を新勘定から舊勘定に移し、舊勘定からその債務の辨濟に充てるために、これを支出する。この場合においては、その移した資金に相當する金額は、これを新勘定の舊勘定に對する貸として整理する。

第十四條　第七條、第十條、第十一條、第十二條又は前條の規定により新勘定の舊勘定に對する貸又は借として整理さるべき金額については、差引計算をした殘額を新勘定の舊勘定に對する貸又は借として整理する。

第七條、第十條、第十一條、第十二條又は前條の規定による新勘定の

舊勘定に對する貸又は借（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した結果生ずる貸又は借）の金額には、命令の定めるところにより、利息に相當する金額を加算して整理する。

第十五條　金融機關の資産のうち、新勘定又は舊勘定のいづれに屬するか分明でないものは、舊勘定に屬するものと推定する。

第十六條　金融機關は、舊勘定に屬する債務の辨濟又は舊勘定に屬する資産の處分をなすことができない。但し、命令の定める場合は、この限りでない。

第十七條　金融機關の舊勘定に屬する負債に關する權利者は、新勘定に屬する資産及び舊勘定に對する資産のいづれについても、辨濟を受け又は金融機關の債務を消滅させる行爲（免除を除く。）をなすことができない。但し、前條但書の規定に基いて舊勘定に屬する債務の辨濟又は舊勘定に屬する資産の處分をなす場合において、舊勘定に屬する資産については、この限りでない。

第十八條　金融機關の舊勘定に屬する財産に對しては、强制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續は、これをなすことができない。

金融機關の財産に對し既になされた强制執行、假差押若しくは假處分又は競賣手續は、これを中止する。

前二項の規定は、第十六條但書の規定に基いて舊勘定に屬する債務の辨濟又は舊勘定に屬する資産の處分をなす場合において、舊勘定に屬する財産についてなすときは、これを適用しない。

第十九條　金融機關の新勘定に屬する負債に關する權利者は、舊勘定に屬する資産については、辨濟を受け又は金融機關の債務を消滅させる行爲（免除を除く。）をなすことができない。

第二十條　削除

第二十一條　日本銀行、金融機關又は主務大臣の指定する者に對する手形等の資産で、日本銀行、金融機關又は主務大臣の指定する者が指定時において有するものについては、辨濟を受ける場合を除いては、主務大臣の認可を受けなければ、讓渡、讓受その他一切の處分をなすことができない。

第二十二條　金融機關については、別に法律で定めるまでは、破産の宣告をなすことができない。

金融機關の解散、合併、分割、組織變更又は資本（出資金及び基金を含む。）の增加若しくは減少は、他の法令に基く命令に因る場合を除いては、主務大臣の認可を受けなければ、その效力を生じない。

前項の規定による認可があつたときは、同一の事項については、同時に他の法令による認可等があつたものとみなす。

第二十三條　金融機關の舊勘定に屬する債務については、その債權は、その權利の行使ができることとなつた日から一箇月以內は、時效が完成しない。

第二十四條　生命保險會社又は生命保險中央會の舊勘定に屬する責任準備金に對應する生命保險金の部分（以下舊生命保險金といふ。）について、契約者が、指定時後拂込期日の到來する保險料を、命令の定める日まで拂ひ込まない場合においても、その舊生命保險金の保險契約は、一切變更を生じない。

舊生命保險金の保險契約については、保險契約の解除又は保險金額の減少その他の保險契約の條件の變更若しくは保險約款に基く貸付の請求は、これをなすことができない。

第二十五條　損害保險會社又は損害保險中央會（以下損害保險會社等といふ。）の舊勘定に屬する責任準備金に對應する損害保險金に關する保險契約（以下舊契約といふ。）について、指定時後二箇月以內に、舊契約と保險の目的及び保險者を同じくする保險契約（以下新契約といふ。）が成立した場合においては、その損害保險會社等は、先づ、指定時においてその新勘定に屬する責任準備金に對應する損害保險金に關する保險契約と新契約とに基いて損害を負擔し、その負擔額が損害の全部を塡補するに足りないときは、舊契約に基いて、その保險金額が新契約の保險金額を超える金額を限度として、命令の定めるところにより、損害を負擔する。

前項の規定により新契約が成立した場合においては、舊契約の契約者に對しては、その損害保險會社等は、命令の定めるところにより、舊契約の保險料の一部を返還する。

第二十六條　金融機關の事業年度については、他の法令又は定款にかかはらず、その指定時を含む事業年度は、指定時までで終了するものとし、その事業年度に續く事業年度は、命令で特別の定をなす場合を除いては、昭和二十二年三月三十一日で終了するものとする。

指定時までで終了する事業年度について、利益又は剩餘金を生じたときは、他の法令又は定款にかかわらず、これを特別準備金として積み立て、缺損を生じたときは、これを繰り越さなければならない。

第二十七條　この法律において、金融機關とは、左に揭げる者（この法律施行前既に解散した者及び主務大臣の指定する者を除く。）をいふ。

一　銀行（日本銀行を除く。）、信託會社、保險會社、無盡會社、戰時金融金庫、南方開發金庫、外資金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫恩給金庫、庶民金庫、國民更生金庫、生命保險中央會、損害保險中央會、地方農業會、市街地信用組合及び產業組合（產業組合法第一條第一項第一號に揭げる事項のみを目的とするものに限る。）

二　都道府縣水產業會、漁業會その他業として預金等の受入をなすことができる組合で指定時において預金等の金錢債務を有するもの。

第二十八條　前條第二號に揭げる金融機關は、この法律施行の日から二週間以內に、主務大臣に對して、指定時において預金等の金錢債務を有した旨の屆出をしなければならない。

前條第二號に揭げる金融機關は、主たる事務所の所在地においてはこの法律施行の日から二週間以內に、從たる事務所の所在地においてはこの法律施行の日から三週間以內に、この法律の規定による金融機關である旨の登記をしなければならない。

前項の登記に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十九條　この法律において、預金等とは、預金その他の金融業務上の債務で命令で定めるものをいふ。

第三十條　金融機關の業務又は財產に關し作成する帳簿は、その記載事項が新勘定又は舊勘定のいづれに關するかの區分を明らかにして、これを整理しなければならない。

第三十一條　この法律は、他の法令により金融機關に二以上の勘定がある

ときは、その各勘定について、これを適用する。

第三十二條　この法律の施行地内に本店又は主たる事務所を有する金融機關が、この法律の施行地外に支店又は從たる事務所を有するときは、その支店又は從たる事務所に係る資産及び負債を除いて、この法律を適用する。

この法律の施行地外に本店又は主たる事務所を有する金融機關が、この法律の施行地内に支店又は從たる事務所を有するときは、この法律の適用については、その支店又は從たる事務所を以て、（支店又は從たる事務所が二以上あるときは、他の法令にかかわらず、これを合せて、）一の金融機關とみなす。

前二項の場合において、この法律の施行地内にある店舗又は事務所のこの法律の施行地外にある店舗又は事務所に對する貸又は借があるときは、金融機關は、この貸又は借を舊勘定に屬する資産又は負債として整理するものとする。

第三十三條　この法律に規定するもの外、金融機關の新勘定及び舊勘定の分離等に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條　左の場合においては、その行爲をなした日本銀行、金融機關又は保險事業を營む組合の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一　第三條又は第四條の規定による通知の書面に虚僞の記載をなしたとき

二　第八條第一項の規定による認證を受けることを怠り、又は虚僞の記載をなした目錄について認證を受けたとき

三　第十六條の規定に違反したとき

四　第二十條の規定に違反したとき

第三十五條　第四條の規定により主務大臣の指定する者が、同條の規定による通知の書面に虚僞の記載をなしたときは、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十六條　左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一　第十七條の規定に違反した者

二　第十九條の規定に違反した者

三　第二十一條の規定に違反した者

第三十七條　第三十條の規定に違反した場合においては、その行爲をなした金融機關の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第三十八條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し第三十四條乃至前條の違反行爲をなしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條　左の場合においては、金融機關の代表者は、これを三千圓以下の過料に處する。

一　第二十八條第一項に規定する届出を怠つたとき

二　第二十八條第二項に規定する登記を怠つたとき

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十六條乃至第二十一條の規定は、指定時後の行爲に、これを適用する。

附　則　（昭和二十三年政令第六十四號）

第一條　この政令は、公布の日から、これを施行する。

第二條　この政令施行の際現に新勘定及び舊勘定の區分に存する金融機關で從前の金融機關經理應急措置法（以下應急措置法という。）第二條第一項第一號ニ又は同項第二號ハの規定により指定時において金融機關の新勘定の資産又は負債に屬した金融債券で額面金額三十圓を超えるもの（以下新勘定金融債券という。）を有するものは、改正後の應急措置法の規定に適合するよう新勘定及び舊勘定の整理をしなければならない。

第三條　この政令施行の日までに新勘定及び舊勘定の區分の消滅した金融機關で指定時において新勘定金融債券を有するものは、新勘定及び舊勘定の區分は消滅しなかつたものとし、改正後の應急措置法の規定に適合するよう新勘定及び舊勘定の整理をしなければならない。但し、その整理をするも金融機關再建整備法（以下再建整備法という。）第二十四條第一項第四號乃至第十號の規定の適用のないこととなる金融機關は、この限りでない。

前項の場合において左に揭げる資産及び負債は舊勘定に屬し、その他の資産及び負債は新勘定に屬する。この場合においては、應急措置法第七條の規定を準用する。

一　資産

再建整備法第二十四條第一項の確定損（新勘定金融債券について生ずる損失を含む。）

二　負債

イ　再建整備法第二十四條第一項第一號の確定益

ロ　再建整備法第二十四條第一項第二號の積立金

ハ　再建整備法第二十四條第一項第三號乃至第十號の規定により算出した確定損の整理負擔額に相當する金額の當該資本、整理債務又は指定債務但し、整理債務又は指定債務についてはその現に殘存する金額が當該整理債務又は指定債務について算出した確定損の整理負擔額に達しないときは、その殘存する金額に限る。

前項の場合において第一號又は第二號の債務について新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日又は中間處理（再建整備法第十三條又は第十四條の規定による舊勘定の整理債務の新勘定への移換をいう。以下同じ。）をした日以後昭和二十三年二月十一日までに辨濟があつたときは、その辨濟は、同期間内に預入のあつた部分について先ずなされたものとみなす。

一　前に新勘定及び舊勘定の區分の消滅した際に舊勘定に屬していた預金等（應急措置法に定める預金等をいう。以下同じ。）の債務

二　中間處理をしている場合にはその際新勘定に移した預金等の債務

第一項の場合においては、金融機關は、再建整備法第三十四條の規定による確定損を負擔しない部分を超える部分（中間處理の際新勘定に移した債務の公告の取消を公告し、同條第三項の登記を抹消しなければならない。

第四條　この政令施行の日までに中間處理をした金融機關で指定時において新勘定金融債券を所有するものは、その中間處理をした日に遡つてその際新勘定に移した債務のうち再建整備法第二十四條の規定による確定損を負擔しない部分を超える部分（中間處理の際新勘定に移した債務の現に殘存する部分の金額が當該超過部分の金額に達しないときは、その

殘存する部分）を舊勘定に移さなければならない。但し、前條第一項の場合は、この限りでない。

前項の場合において舊勘定から新勘定に移した預金等の債務について中間處理をした日以後昭和二十三年二月十一日までに辨濟があつたときは、その辨濟は、その辨濟前に預入のあつた部分について先ずなされたものとみなす。

第一項の場合においては、金融機關は、再建整備法第十三條第四項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の公告の訂正を公告しなければならない。

第一項の金融機關については、再建整備法第三十三條第五項の規定は、これを適用しない。

第五條　指定時からこの政令施行の日までになされた新勘定金融債券の償還は、これを無效とする。この場合においては、その償還を受けた者はその受けた償還金を昭和二十三年三月三十一日までに當該新勘定金融債券を償還した金融機關（以下償還金融機關という。）に返還しなければならない。

前項の場合において、新勘定金融債券の償還に代えて、あらたに發行された金融債券（以下乘換金融債券という。）の交付を受けた者は償還金に代えて當該乘換金融債券を返還することができる。

第一項の場合においては、償還金融機關は、社債等登錄法により償還を原因として登錄を抹消した新勘定金融債券について、その償還が第一項の規定により無效となつた旨を登錄機關（社債等登錄法に定める登錄機關をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けたときは、登錄機關は、遲滯なくその事由を記載して抹消した登錄の回復をしなければならない。

指定時からこの政令施行の日までになされた新勘定金融債券の移轉（相續による移轉及びその後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人からの移轉を除く。以下同じ。）は、これを無效とする。この場合においては、昭和二十三年三月三十一日までに當該新勘定金融債券の移轉の際に受けた對價は、これをその移轉を受けたものに返還し、その移轉によつて消滅した權利義務は舊に復するものとする。

第六條　指定時からこの政令施行の日までに、新勘定金融債券についてなされた利息の支拂は、これを無效とする。この場合においては、その利息に相當する金額を昭和二十三年三月三十一日までにその利息を支拂つた金融機關に返還しなければならない。

第七條　左の各號に掲げる金額の損失は、政府において當該損失を受けた者に、これを補償する。

一　附則第三條第二項第二號ハ但書の場合において整理債務又は指定債務について算出した確定損の整理負擔額と當該整理債務又は指定債務の現に殘存する金額との差額

二　附則第四條第一項に規定する債務のうち確定損を負擔しない部分を超える部分の金額が現に殘存する部分の金額を超えるときのその超過額

三　指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人から新勘定金融債券の移轉を受けた場合において當該新勘定金融債券について生ずる損失の金額

四　附則第五條第一項又は第六條の場合において、新勘定金融債券の償還又はその利息の支拂を受けた者が指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人である場合における當該償還金又は當該利息に相當する金額の返還不能によつて生ずる損失の金額

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、前項の規定による損失の補償の場合に、これを準用する。

金融機關經理應急措置法施行令

（昭和二十一年八月十五日）
（勅令第三百九十號）

沿革　昭和二二年四月勅令第一二四號、二三年五月政令第一一〇號改正

第一條　信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）の昭和二十一年八月十一日午前零時（以下指定時という。）における資産及び負債のうち、金錢信託以外の信託の引受に基くものは、金融機關經理應急措置法（以下法という。）第二條及び第五條の規定にかかはらず、新勘定に屬する。

第二條　保險會社、生命保險中央會又は損害保險中央會（以下保險會社等という。）の指定時における負債のうち、左に掲げる責任準備金及び支拂備金は、法第二條及び第五條の規定にかかはらず新勘定に屬する。

一　保險料の全額が自由支拂（金融緊急措置令に基く命令により自由支拂をいふ。以下同じ。）によつて拂ひ込まれた保險契約（再保險契約及び主務大臣の指定する損害保險契約を除く。以下同じ。）については、その責任準備金又は支拂備金

二　保險料の全額が自由支拂以外の方法によつて拂ひ込まれた保險契約については、その責任準備金又は支拂備金のうち、一保險契約につき一萬圓以下の保險金額（年金契約については、一契約につき千圓以下の年金額）に對應する部分

三　保險料の一部が自由支拂によつて拂ひ込まれた保險契約については、その責任準備金又は支拂備金のうち、自由支拂によつて拂ひ込まれた保險料の額の拂込濟保險料總額に對する割合により算出した保險金額に對應する部分並びにその他の部分のうち、一保險契約につき一萬圓以下の保險金額（年金契約については一契約につき千圓以下の年金額）に對應する部分

四　前三號に該當する場合を除くの外、指定時までの拂込濟保險料（指定時までに拂ひ込まるべき保險料で未拂込のものを含む。）の總額が千二百圓以下の生命保險契約については、その責任準備金又は支拂備金

五　再保險契約の責任準備金及び支拂備金のうち、元受保險會社（保險契約者として再保險をなした場合の損害保險中央會を含む。）が新勘定から保險金額を支拂ふべき責任に關する部分

前項各號の責任準備金は、主務大臣の定めるところにより、これを計算する。

保險會社等の指定時における負債のうち、第一項に掲げるもの以外の責任準備金及び支拂備金は、法第二條及び第五條の規定にかかはらず、舊勘定に屬する。

第三條　地方農業會又は法第二十七條第二號に掲げる金融機關（以下農業會等といふ。）の指定時における資産及び負債のうち、左に掲げるものは、舊勘定に屬する。

一　資産

イ　貸出金（法に規定する金融機關及び保險事業を營む組合に對するものを除く。）

ロ　有價證券（國債證券、地方債證券及び法第四條に規定する手形等の資産で同條の規定による措置をなしたものを除く。）

ハ　農林中央金庫その他の法人に對する出資

ニ　未拂込出資金

ホ　その他主務大臣の指定する資産

二　負債

イ　法に規定する預金等で主務大臣の定めるもの

ロ　農林中央金庫その他の法人に對する未拂込出資

ハ　出資金、準備金及び積立金

ニ　その他主務大臣の指定する負債

前項に規定する資産及び負債のうち、主務大臣の指定するものは、同項の規定にかかはらず、新勘定に屬する。

農業會等の指定時における資産及び負債のうち、前二項の規定により舊勘定に屬するもの以外のものは、新勘定に屬する。

第三條の二　金融機關の指定時までで終了する事業年度に續く事業年度に關し招集すべき定時總會は、法令又は定款にかかはらず、當該事業年度經過後三箇月以内に、これを招集することができる。

第四條　法及びこの勅令における主務大臣の職權は、大藏大臣が、これを行ふ。但し、法第二十二條第二項に規定する認可に關する主務大臣の職權は、大藏大臣及び當該金融機關に係る行政の所管大臣が、これを行ふ。

附　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第四條本文の規定は、法第二十一條の規定の適用に關する範圍内においては、指定時後の行爲について、これを適用する。

●金融機關經理應急措置法施行規則

（昭和二十一年八月十五日　大藏省令第九十二號）

沿革　昭和二一年八月大藏省令第九四號、九月第一〇二號、一〇月第一〇七號、二二年二月第一四號、三月第二六號、四月第三七號、九月第九二號　一〇月大、農商令第一號、二三年四月第四〇號改正

金融機關經理應急措置法施行規則を次のやうに定める。

金融機關經理應急措置法施行規則

第一條　金融機關經理應急措置法（以下法といふ。）第二條第一項第一號ニ、同條同項第二號ハ及び第四條に規定する手形、小切手その他これに準ずる資産又は負債は、左に掲げるものとする。

一　日本銀行、金融機關又は保險事業を營む組合（以下金融機關等といふ。）が振出した約束手形又は自己宛爲替手形

二　金融機關等が引受をなした手形

三　金融機關等が保證をなした手形

三の二　金融機關等が裏書（免責裏書を除く。）をなした手形

四　小切手

五　手形及び小切手以外の支拂指圖に基く金錢債權で金融機關等が債務者であるもの

第二條　法第二條第一項第二號イに規定する預金等は、自由預金等（金融緊急措置令施行規則に規定する封鎖預金等以外の預金等をいふ。）及び同令に規定する第一封鎖預金等とする。

金融機關經理應急措置法施行令（以下令といふ。）第三條第一項第二號イに規定する預金等は、金融緊急措置令施行規則に規定する第二封鎖預金等並びに企業整備資金措置法及び臨時資金調整法に規定する特殊預金とする。

第三條　削除

第四條　金融機關で昭和二十年大藏省外務省内務司法令第一號別表に掲げるもの、印度支那銀行及び日佛銀行の指定時における負債のうち、法第二條第一項第二號ハ（以下ハ號といふ。）に掲げる負債（出資及び株式を除く。）及び大藏大臣の指定する負債（以下ハ號等の負債といふ。）は、同條同項同號イ乃至ニの負債の合計金額が、指定時において新勘定に屬する資産の合計金額を超過するときは、同條同項同號ハ及び同條第二項の規定にかかはらず、ハ號等の負債の金額からその超過額に相當する金額を控除した金額に限り新勘定に屬する。

前項の金融機關は、同項の規定により新勘定に屬するハ號等の負債の金額を、遲滯なく當該負債に關する權利者に通知しなければならない。

第五條　法第八條第一項に規定する日は、左の各號の區分に從ひ、その定める日とする。但し、已むを得ない事由により、左の各號の期間内に公證人の認證を受けることができない場合において、金融機關から申請があつたときは、大藏大臣はその期間を延長することができる。

一　第二號に掲げる金融機關以外の金融機關については昭和二十一年九月十日

二　地方農業會又は法第二十七條第二號に掲げる金融機關については昭和二十一年九月三十日

第六條　法第八條第一項に規定する目録には、左の各號に規定する事項を記載するものとする。

一　現金については、その金額

二　國債又は地方債については、その名稱、種類、記番號、額面金額及び枚數

三　國又は地方公共團體に對する金錢債權で國債及び地方債以外のものについては、

イ　郵便爲替證書については、額面金額、種類及び枚數

ロ　その他の金錢債權については、一口毎にその種類及び金額

四　日本銀行、金融機關又は保險事業を營む組合に對する資產については、

イ　預金等については、その口數、預入先、金融機關名及び金額

ロ　貸付その他これに準ずる債權については、その口數、貸付先、金融機關名及び金額

ハ　金融債券については、その名稱、種類、記番號、額面金額及び枚數

ニ　手形、小切手その他これに準ずる支拂指圖に基くものについては、その種類、記番號、額面金額及び枚數

五　法第二條第一項第一號ホ及び令第三條第三項の規定により新勘定に屬する資產については、その各各につき前各號に準ずる明細事項

第七條　金融機關の指定時後生ずる役員及び職員その他の使用人に對する給與の債務は、左の各號の區分に從ひ、その定めるところにより新勘定又は舊勘定に屬する。

一　給料、賃金、手當、賞與その他の定期的給與の債務は、新勘定に屬する。

二　慰勞金、退職金その他の臨時的給與の債務で、

イ　昭和二十一年十一月十日までに生ずるものは、舊勘定に屬する。

ロ　昭和二十一年十一月十一日以後に生ずるものは、大藏大臣の指定する金額は舊勘定に屬し、殘餘の金額は新勘定に屬する。

第八條　法第十條の規定により金融機關の舊勘定に屬する現金（小切手を含む。）は、法第十四條第一項の規定による新勘定の舊勘定に對する貸の殘額のある場合及び大藏大臣の承認を受けた場合において、これを舊勘定から新舊勘定に移し、その金額に相當する金額は、これを新勘定の舊勘定に對する借として整理する。

第九條　金融機關が新勘定の業務を營むため、舊勘定に屬する資產を使用し又は消費したときは、左の各號の區分に從ひ、その定める金額を新勘定の舊勘定に對する借として整理する。

一　舊勘定に屬する資產を使用したときは、その資產を大藏大臣の定める基準により評價した金額に對し、大藏大臣の定める率を乘じて得た金額

二　舊勘定に屬する資產を消費したときは、その資產を大藏大臣の定める基準により評價した金額に相當する金額

第十條　第七條第一號の規定により新勘定に屬する定期的給與の債務の金額のうち大藏大臣の指定する金額は、これを新勘定の舊勘定に對する貸として整理する。

第十一條　法第十四條第二項に規定する利息に相當する金額は、新勘定の舊勘定に對する貸又は借の金額について、日歩一錢一厘の割合（大藏大臣が割合を指定したときはその割合）により計算した金額とする。

第十二條　法第十六條但書に規定する場合は、左に揭げる場合とする。

一　金融緊急措置令施行規則第七條ノ二の規定により、第二封鎖預金等の支拂をなす場合

二　役員及び職員その他の使用人に對する慰勞金、退職金その他の臨時的給與の債務で第七條第二號の規定により舊勘定に屬するものを大藏大臣の定める基準により支拂をなす場合

三　舊勘定に屬する資產の管理又は保全のため必要な費用の支拂をなす場合

四　削除

五　削除

六　その他大藏大臣の指定する場合

第十二條の二　法第二十六條第一項の規定により、生命保險中央會（生命保險における戰爭危險の再保險の業務に關する勘定及び戰爭死亡傷害保險の業務に關する勘定に限る。）及び損害保險中央會の指定時に始まる事業年度は、昭和二十二年一月三十一日で終了するものとする。

前項に規定するものの外、法第二十六條第一項の規定により、金融機關の指定時に始まる事業年度は、大藏大臣の認可を受けた場合に限り昭和二十二年十月一日の屬する他の法令又は定款の定める事業年度の末日で終了するものとする。

前項の規定により、大藏大臣の認可を受けようとする金融機關は、大藏大臣の定めるところにより、左の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　事業年度の延長を必要とする理由

二　定款に定める事業年度

三　その他參考となるべき事項

第十二條の三　法第二十四條第一項に規定する保險料拂込猶豫期間の終期日は、當該保險契約の保險者である生命保險會社等の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日から六箇月を經過した日とする。

第十二條の四　損害保險會社が、法第二十五條第一項の規定により、舊契約に基いて損害を負擔する額は、損害の額に左の各號の割合を順次に乘じて得た額とする。

一　舊契約の保險金額から新契約の保險金額を差し引いた殘額の保險價額に對する割合

二　金融機關再建整備法第二十五條第四項の規定により、當該損害保險會社の整理債務の債權の一部が消滅した場合においては、整理債務の殘存する割合

第十二條の五　法第二十五條第二項の規定により返還する保險料の額は、舊契約の保險料の額に左の各號の割合を順次に乘じて得た額とする。

一　新契約の保險期間の始期から舊契約の保險期間の終期までの期間の日數の舊契約の保險期間の日數に對する割合

二　新契約の保險金額の舊契約の保險金額に對する割合（十割を超えるときは十割とする。）

三　前條第二號に揭げる割合

第十三條　法第二十九條に規定する預金その他の金融業務上の債務は、左に揭げるものとする。

一　預金（利息を含む。）

二　貯金（利息を含む。）

三　定期積金給付金

四　金錢信託（受益者配當金を含む。）

五　恩給金庫における寄託金（利息を含む。）

六　無盡給付金

七　年金

八　その他前各號に準ずる債務

第十四條　伊豆諸島及び小笠原諸島における法及びこの省令の適用に關しては、法及びこの省令に定める日又は期間は、それぞれ左に掲げるところによる。但し大藏大臣は必要があると認めるときは、地域ごとに限り別段の定めをなすことができる。

一　削除

二　削除

三　法第四條の中で昭和二十一年八月三十一日とあるのは、昭和二十一年九月三十日

四　法第二十八條の中で二週間又は三週間とあるのは、それぞれ六週間又は七週間

五　第五條第一號の中で昭和二十一年九月十日とあるのは、昭和二十一年十月十日

六　第五條第二號の中で昭和二十一年九月三十日とあるのは、昭和二十一年十月三十一日

第十五條　削除

附　則

この省令は、金融機關經理應急措置法施行の日から、これを施行する。

●金融機關經理應急措置法及び會社經理應急措置法に基く公證人の目錄及び明細書の認證等の手數料に關する勅令

（昭和二十一年八月二十七日勅令第三百九十八號）

朕は、金融機關經理應急措置法及び會社經理應急措置法に基く公證人の目錄及び明細書の認證等の手數料に關する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

第一條　金融機關經理應急措置法第八條又は會社經理應急措置法第八條第二項若しくは第五項の規定による目錄又は明細書の認證、目錄又は明細書及び附屬書類の謄本の交付並びに目錄又は明細書及び附屬書類の閱覽について公證人の受くべき手數料については、この勅令の定めるところによる。

第二條　目錄又は明細書の認證の手數料は、一件につき、その紙數が三十枚までの場合においては五十圓とし、三十枚を超える場合においては、その超える紙數十枚ごとに五圓を加へる。この場合において、十枚に滿たない端數の紙數は、これを十枚として計算する。

前項の紙數は、一行二十字詰二十四行を以て一枚とする。この場合において、一枚に滿たない端數の行數は、これを一枚として計算する。

第三條　目錄又は明細書及び附屬書類の謄本の交付についての手數料は、

一枚につき一圓三十錢とする。但し、謄本を請求する者において、謄本に記載すべき事項に自ら記載して公證人の署名捺印のみを請求する場合においては、手數料は、一枚につき九十錢とする。

前條第二項の規定は、前項の紙數の計算にこれを準用する。

第四條　目錄又は明細書及び附屬書類の閱覽についての手數料は、一回につき九十錢とする。

第五條　前三條に規定するものの外、第一條に掲げる手數料については、公證人手數料規則及び昭和二十一年勅令第二百八十號（公證人の手數料等の增額に關する勅令）の適用がある。

附　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

●金融機關經理應急措置法第二十條及び第三十三條並びに社債等登錄法施行令第六條の規定により、金融債券の登錄の變更等に關する件

（昭和二十二年八月二十三日大藏省司法省令第五號）

金融機關經理應急措置法第二十條及び第三十三條並びに社債等登錄法施行令第六條の規定により、金融債券の登錄の變更等に關し、次のように定める。

第一條　登錄機關は、指定時（金融機關經理應急措置法に定める指定時をいう。）において金融債券の債務者たる金融機關の新勘定の負債に屬する金融債券（以下新勘定金融債券という。）につき、この省令施行の日から一箇月以內に、社債登錄簿の適當な箇所に、その債務者たる金融機關の新勘定の負債に屬することを明らかにする表示をしなければならない。

第二條　新勘定金融債券で株式會社資金統合銀行の有するものについては、左の各號の一に該當する場合を除くの外、この省令施行の日以後、登錄の變更を請求することができる。擔保權の登錄の抹消の請求についても、また同樣とする。

一　日本銀行又は金融機關以外の者に對する社債の移轉登錄又は擔保權の移轉登錄

二　前號の者を擔保權者とする擔保權の設定の登錄

三　第一號の者を受託者とする信託の登錄

第三條　前條の規定により登錄の變更又は擔保權の登錄の抹消の請求をする場合においては、その請求書に、同條の規定により請求する旨を明記した書類を添附しなければならない。

第四條　登錄機關は、同一社債權者の新勘定金融債券について、社債等登錄法施行規則第九條の規定にかかわらず、別用紙を備えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

●會社經理應急措置法

（昭和二十一年八月十五日）
（法律第七號）

沿革　昭和二二年一〇月法律第四〇號、二三年三月勅令第七四號、四月法律第六八號、一二月第一六三號改正

朕は、帝國議會の協賛を經た會社經理應急措置法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

會社經理應急措置法

第一條　この法律で特別經理會社とは、左に掲げる會社（金融機關經理應急措置法第二十七條第一號に掲げる金融機關及び閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關を除く。以下同じ。）をいふ。

一　昭和二十一年八月十一日午前零時（以下指定時といふ。）において、戰時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける權利を有し、又は在外資產を有する資本金（出資總額、株金總額又は出資總額及び株金總額の合計額をいふ。以下同じ。）二十萬圓以上の會社。但し、主務大臣の指定する會社及び戰時補償金等の交付を受けた金額又は會社の貸借對照表の資產の部に計上した戰時補償金等の請求權及び在外資產の合計額が、指定時現在において、命令の定めるところにより計算した積立金の額及び貸借對照表に記載した指定時を以て終了する事業年度の利益金額の合計額を超えず、且つ債務超過又は支拂不能に陷る虞のない會社であつて、主務大臣の認可を受けたものを除く。

二　左の各號の一に該當する會社であつて、主務大臣の指定を受けたもの

イ　戰時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける權利を有し、又は在外資產を有する會社であつて、指定時において資本金二十萬圓未滿のもの

ロ　この法律施行後、債權の取立が著しく困難となつたことその他の事由により、會社の資產の價額が減少したため、債務超過又は支拂不能に陷る虞のある會社

ハ　その所有する株式、出資證券又は社債の價額が、この法律施行後、著しく下落し、又はこれを處分することが困難となつたため、債務超過又は支拂不能に陷る虞のある會社

前項第一號但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以內に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

第一項第二號の指定を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以內に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

特別の事由があると認められる場合においては、主務大臣は、前二項の期間經過後にされた申請についても、認可又は指定をすることができる。

主務大臣は、第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定をしたときには、直ちにその旨を告示する。

資本金二十萬圓以上の會社であつて、戰時補償金等の交付を受けたことがなく、若しくはその交付を受ける權利を有せず、又は在外資產を有しないものは、この法律施行の日から三週間以內に、特別經理會社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、その旨を公告しなければならない。

第二條　前條第一項第一號但書に該當する會社が、同條第二項の規定による認可の申請をしない場合には、當該會社に對し、指定時において拂込株金額若しくは拂込出資金額の十分の一以上に當る債權を有する者、指定時において出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員又は指定時において資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、同項の期間經過後二十日以內に、會社に對して、同項の申請をするべき旨を請求することができる。

前項の規定は、前條第一項第二號イ乃至ハに該當する會社が、同條第三項の規定による指定の申請をしない場合に、これを準用する。

前二項の請求があつた場合には、會社は、直ちに前條第二項又は第三項の規定に準じて、認可又は指定の申請をしなければならない。

第三條　會社は、第一條第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定を受けたときには、本店の所在地においては二週間以內に、支店の所在地においては三週間以內に、登記をしなければならない。

第一條第六項の會社は、この法律施行の日から、本店の所在地においては二週間以內に、支店の所在地においては三週間以內に、特別經理會社でない旨の登記をしなければならない。

第四條　指定時以前の原因に基いて生じた第一條第一號本文の會社又は同項第二號の指定を受けた會社に對する債權について、指定時からこの法律施行の日まで又は同項第二號の指定のあるまでにされた辨濟その他債權を消滅させる行爲（免除を除く。）は、これを無效とする。但し、第十四條第一項但書に規定する債權については、この限りでない。

前項の規定は第三者の權利を害することができない。

第一項の會社が、指定時からこの法律施行の日前まで又は第一條第一項第二號の指定のあるまでにした不動產又は重要な財產の讓渡は、これを無效とする。

前項の場合において、讓受人の權利は、指定時以前の原因に基いて生じた債權とみなす。

第五條　特別經理會社は、遲滯なく、指定時現在における財產目錄、貸借對照表、動產、不動產、債權その他の財產及び債務に關する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時に至るまでの損益計算書を作成しなければならない。

第六條　特別經理會社に特別管理人を置く。

第七條　特別經理會社には、指定時において、新勘定及び舊勘定を設ける。

特別經理會社の第五條の財產目錄に記載した動產、不動產、債權その他の財產（以下會社財產といふ。）は、命令の定めるところにより、會社の目的たる現に行つている事業の繼續及び戰後產業の回復振興に必要なものを、指定時において、新勘定に所屬せしめ、新勘定に所屬せしめた會社財產以外の會社財產を、指定時において、舊勘定に所屬せしめる。

前項の規定によつて新勘定に所屬せしめる會社財產の範圍は、命令の定めるところにより、特別管理人が、これを決定する。

指定時後、會社の計算は、新勘定と舊勘定とに區分經理しなければならない。

第二項の規定によつて新勘定に所屬せしむべき會社財產を有しない會社及び清算又は破產手續中の會社には、第一項の規定にかかわらず、舊勘定のみを設ける。

第一項乃至第四項の規定は、前項の會社において、新勘定及び舊勘定を設ける必要が生じ、特別管理人の決定があつた場合に、これを準用する。

舊勘定に所屬する財產のうちで、あらたに新勘定に所屬せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に振り替へることができる。この場合においては、當該財產は、新勘定に振り替へられた日において、新勘定に所屬せしめられたものとする。

特別經理會社は、新勘定舊勘定毎に、帳簿を作成し、前各項の規定によつて、新勘定又は舊勘定に所屬する會社財產を明確にしなければならない。

第八條　特別經理會社は、前條第三項の決定に基いて、新勘定舊勘定毎に、會社財產の明細書を作成し、命令の定めるところにより、特別管理人の承認を受けなければならない。

前項の規定によつて、特別管理人の承認を受けた舊勘定に所屬する會社財產の明細書は、特別管理人の承認を受けた日から二週間以內に、公證人の認證を受けなければならない。

特別の事由があるときには、主務大臣は、特別經理會社の申請により、前項の期間を延長することができる。

第二項の認證を受けなければ、前條第三項の決定は、その效力を生じない。

前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產に變更のあつた場合においては、舊勘定から新勘定に繰り替へられた會社財產について、前四項の規定を準用する。

特別經理會社は、舊勘定に所屬する會社財產であつて、登記又は登錄のあるものについては、舊勘定に所屬する旨の登記又は登錄をしなければ、舊勘定に所屬することを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定の適用を受けない特別經理會社の財產であつて、新勘定又は舊勘定のいづれに屬するか分明でないものは、新勘定に所屬するものと推定する。

前七項の規定は、舊勘定のみを設ける會社に對しては、これを適用しない。

第八條の二　特別經理會社が新勘定に所屬せしめた會社財產のうちで舊勘定に所屬せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基き主務大臣の認可を受け、これを舊勘定に振り替へることができる。この場合においては、當該會社財產は、舊勘定に所屬せしめられたものとし、第十四條第五項の規定を準用する。

第八條第一項乃至第四項及び第六項の規定は、新勘定から舊勘定に振り替へた會社財產についてこれを準用する。

第九條　第七條第一項の規定によつて、會社財產を新勘定及び舊勘定に區分經理した場合においては、舊勘定の貸借對照表の資產の部に、新勘定に對する未整理受取勘定を設けて、これに新勘定に所屬せしめた會社財產の第五條の財產目錄に記載した價額と同じ金額を計上し、新勘定の貸借對照表の負債の部に、舊勘定に對する未整理支拂勘定を設けて、同一金額を計上するものとする。

前項の規定は、第七條第七項の場合に、これを準用する。

第十條　特別經理會社は、毎月末における新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定と同じ金額を、翌月の初めに新勘定から舊勘定に繰り入れなければならない。

月の途中において、新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額に增加又は減少のあつた場合においては、前月末における未整理支拂勘定に計上した金額に對して、前項の規定を適用して計算した金額に、未整理支拂勘定に增加又は減少のあつた日の翌日からその月の末日迄の日割を以て、當該增加額又は減少額につき前項の金額を計算し、これを加算又は控除したものを以て前項に規定する繰入金額とする。

第十一條　特別經理會社は、指定時後の原因に基いて生じた收入及び支出を、新勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。

特別經理會社は、指定時以前の原因に基いて生じた收入及び支出を、舊勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。

指定時後に退職した者に對する退職金その他指定時の前後に涉る事項に係る收入及び支出に關しては、前二項の規定にかかはらず、命令により特別の定をなすことができる。

舊勘定に所屬する會社財產の管理に要する支出は、第一項の規定にかかはらず、舊勘定の支出として、これを經理しなければならない。

特別經理會社が、指定時後、舊勘定に所屬する財產の果實として收取した財產及び舊勘定に所屬する財產の處分の對價として取得した財產その他命令で定めるものは、第一項の規定にかかはらず、これを舊勘定に所屬せしめる。

第十二條　指定時以前の原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權（以下舊債權といふ。）の先取特權、質權又は抵當權であつて、新勘定に所屬する會社財產の上に存するものは、命令により定める場合を除くの外、當該會社財產を新勘定に所屬せしめた日に、當該會社財產につき消滅する。

鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は

自動車交通事業財團に屬する會社財團の全部が新勘定に所屬せしめられた場合においては、當該財團は、抵當權の消滅により消滅することはないものとする。

鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の一部を新勘定に所屬せしめる場合には當該會社財産は、命令により定める場合を除くの外、當該會社財産を新勘定に所屬せしめる日において、當該財團から除かれ、當該財團に屬さないことになつたものとする。

特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特權、質權若しくは抵當權は、その目的であつた會社財産について消滅せず、又は前項の會社財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所有に歸した場合又は同項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ、若しくは第三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當權とこれらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬せしめられた後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、同項の先取特權、質權又は抵當權は、舊勘定及び新勘定の併合の日において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、當該特別經理會社の總財産について、他の債權者に先立つて當該舊債權（企業再建整備法第十九條第一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の債權）の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。

第十三條　指定時後の原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權（舊勘定に所屬する財産の管理のために生じた債權を除く。以下新債權という。）については、舊勘定に所屬する財産に對して、強制執行、假差押又は假處分をすることができない。

第十四條　舊債權（命令で定める債權を含む。）については、辨濟をなし、又は辨濟を受けその他これを消滅させる行爲（免除を除く。）をすることができない。但し、金錢その他物若しくは有價證券の引渡を目的とする債權以外の債權又は金錢以外の物の引渡を目的とする債權であつて、その給付が特別經理會社の現に行つてゐる通常の業務に屬し、且つ新勘定の計算において履行できるもの竝びに左に揭げるものについては、この限りでない。

一　國又は都道府縣その他の地方公共團體に對する公租公課その他命令で定めるこれに準ずる債權

二　指定時以前に確定した給料その他命令で定める定期的給與の債權

三　從業員の預かり金その他これに準ずる債權（命令で定める制限を超えないものに限る。）

四　指定時以前に確定した退職金その他命令で定める臨時的給與の債權（命令で定める制限を超えないものに限る。）

五　會社の通常の業務の運營に伴ふ千圓未滿の債權

六　その他命令を以て定める債權

特別經理會社は、前項各號に揭げる債權については、これを舊勘定から辨濟することができない場合に限り、特別管理人の承認を受けて、第九條の規定によつて設けた新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額の限度において、これを新勘定から辨濟することができる。

舊勘定に所屬する財産の管理のために生じた債權についても前項と同樣である。但し、この場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならない。

第一項第二號乃至第六號の債權及び前項の債權については、新勘定に所屬する財産に對して、强制執行、假差押又は假處分をすることができない。

第二項及び第三項の場合においては、新勘定から辨濟した金額と同じ金額を、舊勘定の貸借對照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額及び新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額から、夫々減額しなければならない。

第十五條　特別經理會社については、破産の宣告をすることができない。

特別經理會社の解散、合併、組織變更又は資本（出資金を含む。）の增加若しくは減少に關する總社員の同意、株主總會の決議又は社員總會の決議は、その效力を生じない。但し、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

特別經理會社になつたものの財産に對し、既にされた强制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續は、その會社が特別經理會社である間、これを中止する。但し、その財産が新勘定に所屬することとなつたときには、これらの手續は、この法律の適用の限度において、その效力を失ふ。

特別經理會社の解散、合併及び組織變更については、この法律及び他の法令にかかはらず、命令を以て別段の定をなすことができる。指定時後合併する會社の一方又は雙方が特別經理會社である場合において、合併後存續する會社であつて特別經理會社でないもの又は合併に因り設立する會社についても、同樣とする。

第十六條　特別經理會社は、會社の事業年度毎に、新勘定舊勘定各別に、財産目錄、貸借對照表及び損益計算書を作成しなければならない。

商法中財産目錄、貸借對照表及び損益計算書に關する規定は、前項に揭げる書類は、これを準用する。

新勘定において生じた各事業年度の利益金額及び損失金額は、新勘定において次の事業年度に繰り越さなければならない。

他の法令又は定款の定にかかわらず、特別經理會社の指定時を含む事業年度は、指定時に終了するものとし、これに續く期間は、次期の事業年度に屬するものとする。

指定時に終了する事業年度において生じた利益は、他の法令又は定款の定にかかはらず、これを積み立てなければならない。

第十七條　特別經理會社は、命令で定める場合を除くの外、取締役その他當該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び當該會社の舊債權を有する者（法人である場合においては、その代表者）のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法その他必要な事項は、命令の定めるところによる。

第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときには、特別經理會社は、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、特別管理人の住所及び氏名竝びに當該會社との關係を登記しなければならない。

商法第六十七條の規定は、前項の登記にこれを準用する。

特別經理會社は、特別管理人の選任があつたときから二週間以内に、前二項の登記をしなければならない事項を、主務大臣に届け出なければならない。

第十八條　特別管理人は、主務大臣が、これを監督する。

特別管理人の報酬その他特別管理人の職務に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第十九條　特別管理人が、第七條第三項の規定による會社財産の範圍の決定、第十四條第二項及び第三項の規定による辨濟に對する承認、第二十一條第一項の規定による管理についての決定、第二十二條第一項の規定による處分に對する承認及び第二十三條第二項の規定による同意をするときには、その過半數を以て、これを決する。但し、可否の意見が同數の場合には、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

第二十條　主務大臣は、特別管理人が法令又は主務大臣の命令に違反したとき、公益を害する行爲をしたとき、又は特別管理人を不適當と認めるときには、これを解任することができる。

第二十一條　特別經理會社の業務を執行する役員は、舊勘定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別管理人の決定するところに從はなければならない。

特別管理人は、舊勘定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別經理會社の業務を執行する役員を監督する。

第二十二條　特別經理會社は、會社財産及び指定時後取得した舊勘定に所屬する財産を讓渡し、貸與し又は質權若しくは抵當權の目的としようとするときには、命令で定める場合を除くの外、特別管理人（特別管理人の選任されてゐないときには主務大臣）の承認を受けなければならない。

前項の規定は、第十四條第一項但書の規定の適用を妨げない。

第一項の規定によつて特別管理人の承認を受けないで、會社財産及び指定時後取得した舊勘定に所屬する財産を處分した場合においては、その處分は、これを無效とする。但し、その處分の無效は、これを以て善意の第三者に對抗することができない。

第二十三條　特別經理會社の株式を讓渡しようとする者は、當該會社に對して、承認を求めなければならない。

前項の場合において、會社が承認しようとするときには、特別管理人の同意を得なければならない。商法第七十三條（同法第百四十七條において準用する場合を含む。）若しくは第百五十四條又は有限會社法第十九條第一項の規定によつて、持分の讓渡について承諾しようとするとき又は承諾の決議をしようとするときも同樣である。

第一項の規定による承認を受けずに行はれた株式の讓渡は、會社に對して、その效力を生じない。

第二十四條　特別經理會社の舊勘定に所屬する債權については、第十四條第一項但書各號及び第二項後段に規定する債權を除き、その權利を行使できる日から一箇月以内は、時效が完成しない。

第二十五條　主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理會社に對して、監督上必要な命令をすることができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し、必要があると認めるときには、業務及び財産の狀況に關して報告をさせ、又は當該官吏に帳簿、書類その他の物件を檢査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、當該官吏に檢査をさせるときには、命令の定めるところにより、その身分を示す證票を携帯させなければならない。

第二十六條　主務大臣は、この法律に定める職權の一部を、地方の官衙の長をして行はしめることができる。

第二十七條　主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を日本銀行をして取り扱はせることができる。

第二十八條　左の場合においては、その行爲をした會社の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一　第一條第二項又は第三項の規定による文書に、虚僞の記載をしたとき

二　第二條第三項の規定による認可又は指定の申請を怠つたとき

三　第七條第八項の規定に違反して帳簿を作成せず、又は帳簿に虚僞の記載をしたとき

四　第八條第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公證人の認證を受けず、又は虚僞の記載をした明細書について公證人の認證を受けたとき

五　第十四條第一項の規定に違反して辨濟その他債權を消滅させる行爲をしたとき

六　第十四條第二項又は第三項の規定による特別管理人の承認又は主務大臣の承認を受けないで辨濟をしたとき

七　第二十一條の規定による財産の處分、保全その他の管理について特別管理人の決定に從はなかつたとき

八　第二十二條第一項の規定による特別管理人（特別管理人が選任されてゐないときには主務大臣）の承認を受けないで財産を處分したとき

第二十九條　第十四條第一項の規定に違反して辨濟を受けその他債權を消滅させる行爲をした者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十條　特別管理人が、その職務に關して、賄賂を收受し、要求し又は約束したときには、これを三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

前項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者も同樣である。

第三十一條　左の場合においては、その行爲をした特別經理會社の代表者、社員、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一　第五條の規定による書類の作成を怠り、又は虚僞の記載をしたとき

二　第十七條第五項の規定による届出をせず、又は虚僞の届出をしたとき

三　特別管理人の選任を怠つたとき

四　第二十三條第二項の規定による特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の讓渡を承認又は承諾若しくは承諾の決議に贊成したとき

第三十二條　第二十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚僞の報告をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。同項による檢査を拒み、妨げ又は忌避した者も同樣である。

第三十三條　犯人又は情を知る第三者の收受した賄賂は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときには、その價額を追徵する。

第三十四條　法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財產に關して、第二十八條、第二十九條、第三十一條又は第三十二條前段の違反行爲をしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十五條　左の場合においては、會社の取締役その他これに準ずる者は、これを三千圓以下の過料に處する。

一　この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して登記を怠つたとき

二　第一條第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚僞の届出若しくは公告をしたとき

三　第二十五條第一項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

第三十六條　第二十八條乃至前條の規定は、第一條第一項第一號但書の規定による指定又は認可があつた場合には、その指定又は認可があつたときまでの行爲に對しては、指定又は認可の後でも、なほこれを適用する。

第三十七條　この法律のうち戰時補償金等及び在外資產の範圍については、命令でこれを定める。

第三十八條　削除

第三十九條　この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以外のものに對し、これを準用することができる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の定める日以後命令の定める損失に因り債務超過又は支拂不能に陷る虞のある會社その他の者に對し、これを準用することができる。

第二十八條乃至第三十六條の規定は、前二項において準用する場合に、これを適用する。但し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、第一項の特別經理會社以外の者又は前項の會社その他の者とし、同條に揭げる條項は、前二項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條　この法律に定めるもの外、登記その他に關し必要な事項は、命令の定めるところによる。

附　則

この法律は、公布の日から、之を施行する。

附　則　（昭和二二年第百六十三號）

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、會社經理應急措置法第十二條の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前企業再建整備法第五條第一項、第二十一條第一項又は第五十四條の二第一項の規定により認可を申請した整備計畫は、同法第六條第一項の改正規定により定をした整備計畫及び同條第二項の改正規定によりこれに添附した書類とみなす。

この法律施行前改正後の會社經理應急措置法第十二條第二項に規定する財團に屬する會社財產の全部又は一部が、當該會社以外の者の所有に歸し、當該財團以外の財團に屬せしめられ、その他第三者の權利の目的となつた場合においては、同項の改正規定は、當該會社財產については、これを適用しない。

●會社經理應急措置法施行令

（昭和二十一年八月十五日）
（勅令第三百九十一號）

沿革　昭和二一年一〇月勅令第四八四號、第五〇一號、二二年五月政令第七四號、第一〇四號、二三年四月第八一號改正

朕は、會社經理應急措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

會社經理應急措置法施行令

第一條　會社經理應急措置法（以下單に法といふ。）第一條第一項第一號但書の規定による積立金の額は、左の各號に揭げる金額の合計額から、繰越缺損金額並びに會社經理特別措置令第二條第三號、企業整備資金措置法施行令第六條第三號、商法第二百八十六條、第二百八十七條及び第二百九十一條第三項の規定により貸借對照表の資產の部に計上した金額の合計額を控除して得た金額とする。

一　積立金その他名稱の如何を問はず特別經理會社が、各事業年度の利益金額のうちで利益金處分により留保した金額。但し、退職手當法により積み立てた退職手當積立金及び準備積立金納稅施設法によつて積み立てた納稅積立金を除く。

二　前號に該當するものを除くの外、額面以上の價額を以て、株式を發行した場合において、その額面を超える金額のうちで積み立てた金額

三　第一號に該當するものを除くの外、合併又は資本減少によつて生じた差益金のうちで積み立てた金額

四　第一號に該當するものを除くの外、政府の命令により積み立てた金額

五　保險事故の發生のときの財產目錄に記載した當該保險契約の目的の價額を超えて保險金額の交付を受けた場合において、その超過額の全部又は一部を負債勘定として負債の部に計上したときには、その計上した金額

第一條の二　法第一條第一項第一號但書の貸借對照表に記載した指定時を以て終了する事業年度の利益金額のうち左に揭げる額は、同號但書の計算上これを控除しなければならない。

一　會社財產の評價換によつて生じた益金

二　額面以上の價格を以て株式を發行した場合における差益金

三　合併又は資本減少によつて生じた差益金

四　指定時を以て終了する事業年度分の法人稅に相當する金額

第二條　法第七條第二項に規定する會社財產のうち、左に揭げるものは、これを舊勘定に所屬せしめる。

一　戰時補償金等の請求權及び在外資產

二　金融機關經理應急措置法第二條の規定によつて金融機關の新勘定に屬せしめられたものを除くの外、金融機關に對する預金その他の債權

三　國債及び地方債を除くの外、手形、小切手、株券、出資證券、債券及び社債券

四　法第一條第一項に規定する特別經理會社及び昭和二十年大藏省令内務省令司法省令第一號第一條に規定する指定機關に對する債權。但し、特別經理會社に對する法第十四條第一項但書に規定するものを除く。

五　未拂込株金（未だ辨濟期の至らない財産を目的とする出資を含む。）の請求權

六　昭和二十一年商工省令交部省令第一號第一條及び昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條に規定する指定施設

七　戰時補償特別措置法第四十一條第一項乃至第三項（同法第四十二條において準用する場合を含む。）又は第五十三條の規定により、代位納付義務者、政府特殊借入金の債權若しくは特殊預金等を讓り受けた者又は納稅義務者である特別經理會社が、納稅義務者、政府特殊借入金の債權若しくは特殊預金等を讓渡した者又は戰時補償請求權の讓渡人に求償する權利

證券取引所の取引員、有價證券引受業法第一條に規定する有價證券引受業者及び有價證券業取締法第一條に規定する有價證券業者については、前項第三號に揭げる債權について同項の規定は、これを適用しない。

第三條　特別管理人は、法第七條第三項の規定によつて、新勘定に所屬せしめる會社財産の範圍を決定したときには、決定の内容を示すべき文書を作成し、これを會社に交付しなければならない。

第四條　法第七條第六項の規定によつて特別經理會社が新勘定を設けた場合には、新勘定に所屬せしめられる會社財産は、新勘定を設けた日において、新勘定に所屬せしめられたものとする。

第五條　特別經理會社は、特別管理人から第三條に規定する文書の交付を受けた日から三週間以内に、法第八條第一項の明細書を作成し、特別管理人の承認を受けなければならない。

特別の事由があるときには、主務大臣は、特別經理會社の申請により、前項の期間を延長することができる。

在外資産については、舊勘定の會社財産の明細書中に、在外資産としてその金額を一括揭記することができる。

特別經理會社は、法第八條第二項の規定によつて公證人の認證を受けた舊勘定に所屬する會社財産の明細書の正本を本店に、その謄本を支店に、備へ置き營業時間内は何時にても利害關係人の閲覽に供さなければならない。

第六條　公證人法中商法第百六十七條の規定による定款の認證に關する規定（公證人法第六十二條ノ二を除く。）は、法第八條第二項の認證に、これを準用する。

第七條　法第十條第一項の規定によるの率は千分の四とする。

第八條　特別經理會社は、指定時の前後に涉る繼續的給付を目的とする債務については、法第十一條第一項及び第二項の規定にかかはらず、指定時を以て目劃計算を行ひ、新勘定及び舊勘定の負擔に分つて、區分經理をしなければならない。但し、千圓未滿の債務については、新勘定の負擔として經理する。

指定時後三箇月以内に退職する者に對する退職金の支給については、これを舊勘定の負擔として經理する。

前項の期間經過後退職する者（指定時後において就職した者を除く。）の退職金の新勘定及び舊勘定の負擔區分については、命令でこれを定める。

特別經理會社が交互計算の當事者である場合において、指定時を含む相殺をなすべき期間は、指定時において終了するものとし、別段の意思表示をしないときには、これに續く期間は、次の相殺をなすべき期間に屬するものとする。

前項の規定により指定時に終了する期間における交互計算の殘額の特別經理會社に對する請求權は、これを舊債權とする。

第八條の二　指定時の前後に涉る事項に係る支出のうち、左に揭げるものに係る支出については、これを舊勘定の負擔として經理する。

一　舊勘定に所屬してゐる、又は舊勘定に所屬後他に讓渡された非戰災者特別稅法の非戰災家屋に對し課せられる同法による非戰災家屋稅

二　昭和二十年八月十六日午前零時以後指定時までに所有した非戰災者特別稅法の非戰災家屋に對し課せられる同法による非戰災家屋稅

三　舊勘定において使用する家屋に對し課せられる非戰災者特別稅法による非戰災者稅

一個の家屋の全部又は一部が舊勘定及び新勘定において使用せられてゐる場合における前項第三號の規定による非戰災者特別稅法による非戰災者稅の支出の舊勘定及び新勘定の負擔區分については、特別管理人が、これを定める。

第八條の三　法第十二條第二項の規定の適用を受ける場合において、抵當權の登錄又は登記の全部が抹消されたときには、鐵道抵當法第三十五條（明治四十二年法律第二十八號第一條及び運河法第十三條において準用する場合を含む。）及び工場抵當法第四十八條（鑛業抵當法第三條、漁業財團抵當法第六條及び自動車交通事業法第四十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、これを適用しない。

鐵道抵當法第二十九條第三項及び第三十條第二項（明治四十二年法律第二十八號第一條及び運河法第十三條において準用する場合を含む。）の規定は、法第十二條第二項の規定の適用を受ける鐵道財團、軌道財團又は運河財團について、抵當權設定の登錄を申請する場合に、これを準用する。

第八條の四　法第十二條第三項の規定の適用を受ける場合において、鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團の財團目錄の記載の變更の登錄又は登記の申請書には、當該財團に屬する會社財産の一部が新勘定に所屬することを證する書面を添附しなければならない。

第八條の五　法第十二條第一項の規定により消滅した先取特權、質權又は抵當權でその保存又は設定の登記の抹消の登記のなされたものが同條第四項の規定により消滅しなかつたものとみなされた場合には、その抹消した登記の回復を申請することができる。

不動産登記法第六十六條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第八條の六　工場財團、鑛業財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財產の一部が法第十二條第三項の規定により當該財團に屬さないことになつたことに伴りその財團目錄の記載の變更の登記がなされた場合において、當該會社財產が、同條第四項の規定により當該財團から除かれなかつたものとみなされたときは、その變更の登記の抹消を申請することができる。

前項の場合において當該會社財產につき工場抵當法第二十三條又は第三十四條（鑛業抵當法第三條、漁業財團抵當法第六條及び自動車交通事業法第四十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による記載のなされてあつたものについては、登記官吏は、前項の登記をなした後、職權を以て、法第十二條第三項の規定により當該財團に屬さないこととなつた場合における財團目錄の記載の變更の登記に因り抹消された記載と同一の記載をしなければならない。

工場抵當法第三十九條及び第四十一條の規定は、第一項の場合に、同法第四十三條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第八條の七　第八條の五第一項及び前條第一項の登記は、登記權利者のみで、これを申請することができる。

第九條　左に揭げる債權は、法第十四條第一項の舊債權に含まれるものとする。

一　前條第二項の規定によつて、舊勘定で負擔する退職金（同條第三項の規定による命令により、舊勘定の負擔と定められる場合においては、その退職金を含む。）の債權

二　法第十四條第一項但書第一號の公租公課は準ずる債權は、左に揭げるものとする。

一　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及び過料

三　特別經理會社に對して、その有する株式（指定時後において取得したものを除く。）につき、指定時後株金の拂込の催告があつた場合の拂込請求權

四　特別經理會社の指定時以前の決算期における利益又は利息として配當される利益又は利息の配當請求權

五　指定時以前に振り出された特別經理會社を支拂人とする爲替手形又は小切手であつて、指定時以前に引受又は支拂のための呈示のなかつたものの所持人の特別經理會社に對する權利

六　戰時補償特別措置法により特別經理會社に課せられる戰時補償特別稅

七　戰時補償特別措置法第四十一條第一項乃至第三項、第四十二條又は第五十三條の規定により納稅義務者、政府特殊借入金の債權若しくは特殊預金等を讓渡した者又は戰時補償請求權の讓渡人である特別經理會社に求償する權利

七の二　第八條の二の規定により舊勘定の負擔として經理される非戰災者特別稅法による非戰災家屋稅及び非戰災者稅

八　法第十四條第一項の舊債權の保證人又は連帶債務者が主たる債務者又は他の連帶債務者である特別經理會社に對して有する求償權

九　其の他主務大臣の指定するもの

法第十四條第一項但書第一號の公租公課は準ずる債權は、左に揭げるものとする。

一　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及び過料

二　國稅滯納處分の例により徵收し得るもの

第十條　法第十四條第一項但書第二號の定期的給與は、左に揭げるものをいふ。

一　給料及び賃金

二　定期に支給する手當及び賞與

第十一條　法第十四條第一項但書第四號の臨時的給與は、左に揭げるものをいふ。

一　會社の業務に關する臨時の役務に對する手當及び實費辨償

二　臨時に支給する賞與

第十二條　法第十四條第一項但書第三號及び第四號の規定に依り辨濟をすることができる金額（退職金に關するものを除く。）の限度は、一人につきこれを一萬五千圓とする。

法第十四條第一項但書第四號の規定により辨濟を受ける退職金の金額の限度は、命令でこれを定める。

第十三條　法第十四條第一項但書第六號の債權は、左に揭げるものとする。

一　金融機關經理應急措置法第十六條但書の規定に基き金融機關に對する封鎖預金等（金融緊急措置令に規定する封鎖預金等をいふ。以下同じ。）を以て辨濟される場合の金融機關の有する貸付金の債權。但し、金融機關に對する封鎖預金等を以て辨濟される金額を限度とする。

二　第九條第一項第一號の債權。但し、命令で定める金額を限度とする。

三　指定時以前の業務上の傷病又は死亡に因る扶助の債權。

四　指定時以前に特別經理會社の締結した雙務契約であつて、特別經理會社及びその相手方の雙方が、指定時にまだその履行を完了してゐないときに、當該雙務契約に基いて特別經理會社の有する債權を新勘定に所屬せしめた場合において、その債權の對價に相當する相手方の有する債權（但し、繼續的給付を目的とする債權を除く。）

五　特別經理會社が指定時において預證券及び買入證券又は倉荷證券を所持する場合において、當該預證券及び買入證券又は倉荷證券に記載された寄託物の保管料その他保管に關する費用の請求權

六　賣り渡した物資を原料として製作されたものを買ひ取り（賣り渡した物資を加工又は修理した後買ひ取る場合を含む。）、その賣掛金と買掛金とを相殺する契約であつて、特別經理會社が指定時以前に締結した場合における當該契約に基く債權

七　舊勘定のみを設けた特別經理會社に對する債權であつて、指定時後の原因に基いて生じたもの

八　法第十四條第一項但書の舊債權の利息及び同項但書各號の舊債權の指定時後の不履行による損害賠償、違約金等の請求權

九　その他主務大臣の指定するもの

第十四條　舊勘定に所屬する財產の管理のため生じた債權については、指定時後三箇月以内は、法第十四條第三項の規定にかかはらず、主務大臣の承認を受けることを要しない。

第十五條　特別經理會社は、指定時（法第一條第一項第二號の指定を受けた會社については指定の日）後二週間以内に會社の業務を執行する役員中から互選によつて二人及び當該會社に對し指定時現在において債權

（社債及び法第十四條第一項但書の債權を除く。）を有する政府以外の者（以下舊債權者といふ。）であつて、當該會社の業務を執行する役員でない者のうちで、當該債權の額の最も多額な者から順次二人の特別管理人を選任しなければならない。但し、債權額が同額の場合においては、抽籤による。

前項の規定により特別管理人となるべき舊債權者が法人である場合においては、當該法人の指名する代表者（主務大臣の指定する法人においては業務を執行する役員）を以て、舊債權者として、これを適用する。この場合において、債權の額は、當該法人の債權の額とする。

特別經理會社が、擔保附社債信託法による社債を發行してある場合及び商法第三百四條により社債募集の委託をしてある場合には、第一項の舊債權者のうちから選任する特別管理人中一人は、これを當該社債に關する受託會社のうちから、これらの方法によらずに社債を發行してある場合には、商法第三百二十九條の規定による社債權者の代表者のうちから選任しなければならない。この場合において、前二項の規定は、これを準用する。

指定時現在において、舊債權者及び社債權者のない特別經理會社、特別管理人に選任された舊債權者及び前項の規定により特別管理人に選任された者が就任せず、又は就任する意思がないものとみなされたため、特別管理人となるべき舊債權者が一人のとき（社債を發行してある場合を除く。）には、又は舊債權がなく第三項の規定による受託會社若しくは社債權者のみのときには、法第十七條第一項の規定にかかはらず、業務を執行する役員及び舊債權者のうちから選任する特別管理人は、夫々一人とする。

資本金百萬圓未滿の特別經理會社は、法第十七條第一項の規定にかかはらず、選任すべき特別管理人を、當該會社の業務を執行する役員のうちから一人及び當該會社の舊債權者のうちから一人とすることができる。

破產手續中の特別經理會社は、第一項の規定によつて特別管理人となるべき舊債權者のみを特別管理人として選任する。但し、監査委員のある場合には、その監査委員全員を特別管理人とする。

清算中の特別經理會社は、その清算人のうちから二人及び當該會社の舊債權者のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

第一項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十六條　特別經理會社は、前條第一項の規定により特別管理人として選任されるべき舊債權者が著しく不適當であると認める場合においては、同項の規定によつて次の順位を有する舊債權者を選任することができる。この場合において、次の順位の舊債權者がないときは、前條第五項の規定を準用する。

い。

特別經理會社の業務を執行する役員が一人のとき、舊債權者が一人若しくは舊債權者から特別管理人に選任された者が就任せず、若しくは就任する意思がないものとみなされたため、特別管理人となるべき舊債權者が一人のとき（社債を發行してある場合を除く。）には、又は舊債權がなく第三項の規定による受託會社若しくは社債權者のみのときには、法第十七條第一項の規定にかかはらず、業務を執行する役員及び舊債權者のうちから選任する特別管理人は、夫々一人とする。

資本金百萬圓未滿の特別經理會社は、法第十七條第一項の規定にかかはらず、選任すべき特別管理人を、當該會社の業務を執行する役員のうちから一人及び當該會社の舊債權者のうちから一人とすることができる。

破產手續中の特別經理會社は、第一項の規定によつて特別管理人となるべき舊債權者のみを特別管理人として選任する。但し、監査委員のある場合には、その監査委員全員を特別管理人とする。

清算中の特別經理會社は、その清算人のうちから二人及び當該會社の舊債權者のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

第一項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十六條　特別經理會社は、前條第一項の規定により特別管理人として選任されるべき舊債權者が著しく不適當であると認める場合においては、同項の規定によつて次の順位を有する舊債權者を選任することができる。この場合において、次の順位の舊債權者がないときは、前條第五項の規定を準用する。

前項の場合において、特別管理人に選任されなかつた先順位の舊債權者が不服であるときには、主務大臣に對して異議の申立をすることができる。

舊債權者の異議の申立のある場合においては、主務大臣は、特別管理人の選任について、適當と認める措置を講ずることができる。

第十七條　特別經理會社は、主務大臣の認可を受けたときには、法第十七條第一項の規定にかかはらず、特別管理人を增員し又は當該會社の業務を執行する役員若しくは舊債權者でない者を特別管理人として選任することができる。

特別管理人又は特別經理會社に對し指定時において、拂込株金額の十分の一以上に當る債權を有する者、出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員若しくは資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、會社に對し文書を以て前項の認可申請をすべき旨を請求することができる。

前項の請求があつた場合には、會社は直ちに命令の定めるところによつて、認可の申請をしなければならない。

主務大臣が前項の申請を認可した場合には、特別經理會社は、當該認可に基いて特別管理人を選任しなければならない。

主務大臣は、必要があると認めるときには、職權を以て特別管理人を選任することができる。

第十八條　特別管理人又は前條第二項に規定する舊債權者、社員若しくは株主が、特別管理人の選任に對して不服がある場合又は特別管理人のうち著しく不適當と認める者がある場合においては、主務大臣に異議の申立をすることができる。

第十六條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十九條　特別經理會社は、特別管理人に選任しようとする者を決定したときには、遲滯なくその旨を特別管理人に選任しようとする者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、前項の通知を受けた日から二週間以內に、特別經理會社に對して、特別管理人に就任するか否かの意思を通知しなければならない。

前項の期間內に、同項の者から意思の通知がないときには、就任する意思がないものとみなす。

特別管理人は、その職務を行ふについて、代理人を選任することができる。この場合においては、當該特別管理人は代理人の住所及び氏名を特別經理會社に對して通知しなければならない。

特別管理人は、病氣その他正當な事由によりその職務を遂行することができないときは、その任務を辭することができる。この場合においては、遲滯なくその旨を特別經理會社に對して通知しなければならない。

前項の規定によつて特別管理人がその任務を辭したとき、特別管理人が死亡したとき、法第二十條の規定によつて解任せられたとき又は特別管理人に選任せられる資格を失つたときには、特別經理會社は第十五條乃至第十七條の規定によつて、缺員となつた特別管理人を補充しなければならない。同條の規定によつて補充のできない場合においては、特別經理會社の申出により、主務大臣は、適當と認める措置を講ずることができる。

第二十條　特別經理會社の業務を執行する役員以外の者から選任された特別管理人の報酬は、特別管理人に選任された會社の業務を執行する役員の平均報酬の範圍内において、特別管理人が、特別經理會社と協議してこれを決定する。協議が調はないときには、主務大臣が、これを裁定する。但し、整理、清算、破產手續又は和議手續中の特別經理會社の特別管理人の報酬については、破產管財人の報酬に關する破產法の規定を準用する。

特別經理會社の役員中から選任された特別管理人は、特別管理人としての報酬を受けることができない。

特別管理人の職務執行の爲に要した費用については、その實費を支拂ふ。

第一項の報酬及び前項の費用は、これを舊勘定に所屬する財產の管理のために要した費用とする。

破產法第百六十四條の規定は、特別管理人に、これを準用する。

第二十一條　特別管理人のうちから互選された特別管理人は、法第十九條の規定による各特別管理人の可否の意見を證する書面を作成し、これに各特別管理人の署名捺印を求め、これを保管しなければならない。

特別管理人の意思を表示する文書には、前項の規定により互選された特別管理人が、これに署名捺印をしなければならない。

主務大臣の裁定があつた場合には、前項の文書にその旨を附記しなければならない。

第二十二條　特別經理會社は、左に掲げる場合においては、法第二十二條の規定による特別管理人の承認を受けることを要しない。

一　法第十四條第一項但書に掲げる債務を辨濟するため必要な限度において財產を處分するとき

二　金融機關より預金の拂戻を受けるとき

三　土地、建物（土地及び建物の賣買を會社の目的とする場合を除く。）その他の事業設備以外の法第七條第二項に規定する會社財產について、特別經理會社が、事業の常務の執行上必要な範圍において時價を下らない對價を以て處分するとき

第二十三條　法第二十七條の規定により法の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱はしめるについて必要な事項は、主務大臣が協議して、これを定める。

前項の規定により、日本銀行が取り扱ふ事務に要する費用は、日本銀行の負擔とする。

第二十三條の二　特別經理會社は、第二條第一項第六號の規定によつて、舊勘定に所屬せしめた施設を利用して、新勘定の計算において事業を行ふ場合には、特別管理人の定める金額を毎月新勘定から舊勘定に繰り入れることができる。

第二十三條の三　法第一條第一項第一號但書の認可を受けた會社は、その認可を受けた日において、新勘定及び舊勘定を併合する。但し、舊勘定のみを設け會社は、舊勘定を廢止する。

前項の場合においては、法第十六條第四項の規定によつて變更された事業年度は、變更されなかつたものとする。

第二十三條の四　特別經理會社は、定款の定にかかはらず、指定時から指定時を含む事業年度について定款に定められた定時總會の招集の時期までに法第十六條第四項の規定によつて指定時に終了した事業年度の定時總會を招集することができる。

第二十四條　法及びこの勅令において戰時補償金等といふのは、昭和二十年八月十五日以前において發生した人又は法人の損害、又は同日以前における業務の運營、制限若しくは禁止又は物資、權利、勞務若しくは施設の生產、修理、讓渡、使用、收用、管理、供給、移轉、制限若しくは禁止に基き、政府又は政府に準ずる機關（政府の行ふ施策に協力することを目的として設立せられ且つその者の事務による損失を政府において、補償するもの及び舊戰時特殊損害保險法第二條の規定により指定を受けた保險會社をいふ。）に對する補償金を請求する權利その他の債權であつて、命令で定めるもの以外のものをいふ。

第二十五條　法及びこの勅令において在外資產といふのは左に掲げるものをいふ。

一　外國（大藏大臣の指定する地域を含む。以下同じ。）にある動產、不動產及びこれらのものに關する權利

二　外國にある鑛業權、漁業權及びこれらに準ずる權利並びにこれらの權利に關する權利

三　外國居住者又は外國事業所若しくは營業所の負擔となる債權、請求權、銀行預金その他の預金又は信用取引であつて、外國を履行地とするもの

四　外國にある事業、營業又はこれらのものに對する出資

五　外國居住者により發行せられ又はその者の債務となるべき有價證券

六　外國の著作權、特許權、實用新案權、意匠權又は商標權並びにこれらのものに關する權利

七　日本銀行券、貨幣、政府の發行する小額紙幣、臨時補助通貨及びB號圓表示通貨以外の通貨

八　外國に本社を有する會社の本邦にある事業所又は營業所に對する債權

九　本邦にある者の有する七に掲げる通貨を以て表示する債權

十　その他前各號に準ずるもので大藏大臣の指定するもの

第二十六條　法第十七條第三項及び第四項の規定は、第十六條第一項第十七條第一項及び第五項並びに第十九條第六項の規定により特別管理人を選任したとき、又は第十九條第四項の規定により代理人を選任したとき、若しくはその代理人の代理權の消滅したときに、これを準用する。

第二十七條　法及びこの勅令において主務大臣といふのは、第二項の場合を除くの外當該會社の主な事業の所管大臣及び大藏大臣をいふ。

法及びこの勅令においては、主務大臣といふのは、厚生大臣の所管する勤勞に關する事項については、前項の規定による大臣及び厚生大臣をいふ。

附　則

この勅令は、法施行の日からこれを施行する。

特別經理會社に對して、その有する株式（指定時後において取得したものを除く。）につき、指定時後舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理會社については、舊勘定の廢止。以下同じ。）の日までを拂込期日とする株金の拂込の催告があつた場合においては、當該株金の拂込期日は、舊勘定及び新勘定の併合後一箇月を經過した日とする。

附　則（昭和二十一年勅令第四百八十四號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條、第八條、第九條、第十五條及び第二十三條の二乃至第二十四條の改正規定は、昭和二十一年八月十五日から、これを適用する。

前項但書の規定は、この勅令施行前に特別經理會社のなした決濟の效果を妨げない。

特別經理會社が、この勅令施行の日までに招集した臨時總會において、法第十六條第四項の規定によつて指定時に終了した事業年度の商法第二百八十一條に揭げる書類について同法第二百八十一條乃至第二百八十三條の規定に定める手續に從つて承認を受けたときには、その臨時總會は、第二十三條の四の規定によつて招集する定時總會とみなす。

●會社經理應急措置法施行規則

（昭和二十一年八月十五日　大藏・厚生・農林・商工・運輸省令第一號）

沿革　昭和二十一年一二月大、厚、農、商、運令第三號、二三年七月法、大、厚、農、商、運令第一號改正

會社經理應急措置法施行規則を次のやうに定める。

會社經理應急措置法施行規則

第一條　會社經理應急措置法（以下單に法といふ。）第一條第二項の認可を受けようとする會社は、左に揭げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　會社の營む主な事業
四　法第一條第一項第一號但書の規定によつて、適用解除を受けようとする事由
五　法第一條第二項の期間經過後に申請する場合には、期間經過後に申請しようとする事由
六　その他參考となるべき事項

法第二條の規定によつて、會社の株主、社員又は債權者の請求に基いて申請するものである場合には、前項各號に揭げる事項の外、左の各號に揭げる事項を前項の申請書に記載しなければならない。

一　請求者の住所及び氏名、商號又は名稱
二　請求者が會社の株主又は社員である場合には、法第一條第一項第一號に規定する指定時（以下單に指定時といふ。）において請求者の有する株式の額面金額又は出資金額
三　請求者が會社の債權者である場合には、指定時において請求者の會社に對して有する債權の金額
四　請求者の會社に對する請求の要旨

第一項の認可申請書には、左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　定款竝びに最終の貸借對照表及び損益計算書
二　最近における資産及び負債に關する試算表

三　既に交付を受けた會社經理應急措置法施行令（以下單に令といふ。）第二十四條に規定する戰時補償金等（以下單に戰時補償金等といふ。）の內譯明細書
四　貸借對照表の資產の部に計上した戰時補償金等の請求權の內譯明細書
五　貸借對照表の資產の部に計上した令第二十五條に規定する在外資產の內譯明細書
六　所有有價證券の明細書
七　金融機關經理應急措置法第二十七條に規定する金融機關に對する預金等につき、金融緊急措置令施行規則第一條ノ二の規定による第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の明細書
八　指定時における債權及び債務に關する明細書
九　令第一條の規定により計算した積立金の內譯明細書
十　帳簿價額を以て記載した最近の財產目錄

第二條　法第一條第三項の指定を受けようとする會社は、左に揭げる事項を記載した指定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　會社の營む主な事業
四　法第一條第二號の規定によつて、指定を受けようとする事由
五　法第一條第三項の期間經過後に申請する場合には、期間經過後に申請しようとする事由
六　その他參考となるべき事項

前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三條　法第一條第六項の屆出をしようとする會社は、左に揭げる事項を記載した屆書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　會社の營む主な事業
四　會社が法第一條第六項に規定する會社に該當する旨の說明
五　その他參考となるべき事項

前項の屆書には左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　定款竝びに最終の貸借對照表、財產目錄及び損益計算書
二　最近における資產及び負債に關する試算表
三　所有有價證券の明細書

第四條　法第七條第五項の規定によつて、舊勘定のみを設けた特別經理會社（淸算又は破產の手續中の會社を除く。）は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第五條　令第五條第二項の規定によつて、特別管理人の承認を受ける期間の延長を申請しようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に申請しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　期間延長を申請しようとする事由
四　その他參考となるべき事項

第六條　法第八條第三項の規定によつて、公證人の認證を受ける期間の延長を申請しようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　期間の延長を申請しようとする事由
四　その他參考となるべき事項

第六條の二　法第八條の二の規定によつて、會社財産の新勘定から舊勘定への振替の認可を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　會社の營む主な事業
四　新勘定から舊勘定に振り替へる會社財産の種類及び帳簿價額
五　振り替へられる會社財産を新勘定において運營する場合にはその運營の計畫
六　振り替へられる會社財産の上に指定時以前に存した擔保權の種類、金額及び債權者の住所、氏名、商號又は名稱
七　振り替へられる會社財産の上に指定時以後擔保權が設定された場合には、その擔保權の種類、金額及び債權者の住所、氏名、商號又は名稱
八　振り替への他參考を必要とする事由
九　その他參考となるべき事項

第六條の三　法第十一條第五項の規定により、左に揭げるものは舊勘定に所屬せしめる。

一　舊勘定に屬する株式又は債權に係る新株の引受權又はこれに準ずるものを讓渡して得た資産
二　舊勘定に屬する株式又は債權に係る企業再建整備法第二十九條の三第一項の規定により交付される金額又はこれに準ずるもの
三　舊勘定に屬する株式に係る配當金

第七條　法第十四條第三項但書の規定によつて、舊勘定に所屬する財産の管理のために生じた債權について、新勘定から辨濟することについて、主務大臣の承認を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　新勘定から辨濟しようとする債權の金額及びその內容
四　新勘定から辨濟しなければならない事由
五　その他參考となるべき事項

前項の承認申請書には、左に揭げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　舊勘定に所屬する財産の管理のために必要な經費の每月の所要見込金額
二　爾後一ケ月間における舊勘定の收入及び支出の見込

第八條　法第十五條第二項但書の規定によつて、解散の承認を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金
三　會社の營む主な事業
四　解散を必要とする事由
五　解散に伴ふ會社財産の處分及び殘餘財産の分配の方法

前項の承認申請書には、左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　解散に關する株主總會の決議錄又は之に準ずべきものの謄本
二　定款竝びに最終の貸借對照表及び損益計算書
三　時價を以て記載した最近の財産目錄
四　所有有價證券の明細表

第九條　法第十五條第二項但書の規定によつて、合併の承認を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　合併する會社の住所及び商號
二　合併する會社の目的竝びに資本金額及び拂込資本金額
三　合併後存續する會社又は合併に因り設立する會社の住所及び商號
四　合併後存續する會社又は合併に因り設立する會社の目的竝びに資本金額及び拂込資本金額
五　合併の時期及び方法
六　合併を必要とする事由
七　合併後存續する會社又は合併により設立する會社の事業の大要
八　その他參考となるべき事項

二以上の特別經理會社が合併しようとする場合においては、前項の承認申請書は、各特別經理會社の連名をもつてこれを提出しなければならない。

第一項の承認申請書には、左に揭げる書類を添附しなければならない。

一　合併に關する株主總會の決議錄又はこれに準ずべきものの謄本
二　合併契約書の謄本
三　合併後存續する會社又は合併により設立する會社の定款竝びに事業計畫明細書及び事業收支目論見書
四　合併する會社の定款竝びに最終の貸借對照表及び損益計算書

第十條　法第十五條第二項但書の規定によつて、組織變更の承認を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　組織變更の方法
四　組織變更後の會社の種類及びその資本金額
五　組織變更を必要とする事由
六　組織變更後の會社の事業の大要
七　その他參考となるべき事項

前項の承認申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　組織變更に關する株主總會の決議錄又はこれに準ずべきものの謄本
二　定款

第十一條　法第十五條第二項但書の規定によつて、資本增加の承認を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の現在の資本金額
三　資本增加の金額竝びに第一回の拂込の時期及び金額
四　資本增加の方法
五　資本增加を必要とする事由
六　資本增加により調達する資金の使途
七　その他參考となるべき事項

前項の承認申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　資本增加に關する株主總會の決議錄又はこれに準ずべきものの謄本
二　定款竝に最終の貸借對照表及び損益計算書
三　資本增加に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書

第十二條　法第十五條第二項但書の規定によつて、資本減少の承認を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の現在の資本金額及び拂込資本金額
三　資本減少の時期及び金額
四　資本減少の方法
五　資本減少を必要とする事由
六　その他參考となるべき事項

前項の承認申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　資本減少に關する株主總會の決議錄又はこれに準ずべきものの謄本
二　定款竝びに最終の貸借對照表及び損益計算書
三　最近における資產及び負債に關する試算表

第十三條　令第十六條第二項の規定によつて、特別管理人の選任につき異議を申し立てようとする者は、左に掲げる事項を記載した異議申立書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　特別管理人の屬する會社の住所及び名稱
二　特別管理人の屬する會社の資本金額及び拂込資本金額
三　異議申立者の住所及び氏名、商號又は名稱
四　指定時において異議申立者の會社に對して有する債權の金額
五　異議申立の要旨
六　その他參考となるべき事項

第十四條　令第十七條第一項の規定によつて、特別管理人の選任につき、認可を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　現在の特別管理人全員の住所、氏名、職業に關する履歷及び會社との關係
四　特別管理人を增員し、又は會社の業務を執行する役員又は債權者でない者を特別管理人に選任しようとする事由
五　選任しようとする特別管理人の氏名、住所、職業に關する履歷及び會社との關係

令第十七條第三項の規定によつて、特別管理人、會社の株主、社員又は債權者の請求に基いて申請するものである場合には、前項各號に揭げる事項の外、左の各號に揭げる事項を、前項の申請書に記載しなければならない。

一　請求者の住所及び氏名
二　請求者が會社の株主又は社員である場合には指定時において請求者の有する株式の額面金額又は出資金額
三　請求者が會社の債權者である場合には、指定時において申立者の會社に對して有する債權の金額
四　請求者が令第十七條第三項の規定によつて會社に提出した文書の謄本

第十七條　令第十九條第六項の規定によつて、特別管理人の選任につき申出をしようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した特別管理人選任申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　現在の特別管理人全員の住所、氏名及び會社との關係
四　特別管理人の缺員となつた事由
五　特別管理人の補充のできない事由
六　その他參考となるべき事項

第十八條　法第十七條第五項の屆出をしようとする特別經理會社は、同條同項に規定する屆出事項を記載した書類を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

第十九條　特別經理會社は、令第二十條第一項の規定によつて、主務大臣の裁定を受けようとするときは、左に揭げる事項を記載した裁定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　當該特別管理人の住所及氏名及び會社との關係
四　特別管理人たる會社の業務を執行する役員の報酬金額
五　當該事項に關する特別管理人と特別經理會社との協議の經過及びその結果
六　當該事項に關する特別管理人の意見及びその重要な相違點
七　その他參考となるべき事項

第二十條　特別經理會社の特別管理人は法第十九條但書の規定によつて、主務大臣の裁定を受けようとするときは、左に揭げる事項を記載した裁定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　特別管理人全員の住所、氏名及び會社との關係
四　主務大臣の裁定を受けようとする事項の大要
五　當該事項に關する特別管理人の討議の經過及びその結果
六　當該事項に關する各特別管理人の意見及びその重要な相違點
七　其の他參考となるべき事項

第二十一條　法第二十二條第一項の規定によつて、財產の處分につき主務大臣の承認を受けようとする特別經理會社は、左に揭げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　特別管理人の選任されてゐない事由
四　處分しようとする財產の種類及びその財產目錄に記載した價額
五　財產處分の方法
六　財產を讓渡又は貸貸しようとする場合には、讓渡又は貸貸の相手方並びに讓渡價額又は貸貸料
七　財產を質權又は抵當權の目的としようとする場合には、當該質權又は抵當權によつて擔保せられる債權の債權者及び債權額
八　當該財產の處分によつて得べき資金の使途
九　當該財產の處分を必要とする事由
十　その他參考となるべき事項

第二十二條　この省令によつて主務大臣に提出する申請書その他の書類は、主務大臣連名宛に、主務大臣の數に二を加へた數に相當する通數を作成しなければならない。

昭和二十年勅令第六百五十七號第一條ノ二に規定する指定會社については、第八條乃至第十二條及び第二十條の規定による申請書その他の書類に、英文四通を添附しなければならない。

第二十三條　前條第二項に規定する會社の提出する申請書その他の書類には「制限會社」を朱書しなければならない。

第二十四條　法第二十五條第三項の規定による證票は別表の樣式による。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年第一號）

この命令は、公布の日から、これを施行する。但し、會社經理應急措置法施行規則第六條の三の規定は、昭和二十一年八月十一日から、これを適用する。

（別　表）

第十八類　產業　第五編　商業

樣式（用紙の大さは日本標準規格B列八番によるものとする）

（表　面）

第四〇七號

第　號

官氏名

會社經理應急措置法に基く檢査證

省印

昭和　年　月　日交付

省

（裏面）

會社經理應急措置法第二十五條　主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理會社に對して、監督上必要な命令をすることができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し、必要があると認めるときには、業務及び財産の狀況に關して報告をさせ、又は當該官吏に帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、當該官吏に檢査させるときは、命令の定めるところにより、その身分を示す證票を携帶させなければならない。

會社經理應急措置法第三十二條　第二十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚僞の報告をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。同項による檢査を拒み、妨げ又は忌避した者も同樣である。

●會社經理應急措置法施行令第八條第三項、第十二條第二項及び第十三條第二號の規定による命令

（昭和二十一年十月二十八日　大藏省厚生省令第一號）

會社經理應急措置法施行令第八條第三項、第十二條第二項及び第十三條第二號の規定による命令を次のやうに定める。

第一條　會社經理應急措置法施行令（以下單に令といふ。）第八條第二項の期間經過後退職する者（指定時後において就職した者を除く。以下同じ。）の退職金（厚生年金保險法附則第十條及び第十一條の規定により支給する退職手當を含む。以下同じ。）は、令第八條第二項の期間を經過した日（以下特定日といふ。）を基準として特定日前後の勤續期間の割合で按分し、特定日迄の勤續期間に相當する金額は、これを舊勘定の負擔として經理する。

前項の勤續期間の計算については、一月未滿の端數はこれを一月とすることができる。

第二條　令第十二條第二項の規定による金額の限度は、一人につき一萬五千圓とする。

第三條　令第十三條第二號の規定による金額の限度は、左の各號の一により計算した金額とする。但しその金額が一人につき一萬五千圓を超ゆるときは一萬五千圓とする。

一　指定時現在において當該特別經理會社が退職金給與規程を有しない場合には、指定時前三箇月間の一箇月平均月收額（賞與その他の臨時的給與を除く。以下同じ。）に勤續期間一年につき一箇月平均月收額の二分の一に相當する金額を加へた金額。但しその金額が本人五百圓、扶養家族一人につき百圓の割合で計算した金額に達しないときは、本人五百圓、扶養家族一人につき百圓の割合で計算した金額。

二　指定時現在において、當該特別經理會社が退職金給與規程を有する場合には、その退職金給與規程により計算した金額、但しその金額が前號に準じ計算した金額に達しないときには前號に準じ計算した金額。厚生年金保險法附則第十條及び第十一條の規定により支給する退職手當は前項の計算についてはこれを指定時現在における特別經理會社の退職金給與規程による退職金とみなす。

第一項第一號の勤續期間が一年未滿の場合にはこれを一年とし、一年を超える場合には、一年未滿の端數は月割計算とする。但し一月未滿の端數を生じたときはこれを一月とする。

第一項において、特定日後退職する者の勤續期間については、特定日に退職したものとみなして計算する。

第四條　第三條第一項第一號の扶養家族とは、左に揭げる者であつて主として退職する者の收入により生計を維持するものをいふ。

一　配偶者（届出がなくても事實上婚姻關係と同樣の事情にある者を含む）

二　滿六十歲以上の直系尊屬であつて本人と同一戶籍内にある者

三　滿十八歲未滿の直系尊屬及び弟妹であつて本人と同一戶籍内にある者

四　不具廢疾者であつて本人と同一戶籍内にある者

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

●會社經理應急措置法施行令第二十四條の規定による債權に關する件

（昭和二十一年十月三日　大藏、厚生、農林、商工、運輸省令第二號）

會社經理應急措置法施行令第二十四條の規定による債權に關する件を次のやうに定める。

第一條　會社經理應急措置法施行令（以下單に令といふ。）第二十四條に規定する政府とは、國、都道府縣、市町村その他大藏大臣の指定する公共團體をいふ。

第二條　令第二十四條に規定する政府に準ずる機關（以下特定機關といふ。）は左に揭げるものをいふ。

一　國民更生金庫
二　產業設備營團
三　帝國鑛業開發株式會社
四　日本石炭株式會社
五　日本倉庫統制株式會社
六　損害保險中央會
七　木船保險組合
八　漁船保險組合
九　舊戰時特殊損害保險法第二條の規定により指定を受けた保險會社
十　その他大藏大臣の指定するもの

第三條　左に揭げる債權は、令第二十四條に規定する戰時補償金等よりこれを除外する。

一　辨濟期が昭和二十年八月十五日以前に到來し、同日までに決濟（辨濟、代物辨濟、相殺又は更改をいふ。以下同じ。）を受けた請求權
二　政府又は特定機關の通常の業務に關して生じた請求權
三　死亡又は傷害に關する保險金又は補償金の請求權
四　救恤制度から生ずる請求權
五　その他大藏大臣の指定するもの

第四條　前條第一號の請求權について、企業整備資金措置法第五條に規定する決濟方法その他大藏大臣の指定する決濟方法で決濟を受けた場合において、昭和二十年八月十五日以前にその決濟として設定された政府特殊借入金、債務者特殊借入金、戰時金融金庫特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託その他大藏大臣の指定する債權について同日以前に償還、拂戻若しくは解除又は混同による消滅がなかつた金額があるときは、その金額については同日までに決濟を受けなかつたものとみなす。

前項の政府特殊借入金の債權について、これを銀行に讓渡して、大藏大臣の指定する預金を取得した者の當該預金につき昭和二十年八月十五日以前に拂戻のあつた金額は、これを政府特殊借入金につき同日以前に償還のあつた金額とみなす。

第五條　第三條第二號の政府又は特定機關の通常の業務に關して生じた請求權とは、政府又は特定機關に對する俸給、賃金、年金、退職金その他の給與の請求權又は施設その他の不動產の賃借、建造、改良、維持若しくは修理又は備品及び消耗品の購入に關して生じた請求權その他政府又は特定機關の日常の活動に必要な役務、物資及び施設等の給付に關して生じた請求權及び特定機關たる保險會社、木船保險組合、漁船保險組合及び損害保險中央會に對する人又は法人の戰爭事故に因らざる保險金の請求權をいふ。但し舊陸軍省、舊海軍省及び舊軍需省航空兵器總局の通常の業務に關して生じた請求權については、俸給、賃金、年金、退職金その他の給與の請求權及び金錢の寄託その他これに準ずるものを原因とする請求權に限る。

第十二章　金融機關及企業再建整備

●金融機關再建整備法

（昭和二十一年十月十九日法律第三十九號）

沿革　昭和二二年三月勅令第七四號、九月法律第一〇七號、一二月第一六二號、第二一一號、二三年三月政令第六三號、七月法律第一八四號、一二月第二三二號改正

朕は、帝國議會の協賛を經た金融機關再建整備法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

金融機關再建整備法目次

第一章　總則
第二章　資產及び負債の調査
第三章　資產及び負債の評價
第四章　舊勘定の資產及び負債の移換
第五章　舊勘定の最終處理
第六章　整備の促進
第七章　決算の特例
第八章　監査及び監督
第九章　雜則
第十章　罰則

金融機關再建整備法

第一章　總則

第一條　この法律は、戰時補償の特別處理等に伴ひ金融機關に生ずべき損失を適正に處理し、國民生活の安定を確保し、金融機關の速かな再建整備を促進し、以て戰後經濟の安定及びその健全なる發達を圖ることを目的とする。

第二條　この法律において、金融機關、指定時又は預金等とは、金融機關經理應急措置法に定める金融機關、指定時又は預金等をいふ。

この法律において、新勘定又は舊勘定とは、金融機關經理應急措置法第一條第一項の規定により設けられた新勘定又は舊勘定をいふ。

この法律において、經濟再建整備委員會とは、企業再建整備法に定める經濟再建整備委員會をいふ。

第三條　金融機關の舊勘定の資產及び負債は、金融機關經理應急措置法及びこの法律の定めるところにより、これを整理する。

第二章　資產及び負債の調査

第四條　金融機關の指定時における舊勘定の負債に關する債權者（その承繼人を含む。以下同じ。）で勅令で定めるものは、命令の定めるところにより、主務大臣の指定する日までに、その債權を當該金融機關に申し出なければならない。